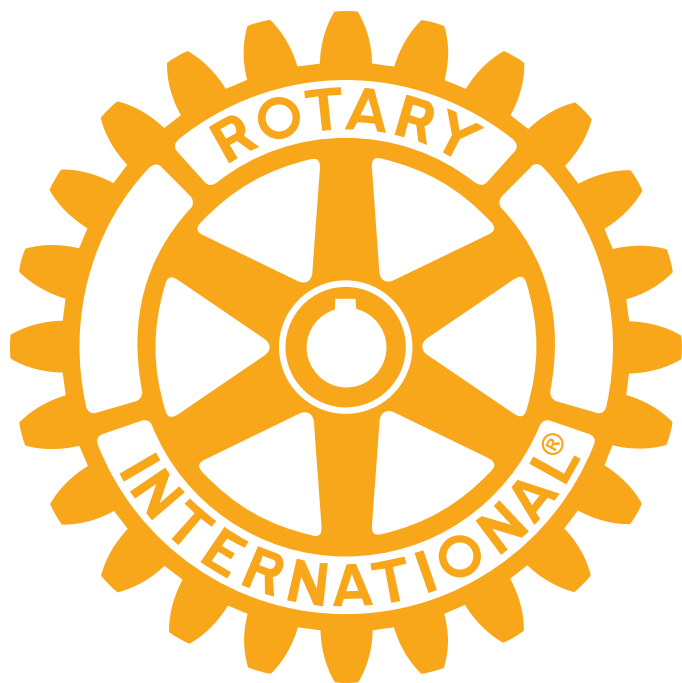




国際ロータリー
2019年 規定審議会

立法案集

19-01から19-116

2019年4月14～18日 | 米国イリノイ州シカゴ

2019 年規定審議会

2019 年規定審議会で審議される立法案

ロータリアンの皆さま

国際ロータリー定款は、RI 理事会が定めた場所において、3 年ごとに規定審議会を開催すると規定しています。2019 年規定審議会は、4 月 14 日から 18 日まで、米国イリノイ州シカゴにて開催されます。規定審議会に備え、全立法案を収めた冊子が作成されましたので、ご参照用にお送りいたします。

本立法案集には、クラブ、地区、RIBI 大会、RI 理事会から 2019 年規定審議会に提出された立法案が収められています。各案件は、2017 年 12 月 31 日の締切日までにロータリーが受理し、定款細則委員会による助言の下、RI 理事会により「正規」とみなされたものです。RI 理事会の指示により、欠陥があると判断された立法案は、立法案集には掲載されず、規定審議会に回付されません。「欠陥」とみなされる理由につきましては、RI 細則の第 7 条をご参照ください。

2019 年規定審議会で審議されるのは、制定案のみとなります。制定案は、RI の組織規定を改正することを目的としています。組織規定には、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款が含まれます。全制定案には、2016 年「手続要覧」に収められた組織規定のページ番号が記載されています。

各案件の上部に記されているのは、審議会番号です（例：19-01）。同じ主題に関する立法案には、類似した、または同一の題目が付けられている可能性があります。

また、各立法案の上部には、提案者の名前が記載されています。案件の中には、提案者が複数あるものもあります。これは、複数の提案者が同一の案件を提出した場合、または、類似した案件を提出した提案者が、定款・細則委員会により提案された折衷案に加わることに同意した場合に起こるものです。このような折衷案の提案は、RI 細則に沿ったものであり、当該案件の価値に関して定款・細則委員会の意見を表明するものではありません。折衷案には、審議会番号の上に「折衷案」と表示されています。

各立法案の下には、提案者による「趣旨および効果」と、「財務上の影響」が記載されています。「趣旨および効果」は、提案者が作成したものであり、編集は行われていません。「財務上の影響」は事務総長が作成したものであり、当該立法案の内容を施行した場合に起こりうる収入または支出の増減の推定を示しています。

RI 組織規定に定められている通り、本立法案は、2018 年 9 月 30 日までに各地区ガバナーと規定審議会の全代表議員に送付されます。ロータリーからの書類を日本語、標準中国語、フランス語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のいずれかで通常受け取っているガバナーと審議会議員には、後日、該当する言語の立法案が送られます。本立法案は（日本語も含め）ロータリーのウェブサイト（www.rotary.org/ja）にも掲載される予定となっております。

立法案集の最後にある案件 19-115 と 19-116 は、特に注意してご覧ください。これらは、RI 細則と標準ロータリークラブ定款に変更を加えるために起草されたものですが、変更はいずれも実質的なものではありません。19-115 の前に、主な変更箇所を挙げたページが追加されています。代表議員には、規定審議会の前にこれらの案件について質問する機会が与えられます。

今後数カ月、規定審議会についてご質問がありましたら、ロータリー審議会業務部のサラ・クリステンセン（Eメール：council_services@rotary.org、電話：1-847-424-5267）までご連絡くださいますようお願いいたします。

心を込めて

Jack

事務総長

ジョン・ヒューコ

2019 年規定審議会 - 立法案

奉仕部門、ロータリーの目的、中核的価値観

- | | |
|-------|--|
| 19-01 | 五大奉仕部門の前文を改正する件 |
| 19-02 | 五大奉仕部門の前文を改正する件 |
| 19-03 | 第三の奉仕部門を改正する件 |
| 19-04 | 第三の奉仕部門を改正する件 |
| 19-05 | 第四の奉仕部門を改正する件 |
| 19-06 | 第四の奉仕部門を改正する件 |
| 19-07 | 第三、四、五の奉仕部門を改正する件 |
| 19-08 | ロータリーの目的を改正する件 |
| 19-09 | ロータリーの目的を改正する件 |
| 19-10 | ロータリーの目的の前文を改正する件 |
| 19-11 | ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件 |
| 19-12 | 第 2 のロータリーの目的を改正する件 |
| 19-13 | 第 4 のロータリーの目的を改正する件 |
| 19-14 | ロータリーの目的の第 4 項を改正する件 |
| 19-15 | ロータリーの目的に第5項を追加する件 |
| 19-16 | ロータリーの目的に第 5 項を追加する件 |
| 19-17 | ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件 |

クラブ運営

- 19-18 会員身分に関する規定を改正する件
- 19-19 標準ロータリークラブ定款から第3条「クラブの目的」を削除する件
- 19-20 標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件
- 19-21 主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件
- 19-22 クラブ会長の任期を改正する件
- 19-23 クラブ会長選出の日程を改正する件
- 19-24 クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件
- 19-25 出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件
- 19-26 クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件
- 19-27 クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件
- 19-28 クラブの所在地域に関する規定を改正する件
- 19-29 衛星クラブの報告手続を改正する件

例会と出席

- 19-30 例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件
- 19-31 例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件
- 19-32 例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件
- 19-33 クラブが少なくとも年に40回、例会を行うことを規定する件
- 19-34 クラブ例会の出席に関する規定を改正する
- 19-35 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件

19-36 欠席のメイクアップに関する規定を改正する件

会員

19-37 クラブの会員身分に関する規定を改正する件

19-38 会員資格を改正する件

19-39 クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件

RI 会長選挙

19-40 会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件

19-41 会長ノミニーの選出の規則を改正する件

19-42 会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件

RI 理事選挙

19-43 理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件

19-44 理事の資格条件を変更する件

19-45 理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件

ガバナー選挙

19-46 ガバナーノミニーの資格条件を改定する件

19-47 ガバナーノミニーの資格条件を改正する件

- 19-48 ガバナーノミニーの資格条件を変更する件
- 19-49 ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件
- 19-50 全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件
- 19-51 ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件
- 19-52 ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件
- 19-53 ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パスト
ガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請
する件

選挙（その他）

- 19-54 地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件
- 19-55 RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件

地区運営

- 19-56 副ガバナー職を廃止する件
- 19-57 地区の年次財務表の提出期限を延長する件
- 19-58 地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件
- 19-59 地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効
果を要求する件

国際ロータリー（一般）

- 19-60 役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件

- 19-61 理事会の任務を改正する件
- 19-62 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件
- 19-63 地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件
- 19-64 地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件
- 19-65 地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件
- 19-66 RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件
- 19-67 機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件
- 19-68 機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件
- 19-69 会員個人情報の開示を禁止する件
- 19-70 クラブの加盟終結に関する規定を改正する件
- 19-71 審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件

国際ロータリー（会員）

- 19-72 ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件
- 19-73 試験的プロジェクトに関する規定を削除する件

国際ロータリー（委員会）

- 19-74 国際大会委員会委員の任期を改正する件
- 19-75 ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件
- 19-76 監査委員会委員の任期を改正する件
- 19-77 情報技術委員会について規定する件

19-78 ロータリー代表ネットワークを規定する件

国際ロータリー（国際大会）

19-79 国際大会の手続を更新して近代化する件

19-80 役員の選挙手順を改正する件

19-81 国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件

RI 財務および人頭分担金

19-82 人頭分担金を増額する件

19-83 人頭分担金を増額する件

19-84 人頭分担金を増額する件

19-85 人頭分担金の増額に関する規定を改正する件

19-86 夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件

19-87 夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件

19-88 30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件

19-89 高齢の会員の人頭分担金を減額する件

19-90 高齢の会員の人頭分担金を減額する件

19-91 高齢の会員の人頭分担金を免除する件

19-92 人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件

19-93 一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件

19-94 一般剰余金の設定手順を改正する件

19-95 新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件

審議会（会議前の手続き）

- 19-96 RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件
- 19-97 規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件
- 19-98 規定審議会を 8 月、9 月、10 月のいずれかの月に関き、立法案提出の締切日を変更する件
- 19-99 制定案提出期限を改正する件
- 19-100 決議案の承認に関する規定を改正する件
- 19-101 欠陥のある決議案の定義を改正する件
- 19-102 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件
- 19-103 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

審議会（会議と代表議員）

- 19-104 規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件
- 19-105 規定審議会を 2 年に一度の開催とする件
- 19-106 年次電子規定審議会を規定する件
- 19-107 審議会代表議員の選出過程を改正する件
- 19-108 審議会代表議員の資格条件を変更する件
- 19-109 審議会代表議員の選出期間を改正する件

審議会（その他）

- 19-110 審議会における信任手続きを簡素化する件
- 19-111 審議会の投票権規定を改正する件
- 19-112 審議会議員について改正する件
- 19-113 ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件
- 19-114 審議会の決定に反対するための手続きを改正する件

特殊な立法案

- 19-115 概要 (295 ページ)
国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件 (297 ページ)
- 19-116 概要 (367 ページ)
標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する (369 ページ)

制定案 19-01

五大奉仕部門の前文を改正する件

提案者： 第 2580 地区(日本)

承認者： 第 2580 地区立法案検討会(日本、東京都)にて承認
(2017 年 10 月 13 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準
5 である。「四つのテスト」は、全ロータリアンが生活や仕事の関係で使う倫理的指針であ
6 る。

- 7 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
8 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 9 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高
10 め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業
11 に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役
12 割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己
13 の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプ
14 ロジェクトに応えることが含まれる。
- 15 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居
16 住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさ
17 まざまな取り組みから成るものである。
- 18 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さら
19 に、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに
20 協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対す
21 る認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う
22 活動から成るものである。
- 23 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
24 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
25 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
26 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 「四つテスト」を標準クラブ定款第 6 条の前文に入れることにより、五大奉仕の活動の哲学的、実地的な基準となる。
- 2

財務上の影響

- 3 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-02

五大奉仕部門を改正する件

提案者： 第 2680 地区(日本)

承認者： 第 2680 地区郵便投票により承認(2017 年 12 月 15 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小および実際的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に
10 携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割
11 には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の
12 ~~職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロ~~
13 ~~ジェクトに込めることが含まれる。~~
- 14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居
15 住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさ
16 まざまな取り組みから成るものである。
- 17 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
18 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに
19 協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対す
20 る認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う
21 活動から成るものである。
- 22 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
23 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
24 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
25 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

26 職業奉仕は、事業遂行における道徳的水準を高めるべきであるという倫理的側面を核
27 として形成されたもので、この倫理的側面こそがロータリーの核心であり、他の団体との

- 1 識別基準だといえる。業界を代表する世界的企業を含む多くの企業や職業人による企
2 業倫理・職業倫理を逸脱する事件が続発している今こそ、ロータリーの職業奉仕の倫理
3 の側面が一層強調されるべきである。
4
5 ところが、この職業奉仕を役割・行為の側面でのみ理解し、倫理の側面を閑却する傾向
6 があり、2016年の規定審議会で、標準クラブ定款第6条第2項第2文の後半部分が
7 挿入され、職業奉仕部門についても、他の奉仕部門のように、その内容を行為(役割)
8 の形で表現されることになったが、これによってかえって職業奉仕の理念が曖昧になり、
9 適切ではないと考える。よって、2016年規定審議会による挿入部分を削除すべきであ
10 る。

財務上の影響

- 11 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-03

第三の奉仕部門を改正する件

提案者： 第 1730 地区(フランス、モナコ)

承認者： 第 1730 地区立法案検討会(フランス、Saint-Laurent-du-Var)にて
承認
(2017 年 12 月 9 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

第 6 条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小および実際的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに込えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、特に、安全な水、衛生施設、清浄な空気、健康的で栄養のある食事を享受できるようにするための法規の順守による環境保全を通じて、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 私たちの生活様式は環境に影響を与える。その悪影響は過去数十年の間に、気候変
- 2 動、原材料の過剰消費、化学物質の過剰使用により生じる農業問題とさまざまな形で
- 3 著しさを増している。
- 4
- 5 私たちは生活慣習を改め、個人、農業、産業の活動によって生じた致命的な副産物に
- 6 よって環境を害することなく、水、食料、消費財を享受できるようにする必要がある。
- 7
- 8 私たちは自然の秩序を破壊することなく人口増加に適応できるようにすべきである。互
- 9 いを尊重することで、住みやすい地球を子孫に残すことができる。

財務上の影響

- 10 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-04

第三の奉仕部門を改正する件

提案者: Tiruchirapalli Fort ロータリークラブ(インド、第 3000 地区)

承認者: 第 3000 地区郵便投票により承認(2017 年 12 月 10 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

2 3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的小および実際的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高
9 め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業
10 に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役
11 割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己
12 の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプ
13 ロジェクトに応えることが含まれる。
- 14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住
15 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさま
16 ざまな取り組みから成るものである。これには、通年使用できる水資源の創出や
17 農業生産の研究開発を含むさまざまな取り組みによって農業および畜産を奨励
18 することを含む。
- 19 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
20 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
21 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
22 認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活
23 動から成るものである。
- 24 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
25 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
26 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
27 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 農業の推進と農家の奨励をあらゆる方法で行い、農業生産力を強化して、飢餓や餓死
- 2 を防ぐための方法を見つけるには、RIからの支援は不可欠である。
- 3
- 4 ロータリーは、政府の支援の下、河川をつないで水が公平な割合で分配できるように
- 5 し、農業や栽培を充実させるために使用できるようにすることができる。
- 6
- 7 ロータリアンの力を活用することで農業と酪農を五大奉仕部門の一つとし、RIが採用す
- 8 ることができる。農業生産量の増加には差し迫った世界的な需要があるためである。

財務上の影響

- 9 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-05

第四の奉仕部門を改正する件

提案者: 第 1650 地区(フランス)
Valenciennes-Denain aérodrome ロータリークラブ
(フランス、第 1670 地区)
第 1700 地区(アンドラ、フランス)

承認者: 第 1650 地区郵便投票により承認(2017 年 9 月 12 日)
第 1670 地区郵便投票により承認(2017 年 12 月 21 日)
第 1700 地区立法案検討会(フランス、Carcassonne)にて承認
(2017 年 12 月 2 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

2 3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実地的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高
9 め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業
10 に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役
11 割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己
12 の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプ
13 ロジェクトに応えることが含まれる。
- 14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住
15 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさま
16 ざまな取り組みから成るものである。
- 17 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
18 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
19 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
20 認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活
21 動から成るものである(ロータリー平和センター、交換プログラム、世界ネットワー
22 ク活動グループ、国際共同委員会、双子クラブを含む)。
- 23 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
24 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
25 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
26 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 ロータリーの国際奉仕の目的の一つに、世界の相互理解を推進することがあり、これは
2 平和の追求の第一歩である。
3
4 基本的なプログラムを列挙することで、ロータリアンがそれらのプログラムを知り、クラブ
5 や地区で推進できるようにすることが重要である。
6
7 ロータリアンが理念の実践に苦心することがしばしばある。しかし、これらのプログラムは
8 RI およびロータリー財団の戦略的優先項目の実施を通じて「平和的な社会の創出」に
9 貢献している。
10
11 その観点から、ロータリーの国際奉仕は国連の持続可能な開発目標 (SDGs) の目標 16
12 と同調している。

財務上の影響

- 13 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-06

第四の奉仕部門を改正する件

提案者: Ranipet ロータリークラブ(インド、第 3231 地区)
承認者: 第 3231 地区立法案検討会(インド、Tamil Nadu、Vellore)にて承認
(2017 年 12 月 28 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。
2

3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高
9 め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業
10 に携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役
11 割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己
12 の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプ
13 ロジェクトに応えることが含まれる。
- 14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住
15 する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさま
16 ざまな取り組みから成るものである。
- 17 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
18 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
19 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
20 認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活
21 動から成るものである。理事会が決定した方法によって、各地区は別の国の地区
22 と3年間ペアを組むものとする。
- 23 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
24 および国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交
25 換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされ
26 ることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

27 外国のクラブや地区と長期的関係を築くには、地区同士を結び付けることが近道となり
28 うる。行事日程を添えた構造的アプローチはグローバル補助金の機会の向上と、遠隔

- 1 地の地区にとって文化的および友好的交換の機会の向上につながると思われる。地区
- 2 は均衡の取れた活動の策定において互いに指導しあうことができる。

財務上の影響

- 3 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 4 ことはできない。費用は、地区のペアに対して RI 理事会が提供する支援の範囲と内容
- 5 に左右されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-07

第三、四、五の奉仕部門を改正する件

提案者： 第 5550 地区(米国)
承認者： 第 5550 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 16 日～12 月 14 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。
2

3 第 6 条 五大奉仕部門

4 ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実的な規準
5 である。

- 6 1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラ
7 ブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
- 8 2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、
9 品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に
10 携わる中で奉仕の理念を実践していくという目的を持つものである。会員の役割
11 には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の
12 職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロ
13 ジェクトに応えることが含まれる。
- 14 3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、積極的平和と地域社会における平和のリテ
15 ラシーを追求することにより、クラブの所在地域または行政区域内に居住する
16 人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざま
17 な取り組みから成るものである。
- 18 4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらに
19 は、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協
20 力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する
21 認識を培うことによって、国際理解、親善、積極的平和、平和リテラシーを推進す
22 るために、会員が行う活動から成るものである。
- 23 5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクト
24 および国際奉仕プロジェクトへの参加、積極的世界平和、平和リテラシー、およ
25 びと異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によ
26 って、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

(本文終わり)

趣旨および効果

ロータリアンは、五大奉仕部門において用いられる「平和」という言葉の明確な理解に欠けている。現在理解されているように、戦争と武力侵略から解放された状態だけが平和ではない。本改正案は、より明確な定義を規定すると思われる。

ロータリーの第一の重点分野は「平和の推進」である。平和はロータリーのミッションステートメントの一部を成し、奉仕部門にも含まれている。「平和」という概念は定義されておらず、世界に対する理解が発展するに従い、この概念の強化が必要である。

積極的平和とは、平和な社会を創出し維持する姿勢、制度、構造と定義される。たとえば、健全なビジネス環境、公平な資源の分配、情報の自由な流通、高度な人的資本、他者の権利の容認、不正行為の少なさなどである。これらの要素は社会が重要と考える他の多くの肯定的な成果にもつながり、人類の潜在的能力が開花するための最適な環境が生まれる。

平和リテラシーとは新しい平和のパラダイムであり、人類が必要とするものやトラウマの絡み合いを理解するための現実的で実践的な誰にでもわかる枠組みを含み、健康的な生き方への精神的欲求を満たし、生活と社会からトラウマを解き放ち、人類の問題の根本原因を治癒し、個人の生活、地域社会、国、そして世界で積極的平和を増進する力を与えるものである。

こうした明確な言葉を奉仕部門に追加することによって、ロータリアンは地域社会と世界における本当の平和についてより効果的に注目できるようになる。

財務上の影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-08

ロータリーの目的を改正する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

承認者： 第 2650 地区立法案検討会（日本、滋賀県、大津市）にて承認
（2017 年 11 月 25 日）

1 国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

2

3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ~~ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと~~
5 ~~にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：~~

6 ~~第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；~~

7 ~~第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社~~
8 ~~会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；~~

9 ~~第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、~~
10 ~~奉仕の理念を實踐すること；~~

11 ~~奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平~~
12 ~~和を推進すること。~~

13

14 ロータリーの目的は、一人一人のロータリアンに奉仕理念を奨励し、これを育むとともに、
15 自らの職業ならびに生活全般において、その奉仕理念を實踐することにある。また、こ
16 の實踐により、究極的に全人類の相互理解、親善、平和が達成されることを信じている。

17

18 ロータリーの中核的価値観は、奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップである。

19

20 ロータリーの奉仕理念は、「人に対する思いやりを持って、人の役に立つこと」という人
21 間の善意の心から導かれる人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに
22 伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようと
23 するものである。この哲学は奉仕―「超我的奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕
24 する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

25

26 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

27

28 第 5 条 目的

29 ~~ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと~~
30 ~~にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：~~

31 ~~第4 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；~~

1 ~~第5 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社~~
2 ~~会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；~~
3 ~~第6 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、~~
4 ~~奉仕の理念を実践すること；~~
5 ~~奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和~~
6 ~~を推進すること。~~
7
8 ~~ロータリーの目的は、一人一人のロータリアンに奉仕理念を奨励し、これを育むとともに、~~
9 ~~自らの職業ならびに生活全般において、その奉仕理念を実践することにある。私たちは、~~
10 ~~この実践により、究極的に全人類の相互理解、親善、平和が達成されると信じている。~~
11
12 ~~ロータリーの中核的価値観は、奉仕、親睦、多様性、高潔性、リーダーシップである。~~
13
14 ~~ロータリーの奉仕理念は、「思いやりを持って、人の役に立つこと」という人間の善意の~~
15 ~~心から導かれる人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のた~~
16 ~~めに奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。~~
17 ~~この哲学は奉仕 — 「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多~~
18 ~~く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

19 RI 定款と標準ロータリークラブ定款に規定されているロータリーの目的を再定義し、ロ
20 ータリーの戦略計画に謳われる基本理念や決議 23-34 との整合性を図ろうとするもので
21 ある。

22
23 従来から、RI 定款と標準ロータリークラブ定款にはロータリーの目的が規定されている。
24 しかし、昨今、RI 理事会から戦略計画が発表され、ロータリーの使命(ミッション)、中核
25 的価値感(コアバリュー)およびビジョン声明などの重要な基本方針が新たに定義され、
26 従来のロータリーの目的や決議 23-34 などの重要文書との整合性を問われる状況が続
27 いている。

28
29 そこで、戦略計画に謳われている重要な理念を改めてロータリーの目的に取り入れ、さ
30 らに決議 23-34 に謳われている奉仕理念の定義を定款に規定することで、ロータリー運
31 動の目的をより明確化しようとするものである。

32
33 なお、五大奉仕の定義は標準ロータリークラブ定款第 6 条で定義されており、目的に五
34 大奉仕を含める必要はない。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-09

ロータリーの目的を改正する件

提案者: Heswall ロータリークラブ (英国、第 1180 地区)

承認者: 第 1180 地区立法案検討会 (ウェールズ、Clwyd、Wrexham) にて承認
(2017 年 10 月 18 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 13 ページ)。

2

3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

6 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

7 第 2 ~~職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、~~
8 ~~社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする;~~

9 第 3 ~~ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、~~
10 ~~日々、高い倫理基準を保ち、奉仕の理念を实践すること;~~

11 ~~第 4 第 3~~ 超我の奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国
12 際理解、親善、平和を推進すること。

13

14 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

15

16 第 5 条 目的

17 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
18 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

19 第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

20 第 2 ~~職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、~~
21 ~~社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものとする;~~

22 第 3 ~~ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、~~
23 ~~日々、高い倫理基準を保ち、奉仕の理念を实践すること;~~

24 ~~第 4 第 3~~ 超我の奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国
25 際理解、親善、平和を推進すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

26 本提案の目的は、会員資格と一致するようにロータリーの目的を改正することにある。現
27 在、両者は一致していない。

ロータリアンとしての会員資格(RI 定款第 5 条第 2(a)節)には、入会希望者は「善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人」であることを求めている。

ロータリーの目的には、もはやこれらの資格条件に適さない要素がある。

- 目的の具体例は、地域社会のあらゆる職業および社会的地位の人びとによって構成されるようになっている会員基盤に一致せず、関連性もない。
- 目的の言葉遣い、たとえば「意義ある」、「ロータリアン各自の職業を高潔なものとする」、「意義ある事業」といった表現は分かりにくく、解釈もしにくい。
- 目的が「役立つ仕事」に言及し、それがどのような仕事を定義していないことは、事業または専門職務に携わっていない成人の入会を募る上で弊害となる。
- 目的が「職業人が、世界的ネットワークを通じて」と言及することで、善良さ、高潔さを示しながらこのようなネットワークには入っていない成人の入会を募る機会を制限している。

改正は、会員の資格とロータリーの目的を調和させ、会員増強と奉仕の機会の拡大につながる効果がある。

財務上の影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-10

ロータリーの目的の前文を改正する件

提案者： 千葉ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

承認者： 第 2790 地区郵便投票により承認（2017 年 12 月 20 日）

1 国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

2

3 第 4 条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業活動の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育む
5 ことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

6 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

7 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
8 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

9 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
10 奉仕の理念を実践すること；

11 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
12 平和を推進すること。

13

14 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

15

16 第 5 条 目的

17 ロータリーの目的は、意義ある事業活動の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育む
18 ことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

19 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

20 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
21 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

22 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
23 奉仕の理念を実践すること；

24 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親
25 善、平和を推進すること。

（本文終わり）

趣旨および効果

26 主文の enterprise は (1)「勇気ある挑戦、大胆な企画、果敢な行動」などの意味と、(2)
27 それらの意を込めた「企業活動」の両方の意味を持つ。これによりロータリーの目的が

- 1 国によって両様に理解され、世界的に観ればロータリー解釈のダブルスタンダードを来
2 している。
3
4 一方で「目的」が制定された以降のロータリーの意識は色々と変遷した。その結果、現
5 在の国際ロータリーはポリオプラスや 6 つの重点分野を軸とした人道的奉仕活動を標
6 榜している。そして企業活動や職業倫理の向上のみに特別に重点を置いている訳で
7 はない。よって、ロータリーの目的のダブルスタンダードを避けるために、主文の
8 enterprise を activities に改定する。activities は企業活動や職業倫理の向上を目的とす
9 る活動を含み、これを否定するものではない。

財務上の影響

- 10 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-11

ロータリーの目的の前文と第 4 項を改正する件

提案者： 千葉ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）
木更津東ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）
承認者： 第 2790 地区郵便投票により承認（2017 年 12 月 20 日）

1 国際ロータリー定款を次のように改正する（『手続要覧』第 13 ページ）。

2 第 4 条 ロータリーの目的

3 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を
4 奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

5 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

6 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
7 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

8 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
9 奉仕の理念を実践すること；

10 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国
11 際理解、親善、平和を推進すること。

12 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。

13 第 5 条 目的

14 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎としてロータリアンのすべてが奉仕の理念を
15 奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

16 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

17 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
18 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

19 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
20 奉仕の理念を実践すること；

21 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人ロータリアンが、世界的ネットワークを通じて、国
22 際理解、親善、平和を推進すること。

23 （本文終わり）

趣旨および効果

- 1 2007 年規定審議会において、職業分類に社会奉仕の種類に従って分類されることが
- 2 追加された。しかし、ロータリーの目的は、依然として「意義ある事業の基礎として」と規
- 3 定されている。この規定では、社会奉仕の種類に従って分類されて入会したロータリア
- 4 ンについて配慮されていない。さらに第 4 項の「職業人」を「ロータリアン」と改正すること
- 5 により、全ロータリアンの目的が明確になる。

財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-12

第2のロータリーの目的を改正する件

提案者: Mumbai South ロータリークラブ(インド、第3141地区)

承認者: 第3141地区郵便投票により承認
(2017年11月27日～12月27日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第14ページ)。
2

3 第4条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

6 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

7 第2 職業上の高い倫理基準倫理と高潔性を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるも
8 のと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに
9 すること;

10 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
11 奉仕の理念を実践すること;

12 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
13 平和を推進すること。

14
15 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第88ページ)。
16

17 第5条 目的

18 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
19 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

20 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

21 第2 職業上の高い倫理基準倫理と高潔性を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるも
22 のと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものに
23 すること;

24 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
25 奉仕の理念を実践すること;

26 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
27 平和を推進すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 倫理は数量化できず、数量化すべきものではない。倫理は全か無かという価値観また
- 2 は概念であり、倫理的か非倫理的かのどちらかでしかない。高いまたは低い倫理基準と
- 3 いうものはありえない。この概念をさらに強調するために「高潔性」という言葉を追加した。

財務上の影響

- 4 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

折衷案

制定案 19-13

第4のロータリーの目的を改正する件

提案者： 第1660地区(フランス)
第1700地区(アンドラ、フランス)
第1760地区(フランス)
承認者： 第1660地区立法案検討会(フランス、Paris)にて承認
(2017年12月5日)
第1700地区立法案検討会(フランス、Carcassonne)にて承認
(2017年12月2日)
第1760地区大会(フランス、Mazan)にて承認
(2017年6月24日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第13ページ)。

2 第4条 ロータリーの目的

3 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
4 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

5 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

6 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
7 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

8 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
9 奉仕の理念を実践すること；

10 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、環
11 境保護と持続可能な発展、親善、平和を推進すること。

12 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第88ページ)。

13 第5条 目的

14 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
15 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

16 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

17 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
18 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

19 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
20 奉仕の理念を実践すること；
21
22
23

- 1 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、環境保護と
- 2 持続可能な発展、親善、平和を推進すること。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 3 本制定案は、環境に対する持続可能な取り組みを支持し、持続可能な発展と環境保護
- 4 をロータリーの目的に追加するためのものである。

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-14

ロータリーの目的の第4項を改正する件

提案者: Torino Polaris ロータリークラブ (イタリア、第 2031 地区)
承認者: 第 2031 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 4 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 13 ページ)。

2 第4条 ロータリーの目的

3 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
4 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

5 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

6 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
7 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;

8 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
9 奉仕の理念を実践すること;

10 第4 国際共同委員会を通じて奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワーク
11 を通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

12 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

13 第5条 目的

14 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
15 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

16 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

17 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
18 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;

19 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
20 奉仕の理念を実践すること;

21 第4 国際共同委員会を通じて奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワーク
22 を通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。
23
24
25

(本文終わり)

趣旨および効果

1 国際共同委員会 (ICC) は、これまでもそして現在も、RI の目的の一つである平和と博
2 愛の精神を広める手段である。

3
4 著書『This Rotarian Era (ロータリーの理想と友愛)』(170 ページ)において、ポール・ハリ
5 スはボーデン湖で開催されたスイス、オーストリア、ドイツによる国際会合の成功につい
6 て次のように記している。「フランス、ドイツ、その他の欧州ロータリアンはまた数箇の連
7 合委員会を組織し、同委員会は多くの国際会合を催して諸国の当面する各般の難問
8 題を有効に処理している」。さらに、「1931 年 4 月には…ベルギー、フランス、イタリア、
9 スペインのロータリークラブ員は、フランスのカヌに連合会を開催した」と記している。

10
11 また、1930 年代にはイタリア・ロータリーのガバナーであるルイージ・ピッキオーネがイタ
12 リアおよび外国のクラブの会長から成る国際共同委員会を設立した。イタリア・スイス委
13 員会、イタリア・フランス委員会、イタリア・オーストリア・ドイツ委員会、イタリア・ユーゴス
14 ラビア委員会の計 4 つの委員会があった (E. キャンチ、「イタリア社会におけるロータリ
15 ー」、110 ページ)。

16
17 国際共同委員会は第二次世界大戦により損なわれた国際関係の修復に一役買った。
18 現在、70 カ国で 414 の国際共同委員会 が活動している。

19
20 そのため、歴史的にも主題的にも、本制定案は妥当である。

財務上の影響

21 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-15

ロータリーの目的に第5項を追加する件

提案者: Reading Maiden Erlegh ロータリークラブ (英国、第 1090 地区)
承認者: 第 1090 地区立法案検討会 (英国、Oxfordshire、Henley-on-Thames)
にて承認 (2017 年 11 月 22 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 13 ページ)。

3 第4条 ロータリーの目的

4 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
5 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

6 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

7 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
8 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;

9 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
10 奉仕の理念を実践すること;

11 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
12 平和を推進すること。;

13 第5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへ
14 の参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年
15 と若者によって好ましい変化がもたらされること。
16

17 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 89 ページ)。

19 第5条 目的

20 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
21 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある:

22 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること;

23 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
24 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること;

25 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
26 奉仕の理念を実践すること;

27 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親
28 善、平和を推進すること。;

- 1 第5 リーダーシップ養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへ
2 の参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年
3 と若者によって好ましい変化がもたらされること。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 4 ロータリーには、My ROTARY に記載された基本理念から明らかなように、五大奉仕部
5 門がある。しかし、国際ロータリー定款に現在記載されているロータリーの目的は五大
6 奉仕部門のうち四つのみに言及しており、第五部門の青少年奉仕は含まれていない。
7 そのためロータリーの目的は不完全であり、ロータリアンはロータリーの奉仕活動の全貌
8 を正確に想起できない。
9
10 これは重大な脱落である。なぜなら、青少年奉仕はこれまでの、現在の、そして将来の
11 ロータリーにつながるものであり、ロータリアンの多くはローターアクトにおいて奉仕の人
12 生を歩み始めているためである。平和奨学生を代表とするロータリーの青少年プログラ
13 ムはすでに幅広い国際社会に対して顕著な貢献をしている。そのため、ロータリアンが
14 常に青少年奉仕の重要性を想起できるように、ロータリーの目的にこれを含めることが
15 不可欠である。

財務上の影響

- 16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-16

ロータリーの目的に第 5 項を追加する件

提案者: Haenertsburg ロータリークラブ (ボツワナ、モザンビーク、南アフリカ、スワジランド、第 9400 地区)
承認者: 第 9400 地区大会 (南アフリカ、Limpopo、Polokwane) にて承認
(2017 年 6 月 22～25 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 13 ページ)。

2 第4条 ロータリーの目的

3 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
4 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

5 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

6 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
7 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

8 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
9 奉仕の理念を実践すること；

10 第 4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親
11 善、平和を推進すること；

12 第 5 地球を保全してその多様性を守ること。

13
14
15 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

16 第5条 目的

17 ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むこと
18 にある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

19 第1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

20 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社
21 会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；

22 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、
23 奉仕の理念を実践すること；

24 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、
25 平和を推進すること；

26 第 5 地球を保全してその多様性を守ること。

27 (本文終わり)

趣旨および効果

ロータリーの目的は、ロータリアンの人との関わりにおける言行と倫理を中心的な主題としている。これに、地球との関わりを加えることで、ロータリアンによる人道的活動の長期的な持続可能性について倫理的な確認が行われることになる。人びとをロータリー活動の焦点とすることには変わりはない。

ロータリーの6つの重点分野に関する文書の序の部分に、次の一節がある。「長期的な変化をもたらすために、青少年を支援し、健康状態を改善し、平和を推進し、そして特に地域社会の発展に貢献するために、協力して持続的に取り組んでいます」。長期的に維持される変化、すなわち持続可能性は、グローバル補助金および地区補助金の実行可能性を審査する上での要点であり、完全な意味においては、プロジェクトが環境に与える影響を考慮することを示唆している。「われらの天体、地球の保全」は、もはやロータリーの公式プログラムではないが、最初の支持者である故パウロ・コスタ元会長が表明したこの原則は、6つの重点分野のどの項目、ロータリーのどのプロジェクトに当てはめても実りあるものである。コスタ氏はこう述べている。「ロータリーのように、いいアイデアを伝える潜在能力を備えている団体は少ない。私たちが求めているのは、私たち自身のための善ではなく、地球とそこに住む人たちのための善なのだ」

前述の新項目を加えることにより、ロータリーの戦略計画における3つの戦略的優先事項すべてが推進されると思われる。変革計画および戦略計画のために実質的な重点分野を掲げることで、「クラブのサポートと強化」が実現される（「これらの変化はプロジェクトへのアプローチにどのような影響を与えるだろうか」）。深い意味での持続可能性という原則を強調することは、「人道的奉仕の重点化と増加」につながる。地域社会全体に対し、ロータリーの中核的価値観を強調する機会をつくり、それによりロータリーとその取り組みに対する認知度を高めることで、公共イメージと認知度を向上できる。

財務上の影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-17

ロータリーの中核的価値観を RI 定款と標準ロータリークラブ定款に追加する件

提案者： 第 2840 地区(日本)

承認者： 第 2840 地区大会(日本、群馬県、高崎市)にて承認
(2017 年 11 月 19 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 13 ページ)。

2 第 5 条 中核的価値観

3 ロータリーの中核的価値観は、ロータリアンが何を優先させ、どのような行動をとるのかと
4 いう指針を含めた、組織文化の指導原則を表すものである。中核的価値観は次の通り
5 である：

- 6 • 親睦
- 7 • 高潔性
- 8 • 多様性
- 9 • 奉仕
- 10 • リーダーシップ
- 11

12 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

13 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 88 ページ)。

14 第 5 条 中核的価値観

15 ロータリーの中核的価値観は、ロータリアンが何を優先させ、どのような行動をとるのかと
16 いう指針を含めた、組織文化の指導原則を表すものである。中核的価値観は次の通り
17 である：

- 18 • 親睦
- 19 • 高潔性
- 20 • 多様性
- 21 • 奉仕
- 22 • リーダーシップ
- 23

24 (続く各条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 ロータリーの中核的価値観は、人間関係における高い倫理基準を定め、維持していく
- 2 ため、奉仕の理念を培い、指示するよう、私たちロータリアンを鼓舞・激励するものであ
- 3 る。本制定案は、ロータリアンの指導原理である中核的価値観を組織規定に記載し、そ
- 4 の位置づけをより明確にするものである。

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-18

会員身分に関する規定を改正する件

提案者: Madras Temple City ロータリークラブ (インド、第 3232 地区)
承認者: 第 3232 地区立法案検討会 (インド、Tamil Nadu、Chennai) にて承認
(2017 年 11 月 23 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 23 ページ)。
2

3 第 4 条 クラブの会員身分 4

5 4.070. 会員身分の制約

6 細則第 2.030.節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI 加盟年月日に関係なく、定
7 款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づ
8 き会員身分を制約すること、もしくは RI 定款または細則に明白に規定されていない会
9 員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかな
10 る規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。各クラブ
11 は、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 RI 細則ではロータリークラブの会員が多様な背景を持つことを保証し、ロータリーは性
13 別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に関わらず会員の利害を保護する
14 ために多様性を受け入れているが、この方針はクラブによって積極的に保証される必要
15 がある。組織規定文書およびロータリーの内部方針はこの点に関して明確にしている
16 が、実際の現場では不十分な点が多い。そのため、多様性の採用と奨励は、対象を指
17 定した測定可能な実施戦略を通じて対応する必要がある。

財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

折衷案

制定案 19-19

標準ロータリークラブ定款から第3条「クラブの目的」を削除する件

- 提案者:** 第2580地区(日本)
敦賀ロータリークラブ(日本、第2650地区)
柏原ロータリークラブ(日本、第2680地区)
東京大森ロータリークラブ(日本、第2750地区)
- 承認者:** 第2580地区立法案検討会(日本、東京都)にて承認
(2017年10月13日)
第2650地区立法案検討会(日本、滋賀県、大津市)にて承認
(2017年11月25日)
第2680地区立法案検討会(日本、兵庫県、神戸市)にて承認
(2017年5月20日)
第2750地区大会(日本、東京都)にて承認(2017年2月22日)

- 1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第87ページ)。
2
3 **第3条 ~~クラブの目的~~**
4 ~~本クラブの目的は、「ロータリーの目的」の達成を目指し、五大奉仕部門に基づいて成~~
5 ~~果あふれる奉仕プロジェクトを実施し、会員増強を通じてロータリーの発展に寄与し、ロ~~
6 ~~ータリー財団を支援し、クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。~~

(各条項は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 7 国際ロータリー定款と標準ロータリークラブ定款に「ロータリーの目的」がある。標準ロー
8 タリークラブ定款に「クラブの目的」を規定することは屋上屋を重ね、徒に混乱をもたら
9 すのみである。「クラブの目的」中の「クラブレベルを超えたリーダーを育成する」ことはク
10 ラブの責務というより RI と地区の任務だと思われる。ロータリー財団は、クラブがロータ
11 リーの目的を達成するための手段であり、これをサポートすることを目的とするという第3
12 条の記述はこれを混乱させるものである。同様に、メンバーシップを強化することによっ
13 て、ロータリーの発展に寄与するという文言も、同じ志を持つフェローを増やし、多くの
14 の職業や会員の活動を通じて、第5条の目的を達成することが目的であり、メンバーシ
15 ュップの強化自体が目的ではない。また、本質的なことは「ロータリーの目的」に網羅され

- 1 ており、ロータリーの目的を推進する会員の集まりであるロータリークラブは会員による
- 2 プログラムや活動を支援することに鑑みて、「クラブの目的」は不要である。この規定はロ
- 3 ータリークラブの自律性と反するものであり、削除されるべきである。

財務上の影響

- 4 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-20

標準ロータリークラブ定款から委員会を削除する件

提案者： 加古川中央ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）
承認者： 第 2680 地区立法案検討会（日本、兵庫県、神戸）にて承認
（2017 年 5 月 20 日）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 94 ページ）。
2

3 第 13 条 理事および役員および委員会
4

5 ~~第 7 節—委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。~~

6 ~~●クラブ管理運営~~

7 ~~●会員増強~~

8 ~~●公共イメージ~~

9 ~~●ロータリー財団~~

10 ~~●奉仕プロジェクト~~

11 ~~必要に応じて追加の委員会を任命できる。~~

（本文終わり）

趣旨および効果

12 クラブにおける委員会は、それぞれのクラブの活動に沿った組織が決定されるべきであ
13 り、委員会構成の決定権限は「クラブの自治権」の重要な要素として尊重されるべきで
14 ある。

15
16 また、標準ロータリークラブ定款はロータリークラブが遵守すべき根本規則を定めるもの
17 であり、その条項に任意規定はなじまず、これまで同様、細則に委ねるべきである。かか
18 る規定は個々のロータリークラブの多様性を損なうものであり、ロータリー運動の発展を
19 阻害する危険性を生じると言える。

財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-21

主要な各クラブ委員会の委員長を理事会メンバーとすることを求める件

提案者： 第 9700 地区 (オーストラリア)

承認者： 第 9700 地区立法案検討会 (オーストラリア、New South Wales、
Young) にて承認 (2017 年 10 月 15 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 94 ページ)。
2

3 第 13 条 理事および役員および委員会

4
5 第 7 節— 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。各委員会の委員長は理
6 事会のメンバーとなるものとする。

- 7 • クラブ管理運営
- 8 • 会員増強
- 9 • 公共イメージ
- 10 • ロータリー財団
- 11 • 奉仕プロジェクト

12 必要に応じて追加の委員会を任命できる。

(本文終わり)

趣旨および効果

13 本制定案の趣旨は、すべてのロータリークラブの委員会委員長を理事会メンバーとする
14 よう標準ロータリークラブ定款を改正することである。

15
16 RI は、各クラブの委員会が定義した指揮系統を通じてクラブと地区に情報を配信する。
17 これにより各クラブは、各指示や提案の受信と対応の責任者である委員長を理事会レ
18 ベルに置くことができる。

19
20 この情報配信の系統について重点的に説明する会長エレクト研修セミナーと地区研
21 修・協議会では、各委員会の手引きが提供され、各委員会単位で研修が行われる。

22
23 各委員会の委員長がクラブの理事会メンバーであることにより、このような指示および要
24 請がクラブ理事会で検討され、RI から地区とクラブへの明確な指揮系統が存在すること
25 になる。

26
27 適正に任命された理事会メンバーとして、各委員長は意思決定プロセスに参加し、理事
28 会に報告をして議論に参加できるようになる。

- 1 現在、多くのクラブでは指名された委員長がおらず、過去から引き継いだ構造が残って
- 2 いる。この変更によってクラブは、会長エレクトとクラブの研修において地区と足並みを
- 3 そろえ、地区を援助できるようになると思われる。

財務上の影響

- 4 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-22

クラブ会長の任期を改正する件

提案者: Béthune-Artois ロータリークラブ (フランス、第 1520 地区)
承認者: 第 1520 地区立法案検討会 (フランス、Saint-Martin-au-Laërt) にて
承認 (2017 年 11 月 24 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 92～93 ページ)。
2

3 第 13 条 理事および役員および委員会

4 第 5 節 — 役員の選挙。 5 6

7 (b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 18 カ月
8 以上 2 年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるも
9 のとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレ
10 クトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または
11 後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。後任
12 者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長する
13 ものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 クラブ会長に空席が生じた場合、現職の会長が無期限でその役職に留まることを強制
15 されるべきではない。

16
17 そのため、会長の任期を、就任初日から最大 2 年間に制限することを提案する。

18
19 その任期を超える場合は、クラブの指導者についての決定はクラブに委ねられる。

財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-23

クラブ会長選出の日程を改正する件

提案者: Bang Khen ロータリークラブ (カンボジア、ミャンマー、ベトナム、タイ、
第 3350 地区)
第 6980 地区 (米国)
第 9125 地区 (ナイジェリア)
承認者: 第 3350 地区大会 (タイ、Bangkok) にて承認
(2017 年 5 月 12～14 日)
第 6980 地区立法案検討会 (米国、Florida、Orlando) にて承認
(2017 年 8 月 12 日)
第 9125 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 9～20 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 93 ページ)。

第 13 条 理事および役員および委員会

第 5 節 一 役員の選挙

(b) 会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 ~~18~~24 カ月以上 ~~2~~36 カ月以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニー・デジグネートを務めるものとし、会長として就任する 2 年前の 7 月 1 日に、会長ノミニーの役職名が与えられるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

過去 2 回の規定審議会において、ロータリーは戦略計画の重点を 1 年から 5 年間(およびそれ以上)の視点へと転換させてきた。クラブの将来のリーダーが役職に就くことにより、幅広い課題に対する長年の経験と取り組みが求められる長期戦略の目的に向けた準備を、クラブがより効果的に行うことができる。さらに、本変更と役職名の案は、RI 細則の第 14.010.節「ガバナーノミニーの選出」(『2016 年手続要覧』第 61 ページ)と一致する。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-24

クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件

提案者： 第 9125 地区(ナイジェリア)
承認者： 第 9125 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 9～20 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 89 ページ)。
2

3 第 8 条 会合

4 第 2 節 一年次総会。

6 (a) 役員を選挙するため、収入と支出を含む年間予算を発表するため、および年次
7 報告を発表するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31
8 日までに開催されなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

9 2001-2002 年度ガバナーを務めた私は、多くのクラブ会長がコーポレートガバナンス(透
10 明性が高く説明責任を負うリーダーシップを伴う、開かれた適切なガバナンス)について
11 知らないことに気付いた。2018 年現在でも、第 9125 地区の審議会代表議員として、私
12 は多くのクラブ会長と面接をして同じ傾向に気付いた。

13
14 企業が一般市民に情報の全面開示を行い、利害対立の起きる事例を開示または解消
15 するように、クラブが説明責任と透明性を示すことで、寄付者からの寄付金が増えるであ
16 ろう。さらにクラブは、企業と同様に、会員だけでなく寄付者にも報告書を提示すること
17 が求められる。リーダーシップが会員の総意を目指し、クラブの決定事項に会員全員
18 の参加率を高めることができれば、会員維持も改善されるであろう。

19
20 行き詰まり、やがて活動停止してしまうクラブはたいてい、コーポレートガバナンスが欠
21 落している。当事者意識と持続可能性につながる構造を構築することがコーポレートガ
22 バナンスである。よって、ロータリークラブを活性化するには、年次会合を単なる役員選
23 挙の場として開催するのではなく、あらゆる団体の年次総会のような、出席を必須とする
24 年次クラブ会合に変更すべきである。ここで新役員を選出し、収入と支出を含む年間予
25 算と年次総合報告も発表する。これはすべてのクラブにおいて、透明性、説明責任、責
26 務、公平性、法規範を制度化するためのコーポレートガバナンス(透明性が高く説明責
27 任を負うリーダーシップを伴う、開かれた適切なガバナンス)の証となる。

- 1 そのために、RIは、クラブを強化し、行き詰って活動停止してしまうクラブの数を減らす
- 2 ため、クラブ会長にコーポレートガバナンスの研修を手配することとなる。

財務上の影響

- 3 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
- 4 ことはできない。かかる費用は、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
- 5 の範囲と内容に左右されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-25

出席報告の要件を奉仕報告に差し替える件

提案者: Central Blue Mountains ロータリークラブ
(オーストラリア、第 9685 地区)
承認者: 第 9685 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 4 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 24 ページ)。
2

3 第 4 条 クラブの会員身分 4

5 4.090. 出席報告地域参加報告

6 各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報
7 告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなけ
8 ればならない。各クラブは、ボランティア活動時間と奉仕プロジェクトへの貢献を、各四
9 半期の最終例会後 15 日以内に、事務総長に報告するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 本制定案は、クラブ出席報告を廃止し、会員とクラブの積極的な関与に重点を置くよう、
11 クラブに奨励しようとするものである。
12

13 現在、クラブはガバナーに出席者数を報告し、ガバナーはこれを RI に提出することが
14 求められている。多くのクラブがもはやこの要件を順守しておらず、多くのガバナーが出
15 席報告を提出していない。近年、ロータリーはただ例会に出席することよりも会員が積
16 極的に参加することに重点を置いている。調査によれば、健全で会員が増加しているク
17 ラブは地域社会に積極的に参加するクラブであることが明らかになっている。
18

19 引き続きクラブの例会への出席や参加の義務を細則に明記することを望むクラブもある
20 かもしれないが、出席報告は要件ではなくなる。

財務上の影響

21 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
22 ことはできない。コストは、データの収集と奉仕プロジェクトでの貢献や地域社会への参

- 1 加に関する報告を支援するために RI 理事会が提供する支援の範囲と内容に左右され
- 2 ると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-26

クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件

提案者： 第 9830 地区 (オーストラリア)

承認者： 第 9830 地区立法案検討会 (オーストラリア、Tasmania、Longford) に
て承認 (2017 年 11 月 19 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する (『手続要覧』第 99 ページ)。
2

3 第 22 条 改正 4

5 第 2 節 — 第 2 条と第 4 条の改正。定款の第 2 条 (名称) および第 4 条 (クラブの所在
6 地域) は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、
7 出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。
8 ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも ~~10~~21 日前に、各会員お
9 よびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会
10 に提出してその承認を求めなければならない。その承認があつて初めてその改正は
11 効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見
12 を提供することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

13 標準ロータリークラブ定款 (および推奨ロータリークラブ細則) では、わずか 10 日前に各
14 会員に通告することで改正を行うことを許可している。

15
16 現在、ロータリークラブは何らかの方法で月に最低 2 回の例会を開けばよいところまで
17 例会の回数を減らすことを選択できることになっているため、改正案の会員への通告期
18 間を延長すべきである。通告期間を 21 日に延長することで、会員は少なくとも 1 回のク
19 ラブ例会を含む期間に改正案を検討することができる。

20
21 21 日という通告期間案は、RI 細則に規定されている他の行事の通告期間と一致してい
22 る。たとえば、理事会会合の通知は 30 日前まで (第 5.050.1.項)、地区立法案検討会の
23 通知は 21 日前まで (第 16.040.1.項) と規定されている。

24
25 本制定案が承認された場合、推奨ロータリークラブ細則の改正 (第 11 条) についての
26 通告期間も同じく 21 日間に変更すべきである。これが重要であると考えられるのは、例
27 会の頻度、出席要件、会員の種類に関連する標準ロータリークラブ定款の各項の規則

- 1 または規定より優先される規則または規定がクラブ細則に含まれる場合があるためである。
- 2

財務上の影響

- 3 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-27

クラブの名称の一部として「クラブ」を使用しないことを許可する件

提案者: Mumbai West Coast ロータリークラブ (インド、第 3141 地区)
承認者: 第 3141 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 27 日～12 月 27 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 14 ページ)。

2 第 5 条 会員

3 第 2 節 — クラブの構成。

4
5 (d) ~~「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブは、RI 理事会の承認を得~~
6 ~~れば、名称にクラブという語を使う義務はない。クラブが選んだ場合は、名称から~~
7 ~~「クラブ」という語を省略することができる。~~

8
9
10 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 87 ページ)。

11 第 2 条 名称

12 本会の名称は、
13 ロータリークラブ または _____ ロータリーとする。
14
15 (国際ロータリー加盟会員)

16
17 (a) 本会の衛星クラブ(該当する場合)の名称は、
18 _____ ロータリー衛星クラブ
19 (_____ ロータリークラブ または _____ ロータリーの衛星クラブ)とする。
20

(本文終わり)

趣旨および効果

21 「クラブ」という語は、制限や境界のある地方組織を示唆する。国や地域のグローバル化
22 が進むなかで、今こそ人びとの心の中にあるこうした境界を開放する必要がある。よって、
23 名称の選択は個々のクラブに任せ、自ら選んだ場合は地方色的な意味合いを削除で
24 きるようにすることが重要である。

1 これにより、クラブの名称は以下になる可能性がある。

2

3 **第2条 名称**

4 本会の名称は Mumbai West Coast ロータリークラブ または Mumbai West Coast ロータリ
5 ーとする。

6 (国際ロータリー加盟会員)

7

8 (a) 本会の衛星クラブ(該当する場合)の名称は、

9 _____ ロータリー衛星クラブ

10 (Mumbai West Coast ロータリークラブ または Mumbai West Coast ロータリーの
11 衛星クラブ)とする。

財務上の影響

12 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
13 ことはできない。かかるコストは、この目標を達成するために RI 理事会が提供する支援
14 の範囲と内容に左右されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-28

クラブの所在地域に関する規定を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 19 ページ)。

2

3 第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

4

5 2.020. クラブの所在地域

6 ~~新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに 1 つの~~
7 ~~クラブを結成することができる。1 つ以上の他のクラブが既に存在するその同じ地域に~~
8 ~~も、クラブを結成することができる。参加型の主にオンラインで活動をするクラブの所在~~
9 ~~地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りが決定する通りとするものと~~
10 ~~する。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

11 2016-2017 ロータリー年度に、組織規定文書審査委員会は、RI 細則および標準ロータ
12 リークラブ定款の見直しと改善案の勧告を行うため会合を開いた。委員会の勧告の大
13 半は文書の重要な内容に関するものではないが、いくつかの重要な内容に関する変更
14 も勧告した。

15

16 委員会では、最低数の職業分類が存在する地域にクラブを結成すべきであると RI 細
17 則に規定する必要はないと考えている。本制定案はそのため第 1 文を削除している。
18 残りの 2 文に対する変更は、言葉遣いを現代的に合理化するためのものであり、文意を
19 変更するものではない。

財務上の影響

20 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員
21 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-29

衛星クラブの報告手続を改正する件

提案者: Plimmerton ロータリークラブ (ニュージーランド、第 9940 地区)

承認者: 第 9940 地区郵便投票により承認 (2017 年 12 月 11 日)

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 93-94 ページ)。

2 第 13 条 理事および役員および委員会

3 第 6 節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営(該当する場合)。衛星クラブは、本クラブ
4 と同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

5 (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動および
6 プログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。こ
7 の報告書には、財務諸表と監査済みまたは検査済みの会計報告を添付するもの
8 とし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブ
9 からの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

(本文終わり)

趣旨および効果

13 本制定案は、会計報告を監査ではなく検査するというロータリークラブと同じ柔軟性を衛
14 星クラブに与えようとするものである。

15 標準ロータリークラブ定款は、衛星クラブは「監査」が必要であると規定しているが、これ
16 は過剰に厳格であると思われる。特に RI の方針ではクラブと地区は監査を受けなけれ
17 ばならないという規定はないので尚更である。

18 推奨ロータリークラブ細則第 9 条第 4 節では、有資格者が、すべての財務処理につい
19 て徹底した年次検査を行うことが推奨されており、これはベストプラクティスであると思わ
20 れる。

(訳者注: 現行の推奨ロータリークラブ細則で annual review は「年次監査」と訳されてい
ますが、「年次検査」がより適切な訳となります。)

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 —— 票

反対 —— 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-30

例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件

提案者： 大和ロータリークラブ（日本、第 2780 地区）

承認者： 第 2780 地区大会（日本、神奈川県、相模原市）にて承認
（2017 年 9 月 18 日）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2
3 第 7 条（『手続要覧』第 88 ページ）

4
5 ~~第 7 条~~ 例会と出席に関する規定の例外

6 本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則
7 に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または
8 要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

9
10 および第 8 条（『手続要覧』第 89 ページ）

11
12 ~~第 8 条~~ 第 7 条 会合

13 第 1 節 — 例会。[本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

14
15 (e) 例外。第 7 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような
16 規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、ク
17 ラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

18
19 および第 12 条（『手続要覧』第 92 ページ）

20
21 ~~第 12 条~~ 第 11 条 出席[本条の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

22
23 第 6 節 — 例外。第 11 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そ
24 のような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

25
26 および第 15 条（『手続要覧』第 95 ページ）

27
28 ~~第 15 条~~ 第 14 条 会員身分の存続

- 1 第4節 — 終結 — 欠席。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]
2 (c) 例外。第14条第4節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。
3 そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 4 2016年規定審議会決定による標準ロータリークラブ定款において「第7条 例会と出席
5 に関する規定の例外」を強調し、それぞれの柔軟性を表現したかったのと推測するが、
6 「第7条」が後に出現する条文・条項に対していくつも飛んで指示しているため非常に
7 読みにくい。これを解決するため、第7条を削除し、例外規定要件部分を各条各項ごと
8 に記載すると理解しやすいと思われる。

財務上の影響

- 9 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-31

例会と出席における柔軟性を認める規定を削除する件

提案者： 高山中央ロータリークラブ（日本、第 2630 地区）

承認者： 第 2630 地区郵便投票により承認（2017 年 12 月 7 日）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

3 第 7 条（『手続要覧』第 88 ページ）

5 ~~第 7 条 例会と出席に関する規定の例外~~

6 本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則
7 に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または
8 要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

9
10 および第 8 条（『手続要覧』第 88 ページ）

12 ~~第 8 条~~ 第 7 条 会合

13 第 1 節 — 例会。[本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

15 および第 12 条（『手続要覧』第 91 ページ）

17 ~~第 12 条~~ 第 11 条 出席[本条の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

19 および第 15 条（『手続要覧』第 95 ページ）

21 ~~第 15 条~~ 第 14 条 会員身分の存続

23 第 4 節 — 終結 — 欠席。[本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

（続く各節は、該当する番号に振り直す）

（本文終わり）

趣旨および効果

24 ロータリーがほかと違う特別な団体である理由は、その会員組織にある。ロータリーは、
25 高潔性と高い倫理基準を持った、事業と専門職および地域社会のリーダー約 120 万人
26 が集まる国際的組織である。ロータリークラブの会員は「ロータリアン」と呼ばれ、例会や

1 人道的奉仕を行いながら、会員同士の切磋琢磨によって自己研鑽して、奉仕のこころ
2 を育て向上させ、世界の親善と平和の確立に寄与している。
3
4 ロータリアンは常に学びの精神を持ち、学び続けることで高潔性と高い倫理基準を持っ
5 たロータリアンに成長していく。そして、ロータリークラブで学んだ数々のスキルを地域社
6 会で役立つようリーダーシップを発揮することで、信頼される存在となることができる。奉
7 仕は多くを学んだ人こそが実践できるものである。
8
9 第7条によって例会と出席に関する規定の例外を認めた場合、クラブによってさまざま
10 な規定または要件が生まれクラブ間の格差が生じ、自己研鑽の機会が減少する危険性
11 がある。よって、ロータリー活動を通じて自己研鑽に励み、高潔性と高い倫理基準を育
12 成し向上させるには、ロータリークラブを通して、多くを学ぶ機会や研鑽の場、すなわ
13 ち、週一回の例会参加、奉仕活動参加が必要となる。
14
15 多くの若いロータリアン候補者には週一回の例会出席は負担に感じる人もあるかもしれ
16 ないが、ITでの参加型例会もあり、またクラブ例会出席率50%で対応できると考えま
17 す。

財務上の影響

18 本制定案の結果、現会員と将来の会員にとっての柔軟性が減ることで会員数または会
19 員維持率が減少すれば、RIの収入が減少する可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-32

例会と出席に関する柔軟性を認める規定を削除する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

承認者： 第 2650 地区立法案検討会（日本、滋賀県、大津市）にて承認
（2017 年 11 月 25 日）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

2
3 第 7 条（『手続要覧』第 88 ページ）

4
5 ~~第 7 条 例会と出席に関する規定の例外~~

6 ~~本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 4 節に従わない規定または要件を細則~~
7 ~~に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または~~
8 ~~要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。~~

9
10 および第 8 条（『手続要覧』第 88 ページ）

11
12 ~~第 8 条~~ 第 7 条 会合

13 第 1 節 — 例会。[~~本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと~~]

14 (a) 日および時間。本クラブは、毎月少なくとも 2 回毎週 1 回、細則に定められた日
15 および時間に、定期の会合を開かなければならない。例会は、直接顔を合わせる
16 か、オンラインでの例会、またはこれらの方法では例会に出席できない会員のた
17 めに、オンラインでつながる方法を利用できる。あるいは毎週、もしくは前もって定
18 められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を
19 開くものとする。ウェブサイト上で開く場合、会合は、ウェブサイトに参加型の活動
20 が掲載される日をもって開かれるとみなされるものとする

21 (b) 会合の変更。~~正当な理由がある場合は~~、理事会は、例会を、前回の例会の翌日
22 から次の例会の前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他
23 の場所に変更することができる。

24 (c) 取消。例会日が一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、または
25 その週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、またはクラ
26 ブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発
27 生した場合、または地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、
28 理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない
29 理由であっても、~~1 年に 4 回まで~~例会を取りやめることができる。~~ただし、本クラブ~~
30 ~~が 3 回を超えて続けて例会を開かないようなことがあってはならない。~~

31 (d) 衛星クラブの例会（該当する場合）。細則により定められている場合、衛星クラブ
32 は、会員により定められた場所と日時において、毎月少なくとも 2 回毎週 1 回、定
33 期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第 1 節 (b) と同様の方

法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

および第12条(『手続要覧』第91ページ)

第12条第11条 出席[本条の規定への例外は第7条を参照のこと]

および第15条(『手続要覧』第94ページ)

第15条第14条 会員身分の存続

第4節——終結——欠席。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

(a) ~~出席率。会員は、~~

~~(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも50パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に少なくとも12時間参加していなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。~~

~~(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも30パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や活動に参加しなければならない(RI理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。~~

~~会員が規定通り出席できない場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結することができる。~~

~~(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第12条第3節もしくは第4節に従う場合を除き、連続4回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

2016年の規定審議会です新たに例会と出席に関する規定の例外が設けられたが、設立当初より、例会はロータリーでは重要な会合であり、例会はロータリアンの自己研鑽と会員同士の親睦を深める絶好の機会である。どんな形にせよクラブ例会は開催されるべきである。定款に例会開催の最低要件を規定することによって、創立来開催されてきた通常の例会が開催されないことを避け、かつ例会開催の選択肢を増やすことで、柔軟

- 1 性のある例会を確保できる。また、出席基準が各クラブで異なることも、各クラブ間で混
- 2 乱を招きやすい。そこで、出席に対する一般的基準を示しながら、例会欠席による会員
- 3 身分の終結条件を削除することにより、どのような立場の会員でも無理なくロータリー運
- 4 動に継続的に参加することができるようになる。

財務上の影響

- 5 本制定案の結果、現会員と将来の会員にとっての柔軟性が減ることで会員数または会
- 6 員維持率が減少すれば、RIの収入が減少する可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-33

クラブが少なくとも年に40回、例会を行うことを規定する件

提案者： 神戸須磨ロータリークラブ（日本、第 2680 地区）

承認者： 第 2680 地区立法案検討会（日本、兵庫県、神戸）にて承認
（2017 年 5 月 20 日）

- 1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 88 ページ）。
2
3 第7条 例会と出席に関する規定の例外
4 本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない規定または要件を細則に含め
5 ることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に
6 優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回年に40回、例会を行わなければならない。

（本文終わり）

趣旨および効果

- 7 人間味あふれる高潔なローリアンが地域社会でリーダーシップを発揮することにより、
8 「ロータリーの目的」はより力強く推進される。例会において、ロータリアンは良質な親睦
9 を楽しみ、奉仕理念を学ぶ。
10
11 クラブ定款第 8 条第 1 節は「毎週 1 回、細則に定められた日および時間に、定例の会
12 合を開かなければならない。」としている。この規定は、ロータリーの例会制度がロータリ
13 ー運動を支える最重要要素の一つであるという認識に基づく。
14
15 年間を通して例会頻度を極端に緩和することは、ロータリーの例会の趣旨を損なうととも
16 に、ロータリアンを育てるというクラブの機能が損なわれ、現在と将来のロータリーをより
17 強化することができなくなる。これを防止するためには、少なくとも 40 回、例会を開催す
18 ることが必要である。

財務上の影響

- 19 本制定案の結果、現会員と将来の会員にとっての柔軟性が減ることで会員数または会
20 員維持率が減少すれば、RI の収入が減少する可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-34

クラブ例会の出席に関する規定を改正する

提案者： 秋田南ロータリークラブ（日本、第 2540 地区）
承認者： 第 2540 地区大会（日本、秋田県、能代市）にて承認
（2017 年 11 月 12 日）

1 標準ロータリークラブ定款を次のように改正する（『手続要覧』第 91 ページ）。
2

3 第12条 出席[本条の規定への例外は第7条を参照のこと]

4 第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場
5 合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や
6 活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、
7 その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って
8 出席するか、例会に出席できない場合、配偶者またはパートナーが出席し、これを「会
9 員の出席」と認める。または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなっ
10 た場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、ま
11 たは、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内にその例会に参加す
12 るか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

（本文終わり）

趣旨および効果

13 クラブでは「家族会」「クリスマス会」「旅行会」等々で配偶者／パートナーの参加がなさ
14 れていますが、例会への「代理出席」を認め、各種行事と違った一般的な「例会」を体験
15 してもらおうとともに「ロータリー」をさらに理解してもらおう。ひいては夫人の入会も期待出来
16 き、会員増強に繋がるものと思われる。出席だけではなく会員増強も視野に入れている
17 点を強調したい。

財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-35

欠席のメイクアップに関する規定を改正する件

提案者: Cloquet ロータリークラブ (米国、第 5580 地区)

承認者: 第 5580 地区大会 (米国、Minnesota、Tower) にて承認
(2017 年 4 月 26～28 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 91 ページ)。

第 12 条 出席[本条の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

第 1 節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから 1 週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

(a) ~~例会の前後 14 日間。~~同年度内。~~例会の定例の時の前 14 日または後 14 日~~同年度以内に、

- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、
- (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- (3) RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、

- 1 (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会
2 合に出席すること。または、
3 (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加
4 型の活動に参加すること。
5 ~~会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあ~~
6 ~~るいは衛星クラブの例会に出席するならば、メイクアップ期間に拘束されない。このよ~~
7 ~~うな出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメイクアップとして有効とみなされる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

- 8 この方法を採択すれば、メイクアップの好ましい方法としてプロジェクトおよびクラブに
9 参加する方向へとクラブを導くと思われる。これにより、既存の時間制限によって図らず
10 も推進されている容易なメイクアップの方法よりも、参加を選ぶことを促進すると思われ
11 る。
12
13 この方法を実施することにより、プロジェクトへの会員の参加を増やす動機を提供すると
14 思われる。
15
16 クラブは、年度を通じて、シンプルな表を使って出席のメイクアップを手早く記録できる。
17 また、大半のクラブで 1 カ月あたり複数回のメイクアップの機会を設けているが、特別な
18 活動の機会に参加する会員が、そのような機会が少ない時期に備えて出席(参加)を蓄
19 えておけることは至極公平なことである。このようなメイクアップの機会は、現ロータリー
20 年度内に欠席した例会に対してのみ可能で、その有効期間は毎年 6 月 30 日までとな
21 る。7 月 1 日には、新ロータリー年度における新しいメイクアップ貯蓄期間が始まる。こ
22 の方法によって出席の正確な記録が不当に減少しないと考えられる。その理由は、蓄
23 えるという概念は遡って適用するよりも今後に適用される可能性が高いためである。

財務上の影響

- 24 本制定案の結果、現会員または将来の会員に対する柔軟性が広がることにより、会員
25 数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 否決

- ☐ 修正して採択
- ☐ 審議保留

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-36

欠席のメイクアップに関する規定を改正する件

提案者: Sorocaba-Art Nossa ロータリークラブ (ブラジル、第 4620 地区)
承認者: 第 4620 地区大会 (ブラジル、São Paulo、Atibaia) にて承認
(2017 年 5 月 26～28 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 19 ページ)。

2 第1条 定義

3 本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つ
4 ものとする。

- 5 1. 理事会: 国際ロータリー理事会
- 6 2. クラブ: ロータリークラブ
- 7 3. 組織規定: 国際ロータリー定款・細則と標準ロータリークラブ定款
- 8 4. ガバナー: ロータリー地区のガバナー
- 9 5. 会員: 名誉会員以外のロータリークラブ会員
- 10 6. RI: 国際ロータリー
- 11 7. RIBI: グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上
- 12 の地域単位
- 13 8. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員は、スポンサークラブの会員でもある。
- 14 9. 年度: 7月1日に始まる12カ月間
- 15 10. ロータキッズ: ロータリークラブが提唱する、5 歳から12歳までの子どものための
- 16 プログラム

17
18
19 また、**標準ロータリークラブ定款**の第 1 条を次のように改正する(『手続要覧』第 87 ペー
20 ジ)。

21 第1条 定義

22 本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持
23 つものとする。

- 24 25 1. 理事会: 本クラブの理事会
- 26 2. 細則: 本クラブの細則
- 27 3. 理事: 本クラブの理事会メンバー
- 28 4. 会員: 名誉会員以外の本クラブ会員
- 29 5. RI: 国際ロータリー
- 30 6. 衛星クラブ 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
- 31 (該当する場合):
- 32 7. 年度: 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

- 1 最初のロータキッズクラブの設立以来、ロータリー財団への寄贈額の大幅な増加、会員
2 数の増加、さらに地域社会全体への浸透の向上が見られる。それぞれのロータキッズク
3 ラブを支援する他のロータリークラブでもこのような傾向が認められる。
4
5 世界各国で盛んに活動しているロータキッズクラブは何百とあり(rotakidsworld.com の
6 地図を参照のこと)、細則によれば同プログラムは提唱ロータリークラブに関連付けられ
7 るため、その認証は必然である。本制定案の採択により、ロータリーの公共イメージの向
8 上と、ひいてはロータリークラブへの会員増強およびロータリー財団への寄付の増加に
9 つながると思われる。承認された場合、このプログラムはロータリーとその取り組みの広
10 報に役立ち、同時にロータリークラブの活性化にもつながる。

財務上の影響

- 11 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-37

クラブの会員身分に関する規定を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 23～24 ページ)。

2 3 第 4 条 クラブの会員身分

4 5 ~~4.060. 公職~~

6 ~~一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下~~
7 ~~にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教~~
8 ~~育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。~~
9 ~~会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、~~
10 ~~以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。~~

11 12 ~~4.080. RI の職員~~

13 ~~クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。~~

14
15 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 90 ページ)。

16 17 第 10 条 会員身分

18
19 ~~第 7 節 — 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある~~
20 ~~者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとす~~
21 ~~る。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出も~~
22 ~~しくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしく~~
23 ~~は任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員として~~
24 ~~の身分を保持することができる。~~

25 ~~第 8 節 — RI の職員。本クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

26 2016-2017 ロータリー年度に、組織規定文書審査委員会は、RI 細則および標準ロータ
27 リークラブ定款の見直しと改善案の勧告を行うため会合を開いた。委員会の勧告の大
28 半は文書の重要な内容に関するものではないが、いくつかの重要な内容に関する変更
29 も勧告した。

- 1 見直し作業において、委員会では上記項目は RI 細則および標準ロータリークラブ定款
2 に記載する必要がないと感じた。RI の職員に関する項目は任意事項であり、公職に就
3 いている人は以前の職業分類の下に、引き続きロータリアンとしての身分を保持するこ
4 とができる。

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。こ
6 れらの制約の削除により影響を受ける人の数は会員総数に対して顕著ではないと思わ
7 れる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-38

会員資格を改正する件

提案者： 第 2760 地区(日本)

承認者： 第 2760 地区大会(日本、愛知県、名古屋市)にて承認
(2017 年 11 月 18 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 14 ページ)。

2 第 5 条 会員

5 第2節 — クラブの構成。

6 (a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および(また
7 は)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉
8 仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

9 上記に加え、

10 以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、
11 もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外
12 へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべて
13 の条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

14 さらに、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 89 ページ)。

17 第 10 条 会員身分[本条の第 2 節および 4～8 節への例外は第 9 条を参照のこと]

18 第 1 節 — 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって
19 示し、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(ま
20 たは)世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

21 歴史的にロータリーは、職業人または専門職務に携わる指導者の集団であり、そこが他
22 団体との差異であり、特徴とされてきた。

23
24 しかしながら、国際ロータリー定款第 5 条第 2 節(a)並びにロータリークラブ定款第 10
25 条第 1 節の定めでは、必ずしもクラブの構成員たる会員の身分に職業人が必要とされ
26 ず、このままでは、ロータリーの目的を定めたロータリークラブ定款第 5 条第 2 がいう、

- 1 「職業上の高い倫理基準を保つことが必要」であることや、五大奉仕部門に関する定め
2 であり、職業奉仕の基準たる同第 6 条第 2 の「会員の役割には(前略)事業を行うこと、
3 そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てる」という規定と相反するこ
4 ととなる。
5
6 この定款の規定のまま放置すると今後、職業を持たない会員のみで構成されたクラブが
7 創立されることも容易に想定され、そうなった場合、前記ロータリーの目的が満たされな
8 いばかりか、五大奉仕である職業奉仕機能を持たないクラブが誕生することとなり、ロー
9 タリーが創立の沿革から外れた団体となる可能性があると思われ、これを回避するため、
10 本制定案を提出することとした。

財務上の影響

- 11 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-39

クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 14 ページ)。

第 5 条 会員

第 2 節 — クラブの構成。

- (a) クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業主および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

- (b) 各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、または一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。~~5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたローターアクターまたはロータリー学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。~~

さらに、国際ロータリー細則第 2 条を次のように改正する(『手続要覧』第 19 ページ)。

第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

2.020. クラブの所在地域

新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する RI 定款第 5 条第 2 節の要件を満たす地域がある場合、そこに 1 つのクラブを結成することができる。1 つ以上のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。参加型の活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りとするものとする。

さらに、第 4 条を次のように改正する(『手続要覧』第 22～23 ページ)。

第 4 条 クラブの会員身分

4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。他のクラブに対して負債がある場合、この候補者はクラブへの入会資格がない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求するものとする。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。クラブは、ほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている現会員または元会員が、未納金を負っているかどうかを記した文書を提供するものとする。要請から 30 日以内にそのような文書が提供されなかった場合、当該会員はそのクラブに対して金銭的債務がないと見なされるものとする。

4.060. 公職

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとするその公職に在任中、以前の職業分類を保持することができる。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

さらに、第 16 条を次のように改正する(『手続要覧』第 71 ページ)。

第 16 条 地区

16.070. ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナーノミニーに選ばれることはない。

16.070.2. 完全に会員資格を有する者

会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

また、標準ロータリークラブ定款第 10 条を次のように改正する(『手続要覧』第 90 ページ)。

第 10 条 会員身分[本条の第 2 節および 4～8 節への例外は第 9 条を参照のこと]

第 7 節 — 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。その公職に在任中、以前の職業分類を保持することができる。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

さらに、第 11 条を次のように改正する(『手続要覧』第 90 ページ)。

第 11 条 職業分類クラブの会員構成

第 1 節 — 一般規定。

- (a) ~~主な活動。~~各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。
- (b) ~~是正または修正。~~理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。~~是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。~~

第 2 節 — 制限。5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。~~選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、またはローターアクターあるいは RI 理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。~~

第 2 節 — クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。

さらに、第 15 条を次のように改正する(『手続要覧』第 94～95 ページ)。

第 15 条 会員身分の存続

第 2 節 — 自動的終結。

- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類事業、専門職務、職業、社会奉仕、またはその他の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。

第 3 節 — 終結 — 会費不払。

- (b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第 11 条第 2 節に適用していない場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第 5 節 — 他の原因による終結。

- ~~(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定または仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、職業分類に関する組織規定文書の言葉遣いを現代的にし、会員の多様性という概念を強化しようとするものである。本提案は、「専門職務」とは異なる職業を持つ会員もいることを反映するため、「職業」という語を追加する。また、現行の職業分類の制限も廃止する。こうした変更によって、クラブが会員構成において柔軟性を保つことができると思われる。

財務上の影響

本制定案の結果、現会員または将来の会員への対応に柔軟性が増すことにより、会員数または会員維持率が増加すれば、国際ロータリーの収入も増加する可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

折衷案

制定案 19-40

会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件

提案者： 第 6040 地区 (米国)
第 6080 地区 (米国)
承認者： 第 6040 地区大会 (米国、Missouri、Kansas City) にて承認
(2017 年 10 月 28 日)
第 6080 地区大会 (米国、Missouri、Lake Ozark) にて承認
(2017 年 10 月 28～29 日)

国際ロータリー細則第 6 条を次のように改正する (『手続要覧』第 28～29 ページ)。

第 6 条 役員

6.080. 会長エレクトまたは会長ノミニーの空席

6.080.1. 次期国際大会前の空席

~~次の国際大会の閉会前に会長エレクトに空席が生じた場合、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、定例委員会か緊急委員会において行わなければならない。このような会議を開くことができない場合は、郵便投票または他の迅速な通信手段によって選出を行うことができる。~~

6.080.2. 指名委員会手続による空席の補充

~~指名委員会は、第 12.050.節と第 12.060.節に従って既に選出した会長ノミニーを、繰り上げて指名することができる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めてノミニーを選出しなければならない。~~

6.080.3. 空席を補充するに当たっての会長の任務

~~会長エレクトに生じた空席を補充するための指名手続は、会長が決定するものとする。その手続には、クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていなければならない。その規定は、時間的に可能な限り、第 12.060.節、第 12.070.節、第 12.080.節に従ったものでなければならない。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、大会に先立ち、委員会の報告を全クラブに郵送し、クラブが対抗候補者を指名する時間的余裕がない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による対抗候補者の指名が許されるものとする。~~

1 **6.080.1. 補欠**

2 何らかの理由で会長エレクトまたは会長ノミニーが空席となった場合はいつでも、理事
3 会は、会長エレクトまたは会長ノミニーが選出された時に選ばれた補欠を選出するもの
4 とする。

6 **6.080.2. 補欠が任務を果たせない場合**

7 補欠が何らかの理由で任務を果たせない場合、現職の会長指名委員会は、かかる会
8 長エレクトまたは会長ノミニーが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミ
9 ニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、その年度に会長を務めることを
10 希望する旨を以前に伝えた元理事から選出するものとし、できるだけ早く、委員会の定
11 例会合か緊急会合において行うものとする。このような会議を開くことができない場合
12 は、電子投票、または委員長および会長が決定した他の迅速な通信手段によって選出
13 を行うことができる。指名委員会の委員を現在務めている元理事は、資格を得るために
14 委員会委員を辞退する機会を与えられるものとする。

16 **6.080.46.080.3. 就任直前の空席**

17 国際大会の閉会と、その直後の会長就任との間に生じた会長エレクトの空席は、7月1
18 日に空位になっているものとみなし、第6.070.節に従って補充するものとする。

20 **6.080.56.080.4. 空席に関する不測の事態**

21 本節に規定されていないような不測の事態が起こった場合、会長が、取るべき手続を決
22 定するものとする。

24 さらに、第12条を次のように改正する(『手続要覧』第51～52ページ)。

26 **第12条会長の指名と選挙**

28 **12.050. 委員会による指名**

30 **12.050.1. 最適任のロータリアン**

31 委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から
32 職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。ま
33 た、委員会は、会長ノミニーまたは会長エレクトが空席になる場合に備えて、補欠を1名
34 選ぶものとする。

35 **12.050.2. 委員会**

36 委員会は、8月15日までに、理事会の定める時と場所において開かれるものとする。す
37 べての候補者に、理事会が定めた手続に従って、委員会による面接の機会が与えら
38 れるものとする。

40 **12.050.3. 定足数と投票**

委員会の委員 12 名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。ただし、委員会の行う会長ノミニーおよび補欠の選出については、委員会委員のうち、出席し投票する委員の少なくとも 10 名 60 パーセントの投票がそのノミニーと補欠を支持する票であることを要する。

~~12.050.4. 会長ノミニーの辞任と新ノミニー選出手続~~

~~会長ノミニーが就任できなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミニーを当該年度の会長に指名または選挙することはできないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミニーとして選出するものとする。このような場合、次の手続を踏むものとする。~~

~~12.050.4.1. 委員会手続~~

~~委員会は、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長に、委員会に代わって直ちに手続を開始する権限を与えるものとする。~~

~~12.050.4.2. 委員会の投票手続~~

~~このような手続には、郵便もしくは他の迅速な通信手段、または会長が理事会に代わって定める時と場所における緊急委員会の開催などがありうる。~~

~~12.050.4.3. 対抗候補者~~

~~前述の、指名委員会が改めて会長ノミニーを選出しなければならないような場合には、クラブは、対抗する会長ノミニーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数を、理事会により与えられるものとする。対抗候補者の指名については、書類の提出期限に関するものを除き、第 12.070.節の規定に従うものとする。~~

~~12.050.4.4.12.050.4. 細則に規定されていない不測の事態~~

~~委員会があらかじめ取り決めておかなかったような不測の事態が生じた場合には、理事会が、取るべき措置を決定するものとする。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、会長ノミニーまたは会長エレクトの空席が生じた場合に、会長指名委員会が会合において補欠を選出することを指示するものである。これにより、この目的のために指名委員会によって以前に選出された補欠候補が空席を速やかに埋めることができる。

現在、RI 細則では会長ノミニーと会長エレクトの空席を埋めるための異なる規定がある。いずれも現在の指名委員会を再招集して新しい候補を選出するよう定めているが、

- 1 いずれの場合も、資格のある候補者や従うべきスケジュールに関する課題が残ってい
2 る。さらに、空席を埋める手順は完了までに数か月かかる可能性がある。
- 3
- 4 本制定案は、RI 理事の空席を埋めるための RI 細則の規定を反映している。また本制
5 定案は、理事指名委員会による会長と補欠の選出において 60 パーセントの過半数を
6 要求することにより、同委員会の規定に従うものである。
- 7
- 8 本制定案は、RI 細則第 6.070.節の下に RI 副会長が埋めるとされる RI 会長の空席を
9 埋めるための現在の方針には影響しないと思われる。

財務上の影響

- 10 本制定案は、指名委員会の会合の回数が減少した場合は、RI の経費削減につながる
11 可能性がある。空席が生じた場合に、会長ノミニーまたは会長エレクトの新候補を選出
12 するために指名委員会を再招集する必要がなければ、経費削減となる。委員会会合の
13 経費および候補者の旅費は約 77,000 米ドルである。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-41

会長ノミニーの選出の規則を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 51 ページ)。

2

3 第 12 条 会長の指名と選挙

4

5 12.050. 委員会による指名

6

7 12.050.1. 最適任のロータリアン

8 委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から、

9 居住国に関わらず、職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを

10 指名するものとする。ただし、委員会は同じ居住国からの候補者を2年連続で指名しな

11 いものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 本制定案の目的は、指名委員会による検討のため、地理的条件やタイミングに関わら
13 ず、全候補者に自らの氏名を提出するよう推奨することにある。これにより、同じ国のロ
14 ータリアンが複数年度にわたって連続して選出される可能性が生じるため、本制定案で
15 は指名委員会に、前年のノミニーと同じ国からの候補者を選出しないよう指示している。

財務上の影響

16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-42

会長のためのクラブ投票に関する規定を改正する件

提案者： 第 3261 地区(インド)
承認者： 第 3261 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 7 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 50 ページ)。
2

3 第 12 条 会長の指名と選挙

5 12.030. 会長指名委員の選挙

7 12.030.4. クラブの投票

8 15 名を超える会員のいるクラブのみが各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する
9 ものとする。 会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上
10 の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われ
11 る期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただ
12 し、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権
13 利がないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 本制定案の目的は、RI 細則を改正してクラブに最低会員数 15 名を維持するよう奨励
15 することにある。これにより、活力のあるクラブのみが投票権を有し、各票はクラブの規模
16 に比例した価値をもつことになる。

財務上の影響

17 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-43

理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 57～58 ページ)。

2

3 第 13 条 理事の指名と選挙

4

5 13.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

6

7 13.020.13. 招集者、会合の日時と場所、議長の選挙

8 理事と補欠が指名される年度の前の年度の 6 月 15 日までに、理事会は委員会委員の

9 中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。理事会は、会合を開くべき場

10 所を指定しなければならない。このような会合は、理事会から別段の許可がない限り、

11 次の 9 月 15 日から 30 日 10 月 15 日までの間に開かなければならない。委員会はその

12 会合の際、委員の 1 人を議長に選ばなければならない。

13

14 13.020.18. 委員会の選出報告

15 委員会がゾーンから理事と補欠を指名するに当たっては、委員会会合後 10 日以内に

16 事務総長にその報告を提出しなければならない。10 月 ~~45~~30 日までに、事務総長は指

17 名委員会の選出についてゾーンまたはセクション内の全クラブに通知しなければならな

18 い。

(本文終わり)

趣旨および効果

19 本立法案は、理事指名委員会が会合できる時間を増やす。これは、現在細則で規定さ

20 れている 2 週間という期間は、多くの指名委員会で日程的に困難であることが明らかに

21 なっているためである。立法案はまた、必要に応じて理事会がこの期間以外の会合を許

22 することができるようにするものである。

財務上の影響

23 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-44

理事の資格条件を変更する件

提案者: 第 1870 地区(ドイツ)
Aarau ロータリークラブ(スイス、第 1980 地区)
Winterthur ロータリークラブ(リヒテンシュタインとスイス、第 2000 地区)

承認者: 第 1870 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 2 日)
第 1980 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 22 日～12 月 18 日)
第 2000 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 25 日～12 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 27～28 ページ)。

2

3 第 6 条 役員

4

5 6.050. 役員の資格条件

6

7 6.050.3. 理事

8 RI の理事候補者は、理事として推薦される以前に RI のガバナーとしてその任期の全
9 期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会が
10 この規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。~~また、ガバ~~
11 ~~ナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。~~理事候補者はさらに、
12 推薦される前の ~~36 カ月間~~に少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していな
13 なければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 若い RI 役員によって若い世代のロータリアンの意見が RI 理事会に反映されるようになる
15 ことで、若い会員に対するロータリーの魅力が増すことになる。さらに、資格を有する
16 候補者数も増える。現在要求されている、ガバナーとして任期を務めた後の待機期間
17 は合理的ではないように思われる。

18

19 ガバナーとして培うリーダーシップの経験は 1 回の国際大会に出席することで十分に補
20 える。さらに、より多くの国際的行事に出席することは必ずしも候補者の資格条件を増
21 すことにはならない。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-45

理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件

提案者: Boothbay Harbor ロータリークラブ (米国、第 7780 地区)
承認者: 第 7780 地区大会 (米国、Maine、Rockland) にて承認
(2017 年 5 月 19～21 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 56～57 ページ)。

2 第 13 条 理事の指名と選挙

3 13.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

4 13.020.4 選挙

5 第 13.020.9.項、と第 13.020.10.項、第 13.020.11.項、および第 13.020.12.項に規定され
6 ている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年
7 の地区大会で選挙されるものとする。

8 13.020.9 指名委員会手続による委員の選出

9 指名委員会の委員と補欠委員は、指名委員会の手続によって選出できる。指名委員会
10 手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、指名が予定されている年の
11 前年に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない
12 限り、第 14.020.2.項に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。
13 委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

14 13.020.10 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

15 指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出することを選択したが、指
16 名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務
17 める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーを指名委員
18 会に起用するものとする。委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものと
19 する。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

25 本制定案は、RI 細則を改正し、地区が理事の指名委員会の委員と補欠委員を指名委
26 員会手続により選出できるようにするものである。指名委員会の委員は、地区大会の選

- 1 挙人よりも、候補者とその資格だけでなく選出対象の役職の要件についても精通してい
- 2 ることが多い。本制定案の採択により、地区はその知識を活用することができる。
- 3
- 4 手続きは、第 9.060.節の指名委員会手続による規定審議会および決議審議会の地区
- 5 代表議員および補欠議員の選出手続きと同様である。

財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-46

ガバナーノミニーの資格条件を改定する件

提案者： 第 1913 地区(クロアチア)

承認者： 第 1913 地区立法案検討会(クロアチア、Zagreb)にて承認
(2017 年 10 月 30 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 70 ページ)。
2

3 第 16 条 地区 4

5 16.070. ガバナーノミニーの資格条件

6 理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていな
7 ればガバナーノミニーに選ばれることはない。
8

9 16.070.1. 瑕疵なきロータリアン

10 本人が地区内の機能しているクラブ (男女両方の会員がいるクラブ) の瑕疵なき会員で
11 あることを要する。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 RI 方針によってクラブは会員を性別で制限することを禁じられている(RI 細則第 4.070.
13 節)うえ、RI 戦略計画によれば会員の多様性はロータリーの中核的価値観の一つであ
14 るにも関わらず、現時点で世界のクラブの 18 パーセントは男性または女性のためのク
15 ラブである。幸い、男性または女性のための地区はない。
16

17 四つのテストを順守するのであれば、RI 細則にも RI 戦略計画にも男性または女性
18 みのクラブを正当化する根拠はない。
19

20 ロータリーは模範を示さなければならない。女性の元ローターアクト会員に、クラブは女
21 性会員を受け入れていないため入会できないと説明することなどできるだろうか。男性
22 限定のクラブしかない地域ではなおさらである(ただしこのような地域に限ったことでは
23 ない)。
24

25 地区ガバナーは指導者であり、もしそのガバナーが自らのクラブにおいて両性による構
26 造を実現できない場合、そのガバナーのリーダーシップスキルは地区レベルには不十

- 1 分であるか、または基本的なロータリーの価値観を広めるに足る信頼がないのではとい
2 う印象を与える。
3
4 本制定案の目的は、地域社会とクラブにロータリーの価値観について明確なメッセージ
5 を伝え、男性または女性だけのクラブを両性が所属するクラブに迅速に転換することを
6 推奨することにある。

財務上の影響

- 7 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

折衷案

制定案 19-47

ガバナーノミニーの資格条件を改正する件

提案者： 釧路ロータリークラブ（日本、第 2500 地区）
Indore Galaxy ロータリークラブ（インド、第 3040 地区）
承認者： 第 2500 地区郵便投票により承認（2017 年 12 月 4 日）
第 3040 地区郵便投票により承認（2017 年 11 月 15 日）

- 1 国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 71 ページ）。
2
3 第 16 条 地区
4
5 **16.070. ガバナーノミニーの資格条件**
6 理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなけ
7 ればガバナーノミニーに選ばれることはない。
8
9 16.070.4. ガバナーの任務を遂行できる能力
10 第16.090.節に規定するガバナーの任務と責任を果たす意思があり、ガバナー補佐等の
11 地区運営経験を持ち、身体的にもその他においてもこれを果たすことができる者でなけ
12 ればならない。

（本文終わり）

趣旨および効果

- 13 国際ロータリーは戦略計画とその一環としての中核的価値観を採択している。そして、
14 国際ロータリーの戦略計画の実践と中核的価値観の普及の要は地区ガバナーであり、
15 長期的視野に立った運営をすることによって達成されることは言うまでもない。
16
17 2001 年 COL にて 01-456「ガバナーの任務を改定する件」は DLP 試験的プログラムを
18 経て採択されたもので 2002 年 7 月から地区へ強制導入されたものである。
19
20 その DLP の目的に、(1) 地区内に十分な研修を受けた多くの人材を養成する、(2) ガ
21 バナー候補者のすそ野を広げる、(3) ガバナーが地区の重要な事項に取り組める時間を
22 増やす、があった。その人材の養成とガバナー候補のすそ野を広げるためにガバナー
23 補佐という役職が新設された。

- 1 DLP 導入から 15 年が経過した中で、ガバナーエレクトの資格条件にクラブ会長経験と
- 2 共に地区運営経験特にガバナー補佐を始めとした地区委員等の運営経験を持つこと
- 3 は長期的視点に立った RI 戦略計画を実践するためには必要な要件であると認識する
- 4 べきである。

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-48

ガバナー・ミニーの資格条件を変更する件

提案者: Ketchikan ロータリークラブ (カナダ、米国、第 5010 地区)
承認者: 第 5010 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 20 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 72 ページ)。
2

3 第 16 条 地区 4

5 16.080. ガバナーの資格条件

6 理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で、国際協議会に全
7 期間を通して出席していて、1 つまたは複数のロータリークラブで通算 75 年以上会員
8 であり、さらに前述の第 16.070.節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければな
9 らない。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 本制定案は 50 歳未満のガバナー候補者の指名を奨励しようとするものである。
11

12 ヤング・パストガバナー・タスクフォースはイアン・ライズリー RI 会長の指示を受け 2017
13 年 8 月から毎月会合を開いており、ロータリーの将来を確かなものにするための推奨を
14 行っている。

15
16 同委員会は、若いロータリアンがガバナー職就任に応募するよう奨励する方法のアイデ
17 アを検討した。
18

19 ロータリー内のリーダーになるための現在の時間枠では、ロータリーのシニアリーダーが
20 年齢も性別もロータリーの会員層を反映していない可能性がある。ロータリアンは、ロー
21 タリーという組織の確かな将来のために、より若く多様性のある会員を惹きつけるため、
22 地区とゾーンレベルでの若く多様性のあるリーダーシップの必要性を繰り返し表明して
23 きた。
24

25 地区ガバナーになるために、クラブ会員の要件を 5 年に短縮し、その他の現行の要件
26 を維持することで、若い会員がリーダー職に就き、若く資格を有するロータリアンが地区
27 とゾーンレベルでリーダー職を目指そうとすることができるようになる。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-49

ガバナー/ミニの投票権に関する規定を改正する件

提案者: Madras ロータリークラブ(インド、第 3232 地区)

承認者: 第 3232 地区立法案検討会(インド、Tamil Nadu、Chennai)にて承認
(2017 年 11 月 23 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 63 ページ)。

2

3 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

4

5 14.040. 郵便投票の書式

6

7 14.040.1 クラブの投票

8 各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。会員数 25 名を超えるクラ
9 ブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を
10 有するものとする。この会員数は、7 月 1 日付の投票の行われる期日に先立つ、直前
11 のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員とし
12 ての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ク
13 ラブが 2 票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に
14 投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証
15 し、所定の封筒に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

16 インド国内の地区の候補者およびクラブでは、クラブの投票権を増やすために、ロータリ
17 一年度の前半にクラブの会員数を水増しするという非倫理的慣習が行われるようになって
18 いる。クラブの会員数が地区選挙および会員数に付与される投票権のみを目的とし
19 て水増しされる場合、これは RI の会員増強方針と目標に反する。このような会員は 6 カ
20 月以内に終結することが多いため、RI に財政的影響を与え、会員増強および維持の方
21 針にも影響を及ぼす。RI 細則第 14.040.1 項に対する上記改正は、クラブにおける健全
22 で安定した会員増強につながる。このような会員は地区選挙後直ちに終結するのでは
23 なく維持できるため、会員の定着の向上と RI への財政収入の改善につながる。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-50

全クラブ会員にガバナーノミニーの電子投票を許可する件

提案者: Nagercoil Emerald ロータリークラブ (インド、第 3212 地区)
Nagercoil South ロータリークラブ (インド、第 3212 地区)
承認者: 第 3212 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 5 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 63～64 ページ)。

2

3 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

4

5 14.040. 郵便投票電子投票の書式

6 ガバナーは、各クラブ会員に一枚の投票用紙電子投票用紙を準備するものとする。投
7 票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を記す。
8 次にクラブからガバナーが受け取った候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候
9 補者が 3 名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、
10 その際、投票委員会の全委員が署名した投票用紙にクラブの投票を記入した上、ガバ
11 ナーのもとに届くよう返送する必要がある旨の指示を添付して各クラブ会員に対して 1
12 部郵送 E メールで送信するものとする。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返
13 送しなければならない。その期限は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送した日から
14 15 日以上 30 日以内の間に定めるものとする。

15

16 14.040.1 クラブの投票

17 各クラブ会員は、少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。会員数 25 名を超える
18 クラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票
19 権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請
20 求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が
21 停止されているいかなるクラブのいかなる会員も、投票に参加する権利がないものとし
22 る。クラブが 2 票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補
23 者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が
24 証し、所定の封筒に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

25 本制定案の目的は、投票資格を有するすべてのロータリアンに民主主義的な方法で参
26 加する権利を与えることにある。すべてのロータリアンが参加意識をもつことになる。これ

- 1 は民主主義において物事を進める正しい方法であり、ガバナーノミニーを選出する義務
- 2 をすべての投票資格を有するロータリアンに与え、投票権を行使することは会員の権利
- 3 である。ガバナーノミニーの選挙を電子的手段で実施し、個々のロータリアンに投票権
- 4 を付与することは、地区内の公正な選挙への道を開くことになる。また、これにより選挙
- 5 手続におけるパストガバナーの駆け引きや影響も低下することになる。

財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-51

ガバナーノミニーの対抗候補者に関する規定を改正する件

提案者: Ruryila ロータリークラブ (パキスタン、第 3272 地区)
承認者: 第 3272 地区立法案検討会 (パキスタン、Punjab、Lahore) にて承認
(2017 年 5 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 61～63 ページ)。

2 3 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

4 5 14.020. ガバナーの指名手続

6 7 14.020.8. 対抗候補者

8 当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年 2 年が経過している地区内クラブは、
9 前にクラブがガバナー指名委員会に対してガバナーノミニーの候補者を推薦した場合
10 に限り、その候補者を対抗候補者として推薦することができる。年度初めの時点で設立
11 からまだ 1 年 2 年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であること
12 を条件に、対抗候補者を推薦することができる。また、対抗候補者は、既に指名委員会
13 に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例
14 会で採択された決議に従って提出されるものとする。クラブは、ガバナーの定める期日
15 までに、決議をガバナーに提出しなければならない。その期日は、ガバナーによるガバ
16 ナーノミニー選出公表から 14 日以内とする。

17 18 14.040. 郵便投票の書式

19 20 14.040.1. クラブの投票

21 年度初めの時点で設立から少なくとも 2 年が経過している各クラブは、少なくとも 1 票を
22 投じる権利を有するものとする。 会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、また
23 は端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員
24 数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基
25 づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、
26 投票に参加する権利がないものとする。クラブが 2 票以上を投じる権利を有する場合、
27 そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の
28 氏名は、クラブの幹事および会長が証し、所定の封筒に入れて封印した上で、ガバ
29 ナーに送付するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 ガバナーノミニーの投票において勢力を増すために、地区内でクラブが結成されている
- 2 ということが指摘されている。ガバナーとクラブアドバイザーが投票の内容をコントロール
- 3 し、クラブ会長とその他の役員は地区内のロータリアンと一切交流していない。そのため、
- 4 候補者を知ることが必要である。そのような機会を新クラブに与えることができるのは、地
- 5 区行事や地区大会に出席することである。

財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-52

ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件

提案者: Mumbai Aces ロータリー E クラブ (インド、第 3141 地区)
承認者: 第 3141 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 27 日～12 月 27 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 63 ページ)。
2

3 第 14 条 ガバナーの指名と選挙
4

5 14.020. ガバナーの指名手続
6

7 14.020.11. 対抗候補者の指名

8 定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け
9 取った場合、ガバナーはその期限から 7 日以内に、地区内の全クラブにその旨を通達
10 するものとする。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで15 日間有効である
11 なら、この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出し
12 たクラブとこれに同意しているクラブの名前が含まれ、候補者について郵便投票または
13 地区大会で選ばれる旨が明記されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 本制定案の目的は、ガバナーに地区選挙の時期と日程のガイドラインを示すために、
15 対抗候補者の指名期間を定義することにある。

財務上の影響

16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-53

ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、パストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとすることを要請する件

提案者: Mumbai Andheri ロータリークラブ(インド、第 3141 地区)
承認者: 第 3141 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 27 日～12 月 27 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 29～30 ページ)。

2

3 第 6 条 役員

4

5 6.120. ガバナーの空席

6

7 6.120.2. 理事と会長の権限

8 副ガバナーがいない場合、理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資
9 格条件を備えたロータリアンパストガバナー(同じ地区所属が好ましい)を選挙する権限
10 を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで 資格条件を備
11 えたロータリアンパストガバナー(同じ地区所属が好ましい)を、アクティングガバナー
12 (臨時のガバナー)として任命することができる。

13

14 6.120.3. ガバナーの一時的任務遂行不能

15 副ガバナーがおらず、ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会
16 長は資格条件を備えたロータリアンパストガバナー(同じ地区所属が好ましい)をアクテ
17 イングガバナー(臨時のガバナー)として任命することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

18 いかなる地区ガバナーの交代もパストガバナーとともに行われるべきである。パストガバ
19 ナーは全員、国際協議会で研修を受けている。ガバナーエレクトがガバナーに就任で
20 きるようになるまでに、このような研修の修了は必須である。よって、いかなる地区ガバナー
21 の交代も、国際協議会で研修を受けたパストガバナーによって行われなければならない
22 い。これにより、地区の行事が RI の方針と手続に従って実施されるようにするものであ
23 る。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-54

地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件

提案者： 第 9125 地区(ナイジェリア)
承認者： 第 9125 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 9～20 日)

1 国際ロータリー細則第 13 条を次のように改正する

2
3 (『手続要覧』第 55 ページ)。

4 第 13 条 理事の指名と選挙

5 13.020. 指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

6 13.020.4. 選挙

7 第 13.020.9.項と第 13.020.10.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補
8 欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

9 理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙での地区投票にクラブが参加するには、クラ
10 ブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区
11 に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

12
13
14
15 さらに、第 14 条を次のように改正する(『手続要覧』第 61 ページ)。

16 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

17 14.020. ガバナーの指名手続

18 14.020.1. ガバナーノミニーの選出方法

19 RIBI 内の地区を除き、地区は、ここに規定されている指名委員会の手続き、あるいは第
20 14.030.節および第 14.040.節に規定されている郵便投票、あるいはその代わりに、第
21 14.020.13.項に規定されている地区大会のいずれかの方法によって、ガバナーノミニー
22 を選出するものとする。その選択は、出席し、投票しているクラブの選挙人の過半数票
23 によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。ガバナーノミ
24 ニーの選挙での地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の
25 承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブ
26 の財政状態はガバナーが判断する。

さらに、第 16 条を次のように改正する(『手続要覧』第 69 ページ)。

第 16 条 地区

16.050. 地区大会および地区立法案検討会での投票

16.050.1. 選挙人

地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次地区大会および地区立法案検討会(開催される場合)に送るものとする。会員数が 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投じるためには地区大会または地区立法案検討会に出席するものとする。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

(本文終わり)

趣旨および効果

審議会議員と補欠議員の選挙、ガバナーノミニーの選挙(RI が承認し地区が採択した方法)、RI 理事指名委員会の委員と補欠委員の選出、地区大会での選挙人による投票、およびその他の地区レベルの投票などの地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

財務上の影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-55

RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件

提案者: RIBI 審議会(英国)

承認者: RIBI 審議会(英国、Greater Manchester、Manchester)にて承認
(2017 年 4 月)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2

3 第 12 条(『手続要覧』第 49 ページ)

4

5 第 12 条 会長の指名と選挙

6

7 12.020. 会長指名委員会

8

9 12.020.2. RIBI からの委員

10 ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーン内の委員 1 名は、RIBI 審議会の定める方法および
11 時期で郵便投票を行い、RIBI 内のすべてのクラブによって選挙されるものとする。この
12 ような委員の指名は、RIBI の幹事が事務総長に対して書面で証するものとする。

13

14 さらに、第 13 条を次のように改正する(『手続要覧』第 55 ページ)。

15

16 第 13 条 理事の指名と選挙

17

18 13.010. ゾーン制の理事の指名

19 理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

20

21 13.010.7. RIBI のゾーンからの理事

22 ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクション
23 の理事 1 名は、~~そのゾーン内またはゾーンのセクション内にあるクラブによって~~ RIBI 内
24 のすべてのクラブによって、RIBI 審議会の定める方法および時期で郵便投票を行い、
25 指名されるものとする。このようなノミニーの指名は RIBI の幹事から事務総長に書式で
26 証されるものとする。

(本文終わり)

(訳者注: 現行の細則 13.010.7. 項の訳で「選挙される」となっておりますが、正しくは「指名される」となります。次回改訂にて訂正させていただきます。)

趣旨および効果

- 1 RIBI 内の RI 理事の指名と選挙は現在ゾーンごとに行われており、第 18a ゾーンには
2 11 の RIBI 地区が、第 17 ゾーンには 14 の RIBI 地区がある。これは理事の指名と選
3 挙について各ゾーンの会員による公平なクラブの分割を表している。
4
5 ゾーン再編成により、合計 25 地区のうち七つの RIBI 地区が一つのゾーンへとまとめら
6 れ、残りの 18 地区すべてが一つのゾーンに残される。これは RIBI 内において、時期が
7 到来した時に理事を務める資格を有するロータリアンの所在の不均衡を生む可能性が
8 ある。
9
10 第 19 ゾーンまたは第 20A ゾーンが理事の指名を要請された場合、本制定案は RIBI
11 内のすべてのクラブが第 19 ゾーンまたは第 20A ゾーンからの資格を有するロータリア
12 ンを理事の役職に指名できるようにし、すべてのクラブが理事選挙で平等に投票できる
13 ようにする。本制定案は RI の他のいかなるゾーンに対しても悪影響を及ぼさない。

財務上の影響

- 14 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

折衷案

制定案 19-56

副ガバナー職を廃止する件

提案者： 第 3590 地区(韓国)
第 3662 地区(韓国)
承認者： 第 3590 地区郵便投票により承認
(2017 年 10 月 30 日)
第 3662 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 27 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 29～30 ページ)。

2 3 第 6 条 役員

4 5 6.120. ガバナーの空席

6 7 ~~6.120.1 副ガバナー~~

8 ~~ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した 1 名のパストガバナーを、選出の~~
9 ~~翌年度に任期を務める副ガバナーに選出できる。副ガバナーの役割は、ガバナーが一~~
10 ~~時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナ~~
11 ~~ーの後任となることである。いかなる指名も指名委員会によって成されなかった場合に~~
12 ~~は、ガバナーエレクトが 1 名のパストガバナーを副ガバナーとして選出できる。~~

13 14 ~~6.120.26.120.1 理事と会長の権限~~

15 ~~副ガバナーがいない場合ガバナー職に空席が生じた場合、理事会は、残存任期中ガ~~
16 ~~バナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンパストガバナーを選挙す~~
17 ~~る権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで資格条~~
18 ~~件を備えたロータリアンパストガバナーを、アクティングガバナー(臨時のガバナー)とし~~
19 ~~て任命することができる。任務を遂行できる、または資格のあるパストガバナーがいない~~
20 ~~場合は、資格条件を備えたロータリアンを選出することができる。~~

21 22 ~~6.120.36.120.2 ガバナーの一時的任務遂行不能~~

23 ~~副ガバナーがおらず、ガバナー職に空席が生じ、ガバナーが一時的にその任務を執り~~
24 ~~行うことができない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンパストガバナーをアクテ~~
25 ~~ィングガバナー(臨時のガバナー)として任命することができる。任務を遂行できる、また~~
26 ~~は資格のあるパストガバナーがいない場合は、資格条件を備えたロータリアンを選出す~~
27 ~~ることができる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 副ガバナー職を廃止することは、地区において並列した 2 つの権力構造ができることを防ぎ、それによりガバナーのリーダーシップの弱体化、副ガバナー職に就いていないパ
- 3 ストガバナーが地区の出来事への関心を持たない可能性、パストガバナーの自尊心の
- 4 低下を防ぐことができる。
- 2

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-57

地区の年次財務表の提出期限を延長する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 70～71 ページ)。

2 3 第 16 条 地区

4 5 16.060. 地区の財務

6 7 16.060.4. 地区の年次財務表および報告書

8 ガバナーを務めてから 1 年以内に、直前ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3
9 ヵ月以内に地区内全クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および報告
10 書を提出しなければならない。直前ガバナーは、この年次財務表および報告書を地区
11 の会合に提出の上、これを討議に付し、採択を受けなければならない。この地区の会合
12 は、地区内すべてのクラブから代表者が 1 名出席する権利があるものでなければならない
13 いし、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを 30 日前に予告した会
14 合でなければならない。あるいは、ガバナーとしての任期終了後 1 年以内に、直前ガバ
15 ナーはガバナーに、財務表および報告書の採択のために郵便投票の実施を依頼する
16 ことができる。財務表および報告書は、郵便投票の 30 日以上前に送付するものとする。
17 ガバナーはこの手続きを、直前ガバナーの要請を受けてから 30 日以内に開始するもの
18 とする。

19
20 この財務表および報告書の検査は、地区大会により決定された通りに、資格を備えた
21 会計士あるいは地区監査委員会のいずれかが行うことができるものとする。地区監査委
22 員会による検査を行うが選ばれた場合、委員会は、

23 (a) 少なくとも 3 人の委員から構成されなければならない。

24 (b) すべての委員は正会員でなければならない委員は地区が定めた手続きに従い
25 選出されなければならない。

26 (c) 少なくとも 1 名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物財務知識を有す
27 る独立した人物でなくては含まなければならない。

28 (d) ガバナー、財務長、地区銀行口座の署名人、財務委員会の委員はがその就任
29 年度に監査委員会に携わること含まれを認めない。

30 (e) 地区が定めた手続きに従い、地区により選出された者を委員とする。

31
32 この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定
33 されるものではない。

34 (a) 地区のすべての資金源(RI、ロータリー財団、地区およびクラブ)。

- 1 (b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金。
- 2 (c) ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべく指定されたロータリー財団の資金。
- 3
- 4 (d) すべての地区委員会の金銭的取引。
- 5 (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての金銭的取引。
- 6 (f) 地区資金のすべての支出。
- 7 (g) RIからガバナーが受け取ったすべての資金。

8 ~~この年次財務表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出~~
9 ~~されるということを30日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が~~
10 ~~開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に~~
11 ~~付され、採択されるものとする。提出された財務表が採択されなかった場合、その地区~~
12 ~~大会の終了から3カ月以内に、次の地区の会合において討議に付され、採択されるも~~
13 ~~のとする。その会合は、すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があり、また、地~~
14 ~~区の財務表および報告書が提出されるということを30日前に予告した会合でなければ~~
15 ~~ならない。そのような地区会合が開催されない場合、ガバナーが60日以内に郵便投~~
16 ~~票を実施するものとする。~~
17
18

(本文終わり)

趣旨および効果

- 19 本制定案の目的は、ガバナーが地区の年次財務表および報告書についてクラブの承認を
20 求める期限を延長し、手続きを簡素化することである。約75%の地区が、現行の3
21 カ月の期限では報告義務を順守できない財務規制および日程を設けている地域に所
22 在している。この変更によって手続きを簡略化し、地区が所属地域の規制とRI細則の
23 両方を順守できるようにするものである。

財務上の影響

- 24 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-58

地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件

提案者： 第 2640 地区(日本)

承認者： 第 2640 地区大会(日本、和歌山県、和歌山市)にて承認
(2017 年 11 月 4 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 68 ページ)。
2

3 第 16 条 地区

4 5 16.040. 地区大会および地区立法案検討会

6 7 16.040.1. 時と場所

8 ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所におい
9 て、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地
10 区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとす
11 る。RI 理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。また、地
12 区はガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することができるが、そ
13 の場合は、21 日前までに地区内のすべてのクラブに明確な通知を行うことを条件とする。
14 地区内クラブの 3 分の 1 以上の会長が、目的である事項を示して地区立法案検討会を
15 招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8 週間以
16 内に、地区立法案検討会を開催しなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

17 一定数以上の地区内クラブ会長から、地区立法案検討会開催の請求があったときは、
18 ガバナーはその意向を尊重して地区立法案検討会を開催するものとし、併せてその具
19 体的な手続を定める。

財務上の影響

20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-59

地区大会または立法案検討会で採択された推奨案の章典化と継続的効果を要求する件

提案者： 第 3662 地区（韓国）
承認者： 第 3662 地区郵便投票により承認
（2017 年 12 月 27 日）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 68 ページ）。

2 3 第 16 条 地区

4 5 16.040. 地区大会および地区立法案検討会

6 7 16.040.3. 地区大会および地区立法案検討会の決定

8 地区大会および地区立法案検討会はその地区内の重要な事柄について推奨案を採
9 択することができる。ただしこのような推奨は、定款および本細則と一致し、ロータリーの
10 精神と理念に沿うものでなければならない。採択された推奨案は、次の地区大会または
11 立法案検討会で決議案によって廃止または改正されるまで有効とされるものとする。効
12 果的な実施のため、各地区は、過去 3～5 年間に採択された推奨案のマニュアル（地
13 区章典）を作成し、これを一貫して管理し、クラブと共有するものとする。さらに各地区大
14 会および地区立法案検討会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審
15 議、決定するものとし、また、これに関する決議を採択することができる。

（本文終わり）

趣旨および効果

16 それぞれの地区には、独自の状況に基づいて実施を希望する長期または期間限定の
17 プロジェクトや方針がある場合がある。このようなプロジェクトまたは方針は、地区大会ま
18 たは立法案検討会での決議案によって実施することができるが、その有効期間や執行
19 力に関する書面による規定はなく、ロータリー章典などの文書により組織的に管理され
20 ていない。このため、次のような課題が生じている。

- 21
- 22 ● 決議案は 2～3 年経過すると忘れ去られていることが多い。
- 23 ● 一部のガバナーは、前任者の任期中に採択された決議案を見過ごしている、また
- 24 は意図的に無視している。
- 25 ● ガバナーの大半は、長期の複数年にわたるプロジェクトよりも、1 年以内に達成でき
- 26 る短期プロジェクトと方針に重点を置く。
- 27 ● 長期的観点から地区を発展させる方針を実施することは難しい。

- 1 そのため、決議案の有効期限を書面にて確立し、こうした決議案を収集して一つの地
- 2 区章典としてまとめ、地区とクラブレベルで配布して維持することを必須とすることで、地
- 3 区の決議案に対する関心と認識を高め、長期的継続と実施のための条件を整え、地区
- 4 の発展へと貢献することができる。

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-60

役員および委員を然るべき理由で解任する統一手続を規定する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2
3 第 5 条 (『手続要覧』第 25 ページ)

4
5 第 5 条 理事会

6
7 5.040. 理事会の権限

8
9 5.040.2. 役員および委員会に対する総括的管理・監督

10 理事会は、RI のすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、
11 委員会に対する総括的管理および監督を行うものとする。

12
13 5.040.3. 役員および委員会委員の停職および罷免

14 会長または理事会は、然るべき理由がある場合には、聴聞を行った上、役員、役員エ
15 レクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、委員を罷免停職にすることができる。し
16 かるべき理由には、細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないことなどが
17 含まれる。問責書を含む停職の理由を含む停職通知は、聴聞の行われる少なくとも 60
18 日前に、罷免聴聞にかけられる停職とされる人に届けられていなければならない。また、
19 停職にされる人には、あらゆる関連情報を事務総長を通じて理事会に提出する機会が
20 与えられるものとする。このような通知には、聴聞の日時と場所を明記し、郵便もしくは他
21 の迅速な通信手段によって直接配達されるものとする。罷免聴聞にかけられる人は、
22 聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。役員、役員エレクト、役員ノミニー、
23 委員を罷免するには、理事会全員の 3 分の 2 の投票を必要とする。すべての関連情報
24 を審議した後、理事会は、停職の開始日から 1 年以内に、3 分の 2 の多数をもってその
25 人を役職から罷免するか、停職を取り消すものとする。また、理事会は、第 6.120.節に
26 規定されるさらなる権限を持つものとする。

27
28 役職から罷免された人は、元役員とみなされないものとする。役職の空席は、細則に従
29 って埋めるものとする。

30
31 さらに、第 14 条を次のように改正する (『手続要覧』第 65 ページ)。

32
33 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

34
35 14.060. ガバナーノミニーの拒否または一時保留

1 **14.060.1. 資格条件に欠ける場合**

2 所定の資格条件に欠けるガバナーノミニーの指名は拒否されるものとし、事務総長はこ
3 れを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

5 **14.060.2. 指名の一時保留**

6 ~~ガバナーノミニーから署名のある声明書を受理したにもかかわらず、そのノミニーが細則~~
7 ~~に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由が理事会にあれば、理~~
8 ~~事会はその指名を一時保留することができる。保留の旨をガバナーとそのノミニーに~~
9 ~~通告しなければならない。ノミニーは、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれ~~
10 ~~を遂行できることに言及した申し立てを、ガバナーと事務総長を通じて、理事会に提出~~
11 ~~する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議し~~
12 ~~たうえで、理事会は3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるい~~
13 ~~は保留を解除するものとする。~~

15 **14.060.3. ノミニーを拒否**

16 ~~ノミニーの指名が理事会によって拒否された場合、事務総長は関係地区のガバナーに~~
17 ~~その旨通告するものとする。事務総長は、その拒否の理由を述べ、ガバナーはこれを~~
18 ~~当該ノミニーに通告するものとする。そこで時間が許すならば、ガバナーは、細則の規~~
19 ~~定に従い、ガバナーノミニーをもう1度選ぶために郵便投票を実施しなければならない。~~
20 ~~地区がガバナーノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出することができな~~
21 ~~かった場合は、ノミニーは第14.070.節の規定に従って選出されるものとする。~~

23 さらに、第16条を次のように改正する(『手続要覧』第73ページ)。

25 **第16条 地区**

27 **16.110. 解任**

28 ~~ガバナーがその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が信じる十分な理由がある~~
29 ~~ときには、会長は、ガバナーをその職から解任することができる。このような場合、会長~~
30 ~~は当該ガバナーにその旨通告し当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら、30日~~
31 ~~以内に釈明するよう勧告するものとする。30日以内に、当該ガバナーが、会長を納得~~
32 ~~させるだけの十分な理由を提出できなかったときは、会長がガバナーを解任できる。本~~
33 ~~節の下に解任されたガバナーは、パストガバナーとみなされない。~~

(各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 現在の細則では、役員をしかるべき理由で停職または罷免（解任）するための手続きが
- 2 複数規定されている。RI 役員、役員エレクト、役員ノミニー、役員ノミニー・デジグネート、
- 3 委員を停職または罷免（解任）する手続は統一された一つのものであることが推奨され
- 4 る。本制定案では、RI 理事会がある個人を役職から罷免（解任）するか、停職を取り消
- 5 すかを決定する前に、その個人に RI 理事会へ情報を提供する機会を与える。

財務上の影響

- 6 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-61

理事会の任務を改正する件

提案者: 第 2740 地区(日本)
第 2840 地区(日本)
承認者: 第 2740 地区大会(日本、佐賀県、佐賀市)にて承認
(2017 年 11 月 18 日)
第 2840 地区大会(日本、群馬県、高崎市)にて承認
(2017 年 11 月 19 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 24 ページ)。
2

3 第 5 条 理事会 4

5 5.010. 理事会の任務

6 理事会は、RI の目的の推進、ロータリーの目的の達成、ロータリーの基本原則の研究と
7 教育、ロータリーの理念、倫理および組織の特質の保存、ならびにロータリーを全世界
8 に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。RI 定款の第 3
9 条の目的を果たすため、理事会は戦略計画を採択するものとする。理事会は、各ゾ
10 ンでの RI 戦略計画の実行を監督するものとする。理事会は、規定審議会の各会合で
11 戦略計画の進捗について報告しなければならない。各理事は、自分のゾーンの会員、
12 および交互に理事が選出されるもう一方のゾーン／組み合わせられたゾーンの会員に
13 対して、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 ロータリアンの多数は RI の組織内部で何が決定され、どういう方向に向かおうとしてい
15 るのか知る機会がほとんどない。特に、日常英語を使用しない多くの国のロータリアンは
16 ロータリーの最新情報から取り残されている。本制定案は、毎月発行されるロータリーの
17 地域雑誌や各ゾーン・各地区のウェブサイト、各理事が RI 理事会決定を含め RI の
18 現況や活動報告について記事を掲載して、ロータリアンとのコミュニケーションを増長さ
19 せることにより、ロータリー運動の意識高揚・情報とビジョンの共有化を図ることを期待す
20 るものである。

財務上の影響

21 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-62

事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件

提案者： 第 5190 地区(米国)
承認者： 第 5190 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 11～27 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 28 ページ)。
2

3 第 6 条 役員

4 6.140. 役員の任務

5 6.140.3. 事務総長

6
7 事務総長は、RI の最高執行経営責任者とする。最高執行経営責任者である事務総長
8 は、理事会の指示監督の下に RI の日々の管理に責任を負う。事務総長は、RI の財務
9 運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。
10 事務総長はまた、理事会によって定められた方針をロータリアンおよびクラブに知らせ
11 るものとする。事務総長は、RI 事務局職員の監督に単独で責任を負うものとする。事務
12 総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経た上
13 で、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額の
14 契約履行保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。
15

(本文終わり)

趣旨および効果

16 本提案は、事務総長の呼称を最高執行責任者から最高経営責任者へ更新しようとする
17 ものである。事務総長の肩書を廃止したり、事務総長の既存の任務や責任を変更したり
18 するものではない。

19
20 本提案は、事務総長の役割は年月を経て進化し、現在は最高執行責任者というよりも
21 最高経営責任者のほうに近づいているという認識に基づく。現在 RI 細則第 6.140.3.項
22 に記載されている責務のほかにも、たとえば、RI 理事会は、事務総長に長期的な計画
23 および方針策定において RI 理事会と財団管理委員会を支援し、理事会による会合と
24 その次回会合の間の期間に理事会を代表して多くの理事会責務を遂行するよう要請す
25 る。「最高経営責任者」という肩書のほうが事務総長の役割をより正確に描写するだけで
26 なく、ロータリアンとロータリアン以外の人にとってより分かりやすく事務総長の役割と責
27 務を示すと思われる。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-63

地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件

提案者: Maryville ロータリークラブ (米国、第 6780 地区)
承認者: 第 6780 地区郵便投票により承認
(2017 年 9 月 25 日～10 月 16 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 67 ページ)。
2

3 第 16 条 地区 4

5 16.010. 創設

6 理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区
7 の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとす
8 る。理事会は、参加型の活動を実施しているクラブをいかなる地区にも割り当てることが
9 できる。

10 11 16.010.1 境界の廃止と変更

12 理事会は、クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の
13 地区の境界を、廃止あるいは変更することができ、そのような変更と同時に、理事会は
14 その地区のクラブを隣接地区に編入させることができる。理事会はまた、そうした地区を
15 ほかの地区と統合、または分割できる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合
16 は、前述以外のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガ
17 バナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更
18 や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境
19 界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性な
20 らびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。地区の境界
21 を廃止あるいは変更する理事会決定は、~~少なくとも 2 年間効力をもたないものとする。~~
22 理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、指導者構成、
23 代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

24 本制定案が削除する第 16.010.1.項の一文は 2016 年規定審議会で追加されたが、地
25 区境界の変更が効力をもつまで少なくとも 2 年間の制限が設けられた結果、クラブと地
26 区は意図しない悪影響を経験した。この制限は不要である。なぜなら RI 理事会と地区
27 編成委員会は常に合併の少なくとも 2 年前から地区と協力して作業を行っており、地区

1 が期間短縮を要請しない限り、期間の延長を認めることが多い。合併対象の地区は、会
2 員増強計画とクラブの再編成計画を策定するために2年間が与えられる。地区分割の
3 場合は、地区が期間を決定するが、少なくとも2年間が推奨され許可される。時には、
4 地区が地区再編成の合併または分割を2年以内に実施することを要請するが、現在は
5 第16.010.1.項によって妨げられている。さらに、ロータリー章典は、クラブと地区の両方
6 の承認を得て、RI理事会は最大10のクラブをある地区から別の地区へ移すことができ
7 ると規定している。クラブは、この移動が2年以内に実施されることを要請することが多
8 い。

9
10 2016年規定審議会において2年間の制限を追加した理由は、地区にとってガバナー
11 エレクトとガバナーノミニーが任務に就くための十分な時間を確保できるようにするため
12 であった。この変更は不要であった。なぜなら、2年の期間はすでに与えられており、選
13 出され指名されたガバナーは地区の境界の変更が効力を持つ前に就任しているからで
14 ある。

15
16 現行の制限は、影響を受ける地区および／またはクラブが期間の短縮を望んだ場合で
17 さえ、地区の境界変更の決定が効力を持つまで少なくとも2年間を要求している。この
18 制限を廃止する制定案によって、クラブの合併、分割、または移転の各事例は、影響を
19 受ける地区が推奨し要請する方法で処理することが可能になる。

財務上の影響

- 20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-64

地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件

提案者： 第 9810 地区 (オーストラリア)
承認者： 第 9810 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 29 日～12 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 67 ページ)。
2

3 第 16 条 地区 4

5 16.010. 創設

6 理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区
7 の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとす
8 る。理事会は、参加型の活動を実施しているクラブをいかなる地区にも割り当てることが
9 できる。
10

11 16.010.1. 境界の廃止と変更

12 理事会は、クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の
13 地区の境界を、廃止あるいは変更することができ、そのような変更と同時に、理事会は
14 その地区のクラブを隣接地区に編入させることができる。理事会はまた、そうした地区を
15 ほかの地区と統合、または分割できる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合
16 は、前述以外のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガ
17 バナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更
18 や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境
19 界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、ロータリアンの数が 1,100 名未満の
20 地区の境界を廃止あるいは変更する前に、ロータリーの使命に対する地区の貢献の効
21 果、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する
22 要素を考慮するものとする。地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なく
23 とも 2 年間効力をもたないものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される
24 地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

25 本制定案は、地区の廃止および境界の変更により意図しない結果が生じるリスクを緩和
26 しようとするものである。これは、規模は小さいが効果的な貢献をしている地区が存続で
27 きるよう RI 理事会が承認することを可能にするものである。なぜなら、ロータリアンの数

1 で地区の廃止または境界の変更をすることは会員数と生産性のさらなる低下につながる
2 恐れがあり、地区がロータリーの使命を実現するための活動にも影響するためである。

3
4 地区の廃止によって地理的に大きな単位を生むことでクラブとロータリアンの数の基準
5 を満たせば、RI にとっては経費の節約につながるかもしれないが、地区の面積が広が
6 ればその管理運営費（たとえば研修やグループのコミュニケーションの会合が必要とな
7 る場合に各ロータリアンの旅費および宿泊費）が増加し、そのコスト増は地区とロータリ
8 アンが負担することになる。オーストラリアでの事例は、地区の再編成後も会員数の減
9 少は続くことを示しており、再編成にも関わらずオーストラリア全土で 6,000 名に近いロ
10 ータリアンが退会している。

11
12 会員の高齢化が進み例会の慣習が時代遅れになっている多くのクラブにおいては、現
13 代社会のニーズにそぐわないという問題が共通して見られる。しかし、地区の境界の変
14 更は、この問題への対処にはなっていない。

15
16 地区の再編成は、業績の振るわない小規模クラブを次々と合体させることで、根底にあ
17 る問題を覆い隠し続けている（エネルギーと労力の希薄化）。このことが示しているのは、
18 オーストラリアのロータリーに活気を取り戻すプロセスの第一歩は、数字（クラブ数／会
19 員数）のゲームではなく、力強く先見の明のあるリーダーシップとロータリアンの関与の
20 促進（エネルギーと労力の集中）に関連があるということである。これは、共に活動しよう
21 という自然な一体感を持つクラブ同士を、地理的に最適な地区に分類することによって
22 推進することができる。再編成による意図しない結果は、多くのオーストラリアのロータリ
23 ー地区にとって一方通行であり、これが転換点へ達してしまった場合にはオーストラリア
24 のロータリーが回復不能になるおそれがある（オーストラリアのアペックスクラブの廃止と
25 同様である）。

財務上の影響

26 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
27 ことはできない。ロータリアンの数が 1,100 名未満の地区を RI 理事会が残した場合、コ
28 ストは増加すると思われる。

29
30 1 地区当たりの RI の予想平均コストは、地区経費のみで 35,000 米ドルである。これは
31 主に、地区ガバナー配分予算、国際協議会でのガバナーエレクト研修、規定審議会での
32 地区代表議員の経費による。

33
34 現在、会員数が 1,100 名 未満の地区は 36 ある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-65

地区の境界を変更し、クラブ数によってゾーンを決定する理事会の権限を改正する件

提案者: Santiago del Estero ロータリークラブ (アルゼンチン、第 4849 地区)
承認者: 第 4849 地区決議会 (アルゼンチン、Santiago del Estero、Termas de Río Hondo) にて承認
(2017 年 5 月 27 日)

1 国際ロータリー細則第 13 条を次のように改正する

2
3 (『手続要覧』第 55 ページ)。

4 第 13 条 理事の指名と選挙

5 13.010. ゾーン制の理事の指名

6
7 理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

8 13.010.1. ゾーンの数

9
10 世界を 34 のゾーンに分割し、ゾーン内のロータリアンクラブ数がおよそ等しくなるように
11
12 する。

13
14 さらに、第 16 条を次のように改正する(『手続要覧』第 66 ページ)。

15 第 16 条 地区

16 16.010. 創設

17 16.010.1. 境界の廃止と変更

18
19 理事会は、クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満ま
20
21 たはクラブの数が 55 未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができ、そのよう
22
23 な変更と同時に、理事会はその地区のクラブを隣接地区に編入させることができる。理
24
25 事会はまた、そうした地区をほかの地区と統合、または分割できる。関係地区内クラブの
26
27 過半数の反対がある場合は、前述以外のいかなる地区の境界も変更してはならない。
28
29 理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブ
30
が、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられ
た後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境
界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮す
るものとする。地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なくとも 2 年間効

- 1 力をもたないものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における
2 運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 3 20 年以上にわたって、RI では会員数ではなくクラブ数だけが増えている。ロータリーは
4 ロータリークラブの組織であることから、この増加は異論のないものであるが、クラブの規
5 模が縮小していることは遺憾である。

- 6
7 現在のデータでは、約 35,200 のクラブに 123 万人の会員がいる。管理上、535 地区と
8 34 のゾーンがある。20 年前のクラブ数は 27,000 であり、会員数はほぼ同じで、516 の
9 地区があった。

- 10
11 つまり、20 年間でクラブの数は約 30 % 増加したことを意味する。

- 12
13 本制定案の趣旨は、ゾーンおよび地区を指定する際には会員数ではなくクラブ数を考
14 慮するということである。これにより管理運営がより効率的に行われ、強制的な合併など
15 を防ぐことになる。

財務上の影響

- 16 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
17 ことはできない。費用は、地区の境界の廃止および変更に対して RI 理事会が提供する
18 支援の範囲と内容に左右されると思われる。

- 19
20 1 地区当たりの RI の予想平均費用は、地区経費のみで 35,000 米ドルである。これは
21 主に、地区ガバナー配分予算、国際協議会でのガバナーエレクト研修、規定審議会で
22 の地区代表議員の経費による。

- 23
24 現在、197 の地区に影響が及ぶ可能性がある。

- 25 ● 会員数が 1,100 名 未満 の 36 地区
26 ● クラブ数が 55 未満 (うち 28 地区は会員数も 1,100 名 未満である)
27 の 189 地区

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-66

RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 81 ページ)。

2

3 第 21 条 機関雑誌

4

5 21.010. 機関雑誌出版の権限

6 理事会は、RI の機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可する幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、RI の目的とロータリーの目的の推進について理事会を助ける媒体としての役割を果たすことである。

(本文終わり)

趣旨および効果

10 本制定案は、RI 細則から RI 機関雑誌の名称をザ・ロータリアン誌とするという要件を削除する。これは、理事会に機関雑誌の名称を変更する可能性を与え、理事会が一層の機敏性と柔軟性をもって、ロータリーへの認識と関心を高めるというロータリーの推進目標を達成できるようにすることを目的としている。

14

15 世界では、ロータリー公認雑誌の 33 誌のうち 29 誌が、すでにタイトルに「ロータリー」を使用する方向へと移行しており、その地域での名称をタイトルの下に示している(たとえば、「ロータリー・ダウンアンダー」、「ロータリーの友」、「ロータリー・ブラジル」)。この誌名モデルは分かりやすく簡潔で、会員と広く一般の心に響くものである。

財務上の影響

19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-67

機関雑誌および地域雑誌の発行および購読義務を廃止する件

提案者: Parys ロータリークラブ(レソト、南アフリカ、第 9370 地区)
承認者: 第 9370 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月～12 月)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 81-82 ページ)。
2

3 ~~第 21 条 機関雑誌~~

4 ~~21.010. 機関雑誌出版の権限~~

5 ~~理事会は、RI の機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可す~~
6 ~~る幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版さ~~
7 ~~れるものとし、これをザ・ロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、RI の目的とロータ~~
8 ~~リーの目的の推進について理事会を助ける媒体としての役割を果たすことである。~~
9

10 ~~21.020. 購読料~~

11 ~~21.020.1. 購読料~~

12 ~~各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。~~
13

14 ~~21.020.2. 購読義務~~

15 ~~米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料~~
16 ~~購読者とならなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌を~~
17 ~~合同で購読する選択肢がある。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わ~~
18 ~~って RI に送金しなければならない。各会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、~~
19 ~~インターネットで電子版の雑誌を受け取るかを選択できるものとする。~~
20

21 ~~21.020.3. 雑誌収入~~

22 ~~年度内の雑誌収入は、その一部といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的の~~
23 ~~ために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定~~
24 ~~がある場合を除き、年度末に RI の一般剰余金に繰り入れられるものとする。~~
25

26 ~~21.030. 雑誌の購読~~

27 ~~21.030.1. 購読義務~~

28 ~~米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認~~
29 ~~し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならな~~
30 ~~い。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌、または理事会が承認し、その~~
31 ~~クラブに対して指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。本人が会員で~~
32
33
34

ある限り、その購読を続けなければならない。各会員は、郵送で送られる印刷版か、インターネットを通じた電子版のいずれかの選択肢を選ぶものとする（電子版が発行されている場合）。

21.030.2. 購読義務免除

会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免除される。

（続く条文は、該当する番号に振り直す）

また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する
（『手続要覧』第 97 ページ）。

第 17 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 購読義務。 RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに対して指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

第 2 節 購読料 購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

（続く条文は、該当する番号に振り直す）

（本文終わり）

趣旨および効果

従来、ロータリーの機関雑誌は、RI 会長と RI 理事会が世界中の全ロータリー会員に情報を伝え、アイデアを広げる方法として重要な役割を担ってきた。

しかし、世界は変化した。今ではニュースを確認する手段として、従来の雑誌や新聞を読むよりもスマートフォン、タブレット、ノートパソコンを使う人が多い。RI と RIBI のいずれもこの点を認識している。RI は、ロータリーを一般市民に紹介するために rotary.org に、また世界中のロータリアンのために My ROTARY に対して大規模な投資を行った。RIBI は「Rotary」誌をオンラインニュースポータルとして 2018 年 2 月に再始動させた。毎日更新されるため、会員は自分自身のニュース、画像、動画を投稿することができる。

ほとんどのロータリークラブは現在ではソーシャルメディアや Whats App などのメッセージアプリを利用して、クラブ内と地元の地域社会の両方とコミュニケーションを行っている。毎日ツイッター上で更新される「The Rotary World」のような新しい無料のロータリーのオンライン新聞もある。地域の印刷推進資料については、今ではクラブのパンフレットが RI ウェブサイト上にあり、ダウンロードしてカスタマイズすることができる。こうすることで、地元の地域社会にとってより身近な内容とすることが可能となる。

コストも問題である。特に米国やヨーロッパより賃金が大幅に低いアジアやアフリカなどの地域で顕著である。こうした地域では、雑誌はロータリーのコストの大きな割合を占める。

効果としては、RI には雑誌を発行する義務はなく、その雑誌を購読する義務はどのロータリアンにもない。

財務上の影響

本制定案は、RI が雑誌を発行する必要がなくなり、購読が義務ではなくなった場合、収入と経費の大幅削減につながると思われる。

雑誌が廃止された場合(2016-2017 年度のデータに基づく):

- 収入は 620 万米ドル減少(購読料 590 万米ドル、広告料 30 万米ドル)
- 直接経費は 470 万米ドル減少(主に印刷用紙、印刷代、郵送料、編集担当職員の人件費)
- 間接経費の推計 130 万米ドルにも影響する(主に技術料、ビジュアルメディア、編集以外の事務局職員の人件費、および諸経費)

機関雑誌の購読義務が RI 細則から削除された場合、RI 理事会は雑誌の発行を継続するか廃止するかを決定することになると思われる。RI 理事会が現在の形式で雑誌の発行を継続とした場合、印刷部数の減少により雑誌の一部当たりのコストは上昇すると思われる。正確な購読者データを維持するために必要な技術の変更について経費も増加すると思われる。

RI は地域雑誌の収支を記録していないが、地域雑誌の出版者にも、発行部数、収入、支出において、同様に好ましくない影響が及ぶと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

折衷案

制定案 19-68

機関雑誌および地域雑誌の購読義務を改正する件

提案者: Helsingborg-Kärnan ロータリークラブ (スウェーデン、第 2390 地区)
Cromwell ロータリークラブ (ニュージーランド、第 9980 地区)
承認者: 第 2390 地区大会 (スウェーデン、Malmö) にて承認
(2017 年 10 月 7 日)
第 9980 地区大会 (ニュージーランド、Otago, Wanaka) にて承認
(2017 年 5 月 13 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 82 ページ)。

2 第 21 条 機関雑誌

3 21.020. 購読料

4 21.020.2. 購読義務

5 米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料
6 購読者となる選択肢を有するものとするなければならない。同じ住所に住む 2 人の
7 ロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢があるしてもよい。かかる購読料
8 は、クラブが購読会員から徴収し、購読会員に代わって RI に送金しなければならない
9 い。各購読会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、インターネットで電子版の雑
10 誌を受け取るかを選択できるものとする。
11

12 21.030. 雑誌の購読

13 21.030.1. 購読義務

14 米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認
15 し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者となる選択肢を有する
16 ものとするなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌、
17 または理事会が承認し、そのクラブに対して指定したロータリー雑誌を合同で購読する
18 選択肢があるしてもよい。本人が購読会員である限り、その購読を続けなければならない
19 い。各購読会員は、郵送で送られる印刷版か、インターネットを通じた電子版のいずれ
20 かの選択肢を選べるものとする(電子版が発行されている場合)。
21

22 ~~21.030.2. 購読義務免除~~

23 ~~会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている~~
24 ~~言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免~~
25 ~~除される。~~
26

また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 97 ページ)。

第 17 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 購読義務。~~RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない~~することができる。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに対して指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢があるしてもよい。~~購読は、各購読会員は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に購読料が支払われるものとする~~ことを確認するものとする。

第 2 節 購読料。~~購読料は、支払うべき購読料(該当する場合)は、クラブが、その前払金を各購読会員から徴収し、RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった地域雑誌の発行所に送金しなければならない。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

ロータリー雑誌は伝統的に、RI 会長と RI 理事会が世界中のロータリー会員に情報を伝え、アイデアを広げる方法として重要な役割を担ってきた。世界中のロータリアンもこの雑誌を利用してアイデアや情報を広げることができた。この伝統的な方法はこれまで、こうした情報を分配するために受け入れられてきた形式であった。

今日では、全世界での情報とアイデアのコミュニケーションは、RI が発信するものを含め、デジタル媒体が好まれる傾向にある。このような媒体は費用効果が高くタイムリーであり、ロータリアンに情報を即時に広めることができるうえに、コスト構造は低く抑えることができる。

RI が、ブログ、対象者を限定した特定のトピックの E メールニュースレター、ソーシャルメディアの投稿を通じてこのようなデジタル媒体を活用し、会員に情報を届け、RI ウェブサイトを通じてアイデアを広げるようになってからしばらく経つ。デジタル情報が提供された結果、雑誌に掲載されている内容の大半はすでにデジタル媒体で提供されている内容と同様のものである。そのため、ロータリアンに届くころにはあまり興味をひかないものになっている。現在のロータリー機関雑誌に掲載されている記事が重複していない場合でも、他のデジタル媒体に融合して、現在利用可能なさまざまなコミュニケーション形態を統括することは容易である。

ブログ、ソーシャルメディアのストーリー、および特定トピックのニュースレターなどの RI のコミュニケーションは、特別な購読ではなくロータリアンの会費から支払われる。これにより会員は、すでに追加費用なしで入手可能だとみなされる情報に対して、なぜ別途料金を支払わなければならないのかと疑問を抱くようになる。デジタル形態で情報を提供

- 1 するにもコストが発生することは理解しながらも、雑誌には料金を別途支払い、デジタル
2 媒体には料金を支払わないという矛盾が、不平等を生み出し、公平で合理的ではない
3 ように見えている。

財務上の影響

- 4 本制定案が採択された場合、RI への純収入が大きく減少する可能性がある。その減少
5 額は、『The Rotarian』誌の購読を選択するロータリアンの数によって左右されるため、現
6 時点でその額を特定することはできない。
- 7
- 8 購読部数が減少すれば、購読料および広告料収入が減少するだけでなく、印刷部数
9 が減ることにより 1 部あたりのコストが増加する。
- 10
- 11 2016-2017 年度のデータ(購読者数 427,000 名)に基づく現在の収入および経費は以
12 下のとおり。
- 13 • 収入 620 万米ドル(購読料 590 万米ドル、広告料 30 万米ドル)
- 14 • 直接経費 470 万米ドル(主に印刷用紙、印刷代、郵送料、編集担当職員の人件
15 費)
- 16 • 間接経費(推計)130 万米ドル(主に技術料、ビジュアルメディア料、編集以外の事
17 務職員の人件費、および諸経費)
- 18
- 19 正確な購読者データを維持するために必要な作業・技術の変更について追加経費が
20 発生すると思われる。
- 21
- 22 RI は地域雑誌の収支を記録していないが、地域雑誌の出版者にも、購読部数、収入、
23 支出において、同様に好ましくない影響が及ぶと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-69

会員個人情報の開示を禁止する件

提案者: Potomac-Bethesda ロータリークラブ (米国、第 7620 地区)
承認者: 第 7620 地区大会 (米国、Maryland、College Park) にて承認
(2017 年 5 月 5～7 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 22 ページ)。

2 3 第 4 条 クラブの会員身分

4 5 4.120. 会員の情報

6 RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を外部団体 (RI、
7 ロータリー財団、またはいかなるロータリー組織によっても管理または運営されず、一切
8 関連のない団体) に開示しないものとする。ただし、RI は、法律で義務づけられている
9 場合、あるいは司法または行政の捜査に関係する場合には、情報を開示することがで
10 きる。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 RI によるロータリアンの連絡先情報の開示が原因で各種勧誘を受けている、という報告
12 がロータリアンから寄せられている。ロータリー章典には、RI は「主要業務を行うことを唯
13 一の目的として、ロータリークラブ会員に関する個人情報を収集する」と記載されている。
14 ただし、ロータリー章典は、RI 理事会がロータリアンの明示的許可を請求することなく情
15 報を外部団体に開示できるとしている。ロータリー章典には次のように記載されている。

16
17 RI 理事会の指示の下、RI は、時折、会員情報の開示を含む特別な広告活動やマ
18 ーケティング活動に参加することができる。RI はこれらの活動についてロータリアン
19 に通知し、開示を拒否する機会を与える。

20
21 本制定案は、RI 細則に新たな節を追加するが、これは RI 章典の現在の表記の一部を
22 反映しつつ、「RI は、会員による明示的な許可がない限り、ロータリアンの個人情報を
23 外部団体 (RI、ロータリー財団、またはいかなるロータリー組織によっても管理または運
24 営されず、一切関連のない団体) に開示しないものとする」ことを明確にする。明示的許
25 可を判断する方法は、RI 理事会の裁量に従う。

- 1 留意事項:ロータリーのウェブサイトに掲示されているプライバシーの方針
2 (<https://www.rotary.org/ja/privacy-policy>)には、「ロータリーは、随時、本方針の一部を
3 変更、追加、修正、削除することがあり、本ページにそれが掲載され次第、直ちに有効
4 となります」と記載されている。

財務上の影響

- 5 ロータリーではデータ保護およびデータのプライバシーの問題に対処するプロジェクト
6 が進行中であるため、本制定案が国際ロータリーに大きな財務上の影響を与える可能
7 性は低いと思われる。ロータリアンのデータおよび情報に関するロータリーの方針は、欧
8 州連合一般データ保護規則(GDPR)を順守するために改正されている。プロジェクトは
9 2019年規定審議会までに完了する予定である。
- 10
- 11 2017年、ロータリーはGDPRの採用および順守達成のための作業の一環として、デー
12 タのプライバシー方針、データ管理の実務、第三者とのデータ共有の合意についての
13 評価を開始した。GDPRは欧州連合内に居住する個人についてデータ保護を強化し
14 統一することを目的とした規則であるが、GDPRの影響を受ける組織は世界中でこの規
15 則を採用している。リスクとコストを最小限に抑えるため、ロータリーはデータのプライバ
16 シーに対して個人ごとの対応を実施せず、GDPRの基準に準拠する包括的方針を採
17 用する予定である。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-70

クラブの加盟終結に関する規定を改正する件

提案者： 第 1760 地区 (フランス)
承認者： 第 1760 地区大会 (フランス、Mazan) にて承認
(2017 年 6 月 24 日)

- 1 国際ロータリー細則を次のように改正する (『手続要覧』第 21 ページ)。
2
3 第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結
4
5 3.030. クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限
6
7 3.030.3. 会員の不足による終結
8 会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結
9 させることができる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 10 ガバナーにとって、会員数が 6 名未満となったクラブの終結を理事会に要請できること
11 が望ましいと思われる。
12
13 これを実現できていない現状では、会員不足によってロータリーの目標に貢献できなく
14 なり、発展について真剣な見通しを持つことができないクラブについて、ガバナーはそ
15 の終結を要請することができない。

財務上の影響

- 16 本制定案の結果、RI の人頭分担金の収入が減少すると思われる。クラブの会員数に関
17 する 2017 年 7 月のデータによれば、会員数が 6 名未満のクラブは約 300 存在する。こ
18 れらのクラブの会員数を合計すると 1,300 名ほどである。本制定案は、会員が 5 名以下
19 のクラブに影響を及ぼすと思われる。これらのクラブが終結された場合、年間の人頭分
20 担金が 64 米ドルとして、約 83,000 米ドルの年間収入の減少となると思われる。ただし、
21 会員が 6 名未満のクラブは近隣の会員の多いクラブと合併することが可能である。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-71

審議会議員として元 RI 会長を除外し、元会長審議会を削除する件

提案者: Parys ロータリークラブ(レソト、南アフリカ、第 9370 地区)
承認者: 第 9370 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月～12 月)

1 国際ロータリー細則第 9 条を次のように改正する

2
3 (『手続要覧』第 35 ページ)。

4 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

5 6 7 9.010. 規定審議会と決議審議会の議員

8 規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議
9 員によって構成される。

10 11 ~~9.010.5 元会長~~

12 ~~すべての元 RI 会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。~~

13
14 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

15
16 さらに、第 20 条を次のように改正する(『手続要覧』第 80 ページ)。

17 18 第 20 条 その他の会合

19 20 ~~20.030. 元会長審議会~~

21 22 ~~20.030.1 構成~~

23 ~~クラブの会員籍を有する元会長をもって構成される元会長審議会を常設するものとす~~
24 ~~る。会長は本審議会の職権上のメンバーとなるものとし、その会議に出席し、議事に参~~
25 ~~加する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとす~~
26 ~~る。~~

27 28 ~~20.030.2 役員~~

29 ~~直前会長のすぐ前の元会長を審議会の議長とし、さらに直前元会長をその副議長とす~~
30 ~~る。事務総長は、元会長審議会の幹事となるが、審議会のメンバーではない。~~

31 32 ~~20.030.3 任務~~

33 ~~元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を通信によって考察するもの~~
34 ~~とし、これについて理事会に進言し勧告することができる。審議会はまた、理事会の要~~

1 ~~請に応じて、クラブ、地区および役員が関わる事柄の調停者としての役割を果たすもの~~
2 ~~とする。~~

4 ~~20.030.4 会合~~

5 ~~会長または理事会は、元会長審議会の合議とその進言が必要であると考え、元~~
6 ~~会長審議会を招集することができる。このように招集された場合、会長または理事会が~~
7 ~~付託した事項を議題として審議するものとする。審議会議長は、会合後、必ず理事会に~~
8 ~~報告するものとする。理事会が報告の一部または全部を発表しない限り、この報告を公~~
9 ~~表してはならない。~~

11 ~~20.030.4.1. 国際大会および国際協議会での会合~~

12 ~~元会長審議会は、年次国際大会および(または)国際協議会において会合を開くものと~~
13 ~~する。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

14 元会長が RI の統括管理に何を加えるのか(何か加えるものがあるとした場合)、明らか
15 ではない。明確な職務内容も、提出物もない。

17 彼らに正式な役職があるとすれば、RI 理事会または規定審議会が職務内容に関する
18 提案を提出すべきである。

20 本制定案の効果は、RI の統括管理におけるいかなる公式な役職からも元会長を除外
21 することとなる。

財務上の影響

22 本制定案は、元会長が RI の統括管理において公式な役職に就かない場合、RI の経
23 費削減につながると思われる。役員/ボランティアの経費削減額は次のように推計され
24 る。

- 25 ● 国際協議会および国際大会のために毎年 245,000 米ドル
- 26 ● 規定審議会のために 3 年ごとに 70,000 米ドル

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-72

ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 19 ページ)。

2 第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

3 2.010. RI への加盟申請

4 2.010.2. ローターアクトクラブ

5 ローターアクトクラブは RI への加盟申請をすることができる。そのようなクラブは、第
6 2.010.1.項の要件の対象とはならないものとする。理事会は、加盟手続を決定するものと
7 する。加盟時に、そのクラブはクラブとしてのすべての権利と責任を負うものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

11 本制定案の目的は、ローターアクトクラブが RI への加盟を申請できることを明確化する
12 ことである。RI への加盟を申請するか否かは、個々のローターアクトクラブの判断に委
13 ねられる。ローターアクトクラブが加盟を申請する場合、ローターアクトクラブであると同
14 時にロータリークラブとなるか、ロータリークラブのみとなるかを選択することができる。ロ
15 ータリークラブとなるローターアクトクラブは、他のすべてのロータリークラブと同じ権利と
16 責任を有することになる。

財務上の影響

17 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。な
18 ぜなら、現在、ローターアクトクラブは RI への加盟申請の際に 20 名の最少会員数の基
19 準を満たすことが求められていないためである。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-73

試験的プロジェクトに関する規定を削除する件

提案者： 釧路ロータリークラブ（日本、第 2500 地区）
承認者： 第 2500 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 4 日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 14 ページ)。
2

3 第 5 条 会員 4

5 ~~第4節 例外。本定款もしくはRI細則の諸規定または標準クラブ定款にかかわらず、~~
6 ~~理事会は、試験的プロジェクトとして、クラブの定款の諸規定がRI定款または細則に~~
7 ~~合致しないクラブの加盟を承認し、または再編成を許可することができる。この種のク~~
8 ~~ラブは、1,000クラブまでとする。このような試験的プロジェクトの実施期間は、6年を上~~
9 ~~限とする。このような試験的プロジェクトが完了した後、RIに加盟または再編成の許可~~
10 ~~を得たすべてのクラブの定款は、その時点で有効な標準クラブ定款としなければなら~~
11 ~~ない。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

12 2001 年 COL 制定案 01-186「ニュー・モデルに基づいてロータリークラブを創設する試
13 験的プロジェクトを実施することを認める件」が採択された。その結果、国際ロータリーを
14 構成するクラブに例外規定を設けた結果、2010 年の規定審議会で E クラブが採択され、
15 2013 年 COL では衛星クラブが採択され、そして、その後の試験的プロジェクトとして、
16 (1) 法人会員を正会員と認める試験的プロジェクト、(2) 準会員を一定期間会員と認め
17 る試験的プロジェクト、(3) 革新性と柔軟性を備えたクラブに関するプロジェクトが進行し
18 ていた。

19
20 しかし、2016 年 COL にて標準ロータリークラブ定款に「例会と出席」並びに「会員身分
21 に関する」例外が認められた結果、既存の試験的プロジェクトは自動的にクラブの選択
22 に任せられることになった。

23
24 従って、我々は「試験的プロジェクト」は 2016 年 COL での柔軟性の導入によって「歴史
25 的使命が終了」したことを認識しなければならない。

- 1 これからのロータリークラブは RI 戦略計画を前提としたクラブの「独自性」「自主性」を明
- 2 確にした運営の革新をすることが問われている。

財務上の影響

- 3 本制定案の結果、現会員と将来の会員にとっての柔軟性が減ることで会員数または会
- 4 員維持率が減少すれば、RI の収入が減少する可能性がある

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-74

国際大会委員会委員の任期を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 74 ページ)。

2

3 第 17 条 委員会

4

5 17.050. 任期

6 いずれの者も 3 年を超えて RI の同一委員会の委員を務めることは許されない。ただし
7 本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。ある委員会に既に 3 年務め
8 た者は、再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、
9 職権上の委員およびアドホック委員会の委員には適用されない。前述の規定にかかわ
10 りなく、会長は、国際大会委員会の委員を 2 年間務めたことがあるが委員長を務めたこ
11 とのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。国際大会
12 委員会の委員長のほかに、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際
13 大会委員会委員とすることができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 本制定案は、国際大会委員会の経験者の追加を規定するものである。同委員会の委
15 員は、国際大会に関して方針、手続、役割など学ばなければならない内容が非常に多
16 い。委員長のほかにもう一人、前回の国際大会委員会の委員を務めた者を追加でき
17 るようにすることで、委員会が円滑に機能するための経験者が増えることとなる。

財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-75

ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 74 ページ)。

2 3 第 17 条 委員会

4 5 17.010. 定数と任期

6 理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ロータ
7 ーアクト・インターアクトに関する常任委員会をはじめ、RI にとって最も有益であると理
8 事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と
9 任期は次の通りとする。(1)コミュニケーション:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期
10 3年で任命される。(2)定款細則:3名の委員から成り、毎年、任期3年で1名ずつ任
11 命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の
12 元委員を含め、4名の委員から成る。(3)国際大会:6名の委員から成り、うち1名は、
13 年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4)地区編成:3名の委員から成り、毎年1
14 名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5)選挙審査:6名の委員から成り、毎年2名
15 ずつ任期3年で任命される。(6)財務:8名の委員から成り、うち6名は、毎年2名ずつ
16 任期3年で任命される。また、RI財務長および理事会により任命された理事1名が、1
17 年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7)ローターアクト・インター
18 アクト:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。最低3名のロータ
19 ーアクト会員が含まれるさらに、6名のローターアクト会員が毎年任命され、2名までの
20 ローターアクト会員が毎年再任される資格を有する。委員1名とローターアクト会員1名
21 が、この委員会の共同委員長となる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の
22 第 17.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会
23 の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

24 25 第 17.010.節に関する暫定規定

26 2019 年規定審議会が制定案 19-75 によって採択した第 17.010.節の改正は、理事会が
27 適切だと判断した方法で実施されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

28 この制定案は、ローターアクト・インターアクト委員会におけるロータリアンとローターアク
29 ターの委員数を同数にし、ロータリアンとローターアクターが委員会の共同委員長を務
30 めることを規定するものである。現在、RI 会長は最少人数を超えるローターアクターを
31 任命するよう奨励されており、1名のローターアクターを共同委員長に任命している。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。過
- 2 去 3 年間に、この委員会には 12 名の委員が任命された。内訳はロータリアン 6 名とロ
- 3 ーターアクター 6 名である。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-76

監査委員会委員の任期を改正する件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 76 ページ)。

3 第 17 条 委員会

5 17.120. 監査委員会

6 理事会は、7 名から成る監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、
7 財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年理事会によって任命される 2 名
8 の現職の理事会メンバーと、毎年管理委員会によって任命される ~~1 名の現職の~~ 2 名の
9 現職のロータリー財団管理委員を含めるものとする。さらに同委員会には、理事会によ
10 って任命される 43 名の委員を含めるものとする。これらの委員は、理事会のメンバーで
11 もロータリー財団管理委員でもないものとし、6 年任期を 1 期務めるものとし、2 年ごとに
12 1 名の委員が任命されるものとする。監査委員会は、必要に応じて、RI とロータリー財
13 団の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、その他の関連事項について
14 審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、会長、RI 理事会、または委員会委員
15 長が決定する時と場所において、通知後、年に 3 回まで会合を開くものとする。また、
16 会長あるいは委員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が
17 決定する時と場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査
18 委員会委員長または同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者を務めるも
19 のとする。本委員会は、理事会と管理委員会の顧問という役割だけを果たすものであり、
20 理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行す
21 るものとする。

23 17.120.に関する暫定的規定

24 2019 年規定審議会が制定案 19-76 によって採択した第 17.120.節の改正は、理事会が
25 適切だと判断した方法で実施されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

26 本制定案は、監査委員会における財団管理委員の人数を増やすため、RI 細則を改正
27 する。統括管理の責任を負う者(RI 理事および財団管理委員)に課される責務と説明
28 責任を鑑み、理事会は、委員会の委員の過半数を RI 理事および財団管理委員によつ
29 て構成することがより適正であるとする。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-77

情報技術委員会について規定する件

提案者: Potomac-Bethesda ロータリークラブ (米国、第 7620 地区)
承認者: 第 7620 地区大会 (米国、Maryland、College Park) にて承認
(2017 年 5 月 5～7 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 74 ページ)。
2

3 第 17 条 委員会 4

5 17.010.定数と任期

6 理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、情報
7 技術、ローターアクト・インターアクトに関する常任委員会をはじめ、RI にとって最も有益
8 であると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員
9 会の定数と任期は次の通りとする。(1)コミュニケーション:6名の委員から成り、毎年2
10 名ずつ任期3年で任命される。(2)定款細則:3名の委員から成り、毎年、任期3年で
11 1名ずつ任命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務
12 める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。(3)国際大会:6名の委員から成り、うち
13 1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4)地区編成:3名の委員から成り、
14 毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5)選挙審査:6名の委員から成り、毎
15 年2名ずつ任期3年で任命される。(6)財務:8名の委員から成り、うち6名は、毎年2
16 名ずつ任期3年で任命される。また、RI財務長および理事会により任命された理事1
17 名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7)情報技術:6名の
18 委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(7) (8)ローターアクト・インターア
19 クト:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターア
20 クト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第 17.050.節の規定
21 に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定
22 める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

(本文終わり)

趣旨および効果

23 現在、RI 細則はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、
24 ローターアクト・インターアクトに関する 7 つの常任委員会を規定している。本制定案は、
25 常任委員会を拡張して、非常に必要とされている情報技術に関する部門を含むように
26 するものである。

財務上の影響

- 1 本決議案は、RIの経費の増加につながると思われる。委員会のコストは主に会合に関
2 して発生すると思われる。この委員会の会合を電話会議で行う場合は、経費に電話料
3 金、通訳料、印刷料、郵便料、運営支援費が含まれる可能性がある。直接会合の場合
4 は、追加経費として旅費が発生する。6名の委員の直接会合を年に2回開催する場合
5 の費用は40,000米ドルと推定される。
6
7 現在、情報技術の予算とリスクは財務委員会の監督下であり、RI理事会が審査および
8 承認を行う。この監督権は新委員会に移譲される可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-78

ロータリー代表ネットワークを規定する件

提案者: Mid-Bergen County ロータリークラブ (米国、第 7490 地区)
承認者: 第 7490 地区大会 (米国、Maryland、Cambridge) にて承認
(2017 年 4 月 20～23 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 76 ページ)。

2 3 第 17 条 委員会

4 5 17.140. ロータリー代表ネットワーク

6 7 17.040.1 代表ネットワークの目的

8 代表ネットワークは RI と主要な政府間組織の関係を築くことを目的として存在する。

9 10 17.040.2 代表の選出

11 30 名の代表を置き、各代表は就任の 前年に会長エレクトが指名し、理事会が選挙する
12 ものとする。すべての代表は以下の資格要件を備えているものとする。代表は国際関係
13 の分野で経験を有するパストガバナーまたはロータリアンでなければならない。会長エ
14 レクトは、可能な限り最善の代表を選出するよう努め、可能であれば国際的コミュニケー
15 ション、交渉、外交の経験を有する個人を選出するものとする。

16 17 17.040.3 代表ネットワーク長

18 30 名の代表から、代表ネットワーク長を務める1名の代表者を選出するものとする。ネッ
19 トワーク長は会長エレクトが選出するものとする。

20 21 17.040.4 代表職の空席

22 代表職に空席が生じた場合、会長は残りの任期を務める新しい代表を指名し、理事会
23 によって選出されるものとする。

24 25 17.040.5 代表の任期

26 代表の任期は3年とする。代表はさらに 1 期を再任することができる。代表は任期をずら
27 すものとし、毎年代表の3分の1が任命されるようにする。

28 29 17.040.6 代表の報酬

30 すべての代表は無報酬で務めるものとするが、妥当な経費に対する経費支払いは行わ
31 れるものとする。

1 17.040.7 代表の報告

2 代表は少なくとも年に1回、自らが担当する政府間機関との連絡および活動成果につい
3 てRIに対して報告するものとする。RIの年次報告には、各政府間機関によって、各代表
4 に支払い済みの全経費と各代表の代理として行われた全支出の明細を示すものとす
5 る。

(本文終わり)

趣旨および効果

6 RI は、ポリオ撲滅という目標を達成する上で、世界保健機関およびユニセフとの現在の
7 パートナーシップの重要性を認識している。ロータリー代表ネットワークは、国連の持続
8 可能な開発目標 (SDGs) を含む共通の人道的目标について、世界保健機関やユニセ
9 フなどの主要な政府間組織との関係の構築と協力を目的として存在する。代表はニュ
10 ューヨークの国連本部、米州機構、ユネスコ、世界銀行などに任命されている。その成果
11 と目的の重要性にも関わらず、ロータリー代表ネットワークは RI 細則において正式に規
12 定されていない。本制定案はこのネットワークの存在を正式化する。

13
14 本制定案はロータリー代表ネットワークへの任命方法の変更という効果をもたらす。ネッ
15 トワークの活動には、政府間組織からの代表との関係構築が含まれており、1 年の任期
16 では代表に課せられた目標を達成するには不十分である。ただし、一般にロータリーの
17 役職は任期制限がある(たとえば、委員会の委員は 3 年のみ)。このため、代表の任期
18 を 3 年と規定している。

財務上の影響

19 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。RI
20 は現在、30 名のロータリー代表に関連する予算として、年間約 74,000 米ドルを充てて
21 いる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-79

国際大会の手続を更新して近代化する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する。

2
3 第 5 条 (『手続要覧』第 25 ページ)

4
5 第 5 条 理事会

6
7 5.040. 理事会の権限

8
9 5.040.3. 年次国際大会の計画と監督

10 RI 定款に従い、理事会は年次国際大会の時間、場所、料金を決定し、あらゆる準備手
11 配を行うものとする。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だ
12 けを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払うものとする。会長は議長と
13 なるものとし、他の者を議長として任命することもできる。会長は、必要に応じて、信任状
14 委員会、投票委員会、およびその他の委員会を任命することができる。理事会は、代議
15 員による代表制について、RI 定款第 9 条第 3 節、第 4 節、第 5 節の規定を満たす投
16 票手続を採用するものとする。

17
18 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

19
20 さらに、第 10 条を次のように改正する (『手続要覧』第 43～46 ページ)。

21
22 ~~第 10 条 国際大会~~

23
24 ~~10.010. 国際大会の時期および場所~~

25 ~~理事会は、国際ロータリーの年次国際大会が開催される年の 10 年前より国際大会の~~
26 ~~候補日および(または)場所を決定し、その開催のためにあらゆる準備手配を行うことが~~
27 ~~できる。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由とし~~
28 ~~て参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。~~

29
30 ~~10.020. 国際大会の招集~~

31 ~~国際大会の少なくとも 6 カ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を発表し、事務~~
32 ~~総長がこれを各クラブに郵送しなければならない。臨時国際大会の招待状は、開催日~~
33 ~~の少なくとも 60 日前に発行され、郵送されなければならない。~~

1 **10.030. 国際大会役員**

2 国際大会の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総長、国際大会委員
3 長、ならびに会場監督とする。会長が会場監督を任命するものとする。

5 **10.040. 国際大会代議員**

7 **10.040.1. 代議員**

8 すべての代議員およびその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブ
9 を代表するものでなければならない。

11 **10.040.2. 補欠代議員**

12 クラブは、その代議員を選任する場合に、代議員ごとに1名の補欠代議員を選ぶことが
13 できる。さらにその補欠代議員が必要な場合の任務を行うことができなくなったときに
14 は、第2の補欠代議員を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者となっている
15 代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができる。第2補欠者は、自分のクラブ
16 のどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わり
17 を務めることができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案
18 件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票しうる票数と同数の投票を行う
19 ことができる。

21 **10.040.3. 代議員の交替手続**

22 補欠者が代議員に代わる場合は、信任状委員会に通知しなければならない。このよう
23 にして、補欠者が代議員に代わった場合、その補欠者は、その大会が終了するまで引
24 き続き代議員を務めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委
25 員会は、補欠者が代議員に代わる場合を一つまたはいくつかの本会議について認める
26 ことができる。ただし、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、大会の
27 会議に出席することが不可能な場合に限られる。信任状委員会は、事前にこのような交
28 替について正式に通知を受け、それを承知していなければならない。

30 **10.040.4. 委任状による代理者**

31 国際大会でクラブを代表する代議員またはその補欠者を持たないクラブは、RI定款第
32 9条第3節(a)項に基づく数の投票権の行使を代理者に委任することができる。その委
33 任状による代理者は、同一地区内のどのクラブの会員であっても差し支えない。無地区
34 クラブの場合は、いずれかのクラブの会員を委任状による代理者に指定することができ
35 る。

37 **10.050. 代議員の信任状**

38 すべての代議員、補欠者、委任状による代理者の権限は、自分が代表することになるク
39 ラブの会長および幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠
40 者、および委任状による代理者が投票するには、これらの証明書は、すべてその国際
41 大会の信任状委員会に提出されなければならない。

10.060. 特別代議員

RIの各役員および現在もクラブで会員身分を有するRIの各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有する。

10.070. 登録料

国際大会に出席する16歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。登録料は理事会が定めるものとする。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、国際大会において投票する権利を有しないものとする。

10.080. 国際大会の定足数

10.080.1. 定足数

全クラブ数の10分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもって、国際大会における定足数とする。

10.080.2. 定足数の不足

本会議において定足数の有無が問題となった場合、議長の定めた時間内は、票決を要する決定を行うことができない。この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、定足数にかかわらず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。

10.090. 信任状委員会

会長は、国際大会閉会までに信任状委員会を任命するものとする。同委員会は、5名より少ない委員会であってはならない。

10.100. 選挙人

正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。

10.110. 投票委員会

10.110.1. 任命と任務

会長は、国際大会において選挙人の中から投票委員会を任命しなければならない。この委員会は、投票用紙の配布、集計を含め、その国際大会におけるすべての投票を司るものとする。この委員会は、会長の定める少なくとも5名の選挙人から成るものとする。事務総長は、すべての投票用紙印刷の責任を負うものとする。

10.110.2. 役員の選挙の通知

会長は役員の指名および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなければならない。このような通知は、国際大会の第1回本会議で行うものとする。

10.110.3. 委員会の報告

~~投票委員会は、投票の結果を速やかに大会に報告しなければならない。その報告は、委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、大会が別段指示した場合を除き、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。~~

10.120. 役員の選挙

10.120.1. 投票権を有する選挙人

~~選挙人は、選挙される各役員に対して1票を投じる権利を有する。~~

10.120.2. 投票

~~すべての役員の選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。一つの役職に対してノミニーがただ1名の場合、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長に意思表示してそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。~~

10.120.3. 過半数の投票

~~前述の役職ごとに投じられた票のうち、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者として宣言されるものとする。必要な場合には、第2選択以下全選択投票をも計算に入れるものとする。~~

10.120.4. 国際大会へのノミニー名の提出

~~正規の手続を経てRI会長、理事、ガバナー、RIBI会長、副会長、名誉会計に指名されたノミニーの氏名は事務総長に証明され、事務総長から選挙のため国際大会に提出されるものとする。~~

10.130. 国際大会プログラム

~~国際大会委員会が報告し、理事会によって承認されたプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、理事会の3分の2の投票によって国際大会中に変更することができる。~~

10.140. 代議員の座席

~~投票が必要な本会議においては、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に関本会議場に確保されるものとする。~~

10.150. 特別協議会

~~国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または複数の国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、どの国または国々のためにこのような特別協議会が開催されるかを随時決定し、大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係国に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、~~

- 1 ~~その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めてこれを公表し~~
2 ~~なければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければならない。~~
3 ~~い。~~

(続く条文は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

- 4 現行の RI 細則第 10 条「国際大会」の大部分は RI 定款第 9 条と同じ概念を繰り返して
5 いる。第 10 条の一部の詳細(「特別協議会」、信任状委員会、投票委員会、「公式招待
6 状」)は時代遅れになっている。これは、国際大会で立法案について審議していた時代
7 (1998 年以前)を反映しているためであり、現在は規定審議会がその役割を担ってい
8 る。国際大会での役員の選出に関する第 10 条の各節は、第 6.010.節(全役員)、第
9 12.090.節(会長)、第 14.010.節(ガバナー)と重複している。過去の審議会では、常任
10 の国際大会委員会に国際大会の計画と運営を支援することを認めている(第 17.010.
11 節)。
12
13 RI 理事会は、委員会、事務総長、RI 職員を監督し、年次国際大会の組織とすべての
14 手配を行っている。本制定案は RI 細則を改正して、現代の国際大会の実情に一致さ
15 せる。

財務上の影響

- 16 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-80

役員の選挙手順を改正する件

提案者: 第 6040 地区(米国)
第 6080 地区(米国)
承認者: 第 6040 地区大会(米国、Missouri、Kansas City)にて承認
(2017 年 10 月 28 日)
第 6080 地区大会(米国、Missouri、Lake Ozark)にて承認
(2017 年 10 月 28～29 日)

1 国際ロータリー細則第 6 条を次のように改正する(『手続要覧』第 27 ページ)。

2 3 第 6 条 役員

4 5 6.010. 国際大会における役員の選挙

6 年次国際大会において選挙される役員(本細則第 10.120.1.項の規定の下で選挙が必
7 要とされる場合)は、RI の会長、理事、ガバナー、および RIBI の会長、副会長、名誉会
8 計である。

9
10 さらに、第 10 条を次のように改正する(『手続要覧』第 45 ページ)。

11 12 第 10 条 国際大会

13 14 10.110. 投票委員会

15 16 10.110.2. 役員の選挙の通知

17 会長は役員の指名および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなけれ
18 ばならない。ただし理事会が次節の規定に従って選挙は不要であると判断した場合は
19 これにあたらぬ。このような通知は、必要に応じ、国際大会の第 1 回本会議で行うもの
20 とする。

21 22 10.120. 役員の選挙

23 24 10.120.1. 投票権を有する選挙人

25 本細則に規定された選挙手順が完了していない場合、選挙人は、選挙される各役員に
26 対して 1 票を投じる権利を有する。大会で規定通りに承認された全役員の選出が本細
27 則に従って完了し、よって対抗候補や提訴の対象とならない場合、理事会はこれらの役
28 員の選出が大会での選挙によって承認される必要はないと判断する権限を有する。

29
30 さらに、第 11 条を次のように改正する(『手続要覧』第 47 ページ)。

第 11 条 役員の指名と選挙 一般規定

11.050. 役員の選挙

本細則第 10.120.1 項の規定により選挙が必要となった場合、RI の役員は、本細則第 6.010.節と第 10.120.節に規定するように年次国際大会で選挙されるものとする。

さらに、第 12 条を次のように改正する(『手続要覧』第 53 ページ)。

第 12 条 会長の指名と選挙

12.090. 国際大会への指名の提出

12.090.1. 会長ノミニーの氏名を選挙のため国際大会へ提出

本細則第 10.120.1 項の規定により選挙が必要となった場合、事務総長は、指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出するものとする。このようなノミニーは、郵便投票が行われない場合、選挙後、次の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

さらに、第 14 条を次のように改正する(『手続要覧』第 61 ページ)。

第 14 条 ガバナーの指名と選挙

14.010. ガバナーノミニーの選出

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前 24 カ月以上 36 カ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは、「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担い、ガバナーに就任する 2 年前の 7 月 1 日にガバナーノミニーの肩書を担うものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。本細則第 10.120.1 項の規定により選挙が必要となった場合、ガバナーノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催される RI 国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナーエレクトとして 1 年の任期を務めてから、選挙後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、各大会で特定の役員を選出する、時間のかかる手順を廃止しようとするものである。このような役員の選出は、既に RI 細則において最終決定であると宣言されている。よって、大会で役員の選挙を行う形式的手順は不要であり、年次大会の時間と経費を節約するためにも廃止すべきである。残念ながら、選挙を公告することで、投票権を有する代議員は重要な議題について投票するのだと思い込ませられるが、実際の選

- 1 挙は行われないと知って落胆させられている。さらに、規定の役員選挙は選挙当日に
- 2 代議員のための特別席エリアを必要とするが、役員の選出は既に最終決定されており、
- 3 規定の選挙は単なる事前選出の確認にすぎない。よって、形式的な選挙の廃止は大会
- 4 の時間の節約につながる。

財務上の影響

- 5 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-81

国際大会の特別協議会に関する規定を削除する件

提案者： 第 6040 地区 (米国)
第 6080 地区 (米国)
承認者： 第 6040 地区大会 (米国、Missouri、Kansas City) にて承認
(2017 年 10 月 28 日)
第 6080 地区大会 (米国、Missouri、Lake Ozark) にて承認
(2017 年 10 月 28～29 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 46 ページ)。
2

3 第 10 条 国際大会 4

5 ~~10.150. 特別協議会~~

6 ~~国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または複数の国のグルー~~
7 ~~プのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大~~
8 ~~会は、どの国または国々のためにこのような特別協議会が開催されるかを随時決定し、~~
9 ~~大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、~~
10 ~~特に関係国に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、~~
11 ~~その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めてこれを公表し~~
12 ~~なければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければなら~~
13 ~~ない。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

14 本制定案は、RI 細則のうち使用されず必要とされない規定を削除する、いわゆるハウス
15 キーピング (維持管理) の案件であり、ロータリー国際大会において世界の地理的地域
16 のための特別協議会を承認する規定を削除するものである。この規定は (かつて使用さ
17 れたことがあるとしても) 長年使用されていないだけでなく、国際大会の国際性の精神と
18 も相反するものである。今日の世界では、国際大会は会合で多忙を極め、正当な目的
19 があつたとしても、このような協議会を設ける日程の余裕はなく、瞬時にコミュニケーション
20 を取ることができ、世界旅行もできる現代では特別協議会にそのような正当な目的は
21 ないと思われる。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-82

人頭分担金を増額する件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。

2

3 第 18 条 財務事項

4

5 18.030. 会費

6

7 18.030.1. 人頭分担金。

8 各クラブは、そのクラブの会員のおののにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
9 もとする。~~2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米~~
10 ~~貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごと~~
11 ~~に米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年度には~~
12 半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度以降には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント。人頭
13 分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 本制定案は RI 細則を改正し、2020-21 年度から開始し 2022-23 年度まで年に 1 米ドル
15 の人頭分担金増加を規定するものである。本制定案は、RI の現在の運営とプログラム
16 を維持し、RI の将来にわたる金銭的維持可能性を支援するために必要なレベルに人
17 頭分担金の収入を合わせている。

財務上の影響

18 本制定案の結果、RI の人頭分担金の収入が増加すると思われる。
19
20 3 年間に毎年 1 米ドルの増額は、人頭分担金収入の年間約 1.47 パーセントの増額に
21 等しい。
22
23 現在の会員数レベルでは、RI の人頭分担金からの収入は、2020-21 年度から始まり、
24 2022-23 年度まで続く期間に、毎年約 120 万米ドルずつ増額する予定である。
25
26 RI 細則ではバランスの取れた年間予算を求めている。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-83

人頭分担金を増額する件

提案者： 第 3261 地区(インド)
承認者： 第 3261 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 7 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。

3 18.030. 会費

5 18.030.1 人頭分担金

6 各クラブは、そのクラブの会員のおおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
7 もとする。~~2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米~~
8 ~~貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごと~~
9 に米貨 34 ドル、2020-21 年度には半年ごとに米貨 35 ドル、2021-22 年度には半年ごと
10 に米貨 36 ドル、2022-23 年度には半年ごとに米貨 37 ドル、2023-24 年度以降には半年
11 ごとに米貨 38 ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されない
12 もとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

13 人頭分担金はすでに開発途上国にとってかなり高額になっており、会員の増加にとつ
14 て手強い障壁になる恐れがある。本制定案の目的は、その格差を最小限に抑えること
15 である。

財務上の影響

16 本制定案の結果、RI の人頭分担金の収入が増加すると思われる。

17
18 3 年間に 1 年あたり 2 米ドルの増額は、人頭分担金収入増額の年間平均約 2.94% に
19 匹敵する。

20
21 現在の会員数レベルでは、RI の人頭分担金からの収入は、2020-2021 年から始まり、
22 2023-2024 年まで続く期間に、毎年約 240 万米ドル増額する予定である。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-84

人頭分担金を増額する件

提案者： 敦賀ロータリークラブ（日本、第 2650 地区）

承認者： 第 2650 地区立法案検討会（日本、滋賀県、大津市）にて承認
（2017 年 11 月 25 日）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 77 ページ）。
2

3 第 18 条 会費

4 18.030. 会費

5 18.030.1. 人頭分担金

6
7 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
8 ものとする。~~2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米~~
9 ~~貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごと~~
10 ~~に米貨 34 ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないもの~~
11 ~~とする。2019-20 年度以降は半年ごとに米貨 40 ドルとする。RI 人頭分担金の額は、~~
12 2030 年までは改定しないものとする。
13

14 18.030.2. ~~追加会費~~

15
16 ~~各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨 1 ドル、または次回に予定されて~~
17 ~~いる規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額を RI~~
18 ~~に支払わなければならない。クラブが RI に支払うべき会費の最低額はないものとする。~~
19 ~~臨時規定審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い~~
20 ~~時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席する~~
21 ~~クラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資~~
22 ~~金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。理事会~~
23 ~~は、この収支についてクラブに報告するものとする。~~

（続く各節は、該当する番号に振り直す）

（本文終わり）

趣旨および効果

24 過去 10 年以上にわたり、毎年、RI 人頭分担金は値上げされている。また同時に、毎年
25 人頭分担金不払いのため、加盟を終結させられるクラブも多く存在する。このような状況

1 を改善するため、2020 年以降 10 年間は、半期 40ドルに固定することを規定するもの
2 である。また、併せて、人頭分担金とは別に、理事会決定される追加会費を廃止するも
3 のである。今後、RI 本部の IT 化をさらに進め、経費を削減することで、人頭分担金の
4 10 年間凍結は実現可能であると思われる。

財務上の影響

5 本制定案により、RI 人頭分担金による収入が増える可能性がある。

6

7 2016 年規定審議会によって決定されたように、2019-2020 年度、人頭分担金は米貨 68
8 ドルとなり、これに、規定審議会の経費を賄うために理事会が定めた一人あたり 1ドル
9 の追加費用が課される(2018-19 年度)。

10

11 2019-2020 年度に人頭分担金が米貨 68ドルから米貨 80ドルに増額された場合、米貨
12 12ドルの増額となり、規定審議会のための追加費用米貨 1ドル(米貨 11ドル純増)の
13 減額分が相殺される。この増額は、10 年間で年に平均米貨 1ドル 10 セントとなり、それ
14 により算出される平均年間増額率は約 1.51 パーセントに相当する。

15

16 現在の会員数のレベルに基づくと、RI 会費収入は 2019-2020 年度に 1320 万ドル分増
17 加することになる。その後の RI 会費収入は、会員数の安定を仮定すると、2028-2029 年
18 度までの 10 年間に一定であり続ける。

19

20 RI 細則は、バランスの取れた年度予算を義務づけている。本制定案により、RI 会費収
21 入が最初の数年間は RI の運営費を上回ると予想されるが、その後はおそらく運営費が
22 会費収入を上回ると予想されるため、予算編成に影響を与えることになる。1.51 パーセ
23 ントという平均年間増額率は、2028-2029 年度まで RI が提供する運営と支援業務に影
24 響を与える可能性があるが、現時点でその影響の程度を判断することはできない。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-85

人頭分担金の増額に関する規定を改正する件

提案者： 第 2580 地区（日本）

承認者： 第 2580 地区立法案検討会（日本、東京都）にて承認
（2017 年 10 月 13 日）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 77 ページ）。

2

3 第 18 条 財務事項

4

5 18.030. 会費

6

7 18.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおののにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
9 もとする。~~2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米~~
10 ~~貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごと~~
11 ~~に米貨 34 ドル。~~人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないもの
12 とする。2020-21 年度以降少なくとも 3 年間は人頭分担金の値上げを行わないこととす
13 る。

（本文終わり）

趣旨および効果

14 近年、人頭分担金の急激な値上げが行われてきた。この背景には異常な低（またはマ
15 イナス）金利の中での運用など社会情勢の変化もあったと思われるが、これまで以上の
16 世情の悪化は見込まれず、また、これ以上の人頭分担金の値上げは、各クラブ並びに
17 会員に対し、過度の財政負担となると考えられ、値上げに歯止めをかける提案をするも
18 のである。

財務上の影響

19 本制定案は、国際ロータリーの経費増加をもたらす可能性があるが、現時点でその額を
20 特定することはできない。
21
22 RI 理事会は、RI の 5 カ年財務見通し、および RI 戦略計画とビジョンに基づいて、規定
23 審議会に人頭分担金の増額を提案するかどうかの評価を行う。

- 1 RI 細則は、バランスの取れた予算を義務づけている。このため、RI 人頭分担金を 3 年
- 2 間増額しないことで、RI の運営と支援業務に影響が生じるとされる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-86

現在の人頭分担金の金額を維持する件

提案者: Indore Galaxy ロータリークラブ (インド、第 3040 地区)
承認者: 第 3040 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。

2 第 18 条 財務事項

3 18.030. 会費

4 18.030.1. 人頭分担金

5 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
6 ものとする。~~2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米~~
7 ~~貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごと~~
8 ~~に米貨 34 ドル。2019-20 年度以降には半年ごとに米貨 34 ドル。~~人頭分担金は、規定
9 審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

13 RI は会員増加を必要としており、すべての非営利団体の存続は会員数の増加にかか
14 っていると言ってよい。このような成長を促進するため、指導者がクラブの成長を追求す
15 るモチベーションになるような何らかの財政的インセンティブをクラブに与えるべきであ
16 る。

財務上の影響

17 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
18 ことはできない。
19
20 RI 理事会は、RI の 5 カ年財務見通しおよび RI 戦略計画とビジョンに基づき、規定審
21 議会に人頭分担金の増加を提案するか否かを評価する。

- 1 RI 細則は均衡予算を求めているため、RI 人頭分担金を 3 年間増額しないことは RI に
- 2 よって提供される業務およびサービスに影響を与えると思われるが、具体的な内容は現
- 3 時点では断定できない。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-87

夫婦が同じクラブの会員である場合に人頭分担金を減額する件

提案者: Golden Kadayanallur ロータリークラブ (インド、第 3212 地区)
承認者: 第 3212 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 5 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。
2

3 第 18 条 財務事項

4 5 18.030. 会費

6 7 18.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
9 もとする。2016-17 年度には半年ごとに米貨 28ドル、2017-18 年度には半年ごとに米
10 貨 30ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32ドル、2019-20 年度以降には半年ごと
11 に米貨 34ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないもの
12 とする。法的に婚姻関係にある 2 名の個人が同じクラブの会員である場合、クラブは 1
13 名の会員分の人頭分担金を支払い、当該会員の配偶者については人頭分担金の
14 50%を支払うものとする。クラブは、半期報告書でこれを RI に通知しなければならない。
15 人頭分担金の免除は、規定審議会によって改正されるまで 50%のまま変更されないも
16 のとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

17 本制定案の目的は、婚姻関係にある 2 名が同じクラブに所属する場合に、人頭分担金
18 の支払いによる費用を減らすことである。その即時的効果として、配偶者のクラブ入会
19 が促進され、ロータリー会員数が大幅に増加する可能性がある。人頭分担金はクラブに
20 より支払われるため、クラブはこの支払いの管理も行い、これを半期報告書に記録する。

財務上の影響

21 本制定案は RI の収入を減らし、経費を増やす結果をもたらすと思われる。

1 収入の減少額は、配偶者が同じクラブに所属し、減額された人頭分担金を支払う会員
2 の数により異なる。

3
4 人頭分担金の全額を支払う会員数が減少すれば、収入は減ることになる。その影響は、
5 配偶者が同じクラブに所属する会員の数により異なる。

6
7 ● 2018 年 4 月時点の会員データによると、ロータリーの全世界データベースで配偶者
8 が会員として報告されている会員の数は約 17,000 名であり、そのうち約 12,700 名
9 が同じクラブに所属している。2018-2019 年度の人頭分担金 64 米ドルを基に、
10 6,350 名が人頭分担金の 50%のみを支払うと仮定すると、これによっておよそ
11 203,000 米ドルの収入減となる。

12
13 ● 現在、婚姻関係に関する会員データは一貫して記録されておらず、データ更新が
14 行われていない。同じクラブの会員として報告される配偶者の数が増えれば、収入
15 にさらに大きく影響することになる。

16
17 2015 年に実施された最新の調査を通じて統計的に有意な会員傾向データが得られ、
18 それによれば、RI の人頭分担金はロータリーでの体験の年間コストの平均約 1~4%、
19 最大でも 10%と推定される。配偶者の人頭分担金の減額はロータリアンの数の大幅な
20 増加につながるとは期待できない。

21
22 さらに、会員の婚姻関係を追跡するための管理費用と、データベースおよび請求システ
23 ムの拡充のための技術経費が増加すると思われる。

24
25 RI 細則では均衡予算を求めている。人頭分担金の減少は RI によって提供される業務
26 およびサービスに影響を与えると思われるが、減少額は現時点では断定できない。

27
28 留意点として、半期報告書の手続きは 2015 年 1 月にクラブ請求書に変更した。会員の
29 最新情報はすべて、RI がクラブ請求書を発行する前に、クラブ幹事が RI に報告する
30 必要がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-88

30 歳以下の会員は人頭分担金を軽減し、ロータリー機関雑誌のデジタル版購読料を無料とする件

提案者： 第 6690 地区(米国)

承認者： 第 6690 地区郵便投票により承認(2017 年 10 月 23 日～11 月 13 日)

1 国際ロータリー細則第 18 条を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。

2 3 第 18 条 財務事項

4 5 18.030. 会費

6 7 18.030.1. 人頭分担金

8 各クラブは、そのクラブの会員のおののにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
9 ものとする。2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米
10 貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごと
11 に米貨 34 ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないもの
12 とする。この金額は、30 歳以下の会員については 75 パーセント減額するものとする。

13 14 18.030.2. 追加会費

15 各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨 1 ドル、または次回に予定され
16 ている規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額を
17 RI に支払わなければならない。クラブが RI に支払うべき会費の最低額はないものとす
18 る。臨時規定審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ
19 早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席
20 するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個
21 の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。理
22 事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。

23 24 18.030.2.1. 追加会費の例外

25 30 歳以下の会員に対しては、規定審議会または決議審議会を賄うための追加人頭分
26 担金を課さないものとする。

27
28 さらに、第 21 条を次のように改正する(『手続要覧』第 82 ページ)。

29 30 第 21 条 機関雑誌

31 32 21.030. 雑誌の購読

1 21.030.3. 任意購読

2 30 歳以下の会員は、機関雑誌のデジタル版を無料で受信するものとする。30 歳以下
3 の会員は、有料購読者となり印刷版を郵送で受け取る選択肢を有するものとする。

4
5 また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 97 ページ)。

6
7 **第 17 条 ロータリーの雑誌**

8
9 第 3 節 ー 任意購読。30 歳以下の会員は、購読義務を免除されるものとするが、機関雑
10 誌のデジタル版を無料で受信する。30 歳以下の会員は、有料購読者となり印刷版を郵
11 送で受け取ることもできる。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 本制定案は、若い世代の職業人がロータリアンとしてのあらゆる利点と特典を安価な費
13 用で享受できるようにするものである。2016 年規定審議会では、ローターアクターがロ
14 ータリークラブに入会し、2 種類のクラブで二重会員となることができる措置を可決した
15 が、会費構造については扱われなかった。ロータリークラブの会員資格というオプション
16 は魅力的だが、RI 会費を全額支払うことは若い職業人やローターアクトのコミュニティに
17 存在する会員候補にとって魅力的ではない。本制定案は RI 会費をその年齢層の会員
18 が支払いやすい金額に設定する。

財務上の影響

19 本制定案は RI の収入を減らし、経費を増やす結果をもたらすと思われる。

20
21 収入の減少額は 240 万米ドルを超えると推計される。この金額は、30 歳以下のロータリ
22 アンのうち、減額した人頭分担金を支払う人数と、「ザ・ロータリアン」誌を購読しない人
23 数によって異なる。この推計は以下に基づく。

- 24
- 25 • RI の会員データベースには、44 パーセントの会員の年齢データが登録されて
26 いない。ただし、統計的に有意なロータリーの地域別会員動態を示す最新の会
27 員統計データである 2015 年の調査の結果によれば、ロータリアンの 3.8 パーセ
28 ントがこの減額の対象であると推計される。
 - 29
 - 30 • 120 万人の会員のうち 3.8 パーセント(46,000 人)が RI 人頭分担金の減額対象
31 となる場合、収入は 80 万米ドル減少する(2020 年度人頭分担金 68 米ドルと 25
32 パーセントの割引を基準に算出)。

- 1 • 「ザ・ロータリアン」誌の収入の減額は、30 歳以下の 20 パーセントが購読しない
2 場合、10 万米ドルと推計される。

3

4 30 歳以下のロータリアンの RI 人頭分担金の減額によって、この年齢層のロータリアン
5 の人数を大幅に増加させることは期待できないと思われる。2015 年のロータリアン調査
6 によれば、RI の人頭分担金は平均でロータリー経費の年間コストの約 1～4 パーセン
7 ト、最大でも 10 パーセントと推定される。

8

9 さらに、データベースおよび請求システムの拡充のための技術経費と、年齢情報を維持
10 するための運営費の増加があると思われる。

11

12 RI 細則では均衡予算を求めている。RI 人頭分担金の大幅な減少は RI によって提供さ
13 れる業務およびサービスに影響を与えると思われるが、減少額は現時点では断定でき
14 ない。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-89

高齢の会員の人頭分担金を減額する件

提案者： 第 3640 地区(韓国)

承認者： 第 3640 地区立法案検討会(韓国、Seoul)にて承認
(2017 年 9 月 15 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。
2

3 第 18 条 財務事項

4

5 18.030. 会費

6

7 18.030.2. 高齢会員の人頭分担金の 50%減額

8 会員の年齢、および一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以
9 上である場合、その会員の人頭分担金は 50%減額するものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

10 本制定案の趣旨は、会員の年齢と一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合
11 計が 85 年以上である場合、その会員の人頭分担金を 50%減額することである。これは、
12 高齢会員のロータリーにおけるキャリアを称える象徴となるだけでなく、そのように長年
13 在籍している会員がロータリーにおいて現役で活躍し続けることを奨励し、ロータリーの
14 会員維持に貢献することにもなると思われる。

財務上の影響

15 本制定案は RI に大きな財務上の影響を及ぼすと思われるが、現時点でその額を特定
16 することはできない。
17
18 減少額は、年齢と一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上
19 となるために人頭分担金が減額されるロータリアンの数に左右される。たとえば、年齢が
20 60 歳で会員在籍年数が 25 年のロータリアンは人頭分担金の 50%減額の対象者となる。

1 RI の会員データベースには、44 %の会員の年齢データが登録されていない。ただし、
2 統計的に有意な地域別会員動態を示す最新の会員統計データである 2015 年の調査
3 の結果によれば、ロータリアンの 26%が 60 ～ 70 歳であり、23%が 70 歳以上であると
4 推計される。つまり、ロータリーの 120 万人の会員のうちかなりの割合が 50%の人頭分
5 担金減額対象者となると予想される。

6
7 年齢と一つまたは複数のクラブにおける会員在籍年数の合計が 85 年以上であるロー
8 タリアンの RI 人頭分担金の減額によって、この年齢層のロータリアンの人数を大幅に
9 増加させることは期待できないと思われる。2015 年のロータリアン調査によれば、RI の
10 人頭分担金は平均でロータリー経費の年間コストの約 1～4%、最大でも 10%と推定さ
11 れる。

12
13 さらに、会員の年齢情報を記録管理するための管理費用と、データベースおよび請求
14 システムの拡充のための技術経費が増加すると思われる。

15
16 RI 細則では均衡予算を求めている。RI 人頭分担金の大幅な減少は RI によって提供さ
17 れる業務およびサービスに影響を与えられるが、減少額は現時点では断定でき
18 ない。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-90

高齢の会員の人頭分担金を減額する件

提案者： 第 3261 地区(インド)
承認者： 第 3261 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 7 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。

3 18.030. 会費

5 18.030.1 人頭分担金

6 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
7 ものとする。2016-17 年度には半年ごとに米貨 28ドル、2017-18 年度には半年ごとに米
8 貨 30ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32ドル、2019-20 年度以降には半年ごと
9 に米貨 34ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないもの
10 とする。75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25 年以上正会員であ
11 るロータリアンは、人頭分担金の支払いを 50%免除されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 本制定案の趣旨は、RI 細則を改正して、定年時に退会してしまう高齢の会員の維持を
13 図ることにある。これは、高齢のロータリアンの知恵と経験がクラブを充実させることにも
14 つながる。

財務上の影響

15 本制定案は RI に大きな財務上の影響を及ぼすと思われるが、現時点でその額を特定
16 することはできない。

17
18 収入の減少額は、75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25 年以上
19 正会員で、減額された RI 人頭分担金を支払うロータリアンの数に左右される。

20
21 RI の会員データベースには、44 %の会員の年齢データが登録されていない。ただし、
22 2015 年に実施された最新の調査を通じて統計的に有意な会員傾向データが得られ、
23 それによれば、ロータリアンの 23%が 70 歳以上であると推計される。75 歳以上のロー

1 タリアンの割合は不明だが、15%と推計することができる。つまり、ロータリーの 120 万人
2 の会員のうちかなりの割合が減額対象者となると予想される。

3
4 75 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで通算 25 年以上正会員であるロータ
5 リアンの RI 人頭分担金の減額によって、この年齢層のロータリアンの人数を大幅に増
6 加させることは期待できないと思われる。ロータリアンを対象とする 2015 年の調査によ
7 れば、RI の人頭分担金は平均でロータリー経費の年間コストの約 1~4%、最大でも
8 10%と推定される。

9
10 さらに、会員の年齢および会員歴年数の情報を記録管理するための管理費用と、デー
11 タベースおよび請求システムの拡充のための技術経費が増加すると思われる。

12
13 RI 細則では均衡予算を求めている。RI 人頭分担金の大幅な減少は RI によって提供
14 される業務およびサービスに影響を与えると思われるが、減少額は現時点では断定で
15 きない。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-91

高齢の会員の人頭分担金を免除する件

提案者: Berhampur Central ロータリークラブ (インド、第 3262 地区)
承認者: 第 3262 地区大会 (インド、West Bengal, Kolkata) にて承認
(2017 年 12 月 24 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 76 ページ)。
2

3 第 18 条 財務事項

4 18.030. 会費

5 18.030.1. 人頭分担金

6
7 各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のように RI に人頭分担金を支払う
8 ものとする。2016-17 年度には半年ごとに米貨 28ドル、2017-18 年度には半年ごとに米
9 貨 30ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32ドル、2019-20 年度以降には半年ごと
10 に米貨 34ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないもの
11 とする。65 歳以上で、一つまたは複数のクラブで少なくとも 30 年間会員であるロータリ
12 アンは、人頭分担金の支払を免除されることを選択することができる。
13

(本文終わり)

趣旨および効果

14 本制定案は 65 歳以上で少なくとも 30 年にわたってロータリーに時間、スキル、資金リソ
15 ースを捧げてきたロータリアンに焦点を当てる。一般に、積極的な奉仕、専門分野、また
16 は仕事の現役から退くのがこの年齢である。ロータリーは、すべてのロータリー活動にお
17 いて依然として奉仕と助言を提供できるこれらの献身的ロータリアンを必要としている。
18 そのため、高齢のロータリアンに資金的限度があり、人頭分担金の支払いの免除を希
19 望する場合は、それを許可することができる。

財務上の影響

20 本制定案は RI に大きな財務上の影響を及ぼすと思われるが、現時点でその額を特定
21 することはできない。
22
23 収入の減少額は、65 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで少なくとも 30 年
24 間会員であり、人頭分担金の免除を選択するロータリアンの数に左右される。

1 RI の会員データベースには、44 %の会員の年齢データが登録されていない。ただし、
2 2015 年に実施された最新の調査を通じて統計的に有意な会員傾向データが得られ、
3 それによれば、36%を超えるロータリアンが 65 歳以上であると推計される。つまり、ロー
4 タリーの 120 万人の会員の内かなりの割合が免除対象者となると予想することができ
5 る。

6
7 65 歳以上で、一つまたは複数のロータリークラブで少なくとも 30 年は会員であるロータ
8 リアンの人頭分担金の減額によって、この年齢層のロータリアンの人数を大幅に増加さ
9 せることは期待できないと思われる。ロータリアンを対象とする 2015 年の調査によれ
10 ば、RI の人頭分担金は平均でロータリー経費の年間コストの約 1~4%、最大でも 10%
11 と推定される。

12
13 さらに、会員の年齢および会員歴年数の情報を記録管理するための管理費用と、デー
14 タベースおよび請求システムの拡充のための技術経費が増加すると思われる。

15
16 RI 細則では均衡予算を求めている。人頭分担金の減少は RI によって提供される業務
17 およびサービスに影響を与えられるが、減少額は現時点では断定できない。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-92

人頭分担金への変更の有効性および影響をクラブに開示する件

提案者: 東京八王子ロータリークラブ(日本、第 2750 地区)
東京芝ロータリークラブ(日本、第 2750 地区)
承認者: 第 2750 地区大会(日本、東京)にて承認
(2017 年 2 月 22 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 79 ページ)。

第 18 条 財務事項

18.060. 5 カ年財務見通し

18.060.1. 5 カ年財務見通しを毎年見直す

毎年、理事会は、5 カ年財務見通しを審議するものとする。その見通しには、RI の総収入(別個の注釈として、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を含む)と総支出の予測を記載するものとする。その見通しには、RI の資産と負債と残高の予測をも記載するものとする。

18.060.5. 各地区における5カ年財務見通しに関する説明発表

5カ年財務見通しは、討議に付すために各地区に対し理事または他の理事会の代理が説明発表するものとする。

18.080. 報告

会計年度終了後の 12 月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に弁済されたすべての経費、ならびに会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、役職ごとに明記されるものとする。なお、この報告には、会長室に支払われたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。この報告書にはさらに、理事会、RI 年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第 18.050.1.項に従って採択した予算、また必要であれば第 18.050.2.項に従って改定した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と 10 パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。報告書には、別個の注釈として、RI 人頭分担金への変更の有効性および影響を記述するものとする。この報告書は、RI の現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの

- 1 報告書を入手できるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会
2 開会の少なくとも 30 日前までに事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 3 2016 年規定審議会により、2017-18 年度から人頭分担金が年に 4ドルずつ増額される
4 ことになった。これは、当初 1ドルのはずが、直前になり理事会が 5 カ年財務見通しお
5 よび投資収益の悪化等を理由に修正し反発を受けつつも採決されたことによる。
6
7 各クラブにおいて RI の説明責任を求める声大きい。そこで RI は、人頭分担金の増
8 額に理解を得るための会計情報の開示に取り組むべきである。
9
10 各クラブの理解が進めば、今後さらに人頭分担金の増額が必要になった場合にも円滑
11 に対応することができる。

財務上の影響

- 12 本制定案は、5 カ年財務見通しが地区大会において、その大会の出席者によって説明
13 発表されるならば、または、追加の旅費を地区が負担するならば、国際ロータリーに大
14 きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
15
16 現在、5 カ年財務見通しは、毎年、研究会での説明発表用に提供されている。人頭分
17 担金への将来的な変更がもたらすシナリオを描き、その配布を地区とクラブにまで拡大
18 するとなると、運営面での影響が生じると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-93

一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 15 ページ)。

2 3 第 6 条 理事会

4
5 第 2 節 一 権限。本定款および細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の
6 改正に従って、RI の業務ならびに資金は理事会の指示と管理の下に置かれるものと
7 する。RI の資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によ
8 って定められた予算に従って、1 会計年度中にその経常収入と一般剰余金-RI 準備金
9 から、RI の目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金準
10 備金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会に報告しなければなら
11 ない。理事会は、いかなる場合にも、その時点における RI の純資産を超える負債を
12 生じさせてはならない。

13
14 さらに、国際ロータリー細則第 18 条を次のように改正する(『手続要覧』第 78 ページ)。

15 16 第 18 条 財務事項

17 18 18.050. 予算

19 20 18.050.6. 収入見積額を超える支出:一般剰余金-RI 準備金

21 第 18.050.4.項の規定にかかわらず、一般剰余金-RI 準備金が、一般剰余金-RI 準備金
22 で賄われた支出と国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前ま
23 での過去 3 年間における年間支出最高額の 85 パーセントを超えた場合、いかなる時
24 でも、理事会は、その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を
25 有する。ただし、その支出によって一般剰余金-RI 準備金はその 85 パーセントレベルの
26 100 パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が 60
27 日以内に全 RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

28
29 さらに、第 21 条を次のように改正する(『手続要覧』第 82 ページ)。

30 31 第 21 条 機関雑誌

32 33 21.020. 購読料

1 21.020.3. 雑誌収入

2 年度内の雑誌収入は、その一部といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的の
3 ために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定
4 がある場合を除き、年度末に ~~RIの一般剰余金~~ RI 準備金 に繰り入れられるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

5 本制定案は、一般剰余金をよりの確に「RI 準備金」と称するため、RI 細則を更新するも
6 のである。
7
8 「準備金」という用語のほうがより一般的に使用されており、今後の予期されるニーズと
9 予期できないニーズを満たす上で十分なキャッシュフローを確保するため予算計上され
10 た、組織のニーズを上回る金額の資金を指す。
11
12 現行の RI 細則は準備金を「一般剰余金」と称している。「剰余金」という言葉は、組織の
13 リスクを軽減するために必要な準備金というよりも、余った資金という誤解を招いている。
14 準備金が剰余となるのは、推奨目標額を上回った場合のみである。

財務上の影響

15 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-94

一般剰余金の設定手順を改正する件

提案者: 第 5190 地区(米国)
承認者: 第 5190 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 11～27 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 78 ページ)。

2 第 18 条 財務事項

3 18.050. 予算

4 18.050.6. 収入見積額を超える支出: 一般剰余金

5 第 18.050.4.項の規定にかかわらず、~~一般剰余金が、一般剰余金で賄われた支出と国~~
6 ~~際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去 3 年間に~~
7 ~~おける年間支出最高額の 85 パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事会は、RI~~
8 ~~が財政的義務を満し続けることができるように、年次準備金目標を設定する。いかな~~
9 ~~る時でも、RI 準備金が理事会が設定した RI 準備金目標を上回った場合、理事会は、~~
10 ~~その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、~~
11 ~~その支出によって一般剰余資金がその 85 パーセントレベルの 100 パーセント RI 準備~~
12 ~~金目標より減少してはならない。準備金目標とすべての超過支出とそこに至るまでの経~~
13 ~~過は、会長が 60 日以内に全 RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとし~~
14 ~~る。~~
15
16
17

(本文終わり)

趣旨および効果

18 本制定案は RI の準備金の固定した計算方法を RI 細則から削除しようとするものであ
19 る。現在、準備金方針はロータリー章典とロータリー細則の両方に詳細が規定されてい
20 る。予算手順の一部として RI 理事会が毎年策定する準備金は、現在の業界標準に基
21 づいており、関連ある組織的リスクを組織の運営と活動に結び付ける。準備金方針は
22 RI の財務の持続可能性モデルにおいて重要な役割を果たす。

財務上の影響

23 本制定案は、RI の収入または経費の増減にはつながらないと思われる。

- 1 準備金は、組織の運営ニーズを上回る資金を指す。目標準備金は、今後の予期される
- 2 ニーズと予期できないニーズを満たすために、RIが十分なキャッシュフローを確保する
- 3 ために必要な最低金額である。
- 4
- 5 RI 理事会がビジネス条件およびビジネスリスクの評価に対して適切な準備金の目標を
- 6 設定すれば、RIの目標最低金額の計算も変更される可能性がある。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-95

新たな目標を定め、一般剰余金を定義する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 78～79 ページ)。

2

3 第 18 条 財務事項

4

5 18.050. 予算

6

7 18.050.6. 収入見積額を超える支出:一般剰余金

8 第 18.050.4.項の規定にかかわらず、一般剰余金が、一般剰余金で賄われた支出と国
9 際大会および規定審議会にかかるとの間の独立採算の支出を除く、直前までの過去 3
10 年間における年間支出最高額の 85 65 パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事
11 会は、その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。た
12 だし、その支出によって一般剰余資金がその 85 65 パーセントレベルの 100 パーセント
13 より減少してはならない。超過支出とそこに至るまでのそのような権限の経過は、会長が
14 60 日以内に全 RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。一般剰余
15 金は、RI の現金と投資から、制限通貨で保有されている資金、細則または理事会により
16 特定の目的に限定されている資金、および RI の日常業務に必要な資金を除いたもの
17 であると定義されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

18 RI 理事会は、今後の予期される出来事と予期できない出来事に対応するために、「グッ
19 ド・ガバナンス」の原則に従って、RI の準備金の方針を近代化しようとするものである。
20 RI 理事会は、「グッド・ガバナンス」の原則に従って準備金の適切なレベル(または目
21 標)を設定する上で、第三者の専門家に相談した。

22

23 RI 理事会はまた、一般剰余金の適切な定義の研究も行った。

24

25 RI 理事会は以下のように提案する。

- 26 • 適切な準備金のレベルとは、ビジネスリスクの評価に基づき、年間運営費の 65
27 パーセントである
- 28 • 一般剰余金の定義を RI 細則に含める

1 **1. 適切な準備金のレベル:**

2
3 RI 細則第 18.050.6.項では、経費が収入を超過する予算を RI 理事会が承認できる条
4 件を規定している。RI のビジネスリスクの評価に基づき、本制定案は、適切なレベルの
5 一般剰余金は年間運営費の 65 パーセント (RI 国際大会および規定審議会の支出を
6 下回る) とすべきであると推奨する。

7
8 **2. 一般剰余金の定義**

9
10 RI 細則は一般剰余金を使用できる条件を規定しているが、一般剰余金の定義はしてい
11 ない。RI 細則第 18.050.6.項に定義が追加されたのは、剰余金の基準が今後の予期さ
12 れる出来事と予期できない出来事に使用できる資金を適切に反映するようにするため
13 である。

14
15 運営費の現金／運転資金、制限通貨で保有される資金、RI 細則または RI 理事会によ
16 って制限される資金、会社間取引残高などの金額は、剰余金の評価においては除外
17 すべきである。

18
19 RI に長期の財務的持続可能性をもたらすには、一般剰余金は組織の運営ニーズを上
20 回る予備資金とすべきである。

財務上の影響

21 本決議案は、RI の収入または経費の増減につながらないと思われる。

22
23 ただし、一般剰余金の目標を下げ、一般剰余金の測定方法の現慣行を改正するもので
24 ある。

25
26 新たな目標が、一般剰余金の測定方法の新たな定義と共に適用された場合、予期され
27 る収入を超える経費を RI 理事会が承認するために準備されている金額を下げることに
28 なると思われる。

29
30 2017 年 6 月 30 日現在の一般剰余金は 1 億 700 万米ドルと報告され、目標は 7300 万
31 米ドルであった。特定の目的に指定された資金、運営費の現金、会社間取引残高を差
32 し引いた場合、2017 年 6 月 30 日現在の一般剰余金の残高は 6800 万米ドル、改定後
33 目標額は 5500 万米ドルとなる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-96

RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 34～35 ページ)。

2 3 第 8 条 決議案審議会

4 5 8.010. 決議審議会の会合

6 決議審議会は、毎年開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを
7 通じて招集されるものとする。決議審議会は、正規の手続で提出された決議案を審議し
8 てこれに対する決定を行うものとする。

9 10 8.050. 決議審議会で審議される制定案

11 決議審議会は、規定審議会の特別会合として、理事会が緊急性があると判断し、正規
12 の手続で提出した制定案を審議してこれに対する決定を行うものとする。

13 14 8.050.8.060. 決議案と制定案の締切日

15 決議案は、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度 6 月 30 日までに、
16 事務総長に書面で提出されなければならない。理事会の提出する決議案については、
17 決議審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。理事会は、緊
18 急制定案を、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度 6 月 30 日まで
19 に、事務総長に提出することができる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしに、ロ
20 ータリー財団に関する立法案を提出してはならない。

21 22 8.060.8.070. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

23 24 8.060.1.8.070.1. 正規の手続で提出された決議案

25 次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。

- 26 (a) それぞれ、細則第 ~~8.050.~~ 8.060. 節に記載されている締切日までに事務総長に送付
27 されていること。
28 (b) 決議案の提案者に関する細則の第 8.030. 節の規定に合致していること。
29 (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 8.040. 節の規定を満たしてい
30 ること。

31 32 8.060.2.8.070.2. 欠陥のある決議案

33 次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- 34 (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。
35 (b) RI のプログラムの範囲内にない場合。

1 **8.070-8.080. 決議案と制定案の審査**

2 定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての決議案と制定案を点検し、決議
3 審議会に回付するものとする。また、以下に関する判断を理事会に推奨できる。

4
5 **8.070.1-8.080.1. 正規の手続で提出された決議案または制定案か否か、および**

6
7 **8.070.2-8.080.2. 委員会が第 7.037.2 項または第 8.070.2 項に従って欠陥があると決定**
8 **した決議案または制定案を、事務総長が決議審議会に回付しないか否か。**

9
10 **8.080-8.090. 理事会での決議案と制定案の審査**

11 理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての決議案および制定案
12 本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告するものとする。

13
14 **8.080.1-8.090.1. 審議会に回付されない決議案と制定案**

15 定款細則委員会の助言に基づき、決議案または制定案が正規の手続きで提出されて
16 いない、または欠陥があると理事会が決定した場合、理事会はその決議案または制定
17 案を審議のため審議会に回付しない旨指示するものとする。理事会がこのような決定を
18 した場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。

19
20 **8.080.2. 審議会における決議案の審議**

21 決議審議会は、正規の手続で提案された決議案を審議してこれに対する決定を行わな
22 ければならない。

23
24 **8.100. 制定手続**

25 決議審議会が採択されたすべての制定案について、第 9.170.3.1.項から第 9.170.4.項
26 までの手続および期限が適用されるものとする。

(各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

27 本制定案の目的は、緊急の、正規の手続で提案された制定案を決議審議会に提示す
28 る方法を理事会に与えることである。こうした制定案も決議審議会において代表議員に
29 より審議され、決定が行われるが、本案はより緊急性のある項目をより時宜を得た方法
30 で検討できるようにするものである。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。な
- 2 ぜなら、決議審議会に理事会が提案する緊急制定案は頻繁にあるものではなく、シス
- 3 テムの強化を必要としないと予想されるためである。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-97

規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 16 ページ)。

3 第 10 条 規定審議会

5 第 5 節 一 立法案を採択するための臨時会合。理事会は、全理事の 90 パーセントの
6 投票で、~~立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならないよう~~
7 ~~な非常事態が存在する、との判断を下す招集することができる。~~理事会は、このような
8 会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時
9 会合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決
10 定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI 組織規定の各所で明
11 記されている~~の提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続~~
12 ~~を守るものとする。~~審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第 3 節に規定するように
13 クラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

14 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

15 第 7 条(『手続要覧』第 33 ページ)

19 第 7 条 規定審議会

21 ~~7.060. 非常事態における立法案の審議~~

22 ~~理事会は、理事の 3 分の 2 の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のよ~~
23 ~~うに立法案を審議する権限を有する。~~

25 ~~7.060.1. 審議会で審議される非常時立法案~~

26 ~~臨時審議会に提出された立法案は、各組織規定に定められている提出締切目を過ぎ~~
27 ~~てもそのような審議会で審議できる。ただし、時間的に可能な限り、これらの規定に定め~~
28 ~~られている手続に従うものとする。~~

30 ~~7.060.2. 立法案の採択~~

31 ~~非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会で立法案を採択するには、出席者~~
32 ~~の投票の 3 分の 2 の賛成票を要するものとする。~~

34 7.060. 審議会の臨時会合

7.060.1. 通知

規定審議会の臨時会合は、RI 定款の第 10 条第 5 節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の 30 日前までに議員およびガバナーに送付されるものとする。ガバナーは地区内のクラブに通知するものとする。

7.060.2. 制定案の採択

規定審議会の臨時会合で立法案を採択するには、代表議員の投票の 3 分の 2 の賛成票が必要とされるものとする。

7.060.3. 手続

通常の規定審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次の三つは例外とされる。

7.060.3.1. 会合の方法

臨時会合は、直接会合または電子的コミュニケーションを通じて招集することができる。

7.060.3.2. 決定の報告

第 9.150.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後 7 日以内に、各クラブに送付するものとする。

7.060.3.3. 決定に対する反対

クラブが規定審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、1 カ月以内にその意思表示をしなければならない。

7.060.4. 決定の発効日

クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、規定審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから 1 カ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第 9.150.節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものとする。

さらに、第 9 条を次のように改正する(『手続要覧』第 42～43 ページ)。

第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

9.170. 審議会の臨時会合

9.170.1. 通知

規定審議会の臨時会合は、RI 定款の第 10 条第 5 節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の 60 日前までにガバナーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせた上、地区の

1 代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告す
2 るものとする。

3 4 ~~9.170.2. 制定案の採択~~

5 ~~規定審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の3分の2の賛~~
6 ~~成投票が必要とされるものとする。~~

7 8 ~~9.170.3. 手続~~

9 ~~通常の規定審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次~~
10 ~~の二つは例外とされる。~~

11 12 ~~9.170.3.1. 決定の報告~~

13 ~~第9.150.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後15日以内に、各クラブに~~
14 ~~送付するものとする。~~

15 16 ~~9.170.3.2. 決定に対する反対~~

17 ~~クラブが規定審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてか~~
18 ~~ら、2カ月以内にその意思表示をしなければならない。~~

19 20 ~~9.170.4. 決定の発効日~~

21 ~~クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場~~
22 ~~合、規定審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してか~~
23 ~~ら2カ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、~~
24 ~~その決定は、第9.150.節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものとする。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

25 RI定款では早くから規定審議会の臨時会合が許可されている。今まで開催されたこと
26 はないが、万が一必要となった場合に組織規定文書がその障壁となるべきではない。
27 RI定款は「非常事態」の宣言を必要としているようだが、これは曖昧で定義がされてお
28 らず、ロータリーの公共イメージを害する可能性がある。RI定款は臨時会合の詳細を
29 RI細則に委ねている。現在の細則の要件は不正確で時代遅れである。現行のRI細則
30 第7.060.節は、理事の3分の2の多数によって、臨時会合を招集することができるとし
31 ているが、これはRI定款の要件であるRI理事会の90パーセントに反し、よってこれに
32 優先されるものである。現行のRI細則は、通知の郵送、長い事前通知規定、直接会
33 合、長い審議会後の手続を経てから会合の法案が発効できるようになる。

- 1 本立法案は臨時会合を合理化し近代化するために、通知期間を短縮し、電子会合の
2 選択肢を可能とし、代表議員が現在では任期が3年であることを認める(RI細則第
3 9.040.節)。立法案を審議するために臨時会合が必要である場合に、ロータリーは時代
4 遅れで時間のかかる要件で骨抜きにされるべきではない。

財務上の影響

- 5 本制定案は、RIに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。なぜなら、臨時
6 会合は頻繁にあるものではなく、システムの強化を必要としないと予想されるためであ
7 る。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-98

規定審議會を8月、9月、10月のいずれかの月に開き、立法案提出の締切日を変更する件

提案者： 第2680地区(日本)

承認者： 第2680地区立法案検討会(日本、兵庫県、神戸市)にて承認
(2017年5月20日)

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第16ページ)。

2 第10条 規定審議會

3 第2節 — 時期および場所。規定審議會は3年に1度、~~4月、5月、6月のいずれかの~~
4 ~~月、できれば4月~~8月、9月、10月のいずれかの月、できれば10月に招集されるもの
5 とする。その時期と場所については理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の
6 3分の2の賛成票で決定されるような、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規
7 定審議會は国際ロータリー世界本部の近隣地域において開催されるものとする
8

9 さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第31-33ページ)。

10 第7条 規定審議會

11 7.035. 制定案と見解表明案の締切日

12 制定案は、すべて規定審議會の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日前々年
13 度の6月30日までに、RI事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があ
14 ると判断した制定案を、規定審議會の開かれるロータリー年度の12月31日前年度の6月
15 30日までに、事務総長に提案、提出することができる。理事会の提出する見解表明案
16 については、規定審議會が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。
17

18 7.050. 理事会での立法案の審査

19 理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての立法案本文を審査し、
20 欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。
21

22 7.050.3. 審議會に提出する修正案および立法案の回付

23 立法案の修正案はすべて、理事会(理事会に代わって定款細則委員会)によって提出
24 の締切日が延期されない限り、規定審議會が開かれる前のロータリー年度の3月31日9
25 月30日までに、提案者から事務総長に提出しなければならない。第7.050.2.項の規定に
26 従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手続きで提
27 出された全立法案を規定審議會に回付しなければならない。
28
29
30
31

7.050.4. 立法案の公表

事務総長は、規定審議会が開かれるロータリー年度の9月30日前年度の3月31日までに、定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナー、規定審議会の全構成員、希望したクラブの幹事に提供する。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにしなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

規定審議会による改定は極めて重要であり、改定が翌年度の7月1日から有効であるためには、会長エレクト研修セミナーならびに地区研修・協議会において十分に告知され、ロータリークラブにおいて年度内に規定審議会に基づいた定款、細則の改正が必要となる。

財務上の影響

本制定案は、規定審議会開催のために選ばれた月に応じて国際ロータリーに財務上の影響をもたらす可能性がある。シカゴで開かれる会合のホテル経費は、8月から10月までの料金ピーク時に高くなると予想される。下記の表は、ホテルと航空券の経費を示している。その他の経費には、会場費、設備レンタル、通訳と翻訳、直接的な人員配置の費用などがある。

規定審議会の予想経費は、開催月に基づいている。

単位:100 万ドル	4 月	7 月	8 月	9 月	10 月
	予想	予想	予想	予想	予想
ホテル	\$ 1.5	1.7	1.7	1.9	2.1
航空券	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
その他	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8
合計	\$ 4.1	4.3	4.3	4.5	4.7

この予想によると、最も費用が安くなる月は4月であり、最も費用が高くなる月は、価格がピークとなる10月である。

また、選ばれた開催日が、通常9月と10月に行われる四半期ごとの理事会と管理委員会の会合のタイミングにも影響する場合、追加の財務上の影響が生じる可能性があるが、現時点でその程度を特定することはできない。

- 1 規定審議会のための一人あたりの追加会費として、次回の規定審議会と決議審議会の
- 2 予想費用を賄うのに十分な額が理事会により設定されている。一人あたりの追加会費は、
- 3 2017-18 年度に米貨 1ドル 50 セント、2018-19 年度に米貨 1ドルである。費用への変更
- 4 に応じて、この追加会費の金額が調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-99

制定案提出期限を改正する件

提案者: Ringwood ロータリークラブ (英国およびチャンネル諸島、第 1110 地区)
Kew Gardens ロータリークラブ (英国、第 1145 地区)
承認者: 第 1110 地区立法案検討会 (英国、Hampshire、Romsey) にて承認
(2017 年 10 月 28 日)
第 1145 地区大会 (英国、Surrey、Reigate) にて承認
(2017 年 11 月 4 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 31～33 ページ)。

2

3 第 7 条 規定審議会

4

5 7.035. 制定案と見解表明案の締切日

6 制定案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の ~~12 月 31 日~~ 3 月
7 31 日 までに、RI 事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判
8 断した制定案を、規定審議会の開かれるロータリー年度の 12 月 31 日までに、事務総
9 長に提案、提出することができる。理事会の提出する見解表明案については、規定審
10 議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

11

12 7.050. 理事会での立法案の審査

13

14 7.050.3. 審議会に提出する修正案および立法案の回付

15 立法案の修正案はすべて、理事会(理事会に代わって定款細則委員会)によって提出
16 の締切日が延期されない限り、規定審議会が開かれる前のロータリー年度の ~~3 月 31 日~~
17 6 月 30 日 までに、提案者から事務総長に提出しなければならない。第 7.050.2.項の規
18 定に従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手続き
19 で提出された全立法案を規定審議会に回付しなければならない。

20

21 7.050.4 .立法案の公表

22 事務総長は、規定審議会が開かれるロータリー年度の ~~9 月 30 日~~ 10 月 30 日 までに、
23 定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とと
24 もに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナー、規定審
25 議会の全構成員、希望したクラブの幹事に提供する。立法案は、ロータリーのウェブサ
26 イトからも入手できるようにしなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 1 本制定案の目的は、クラブが制定案を提案し、関連する地区で十分に議論して承認で
2 きるように、その期間を3カ月延長することにある。この変更により、制定案の提出から
3 規定審議会会合までの時間のギャップを短縮することになる。また、本制定案によって、
4 クラブは前回の決議審議会の結果に対応できるようになると思われる。

財務上の影響

- 5 本制定案はRIの経費増加につながると思われるが、現時点でその額を特定することは
6 できない。
7
8 増額分は、定款細則委員会と職員が立法案を処理する時間の短縮によるものである。
9 さらに、立法案の文書化、審査、財政的影響の準備、翻訳、公表を短い期間に行うため
10 に追加経費が発生する可能性がある。期限の延長により立法案の公表の日付にも影響
11 すると思われる。
12
13 さらに、規定審議会の日程案は決議審議会の日程と同時開催となり、担当する職員のリ
14 ソースにさらに影響する。
15
16 規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決
17 議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018年度の追
18 加人頭分担金は1.50米ドル、2018-2019年度は1.00米ドルである。今後の追加人頭
19 分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-100

決議案の承認に関する規定を改正する件

提案者： 木更津東ロータリークラブ（日本、第 2790 地区）

承認者： 第 2790 地区郵便投票により承認（2017 年 12 月 20 日）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 34 ページ）。

2

3 第 8 条 決議審議会

4

5 8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

6 クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において、または、第 14.040.節の手続にできるだけ沿った形でガバナーの実施する郵便投票
7 を通じて、地区内のクラブの承認を受けなければならない。事務総長に送達される決議
8 案には、地区大会や地区立法案検討会や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投票の
9 票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。
10

（本文終わり）

趣旨および効果

11 本制定案は、国際ロータリー細則を改正して、クラブ提出の決議案を地区で承認する
12 手続に、ガバナーの行う郵便投票の票決を加えることを目的としている。第 8.040.節の
13 規定では、郵便投票を通じて地区内クラブの票決が規定されていないのに、同節後段
14 の規定では、事務総長に送達される決議案には郵便投票の評決により承認されたこと
15 を明記したガバナーの証明書の添付を認めている。こうした規定の不備を改正して、ク
16 ラブ提出の決議案を地区で承認する手続に、ガバナーの行う郵便投票の票決ができる
17 旨改正するものである。

財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- ☐ 採択
- ☐ 修正して採択

- ☐ 理事会に付託
- ☐ 否決

- ☐ 審議保留
- ☐ 撤回

メモ

制定案 19-101

欠陥のある決議案の定義を改正する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 34 ページ)。

2

3 第 8 条 決議案審議会

4

5 8.060. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

6

7 8.060.2. 欠陥のある決議案

8 次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- 9 (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする要請する
10 場合。
- 11 (b) 理事会または管理委員会の裁量の範囲内にある RI またはロータリー財団のプロ
12 グラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する場
13 合。
- 14 (c) 理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合。
- 15 (d) RI のプログラムの範囲内でない場合。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 16 決議案は時に、純粹に管理運営上の課題に対応するため、または既に実施されている
17 課題に対応するために提案される。本制定案は、理事会または管理委員会の裁量の範
18 囲内の行為、または理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請
19 する立法案は欠陥のあるものとみなされ、決議審議会に提案できないと規定するために
20 RI 細則を改正するものである。その代わりに、これらの議案は請願書によって理事会に
21 直接提出することができる。

財務上の影響

- 22 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-102

審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 33 ページ)。

2

3 第 7 条 規定審議会

4

5 7.050. 理事会での立法案の審査

6

7 7.050.5. 審議会における立法案の審議

8 規定審議会の直接会合の前に、代表議員は、正規の手続で提案され、審議のため審
9 議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見する機会を与
10 えられた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることが
11 できる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 20 パーセント未満である場
12 合、規定審議会の次回の直接会合で審議されないものとする。規定審議会は、正規の
13 手続で提案されたその他すべての立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこ
14 れに対する決定を行わなければならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

15 2017-2018 ロータリー年度において、規定審議会検討委員会は会合を行い、審議会の
16 一部をオンラインで実施する可能性を検討した。議題の 1 つが、規定審議会の直接会
17 合の前に議案を審議することであった。

18

19 1995 年以来、審議会の代表議員は審議会開催週に 196～631 件の議案を審議してき
20 た。これは精神的にも身体的にも負担が大きい 1 週間となる。よく挙げられる不満の 1
21 つに、ほとんど支持されない立法案が多数あるという点がある。委員会では、一部の議
22 案の対処として、審議会の限られた時間を費やすよりもよい方法があると考える。

23

24 本制定案は、制定案が規定審議会の直接会合で審議される基準として 20 パーセント
25 の議員の賛成を定めるものである。2013 年審議会の採決において、21 件の制定案は
26 賛成票が全投票数の 20 パーセント未満であった。2016 年審議会の採決において、5
27 件の制定案は賛成票が全投票数の 20 パーセント未満であった(カードにより投票され
28 た制定案または提案者が撤回した制定案は含まれない)。

- 1 本制定案は、代表議員が直接会合の前に決議案を審議してこれに対する決定を行い、
2 支持の少ない議案を特定できるようにするものである。これにより、直接会合は代表議
3 員が詳細な審議が必要であると考える議案に集中できるようになると思われる。

財務上の影響

- 4 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
5
6 2013 年および 2016 年審議会の平均値に基づき、審議された制定案のうち、10 パーセ
7 ント(13 件)は投票数の 20 パーセント未満で採択された。制定案を 10 パーセント削減
8 することは、会合日数の減少や、代表議員および他の出席者の旅費およびホテル宿泊
9 費の削減につながるとは思われない。
10
11 しかし、立法案を少なくとも 20 パーセント減少した場合、直接会合は短縮できる。たとえ
12 ば、会合が 1 日短縮された場合、ホテル、食事、設備の経費として推計 30 万米ドルを
13 節約できる。事前投票を実施するための経費は、決議審議会の投票フォーラムを利用
14 した場合は最小限であると思われる。
15
16 規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決
17 議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018 年度の追
18 加人頭分担金は 1 米ドル 50 セント、2018-2019 年度は 1 米ドルである。今後の追加人
19 頭分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-103

審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 33 ページ)。

2

3 第 7 条 規定審議会

4

5 7.050. 理事会での立法案の審査

6

7 7.050.5. 審議会における立法案の審議

8 規定審議会の直接会合の前に、代表議員は、正規の手続で提案され、審議のため審
9 議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見する機会を与
10 えられた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることが
11 できる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 80 パーセントを超える場
12 合、その制定案は次回の直接会合の同意議題において検討されるものとする。次回の
13 直接会合において、規定審議会は、同意議題、正規の手続で提案されたその他すべ
14 ての立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなけれ
15 ばならない。

(本文終わり)

趣旨および効果

16 2017-2018 ロータリー年度において、規定審議会検討委員会は会合を行い、審議会の
17 一部をオンラインで実施する可能性を検討した。議題の 1 つが、規定審議会の直接会
18 合の前に議案を審議することであった。

19

20 1995 年以来、審議会の代表議員は審議会開催週に 196～631 件の議案を審議してき
21 た。これは精神的にも身体的にも負担が大きい 1 週間となる。よく挙げられる不満の 1
22 つに、圧倒的多数の支持を得る立法案が多数あるという点がある。委員会では、一部の
23 議案の対処として、審議会の限られた時間を費やすよりもよい方法があると考える。

24

25 本制定案は、制定案が規定審議会の直接会合の同意議題に含まれる権利を得る基準
26 として 80 パーセントの賛成を設定する。審議会運営委員会が推奨するように、個別議
27 案を同意議題から削除する手続を会議運営手続規則で定め、同意議題が審議会の直
28 接会合で却下された場合にならざるについて詳細を定めることになると思われる。

- 1 2013 年審議会の採決において、11 件の制定案は全投票数の 80 パーセントを超える
2 賛成を集めた。2016 年審議会の採決において、24 件の制定案は全投票数の 80 パー
3 セントを超える賛成を集めた(カードにより投票された制定案または提案者が撤回した
4 制定案は含まれない)。
5
6 本制定案は、代表議員が直接会合の前に決議案を審議してこれに対する決定を行い、
7 圧倒的に支持される議案を特定できるようにするものである。これにより、直接会合は代
8 表議員が詳細な審議が必要であると思う議案に集中できるようになると思われる。

財務上の影響

- 9 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
10
11 2013 年および 2016 年審議会の平均値に基づき、審議された制定案のうち、13 パーセ
12 ント(18 件)は投票数の 80 パーセントを超える賛成で採択された。制定案を 13 パーセ
13 ント削減することは、会合日数の減少や、代表議員および他の出席者の旅費およびホ
14 テル宿泊費を削減するとは思われない。
15
16 ただし、立法案を少なくとも 20 パーセント減少した場合、直接会合は短縮できる。たとえ
17 ば、会合が 1 日短縮された場合、ホテル、食事、設備の経費として推計 30 万米ドルを
18 節約できる。事前投票を実施するための経費は、決議審議会の投票フォーラムを利用
19 した場合は最小限であると思われる。
20
21 規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決
22 議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018 年度の追
23 加人頭分担金は 1.50 米ドル、2018-2019 年度は 1.00 米ドルである。今後の追加人頭
24 分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

折衷案

制定案 19-104

規定審議会に出席する代表議員の選出過程を改正する件

提案者: RI 理事会

第 6040 地区 (米国)

第 6080 地区 (米国)

承認者: 第 6040 地区大会 (米国、Missouri、Kansas City) にて承認
(2017 年 10 月 28 日)

第 6080 地区大会 (米国、Missouri、Lake Ozark) にて承認
(2017 年 10 月 28～29 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 36～38 ページ)。

2

3 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

4

5 9.010. 規定審議会と決議審議会の議員

6 規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議
7 員によって構成される。

8

9 9.010.1. 代表議員

10 第 9.040 節、第 9.060 節、第 9.070 節、および第 9.080 節の規定により、地区ごとに 1
11 名の代表議員が地区内クラブから選挙されるものとする。各無地区クラブは、それぞ
12 れ、クラブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表さ
13 せるものとする。規定審議会の会合での出席を決定するため、各地区は理事会が決定
14 する方法によって別の地区と組み合わせられるものとする。組み合わせられた地区の 2 名の
15 代表議員のうち、1 名のみが規定審議会の会合に出席するものとする。組み合わせられた
16 地区は、理事会が決定する方法によって、交代で規定審議会の会合に代表議員を送
17 るものとする。規定審議会に出席する代表議員は投票権を有する議員とする。すべて
18 の代表議員は決議審議会に参加するものとする。

19

20 9.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

21

22 9.020.3. 資格要件

23 審議会の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知ってい
24 なければならない。代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入
25 りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務
26 を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、会合への

出席を任じられた時には規定審議会にその会期全体を通じて出席し、決議審議会に積極的に参加しなければならないとするものとする。

9.030. 審議会地区代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有するものとする。

- (a) クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。
- (b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案と決議案を討議すること。
- (c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておき、組み合わされた地区の代表議員とその知識を共有しておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてに批判的検討を加え、~~審議会に、それらの見解を的確に伝えること。~~
- (e) RI の公正な立法当務者として行動すること。
- (f) その代表議員が規定審議会に出席するよう指定された年度には、審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- (g) 決議審議会に参加すること。
- (h) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。
- (i) 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

9.040. 代表議員の任期

各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の 7 月 1 日に始まるものとする。各代表議員は、36 年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

9.060. 指名委員会手続による代表議員の選出

9.060.1. 選出

代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、6 年ごとに現職の代表議員の任期が終了する規定審議会の開かれる 2 年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 14.020. 節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

9.070. 地区大会における代表議員の選挙

9.070.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は 6 年ごとに、現職代表議員の任期が終了する規定審議会が開かれる 2 年前の年度に行うものとする。~~RIBI においては、規定審議会の開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるものとする。~~

- 1 **第9条に関する暫定的規定**
2 2019年規定審議会が制定案 19-104 によって採択した第9条の改正は、理事会が適切だ
3 と判断した方法で実施されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

- 4 現在の形式の審議会に関するひとつの懸念として、多数の代表議員が参加するには規
5 模が大きすぎるため、議論や詳細についての質問がしにくいという点がある。本制定案
6 では、各地区がそれぞれ代表議員を選出するが、各代表議員の任期は現行の3年で
7 はなく6年とし、二つ1組となった地区が交代で代表議員を規定審議会に送ることとな
8 る(つまりそれぞれの代表議員は1回ずつ審議会に出席する)。決議審議会には引き
9 続き代表議員全員が参加する。

財務上の影響

- 10 本制定案の結果、経費を推計 100 万米ドル低減できると思われる。
11
12 3年に一度の規定審議会の経費は、2016年度は 330 万米ドルであり、これには 535 名
13 の代表議員の会場までの旅費約 180 万米ドルが含まれる。
14
15 各地区がもう一つの地区と組み合わせられ、2地区の代表として1名の代表議員が規定
16 審議会に出席した場合、出席する代表議員は 268 名減ることになる。次のように 100 万
17 米ドルのコストを節約できると思われる。
18 • 航空券、ホテル、食事の代金として 90 万米ドル
19 • 会場費、通訳機器、移動、印刷、その他の諸経費として 10 万米ドル
20
21 規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決
22 議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018年度の追
23 加人頭分担金は 1 米ドル 50 セント、2018-19年度は 1 米ドルである。今後の追加人頭
24 分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

- | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------------------------|
| ☐ 採択 | ☐ 理事会に付託 | ☐ 審議保留 |
| ☐ 修正して採択 | ☐ 否決 | ☐ 撤回 |

メモ

制定案 19-105

規定審議会を2年に一度の開催とする件

提案者: RI 理事会

1 国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 16 ページ)。

3 第 10 条 規定審議会

5 第 2 節 一 時期および場所。規定審議会は~~3年に1度~~2年に1度、3月、4月、5月、6
6 月のいずれかの月、できれば4月に招集されるものとする。その時期と場所について
7 は理事会がこれを決定する。ただし、理事会全体の3分の2の賛成票で決定されるよ
8 うな、財政的その他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本
9 部の近隣地域において開催されるものとする。

11 さらに、国際ロータリー細則第9条を次のように改正する

13 (『手続要覧』第 36～38 ページ)。

15 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

17 9.010. 規定審議会と決議審議会の議員

18 規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議
19 員によって構成される。

21 9.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家

22 審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選
23 出し、32年間または後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。議長および副議
24 長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、そ
25 れ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

27 9.040. 代表議員の任期

28 各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。各代
29 表議員は、34年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

31 9.060. 指名委員会手続による代表議員の選出

33 9.060.1. 選出

34 代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名
35 委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、4年ごとに、1回お
36 きの規定審議会の開かれる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員

会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 14.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

9.070. 地区大会における代表議員の選挙

9.070.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は 4 年ごとに、1 回おきの規定審議会が開かれる 2 年前の年度に行うものとする。RIBI においては、規定審議会の開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

さらに、第 17 条を次のように改正する(『手続要覧』第 73 ページ)。

第 17 条 委員会

17.010. 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクト・インターアクトに関する常任委員会をはじめ、RI にとって最も有益であると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。(1)コミュニケーション:6 名の委員から成り、毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命される。(2)定款細則:~~34~~名の委員から成り、毎年、任期 ~~34~~年で 1 名ずつ任命する。~~ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4 年目の委員を務める最近の元委員を含め、4 名の委員から成る。~~(3)国際大会:6 名の委員から成り、うち 1 名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4)地区編成:3 名の委員から成り、毎年 1 名ずつ任期 3 年で理事会から任命する。(5)選挙審査:6 名の委員から成り、毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命される。(6)財務:8 名の委員から成り、うち 6 名は、毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命される。また、RI 財務長および理事会により任命された理事 1 名が、1 年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7)ローターアクト・インターアクト:6 名の委員から成り、毎年 2 名ずつ任期 3 年で任命され、最低 3 名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第 17.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

暫定的規定

2019 年規定審議会で審議会制定案第 19-105 号に従って採択された改正は、2022 年 7 月 1 日に発効するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案は、規定審議会を3年に一度ではなく2年に一度開催することを提案する。その目的は、審議会をより機敏なものとし、ロータリーの変化により迅速に対応できるようにするためである。本項目は、地区を組み合わせる第19-104号と一緒に提出されている。これは、代表議員の半数のみが各規定審議会の各会合で投票権のある議員を構成することを意図している。本制定案は、毎年の決議審議会には影響しないと思われる。

財務上の影響

本制定案は、RIの経費における240万ドルの純増につながると思われる。

現在、規定審議会は3年に一度開催されており、6年間で2回開催されている。2016年規定審議会のコストを基準にすると、それぞれの経費は330万米ドルとなる。

規定審議会が2年に1回となる場合：

- 同じ6年間で3階の会合が開かれることになる
- 審議される案件がより少なくなれば各会合は1日短くなり、会合につき推定30万ドルの経費削減となると思われる。

6年間を通じて、3回の会合を開く場合は各会合で300万ドル(合計900万ドル)となり、現行の2回の会合を開く場合は各会合で330万ドル(合計660万ドル)となり、その結果、240万ドルの経費増加となる。さらに、追加の会合は、その準備と支援のための職員リソースにおける増加を必要とすると思われる。

重要な留意点として、制定案第19-104号が本制定案と一緒に承認された場合、6年間における経費は、推定60万ドル減少すると思われる。

制定案第19-104号は、地区を組み合わせ、2地区の代表として1名の代表議員を審議会に派遣することを提案するものである。

地区の組み合わせにより、各会合における代表議員の数は半減し、会合につき推定100万ドルの削減になると思われる。

組み合わせ地区、および会合の1日短縮によって、6年間を通じて、3回の会合を開く場合は各会合で200万ドル(合計600万ドル)となり、現行の2回の会合を開く場合は各会合で330万ドル(合計660万ドル)となり、その結果、60万ドルの経費減少となる。

規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018年度の追

- 1 加入頭分担金は 1.50 米ドル、2018-2019 年度は 1.00 米ドルである。今後の追加人頭
- 2 分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-106

年次電子規定審議会を規定する件

提案者: Parys ロータリークラブ (レソト、南アフリカ、第 9370 地区)
承認者: 第 9370 地区郵便投票により承認
(2017 年 11 月～12 月)

1 国際ロータリー定款第 10 条を次のように改正する。

2
3 (『手続要覧』第 16 ページ)。

4 第 10 条 規定審議会

5
6
7 第 2 節 — 時期および場所。規定審議会は 3 年に 1 度、4 月、5 月、6 月のいずれかの
8 月、できれば 4 月に招集されるものとする。その時期と場所については理事会がこれ
9 を決定する。ただし、理事会全体の 3 分の 2 の賛成票で決定されるような、財政的そ
10 の他のやむを得ざる理由を除き、規定審議会は国際ロータリー世界本部の近隣地域
11 において開催されるものとする。規定審議会は、毎年開催されるものとする。規定審議
12 会は電子的コミュニケーションを通じて招集されるものとする。理事会は会合の時間を
13 決定する。

14
15 第 5 節 — 立法案を採択するための臨時会合。理事会は、全理事の 90 パーセントの
16 投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならないよう
17 な非常事態が存在する、との判断を下すことができる。理事会は、このような会合の時
18 と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時会合が招
19 集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決定すること
20 ができる。このような会合で審議される立法案は、RI 組織規定の各所で明記されて
21 いる提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続を守るものと
22 する。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第 3 節に規定するようにクラブが行動
23 を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

24
25 さらに、第 16 条を次のように改正する(『手続要覧』第 17 ページ)。

26 第 16 条改正

27 第 1 節 — 状況。本定款は、規定審議会において、~~出席し、かつ~~投票を行う者の投票
28 の 3 分の 2 によって改正できる。
29

さらに、国際ロータリー細則第 7 条を次のように改正する

(『手続要覧』第 31～33 ページ)。

第 7 条 規定審議会

7.010. 立法案の種類

規定審議会で審議される立法案は、制定案、決議案、および見解表明案に限るものとする。組織規定を改正しようとする提案は、制定案と称する。規定審議会の意見の表明である案件は、決議案と称するものとする。RI の立場を表明しようとする提案は、見解表明案と称するものとする。

7.020. 立法案の提出者

決議案および制定案は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、およびまたは理事会が提案できる。見解表明案は理事会のみが提案できる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団に関する立法案を提出してはならない。

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの制定案および／または決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案および／または決議案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施する郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便投票は、第 14.040.節の手続にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される制定案または決議案には、地区大会や地区立法案検討会や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。いかなる地区も、1 回の規定審議会につき 5 件より多くの制定案または決議案を提案もしくは承認すべきではない。

7.035. 制定案、決議案、および見解表明案の締切日

制定案および決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日 6 月 30 日までに、RI 事務総長に提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断した制定案を、規定審議会の開かれるロータリー年度の 12 月 31 日までに、事務総長に提案、提出することができる。理事会の提出する見解表明案については、規定審議会が開会するまでにこれを受理し、その票決を行うことができる。

7.037. 正規の手続で提出された制定案、欠陥のある制定案

7.037.4. 正規の手続で提出された決議案

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。

(a) 細則第 7.035.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。

(b) 決議案の提案者に関する細則の第 7.020.節の規定に合致していること。

(c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 7.030.節の規定を満たしていること。

7.037.5. 欠陥のある決議案

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

(a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。

(b) RI のプログラムの範囲内にない場合。

7.050. 理事会での立法案の審査

7.050.3. 審議会に提出する修正案および立法案の回付

~~立法案の修正案はすべて、理事会(理事会に代わって定款細則委員会)によって提出の締切日が延期されない限り、規定審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日までに、提案者から事務総長に提出しなければならない。第 7.050.2.項の規定に従い、事務総長は、期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手続きで提出された全立法案を規定審議会に回付しなければならない。~~

7.050.4. 立法案の公表

~~事務総長は、規定審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナー、規定審議会の全構成員、希望したクラブの幹事に提供する。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにしなければならない。~~

7.050.5. 審議会における立法案の審議

~~規定審議会は、正規の手続きで提案された立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定投票を行わなければならない。投票権を有する各議員は、投票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。~~

7.050.6. 立法案の採択

~~RI 定款に対する変更以外の、投票の3分の2の賛成票を要する立法案は、投票者の少なくとも過半数の賛成票で、採択することができる。~~

7.060. 非常事態における立法案の審議

~~理事会は、理事の3分の2の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のように立法案を審議する権限を有する。~~

7.060.2. 立法案の採択

~~非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会では立法案を採択するには、出席者の投票の3分の2の賛成票を要するものとする。~~

さらに、第 8 条を次のように改正する(『手続要覧』第 34～35 ページ)。

第 8 条 決議案審議会

~~8.010. 決議審議会の会合~~

~~決議審議会は、毎年開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを通じて招集されるものとする。~~

~~8.020. 決議案~~

~~決議審議会の意見の表明である案件は、決議案と称するものとする。~~

~~8.030. 決議案の提出者~~

~~決議は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、および理事会が提案できる。~~

~~8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認~~

~~クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。事務総長に送達される決議案には、地区大会や地区立法案検討会や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。~~

~~8.050. 決議案の締切日~~

~~決議案は、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度 6 月 30 日までに、事務総長に書面で提出されなければならない。理事会の提出する決議案については、決議審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。~~

~~8.060. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案~~

~~8.060.1. 正規の手続で提出された決議案~~

~~次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。~~

- ~~(a) それぞれ、細則第 8.050.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。~~
- ~~(b) 決議案の提案者に関する細則の第 8.030.節の規定に合致していること。~~
- ~~(c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 8.040.節の規定を満たしていること。~~

~~8.060.2. 欠陥のある決議案~~

~~次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。~~

- ~~(a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。~~
- ~~(b) RI のプログラムの範囲内でない場合。~~

~~8.070. 決議案の審査~~

~~定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての決議案を点検し、決議審議会に回付するものとする。また、以下に関する判断を理事会に推奨できる。~~

~~8.070.1. 正規の手続で提出された決議案か否か、および~~

~~8.070.2. 委員会が欠陥があると決定した決議案を、事務総長が決議審議会に回付しないか否か。~~

~~8.080. 理事会での決議案の審査~~

~~理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての決議案本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告するものとする。~~

~~8.080.1. 審議会に回付されない決議案~~

~~定款細則委員会の助言に基づき、決議案が正規の手続きで提出されていない、または欠陥があると理事会が決定した場合、理事会はその決議案を審議のため審議会に回付しない旨指示するものとする。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。~~

~~8.080.2. 審議会における決議案の審議~~

~~決議審議会は、正規の手続で提案された決議案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。~~

~~8.080.3. 決議案の採択~~

~~決議案は、決議審議会にて投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成票で、採択することができる。~~

さらに、第 9 条を次のように改正する(『手続要覧』第 35～43 ページ)。

第 9 条第 8 条 規定審議会と決議審議会の議員

9.010.8.010. 規定審議会と決議審議会の議員

規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

9.010.1.8.010.1. 代表議員

第 9.060.節、第 9.070.節、および第 9.080.節第 8.060.節、第 8.070.節、および第 8.080.節の規定により、地区ごとに 1 名の代表議員が地区内クラブから選挙されるものとする。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。

1 **9.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家**

2 ~~審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選~~
3 ~~出し、3年間または後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。議長および副議~~
4 ~~長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、そ~~
5 ~~れ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。~~

7 **9.010.3. 定款細則委員会**

8 ~~RI定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を~~
9 ~~務める。同委員会は、第9.140.1.項と第9.140.2.項に規定する任務と責務を負うものと~~
10 ~~する。~~

12 **9.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長**

13 ~~会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、および事務総長は、審議会の投票権を有~~
14 ~~しない議員とする。~~

16 **9.010.5. 元会長**

17 ~~すべての元RI会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。~~

19 **9.010.6. 管理委員**

20 ~~管理委員会の選んだロータリー財団管理委員1名は審議会の投票権を有しない議員~~
21 ~~とする。~~

23 **9.010.7. 特別議員**

24 ~~会長が任命した場合、3名まで規定審議会の投票権を有しない特別議員とすることが~~
25 ~~できる。この特別議員は、後段の第9.110.節に規定する任務と責務を負い、審議会議~~
26 ~~長の指示の下にその任務を遂行するものとする。~~

28 **9.020.8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件**

30 **9.020.3.8.020.3. 資格要件**

31 ~~審議会の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知ってい~~
32 ~~なければならず、代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入~~
33 ~~りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務~~
34 ~~を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、規定審議~~
35 ~~会にその会期全体を通じて出席し、決議規定審議会に積極的に参加するものとする。~~

37 **9.030.8.030. 審議会地区代表議員の任務**

38 ~~代表議員は、次の任務を有するものとする。~~

- 39 (a) ~~クラブが立法案を提出する場合、その作成を援助すること。~~
40 (b) ~~地区大会およびその他の地区の会合で、立法案と決議案を討議すること。~~
41 (c) ~~地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。~~

- (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてに批判的検討を加え、審議会に、それらの見解を的確に伝えること。
- (e) RI の公正な立法当務者として行動すること。
- ~~(f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。~~
- (g) ~~(f)~~ 決議規定審議会に参加すること。
- ~~(h) (g)~~ 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をするこ
と。
- ~~(i) (h)~~ 地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助す
るために、いつでも地区内クラブの相談にのること。

9.050.8.050. 役員とその任務

審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(~~parliamentarian~~)、および幹
事から成る。

9.050.1.8.050.1. 議長

議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定
に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。

9.050.2. 副議長

~~副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議
長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。~~

9.050.3. 議事運営手続の専門家

~~議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言、助言す
るものとする。~~

9.050.4.8.050.2. 幹事

事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務
める者を任命することができる。

9.060.8.060. 指名委員会手続による代表議員の選出

9.060.1.8.060.1. 選出

代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名
委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、規定審議会の開か
れる2年前の年度に3年に1回実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、
本節の規定に矛盾しない限り、第 ~~14.020.13.020~~ 節に定める地区ガバナー指名委員会
の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格が
ないものとする。

1 **9.070.8.070. 地区大会における代表議員の選挙**

2
3 **9.070.1.8.070.1. 選挙**

4 地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内
5 の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は
6 規定審議会が開かれる 2 年前の年度に行うものとする。RIBI においては、規定審議会
7 の開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙
8 されるものとする。

9
10 **9.070.3.8.070.3. 代表議員と補欠議員の選出**

11 過半数の投票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が
12 2 名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果
13 たせない場合にのみその任に就くものとする。候補者が 2 名を上回る場合は、投票は
14 単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において
15 1 名の候補者が過半数を得た場合、第 2 位の票数を得た候補者が補欠議員となるもの
16 とする。各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる 1 名の選挙人を指定するも
17 のとする。2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるもの
18 とする。3 名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられ
19 る投票において、2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従っ
20 て候補者に投じられるものとする。

21
22 **9.090. 通知**

23
24 **9.090.3. 議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名の公表**

25 議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブ
26 に公表されるものとする。

27
28 **9.100. 信任状委員会**

29 会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開
30 かれる前に会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければ
31 ならない。委員会の決定はいかなる場合でも、規定審議会がこれを審査することができる。
32

33
34 **9.110. 特別議員**

35 立法案の公表直後に、規定審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これ
36 を各特別議員に付託するものとする。各特別議員は、割り当てられた立法案件すべて
37 を検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択
38 に対する賛否の意見について規定審議会に情報を提供する用意をしておかなければ
39 ならない。

1 **9.120.8.080. 審議会の定足数**

2 投票権を有する各審議会の議員の2分の1を定足数とする。投票権を有する各議員
3 は、投票に付せられた各案件につき1票のみを投じる権利を有する。議会において
4 は、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

5
6 **9.130. 審議会手続**

7
8 **9.130.1.8.090. 会議運営手続規則**

9 第9.140.節の規定に従って、規定審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続
10 規則を採用できるものとする。かかる規則は本細則に沿ったものでなければならず、次
11 の規定審議会に変更されるまで有効とされるものとする。各決議審議会は、~~審議会運営~~
12 ~~委員会により採択された会議運営手続規則に従って実施されるものとする。~~

13
14 **9.130.2. 異議の申し立て**

15 議長のいかなる裁定にも規定審議会に異議を申し立てることができる。議長の決定を覆
16 すためには規定審議会の過半数の投票が必要とされる。

17
18 **9.140. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務**

19 議長および副議長、定款細則委員会をもって構成される審議会運営委員会を設ける。
20 審議会議長は、~~審議会運営委員会の委員長となる。~~

21
22 **9.140.1. 審議会運営委員会の任務**

23 審議会運営委員会は規定審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨し、
24 決議審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を採択するものとする。また、審
25 議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に欠陥を
26 見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を規定審議会のために起草、
27 改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるよ
28 うに、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個所の修
29 正を明示した規定審議会報告書を作成する。

30
31 **9.140.2.8.100. 定款細則委員会委員の他の任務**

32 定款細則委員会は、立法案の公表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを
33 承認するものとする。立法案の公表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員
34 会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をす
35 べて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠陥につい
36 て規定審議会に報告する準備をしなければならない。審議会運営委員会は、審議会の
37 採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の
38 修正文案を作成するものとする。さらに、関連個所の修正を明示した規定審議会報告
39 書を作成するものとする。

1 **9.150.8.110. 審議会の決定**

2
3 **9.150.1. 議長の報告**

4 ~~議長は、審議会終了後 10 日以内に、規定審議会と決議審議会の決定に関する詳細な~~
5 ~~報告を事務総長に提出しなければならない。~~

6
7 **9.150.2.8.110.1. 事務総長の報告**

8 事務総長は、各クラブの幹事に対し、規定審議会と決議審議会が採択した立法案また
9 は決議のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を各審議会閉会后 2
10 カ月以内に送付するものとする。報告書には、規定審議会の行った決定に対し、反対
11 の意思を表示しようとするクラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければな
12 らない。

13
14 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

15
16 **9.160. 開催地の選定**

17 ~~RI 定款第 10 条第 2 節の規定に従って、規定審議会開催地を選ぶに当たり、理事会~~
18 ~~は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないよう、あらゆる努力を払~~
19 ~~わなければならない。~~

20
21 **9.170.8.120. 審議会の臨時会合**

22
23 **9.170.2.8.120.2. 制定案の採択**

24 規定審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の 3 分の 2 の賛
25 成投票が必要とされるものとする。

26
27 さらに、第 16 条を次のように改正する(『手続要覧』第 69 ページ)。

28
29 **第 16 条 地区**

30
31 **16.050.15.050. 地区大会および地区立法案検討会での投票**

32 **16.050.2.15.050.2. 地区大会および地区立法案検討会の投票手続**

33 地区大会または地区立法案検討会に出席しているクラブの瑕疵なき会員は、ガバナー
34 ノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選出、ガバナー指名委員会の構
35 成および職務権限、規定審議会と決議審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員
36 の選挙、ならびに地区の 1 人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会または地区立
37 法案検討会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。
38 しかし、選挙人は、誰でも大会または地区立法案検討会に提出されたいかなる案件に
39 ついても票決を求めることができるものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行う
40 ことができるものとする。ガバナーノミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員
41 の選挙、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会と決議審議会の地
42 区クラブ代表議員および補欠議員の選挙のために投票をする際に、2 票以上の投票権

を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が3名以上おり、単一移譲式投票を必要とする、または用いる投票の場合、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

さらに、第17条を次のように改正する(『手続要覧』第74ページ)。

第1716条 委員会

~~17.010.16.010.~~ 定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクト・インターアクトに関する常任委員会をはじめ、RIにとって最も有益であると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。(1)コミュニケーション:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(2)定款細則:3名の委員から成り、毎年、任期3年で1名ずつ任命する。~~ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。~~(3)国際大会:6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4)地区編成:3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5)選挙審査:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(6)財務:8名の委員から成り、うち6名は、毎年2名ずつ任期3年で任命される。また、RI財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7)ローターアクト・インターアクト:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低3名のローターアクト会員が含まれる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第17.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続性を図る。

さらに、第18条を次のように改正する(『手続要覧』第76～79ページ)。

第1817条 財務事項

~~18.030.17.030.~~ 会費

~~18.030.2. 追加会費~~

~~各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル、または次回に予定されている規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額をRIに支払わなければならない。クラブがRIに支払うべき会費の最低額はないものとする。臨時規定審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとする。その方法については理事会が定めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

1 **18.050.17.050. 予算**

2
3 **18.050.6.17.050.6. 収入見積額を超える支出:一般剰余金**

4 第 18.050.4.17.050.4.項の規定にかかわらず、一般剰余金が、一般剰余金で賄われた
5 支出と国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去 3
6 年間に於ける年間支出最高額の 85 パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事会
7 は、その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただ
8 し、その支出によって一般剰余資金がその 85 パーセントレベルの 100 パーセントより減
9 少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が 60 日以内に全 RI 役
10 員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

11
12 **18.060.17.060. 5 カ年財務見通し**

13
14 **18.060.3. 5 カ年財務見通しの最初の年は規定審議会開催年**

15 ~~財務見通し 5 カ年財務見通しの第 1 年目は、規定審議会が開かれている年度とする。~~

16
17 (続く各節は、該当する番号に振り直す)

18
19 **18.080.17.080. 報告**

20 会計年度終了後の 12 月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するもの
21 とする。この報告には、会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に弁済されたすべて
22 の経費、ならびに会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事の代わりに支払われたすべ
23 ての経費が、役職ごとに明記されるものとする。なお、この報告には、会長室に支払わ
24 れたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するも
25 のとする。この報告書にはさらに、理事会、RI 年次国際大会、事務局の主要な各管理
26 運営部門の費用を含めるものとする。第 18.050.1.項に従って採択した予算、また必要
27 であれば第 18.050.2.項に従って改定した予算と各費目を比較した報告書を添付するも
28 のとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と 10 パーセント以上異なるとき
29 は、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RI の現および元
30 役員ならびに規定審議会の議員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すれ
31 ばこの報告書を入手できるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会
32 開会の少なくとも 30 日前までに事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

33
34 さらに、第 26 条を次のように改正する(『手続要覧』第 84 ページ)。

35
36 **第 26 条 改正**

37 本細則は第 7.060.節の臨時審議会の規定を除き、規定審議会に出席しにおいて投票
38 した人の過半数によってのみ改正することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

本制定案の目的は、3年に一度開催される規定審議会の直接会合を廃止することである。その効果は、地区代表議員によりロータリーの変更に対する年次オンライン投票を行うことにある。

利点:変更を実施する機能を迅速化できる。これにより、年次規定審議会の賦課金を廃止することを視野に入れ、コストが大幅に削減される可能性がある。

年に1回のサイクルでは処理に十分な時間がないため、制定案または決議案は、一度提出されると改正は許可されないことになる。ただし、翌年再提出することができる。

その仕組み

会合前審議:審議会代表議員は、決議審議会が開発したソフトウェアまたは My ROTARY のフォーラムを使用して、会合前に意見を投稿することができる。後者の方法の利点は、より幅広いロータリアンのコミュニティからの意見が得られることにある。

会合:会合は a) 出席者限定のフェイスブックのプライベートグループからのフェイスブックのライブ配信、または b) ウェビナーで開催する。地区数は 539 である。

- ・ フェイスブックのライブ配信を使用した場合、制定案が読み上げられると、各項目に対するコメントをオンラインでリアルタイムに投稿することができる。
- ・ 最近のウェビナーは最大 1,000 人が参加できる。審議会議長は、各決議案、制定案、または見解表明案を発表する。出席者はコメントを発表したい旨を示すことができる。審議会議長はその出席者のミュートを解除する。審議会代議員はそこで意見を述べる。

いずれの方法でも、会合は複数のセッションに分割して、参加者が休憩できるようにすることが可能である。

投票ソフトウェア:決議審議会用に RI が開発したシステム、または RIBI が 2018 年の年次業務会合に使用した responseware.eu。室内に代議員が出席しない RIBI クラブはオンラインで投票した。その他の同様のソフトウェアもある。

財務上の影響

本制定案は、RI の経費の削減につながると思われる。

2016 会計年度に開催された 3 年に一度の規定審議会の経費は 330 万米ドルであった。規定審議会の直接会合を廃止し、電子的な方法で開催することは、直接会合のための旅費や設備レンタル費、会場支援の人員費などを削減できる。

1 2016 年規定審議会を基に、経費は約 260 万米ドル削減できる。内訳は、航空券代、ホ
2 テル代、食事代、交通費、設備費、通訳代、会合計画および現場支援の人件費が削減
3 される。

4
5 ただし、この削減の一部は、規定審議会を毎年電子的に開催する費用によって相殺さ
6 れる。費用は、要件と形式によって左右される。特に、オンラインのコメントまたは議論の
7 促進とその翻訳の可能性に関する部分である。この機能は決議審議会のオンラインプ
8 ラットフォームには現在実装されていないため、現時点でその額を特定することはでき
9 ない。

10
11 規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決
12 議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018 年度の追
13 加人頭分担金は 1.50 米ドル、2018-2019 年度は 1.00 米ドルである。今後の追加人頭
14 分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-107

審議会代表議員の選出過程を改正する件

提案者: Central Blue Mountains ロータリークラブ (オーストラリア、第 9685 地区)
承認者: 第 9685 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 4 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 36～40 ページ)。

第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

9.010. 規定審議会と決議審議会の議員

規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

9.010.1. 代表議員

~~第 9.060.節、第 9.070.節、および第 9.080.節の規定により、地区ごとに 1 名の代表議員が地区内クラブから選挙されるものとする。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合のよい地区を選び、その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。第 9.060.節、第 9.070.節、および第 9.080.節の規定により、ゾーンごとに 6 名の代表議員が選挙されるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。~~

9.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

9.020.2. 元役員

各代表議員は、選挙時に、RI 役員として全期務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI 会長の同意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選んでも差し支えない。

9.020.4. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員、または、RI もしくはゾーン、地区またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることができない。

9.030. 審議会地区ゾーン代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有するものとする。

- (a) クラブと地区が立法案を提出する場合、その作成を援助すること。

- (b) 地区大会およびその他の地区とゾーンの会合で、立法案と決議案を討議すること。
- (c) 地区ゾーン内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
- (d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてに批判的検討を加え、審議会に、それらの見解を的確に伝えること。
- (e) RI の公正な立法当務者として行動すること。
- (f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
- (g) 決議審議会に参加すること。
- (h) 審議会終了後、地区内の各クラブと地区に、審議会の審議に関する報告をすること。
- (i) 地区内クラブと地区が今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブと地区の相談にのること。

9.060. 指名委員会手続による代表議員の選出候補者の指名

9.060.1 選出

地区は代表議員に 1 名の候補者のみを指名できる。代表議員および補欠議員候補者は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、規定審議会の開かれる 2 年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 14.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

9.060.3 ~~代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合~~

~~代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。~~

9.070. 地区大会における代表議員の選挙候補者の指名

9.070.1 選挙地区大会での指名

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員候補者を選挙指名してもよい。選挙指名は規定審議会が開かれる 2 年前の年度に行うものとする。RIBI においては、規定審議会の開かれる年度の 2 年前の年度 10 月 1 日を過ぎてからに開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

9.070.2 推薦指名

地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員の候補者として推薦指名できる。クラブは、その推薦指名を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この推薦書指名は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。

9.070.3 代表議員と補欠議員の選出

過半数の投票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が2名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たせない場合にのみその任に就くものとする。候補者が2名を上回る場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において1名の候補者が過半数を得た場合、第2位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる1名の選挙人を指定するものとする。2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補者に投じられるものとする。

9.070.49.070.3 代表議員の候補者が1名のみ

地区で候補者に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員候補者として公表するものとする。ガバナーはまた、地区内クラブの会員である適格なロータリアンを、補欠議員候補者として任命するものとする。

9.070.59.070.4 クラブから代表議員候補者を推薦提案

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

9.080.9.070.5 郵便投票による代表議員候補者の選挙

9.080.1 理事会による郵便投票の承認

事情により必要のある場合、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員候補者または補欠議員候補者を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員候補者を推薦指名するよう公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるようにしなければならない。推薦指名は、すべて書面により行われ、そのクラブの会長および幹事がこれに署名しなければならない。これらの推薦書指名はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせ、これを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

1 **9.080.2 郵便投票による選挙**

2 地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議
3 員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた
4 月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第 9.080.1.項に掲げられている
5 規定に従って実施されるものとする。
6

7 **9.080.3 クラブから代表議員を推薦**

8 候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められる
9 には、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブ
10 の会長と幹事の両方が署名するものとする。
11

12 **9.080. 代表議員と補欠議員の選挙**

13
14 **9.080.1 選挙の被指名者**

15 ゾーン内の地区ガバナーは、被指名者の詳細を、研究会開催日の 28 日前にゾーンの
16 ロータリー研究会招集者に提出するものとする。招集者は詳細を、研究会の少なくとも
17 14 日前までに、候補者のゾーン内の元、現、次期 RI 役員全員に送るものとする。
18

19 **9.080.2 ロータリー研究会での選挙**

20 6 名のゾーン代表議員および補欠代表は、投票資格を有し、ゾーンの年次ロータリー研
21 究会に出席している元、現、次期 RI 役員によって選挙される。選挙は、規定審議会が
22 開かれる 2 年前の研究会において行うものとする。最多の投票を得た 6 名の候補者を
23 規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が 6 名を超えた場合、次に多い投
24 票を得た 3 名の候補者を補欠議員とし、いずれかの議員が務めを果たせない場合にの
25 みその任に就くものとする。
26

27 **9.090. 通知**

28
29 **9.090.1 代表議員を事務総長に報告**

30 審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、選出後直ちに、ガバナー研究会招集者
31 が事務総長に報告するものとする。
32

33 **9.090.2 審議会代表議員の氏名の公表**

34 各審議会招集の少なくとも 30 日前までに、事務総長は、ガバナー研究会招集者から
35 報告を受けている審議会代表議員の氏名を代表議員に公表しなければならない。

(本文終わり)

(訳者注記:既存の規定では、地区で候補者を選ぶ手続きを「選出(selection)」、クラブで候補者を選ぶ手続きを「推薦(nomination)」としていますが、本立法案(原文は英語)では、「nominating committee(指名委員会)」から派生する「nomination」で統一されているため、該当部分は日本語でも「指名」で統一してあります。また、第 9.070.4 項で、英語では「suggestions」という表現が使用されており、この度の「nomination」と区別するため、「提案」としてあります。本立法案の文言は仮訳であり、採択された場合、再度表現の検討が行われる場合があります。)

趣旨および効果

1 本制定案は、ゾーンレベルで制定案をより徹底的に議論することを奨励し、規定審議会
2 のコストを削減して効率を改善しようとするものである。

3
4 3年ごとに各ロータリー地区(およそ 535 地区)から 1 名の代表議員がシカゴで会合し、
5 制定案について議論し、投票する。過去には、議論と決定を要する制定案が数百件も
6 あった。多数の参加者と時間制限のため、実際に発言の機会を得る代表議員はほんの
7 一握りである。

8
9 2016 年規定審議会で制定された変更の結果、決議案は今ではオンラインの投票シス
10 テムで投票されることになったが、制定案は、案件の複雑さと変更が世界中のロータリア
11 ンに与える影響のため、現在も直接顔を合わせる会合で議論され投票される。

12
13 これらの改正案は

- 14
15 ● クラブ、地区、ゾーンで制定案をより徹底的に議論することを奨励することにより、制
16 定案が規定審議会に提出される前後に理解と審議と支持を深める
- 17
18 ● 規定審議会での制定案に関する議論の時間と機会を増やす
- 19
20 ● 代表制の民主主義的手続きを維持する

21
22 この人数でも立法案の変更を決定する際の民主主義的代表制は確保できる。

財務上の影響

23 本制定案の結果、経費を推計 110 万米ドル低減できると思われる。

24
25 3年に一度の規定審議会の経費は、2016 年度は 330 万米ドルであり、これには 535 名
26 の代表議員の会場までの旅費 180 万米ドルが含まれる。

27
28 34 の各ゾーンから 6 名の投票議員が規定審議会に出席する場合、各地区から 1 名の
29 代表議員が出席する場合と比べて、出席者は 331 名少なくなる。次のように 130 万米
30 ドルのコストを節約できると思われる。

- 31
32 ● 航空券、ホテル、食事の代金として 110 万米ドル
- 33 ● 会場費、通訳機器、移動、印刷、その他の諸経費として 20 万米ドル

34
35 規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決
36 議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018 年度の追

- 1 加入頭分担金は 1.50 米ドル、2018-2019 年度は 1.00 米ドルである。今後の追加人頭
- 2 分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-108

審議会代表議員の資格条件を変更する件

提案者： 第 9125 地区(ナイジェリア)
承認者： 第 9125 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 9～20 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 35 ページ)。
2

3 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

4 5 9.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

6 7 9.020.2. 元役員

8 各代表議員は、選挙時に、RI 役員として全期務めたことがある者でなければならない。
9 しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI 会長の同
10 意が得られたときは、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクト
11 を選んでも差し支えない。

12 代表議員は、選挙時において、過去 3 年間に少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大
13 会に出席していなければならない。この要件は、過去に代表議員を務めたことのある候
14 補者の場合は免除されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

15 審議会の代表議員の資格要件には厳格な条件が付されていないため、地区によって
16 は権限を濫用して任務を全うする準備ができていない代表議員を送る場合がある。一
17 般に、審議会の代表議員は RI 組織規定文書の最新版に精通している必要があり、よ
18 ってロータリーの活動に積極的に関与すべきであると理解されている。審議会代表議員
19 の役職は、地区の最もキャリアの長いパストガバナーを自動的に任命するべきではない。
20 ただし地区の最もキャリアの長いパストガバナーが現役続行の意思を示している場合は
21 これにあたらぬ。こうした要件は、現役のパストガバナーがクラブの後援を確実に受け
22 られるようにする。審議会の代表議員は RI の最重要活動の一つである。審議会への参
23 加は RI が全面的に資金提供しており、参加者各自が費用を負担するゾーン研究会や
24 国際大会とは異なる。現在も RI の行事に自己負担で参加している人は、審議会の代
25 表議員という役職を務めることを真摯に受け止める可能性が高いと思われる。

26
27 過去に審議会代表議員を務めたことのある人は、必要な経験をすでに積んでいるため、
28 この追加資格は適用されない。

財務上の影響

- 1 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-109

審議会代表議員の選出期間を改正する件

提案者: Teresina-Jóquei ロータリークラブ(ブラジル、第 4490 地区)
承認者: 第 4490 地区郵便投票により承認
(2017 年 12 月 11 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 38 ページ)。

2 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

3 9.060. 指名委員会手続による代表議員の選出

4 9.060.1 選出

5 代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出されるべきである。指名
6 委員会の手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、規定審議会の開か
7 れる 23 年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定
8 に矛盾しない限り、第 14.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠す
9 るものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

10 9.070. 地区大会における代表議員の選挙

11 9.070.1 選挙

12 地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内
13 の地区の場合は地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は
14 規定審議会が開かれる 23 年前の年度に行うものとする。RIBI においては、規定審議
15 会の開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において選
16 挙されるものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

17 地区代表議員および補欠議員は、規定審議会の開かれる 2 年前に選出され、3 年の
18 任期を務める。

19 これらの選挙は、規定審議会の 2 年前の年度の後半(1 月から 6 月)に、制定案に対す
20 る投票を行う地区大会において行われ、12 月 31 日までに RI 事務局へ送付される。
21 選出された代表議員は規定審議会の 2 年前の 7 月 1 日に就任する。

1 実際には、前任の代表議員からの作業の継続性はない。このため、クラブは地区大会
2 の期間中にクラブ代議員の会合において承認を受けるために立法案を提出することに
3 積極的ではない。その結果、地区には規定審議会に提出できる規定案がない。
4
5 7月1日に就任する代表議員とガバナーは、クラブから立法案を受け取って規定審議
6 会に回付するよう圧力を受ける。
7
8 これらの立法案はクラブ代議員によって地区大会で承認され、規定審議会の2年前の
9 12月31日までに事務局に送付しなければならない。
10
11 地区大会は新ガバナーが就任する前に開催されるため、ガバナーは郵便投票の準備
12 をし、得票数の多い上位5件の制定案を12月31日までに事務局に送付する義務が
13 生じる。これは、就任したばかりで公式訪問を行っているガバナーにとっては重荷であ
14 る。
15
16 地区代表議員が規定審議会の3年前に選出されるのであれば、任期1年目にロータリ
17 ー研究会の研修を受けた後にクラブ対応を行って規定審議会および決議審議会の目
18 的を説明し、審議会に立法案を提示する重要性和期間についても説明することができる
19 と思われる。

財務上の影響

- 20 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-110

審議会における信任手続きを簡素化する件

提案者： RI 理事会

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 40 ページ)。

2

3 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

4

5 9.100. 信任状委員会

6 ~~会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開~~
7 ~~かれる前に会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければ~~
8 ~~ならない。事務総長は代表議員の信任状の査証をするものとする。委員会信任状に関~~
9 ~~する事務総長の決定はいかなる場合でも、規定審議会がこれを審査することができる。~~

(本文終わり)

趣旨および効果

10 2015-2016 年度審議会運営委員会は、信任状委員会に割り当てられた任務について
11 検討し、同委員会の作業の多くは、代表議員の確認など、すでに登録デスクで行われ
12 た作業と重複すると考えている。直近の 3 回の規定審議会では、登録手続きによって
13 信任状委員会の必要性が低下した。2016 年規定審議会では、特別議員が信任状委員
14 会に指定されたが、その責務は審議会において定足数の状況を報告することであった。
15 本制定案は RI 細則を改正し、規定審議会において代表議員を信用証明するために必
16 要な作業を事務総長が実行できるようにする。正式な信任状委員会はもはや不要とな
17 る。

財務上の影響

18 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。
19
20 信任状委員会の廃止によって責務の重複は減少するが、信任状委員会の経費はごく
21 わずかのため、大幅なコスト節約にはならないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-111

審議会の投票権規定を改正する件

提案者: Hochschwarzwald ロータリークラブ(ドイツ、第 1930 地区)

承認者: 第 1930 地区郵便投票により承認(2017 年 12 月 9 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 40 ページ)。

2

3 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

4

5 9.120. 審議会の定足数

6 投票権を有する各審議会の議員の 2 分の 1 を定足数とする。投票権を有する各議員
7 は、投票に付せられた各案件につき少なくとも 1 票のみを投じる権利を有する。1,000
8 人を超えるロータリアンが属する地区を代表する各議員は、地区内のロータリアン 1,000
9 人ごとに 1 票の割合で投票権を有するものとする。追加票数は、規定審議会開催年度
10 の 7 月 1 日現在半期人頭分担金が支払われている地区内ロータリアンの人数によって
11 決定されるものとする。ただし、理事会により資格停止とされている RI 会員は代表され
12 る権利を有さないものとする。審議会においては、委任状による代理者の投票を認めな
13 いものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

14 各審議会代表議員は、1 案件につき 1 票を有するが、2017 年 8 月 7 日現在、1 名の議
15 員が代表するロータリアンの人数は 714 人(第 4930 地区)から 6,130 人(第 3630 地区)
16 である。

17

18 ロータリアンが 2,000 人未満の地区は 272 あるが、2,000 から 6,000 人を超える地区も
19 267 ある。

20

21 地区の規模の差により、小規模地区のクラブ会員と大規模地区のクラブ会員では、1 票
22 の差が最大 8 倍にもなる。

23

24 RI の組織規定文書は、国際大会と地区大会において、およびロータリーの役職者に対
25 する投票の際に、代表するロータリアンの人数に応じて代表議員の票の重み付けをす
26 ると規定しているが、規定審議会は除いている。

1 代表するロータリアンの人数に応じて審議会の代表議員の票を重み付けすることは、大
2 規模地区からの代表議員数を増加するという費用の掛かる方法を避けることができ、小
3 規模地区の合併や大規模地区の分割なども不要である。

4
5 代表議員の票の重み付けには、通常の電子投票システムを用いれば技術的に困難な
6 点はない。

7
8 代表議員の票の重み付けによって、120 万人のロータリアンが民主主義の基本原則で
9 ある「すべての人の平等」と「立法におけるすべての人の平等な参加」に従った審議会
10 の代表制度を有されなければならない。

11
12 これらの民主主義の中核的価値観の順守を怠ることは、ある問題が裁判にまで発展し
13 た場合に、審議会の判断が覆されることにつながる恐れがある。制定案では、1,000 人
14 を超えるロータリアンが属する地区を代表する各議員は、地区内のロータリアン 1,000
15 人ごとに 1 票を追加で投じる権利を有するとみなしている。

財務上の影響

16 本制定案は RI に財務上の影響を及ぼす可能性があるが、現時点でその額を特定する
17 ことはできない。

18
19 規定審議会で使用される電子投票機器は、各代表議員を個別に識別し、各代表議員
20 の比例投票権に対応できるようにする必要があると思われる。

21
22 さらに、決議審議会では各投票における比例代表制を助長するため、電子投票につい
23 て技術的修正が必要になると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

制定案 19-112

審議会議員について改正する件

提案者: Brigg ロータリークラブ (英国、第 1040 地区)

承認者: 第 1040 地区立法案検討会 (英国、North Yorkshire、York) にて承認
(2017 年 9 月 23 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 36 ページ)。

2

3 **第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員**

4

5 **9.010. 規定審議会と決議審議会の議員**

6 規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議
7 員によって構成される。

8

9 **9.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長**

10 会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、理事会により選出された理事 1 名、およ
11 び事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

12

13 **9.010.5. 元会長**

14 ~~すべての元 RI 会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

趣旨および効果

15 ロータリーの業務のコストが増加している現状では、不可欠ではない事柄、または「あれ
16 ばよい」程度の事柄のコストを削減して RI 人頭分担金を手頃な金額に維持することが
17 非常に重要である。規定審議会は国際ロータリーの議会であり、あらゆる民主主義的議
18 会がそうであるように、選挙により選ばれた議員と現職の役員によって構成されるべきで
19 ある。投票権を有しない議員としての元 RI 会長を除外し、ロータリー財団管理委員にも
20 同等に適用される規則を用いて RI 理事の数を削減することにより、旅費および宿泊費
21 を大幅に削減すべきである。

財務上の影響

- 1 本制定案は、RI 理事会が提供する支援の範囲と内容によっては、RI の経費削減につ
2 ながる可能性がある。
3
4 2016 会計年度の出席者一人あたりの平均コストは 3,800 米ドルであった。17 名の理事
5 および 14 名の元会長の出席にかかる経費は約 118,000 米ドルであった。
6
7 規定審議会のための追加人頭分担金は、次回に予定されている規定審議会および決
8 議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額である。2017-2018 年度の追
9 加人頭分担金は 1 米ドル 50 セント、2018-2019 年度は 1 米ドルである。今後の追加人
10 頭分担金は、経費の変動と同等の金額によって調整されると思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-113

ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件

提案者： 第 2740 地区(日本)
第 2840 地区(日本)
承認者： 第 2740 地区大会(日本、佐賀県、佐賀市)にて承認
(2017 年 11 月 18 日)
第 2840 地区大会(日本、群馬県、高崎市)にて承認
(2017 年 11 月 19 日)

1 国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 80-81 ページ)。
2

3 第 20 条 その他の会合 4

5 20.020. ロータリー研究会

6 会長は、情報提供のための年次会合であるロータリー研究会の開催を許可することが
7 できる。ロータリー研究会には、RI の元、現ならびに次期役員、また招集者によって招
8 待されたその他のロータリアンや来賓が出席できるものとする。ロータリー研究会は、RI、
9 ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催されるものとする。
10 また、招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案につ
11 いて報告するものとする。

(本文終わり)

趣旨および効果

12 本制定案は、毎年のロータリー研究会で、決議審議会や規定審議会の立法案や決定
13 に関する検討・報告を義務付けるものである。2016 年規定審議会にて、決議審議会が
14 毎年オンラインで審議されることが決定された。ロータリーの諸課題と方針についての認
15 識を深め、組織規定改定への意識を喚起させるために、毎年のロータリー研究会での
16 議論や情報提供が有益である。

財務上の影響

17 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

制定案 19-114

審議会の決定に反対するための手続きを改正する件

提案者： 堺おおいずみロータリークラブ（日本、第 2640 地区）
承認者： 第 2640 地区大会（日本、和歌山県、和歌山市）にて承認
（2017 年 11 月 4 日）

1 国際ロータリー細則を次のように改正する（『手続要覧』第 41 ページ）。
2

3 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員
4

5 9.150. 審議会の決定
6

7 9.150.3. 審議会の決定に関する反対

8 立法案の採択に関する規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの
9 書式は、クラブ会長が証明しなければならず、かつ、事務総長の報告に明記されている
10 期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は事務総
11 長の報告の郵送後少なくとも2カ月後とする。事務総長は、規定審議会の決定に対して
12 反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、ロー
13 タリーのWEBサイトで公開するものとする。

（本文終わり）

趣旨および効果

14 現在それぞれの立法案に対する反対表明がどの程度あったかをクラブが知る手段はほ
15 とんどなく、一時保留となる制定案の有無をいち早く知ることができない。この変更により
16 規定審議会の決定に対する反対表明の透明性を高め、各クラブは定款細則の変更に
17 関する混乱を最小限にとどめうる。

財務上の影響

18 反対表明数はこれまでも事務総長によってロータリーのウェブサイトで公開されているた
19 め、本制定案は国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 修正して採択

☐ 理事会に付託

☐ 否決

☐ 審議保留

☐ 撤回

メモ

19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

19-116 標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

規定審議会は3年ごとに開かれ、よって組織規定文書を改定する。それぞれの変更は個別に起草、採択される。このため、年月の経過とともに文章が混乱し、まとまりがなく、繰り返しの多い表現になる場合がある。国際ロータリー細則の全面的見直しを最後に行ったのは1995年であり、標準クラブ定款の全面的見直しを最後に行ったのは2001年である。以下の両制定案では、セクションが削除された部分にコメントが追加されている。

号エグゼクティブ・サマリー(要旨)

19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

この制定案は、RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月以内に、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI細則は3分の1ほど短縮され、約30,000語から20,000語となり、ずっと使いやすくなった。変更の例は以下の通りである。

- ガバナーに関する条項をまとめ、それ自体で新たな条(第17条)とし、第16条「地区」から切り離す
- RI理事会によるクラブの懲戒処分、停止、終結に関する第3.020節を再編する
- 理事会の任務、理事の資格、理事会会合の手続については第5条にまとめる
- 他のRI役員の仕事の第6.020節にまとめる
- 審議会に関する第7、8、9条を統合し、要件および各グループの役割、任務、資格条件をまとめることで重複を抑える
- ほかの部分と重複する元第11条を移動または統合、または第6条か新たな第14条へと移動する
- 現行の第12、13、14条の文言を言い換え、指名と選挙の手続きをより明確にする
- 選挙の実施と審査に関する条項を、新しい第14条に統合する
- クラブの投票要件を第16.050.1項にまとめ、その他の条項における記述は、すべてこの条項を参照するものに変更する
- 現行の第17条「委員会」(RI委員会)のセクションを再編する

2019年規定審議会で採択されるほかの制定案による変更が、新しいテキストに盛り込まれ、全条項の最終的な文言とコンセプトを決めることとなる。

- 現行の第 21.020.2 項および第 21.030.1.項の機関雑誌の購読義務に関する 2 つの条項を統合する
- ロータリーのウェブサイトに関する第 22 条は電子時代の初期に追加されたものであるため、これを削除する
- 仲裁および調停に関する第 25 条をより読みやすくする

2019 年規定審議会で採択されるほかの制定案による変更が、新しいテキストに盛り込まれ、全条項の最終的な文言とコンセプトを決めることとなる。

制定案 19-115

国際ロータリー細則を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 18～84 ページ)。

第 1 条 定義

~~本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つものとする。~~

- 1. 理事会: ~~国際ロータリー~~RI 理事会
- 2. クラブ: ロータリークラブ
- 3. 組織: ~~国際ロータリー~~RI 定款・細則と、標準ロータリークラブ定款
- 4. ガバナー: ロータリー地区のガバナー
- 5. 会員: 名誉会員以外のロータリークラブ会員
- 6. RI: 国際ロータリー
- 7. RIBI: グレートブリテンおよびアイルランド内~~国際ロータリー~~RI という管理上の地域単位
- 8. 衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員は、スポンサークラブの会員でもある。
- 9. TRF: ロータリー財団
- 10. 書面: 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。
- 11. 年度: 7 月 1 日に始まる 12 カ月間

第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

2.010. RI への加盟申請

2.020. クラブの所在地域

2.030. ~~クラブによる~~標準ロータリークラブ定款の採用

2.040. 喫煙

2.050. クラブの合併

2.010. RI への加盟申請

~~RI へ加盟するには、クラブは理事会にの RI への加盟申請書をは理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が設定する定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した時に発効する日をもってその効力を生ずる。~~

2.010.1. 新クラブ

~~新クラブの創立会員数は最低は少なくとも 20 名の創立会員を有するものとする。~~

2.020. クラブの所在地域

~~新クラブの地域は、新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在するものとする地域がある場合、そこに 1 つのクラブを結成することができるが、1 つ以上の他のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。参加型の主にオンラインで活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りが決定する通りとするものとする。~~

2.030. クラブによる標準ロータリークラブ定款の採用

すべての加盟クラブは、標準クラブ定款を採用しなければならない。すべての加盟クラブは、今後のあらゆる改正を含め、標準クラブ定款を採用しなければならない。

2.030.1. 標準クラブ定款の改正

クラブは、標準クラブ定款は、を組織規定に述べられている方法で改正することができる。このような改正は、自動的に、各クラブの定款の一部となるものとする。

2.030.2. 1922年6月6日より前に加盟したクラブ

1922年6月6日より前に加盟したすべてのクラブも、標準クラブ定款を採用するものとする。しかし、標準クラブ定款と異なる規定を含む定款を持つこのようなクラブは、その異なる規定の下に運営する資格を有するものとする。ただし、異なる規定の正確な全文を1989年12月31日までに理事会に送付し、理事会の確認を受けていなければならない。1990年より前に理事会に提出された異なる規定を維持することができる。それぞれのクラブ特有の規定は、異なる規定はそのクラブの標準クラブ定款のそのクラブの定款の補遺規定とし、であり、時折、改正される現行の標準クラブ定款に近づけるために限り改正することができる以外にはクラブで改正することはできない。

2.030.3. 理事会による標準クラブ定款の例外の承認

理事会は、出席している理事会メンバーの3分の2の賛成により、理事会は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情によって必要とされ、RI定款・細則と矛盾しない標準クラブ定款の例外を承認できる限り、標準クラブ定款と一致しないクラブ定款の規定を承認できる。このような承認は、その土地の法令および慣習、または特殊な事情に従うために必要な場合に限られ、また出席している理事会メンバーの3分の2の賛成を必要とする。

2.040. 喫煙

喫煙が個人の健康に有害であることを認識し、喫煙は健康に有害であるため、会員ならびに来賓は各自、RIの名のもとに開かれる会合およびその他の行事中は、喫煙を控えるよう奨励されているべきではない。

2.050. クラブの合併

合併を求める同一地区内の2つ以上のクラブは、それぞれのクラブがRIに対する金銭上およびその他のすべての義務をそれぞれのクラブが果たしており、理事会が合併を承認した場合、自主的に合併することができることを前提に、理事会にその旨申請するものとする。合併の申請には、それぞれのクラブが合併することに合意した証明書を添付しなければならない。そのうちの1つまたは複数の他のクラブと同じ所在地域内に、合併したクラブを結成することができる。合併の申請には、それぞれのクラブが合併することに合意した証明書を添付しなければならない。理事会は、合併したクラブが、その記録史料の一部として、元の1クラブあるいは全合併するいずれかのクラブの名称、加盟日、RIの徽章およびその他の記章を保持することを許可することができる。

第3条 RI脱会、加盟停止、または加盟の終結

3.010. クラブのRI脱会

3.020. クラブの再結成

3.030.3.020. 理事会によるクラブをの懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

3.040.3.030. 加盟が停止されたクラブの権利の引き渡し

3.050.3.040. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

3.050. クラブの復帰

3.010. クラブのRI脱会

いずれのクラブはも、RIに対する金銭上およびその他の義務を果たしている限りすべて果たし、理事会の承認を得た後に、加盟から離脱することができる。理事会が脱会通告を受理したときは、その脱会は

直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。脱会
は理事会が承認した時に効力を生ずる。

3.020. クラブの再結成

加盟を終結させられたクラブが再結成を求めた場合、または同じ所在地域に新クラブが結成される場合、
理事会は、加盟の条件として、このような元クラブに加盟金の支払いを求めるか否か、または、RIに対
する元のクラブの負債の支払を求めるか否かを決定することができる。

3.030.3.020. 理事会によるクラブをの懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

3.030.1-3.020.1. 不払あるいは会員報告不履行による停止または終結

理事会は以下のクラブを停止または終結させることができる。

- (a) 会費または RI に対するその他の金銭的債務または承認されている必要とされる地区資金への
賦課金の支払を怠ったクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることができ
る。
- (b) TRF の資金を不正に使用した会員、または TRF の資金管理の方針に違反した会員を保有して
いる
- (c) 組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、クラブが RI または TRF (理事、管理
委員、役員、職員を含む) を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした場合、またはそのよう
な訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりする会員がクラブにいる
- (d) ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対する
いかなる申し立てにも適切に対処することを怠った

加盟停止の原因が 6 カ月以内に改善されなかった場合には、理事会はそのクラブを終結させるものと
する。

3.020.2. 会員報告不履行による停止

また、期限までに会員の変更を報告しなかったクラブの加盟も、期限までに会員の変更を報告しなかつ
たクラブは、理事会においてこれを停止させることができる。

3.030.2-3.020.3. 機能の喪失による終結

何らかの理由により、クラブが解体し、機能を停止し、または例会を定期的に開かず、その他機能を遂
行できなくなったクラブの場合は、理事会においてこれを、そのクラブの加盟を終結させることができ
る。ただし、機能が遂行できなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終
結の事情に関する報告書の提出を要請した後に限るするものとする。

3.030.3. 財団の資金管理に関する方針の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結

理事会は、ロータリー財団の資金を不正に使用した会員、またはロータリー財団の資金管理の方針に
違反した会員を保有しているクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

3.030.4. 法的訴訟による終結

組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、クラブが RI またはロータリー財団 (理事、
管理委員、役員、職員を含む) を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした場合、またはそのよう
な訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりする会員がクラブにいる場合、理事会はそのクラブの加盟を停止
または終結させることができる。

3.030.5. 青少年保護に関する法の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結

理事会は、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対
するいかなる申し立てにも適切に対処することを怠ったクラブについて、その加盟を停止または終結さ
せることができる。

Commented [COL1]: 第 3.050. に移動。

Commented [COL2]: 第 3.030.3. 節から
移動。

Commented [COL3]: 第 3.030.4. 節から
移動。

Commented [COL4]: 第 3.030.5. 節から
移動。

Commented [COL5]: 第 3.030.7. 節から
移動。

Commented [COL6]: 第 3.020.1. 節に移
動。

Commented [COL7]: 第 3.020.1. 節に移
動。

Commented [COL8]: 第 3.020.1. 節に移
動。

1 3.030.6.3.020.4. 然るべき理由による懲戒、加盟停止、または終結

2 理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブを懲戒処分にすることができる。ただし、問責書および
3 これに関する聴聞の時と場所の通知が、聴聞の行われる少なくとも 30 日前までに、そのクラブの会長
4 および幹事に郵送されていなければならない。クラブに聴聞の機会を与えた後に限り、そのクラブを懲
5 戒処分、加盟停止、または終結することができる。聴聞の行われる少なくとも 30 日前までに、理事会は
6 そのクラブの会長および幹事に問責内容およびこれに関する聴聞の時間、場所、方法を通知するもの
7 とする。聴聞会において、クラブは弁護士を自己の代理人とすることができる。聴聞会には、当該地区
8 のガバナー、またはそのガバナーにより選ばれたパストガバナーが、地区が費用経費を負担して出席
9 することができる。そのクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるも
10 のとする。聴聞を行った後、理事会は、

11 (a) 全員の多数決をもって、クラブを懲戒もしくは加盟停止処分に付すか、または、

12 (b) 全会一致をもって、クラブを~~除名~~終結することができる。

13
14 3.030.7.3.020.5. 加盟停止期間

15 理事会は、以下の場合に、加盟停止となっていたクラブの加盟会員としての権利を復帰させるものとし
16 る。

17 (a) 会費または RI に対するその他の金銭的債務を全額支払った、または承認された地区資金への
18 賦課金が全額支払われたを全額支払ったと判断した時点で、または、

19 (b) ロータリー財団から支給された資金を不正に使用したり、ロータリー財団の資金管理方針に違反
20 した会員の会員身分を終結したと判断した時点で、または、TRF の資金を不正に使用したり、
21 TRF の資金管理方針に違反した会員の会員身分を終結した

22 (c) ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対する
23 すべての青少年保護の申し立てに、クラブが適切に対処したという証拠があると判断した時点で、
24 または、

25 (d) 加盟停止に至ったすべての然るべき理由による懲戒に至った問題が解決されたと判断した時点
26 で、加盟停止となっていたクラブの加盟会員としての権利を復帰させるものとする。

27
28 そのほかのあらゆる事態にも、加盟停止の原因が 6 カ月以内に改善されなかった場合には、理事会は
29 そのクラブを終結させるものとする。

30
31 3.040.3.030. 加盟が停止されたクラブの権利の引き渡し

32 理事会によって加盟資格が停止されたいかなるクラブも、加盟が停止されている間は、細則によりクラブ
33 に与えられているいかなる権利も持たないものとする。ただし、定款によってクラブに与えられている権
34 利は保持するものとする。加盟停止中は、クラブは細則によるいかなる権利も持たず、RI 定款による権
35 利のみ保持する。

36
37 3.050.3.040. 加盟が終結したクラブの権利の引き渡し

38 加盟が終結したクラブは、RI の名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブの加盟会員籍
39 が終結したときに消滅するものとする。使用してはならず、加盟が終結したとき、そのクラブは、さらに、
40 RI の財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブの加盟認証状を回収する
41 ための措置を取るものとする。加盟終結したクラブは、加盟認証状を RI に返却するものとする。

42
43 3.050. クラブの再結成

44 理事会は、加盟金または RI に対する負債の支払を条件として、加盟終結したクラブを再結成すること、
45 または同じエリア内の新クラブの結成を許可することができる。

46
47 **第 4 条 クラブの会員身分**

48 **4.010. クラブ会員の種類**

49 **4.020. 正会員**

Commented [COL9]: 第 3.020.節から移動。

1 4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

2 4.040. 二重会員の禁止

3 4.050. 名誉会員

4 4.060. 公職

5 4.070. 会員身分の制約の禁止

6 4.080. RI の職員

7 4.090. 出席報告

8 4.100. 他クラブへの出席

9 4.110. 会員身分に関する規定の例外

11 4.010. ~~クラブ~~会員の種類

12 クラブの会員の種類は、正会員と名誉会員の 2 種類とする。

14 4.020. 正会員

15 RI 定款第 5 条第 2 節に定められた資格条件を有する者は、これをクラブの正会員として選ぶこと
16 ができる。

18 4.030. 移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

19 会員または元クラブは、移籍会員または元クラブ会員を正会員に会員に推薦することができる。正会員
20 として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によ
21 てクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ
22 会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。他のクラブに対して負債
23 がある場合、この候補者はクラブへの入会資格がない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納
24 金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による声明書証拠を提出するよう、本人
25 に要求するものとする。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、転入先のク
26 ラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの
27 証明を受理することを条件と確認をし、さらにするものである。クラブは、ほかのクラブから要請があつた
28 場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている現会員または元会員が、未納金を負っているか
29 どうかを記した声明書を受理することを条件文書を提供するものとする。要請から 30 日以内にそのよう
30 な文書が提供されなかった場合、当該会員はその相手のクラブに対して金銭的債務がないと見なされ
31 るものとする。

33 4.040. 二重会員の禁止

34 いかなる会員も、同時に以下を行うことはできない。

- 35 (a) 当該クラブが設ける衛星クラブを除き、複数のクラブに同時に所属するにおいて同時に正会員にな
36 ることはできない。
37 (b) さらに、いかなる人も同一のクラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持する
38 ことはできない。

40 4.050. 名誉会員

41 クラブは、クラブ理事会が決定した存続期間の名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を
42 満たすものとする。

- 43 (a) 会費の納入を免除される
44 (b) 投票権を持たない
45 (c) クラブのいかなる役職にも就かない
46 (d) 職業分類を持たない
47 (e) クラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特典を享受できるが、他のクラブに
48 においては、いかなる権利または特典も認められない。例外として、ロータリアンの来賓としてではな
49 く訪問する権利がある。

Commented [COL10]: 第 4.050.1 節、第 4.050.2 節から移動。

4.050.1. 名誉会員の資格条件

ロータリーの理念推進のために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を名誉会員に選ぶことができる。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員の身分を保持できる。~~このような会員身分の存続期間は、会員となっているクラブの理事会によって決定されるものとする。~~

Commented [COL11]: 第 4.050.節へ移動。

4.050.2. 権利および特典

~~名誉会員は、会費の納入を免除されるが、投票権を持たず、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を持たない。しかし、本人が会員となっているクラブのあらゆる会合に出席でき、クラブのその他のあらゆる特典を享受できる。~~

Commented [COL12]: 第 4.050.節へ移動。

名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。ただし、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利がある。

4.060. 公職

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある一定の任期に公職にある者は、当該その公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された一定の任期を持った公職に就いている者は、その公職に在任中任期中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

4.070. 会員身分の制約の禁止

~~細則第 2.030.節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI 加盟年月日に関係なくいかなるクラブも、RI にいつ加盟したかに関係なく、定款その他の規定によっていかなる方法においても、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づきより会員身分を制約すること、もしくは RI 定款または細則に明白に規定許可されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款の会員資格のいかなる規定または条件、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。~~

4.080. RI の職員

クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。

4.090. 出席報告

各クラブは、各月の最終例会後 15 日以内に、そのクラブの例会における月次出席報告をガバナーに提出するものとする。無地区クラブの場合には事務総長に提出しなければならない。

4.100. 他クラブへの出席

~~各会員は、いつでも他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席する特典を持つものとする。ただし、以前に当該会員の会員身分を正当な理由で終結したクラブを除く。ロータリアンは、他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席することができる。ただし、正当な理由で会員身分が終結された会員は、元クラブまたは元クラブの衛星クラブの例会に出席することはできない。~~

4.110. 会員身分に関する規定の例外

クラブは、本細則の第 4.010.節および第 4.030 節～第 4.060.節に従わ~~ない~~ず、これらの節に優先する規定または要件規定を採択できる。そのような規定または要件は、本細則の上記の節の規定または要件に優先するものとする。

第 5 条 理事会

5.010. 理事会の任務

5.020. 理事会の決定および議事録の公表

1 **5.030. 理事会決定に対する提訴**
2 **5.040. 理事会の権限**役員および委員会委員の解任
3 **5.050. RI 会合**
4 ~~**5.050,5.060. 理事会の会合**~~
5 ~~**5.060. 通信による投票**~~
6 **5.070. 執行委員会**
7 **5.080. 理事の任期と資格条件**
8 **5.090. 理事の任務遂行不能**
9 ~~**5.080. 理事会メンバーの空席**~~ **5.100 理事会の空席**

5.010. 理事会の任務

5.010.1. 目的

理事会は、RI の目的の推進、ロータリーの目的の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理念、倫理および組織の特質の保存と全世界への拡大という、~~ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。~~

5.010.2. 権限

理事会は、次の方法によって RI の業務を指示・管理する。

(a) 組織の方針を設定すること。

(b) 事務総長による方針実施を評価すること。

(c) RI のすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員会に対する総括的管理および監督を行うこと。

(d) 定款、細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること。

Commented [COL13]: 第 5.040.1.節から移動。

Commented [COL14]: 第 5.040.2.節から移動。

Commented [COL15]: 第 5.040.1.節から移動。

5.010.3. 戦略計画

RI 定款の第 3 条の目的を果たすため、理事会は長期戦略計画を採択し、するものとする。理事会は、各ゾーンでの RI 戦略計画の実行を監督するものとする。理事会は、各規定審議会の各会合で戦略計画の進捗について報告しなければならない。各理事は、自分が選出されたゾーン、および組み合わせられたゾーンにおける RI 戦略計画の実施を監督するものとする。

Commented [COL16]: 第 5.040.3.節から移動。

5.020. 理事会の決定および議事録の公表

すべての理事会の議事録や決定は、各理事会会合後またはその決定が下された後 60 日以内にロータリーの RI のウェブサイトに掲載され、全会員に公表されるものとする。さらに、公式議事録に添付されるすべての補遺資料は、理事会が機密または極秘とみなすものを除き、ロータリアンが要請すればこれを要請する会員が入手できるものとする。ただし、理事会によって機密または極秘とみなされる資料の掲載は除外できる。

5.030. 理事会の決定に対する提訴

理事会の決定は、理事会によって定められる規則の下、規定審議会の地区代表議員に提出される郵便投票を通じて提訴する以外に、これを覆すことができないものとする。理事会の決定は、理事会が定める規則の下、規定審議会の代表議員の投票を通じてのみ提訴することができる。提訴は、クラブが、少なくとも 24 の他クラブの同意を得て、理事会の決定後 4 カ月以内に書面によって事務総長に提訴することができる正式に事務総長に提出しなければならない。24 クラブのうち少なくとも半数は別の地区内のクラブでなければならない。提訴は、クラブ例会で採択され、クラブ会長と幹事が証明した決議書によって行われるものとする。提訴およびそれに対する同意はともに、理事会の決定後 4 カ月以内に受理されなければならない。受理後 90 日以内に、事務総長はその後 90 日以内に上述の郵便投票審議会議員の投票を実施するものとする。このような提訴は、クラブ例会で正式に採択され、クラブ会長と幹事が証

1 明した決議書をもって行われるものとする。提訴の決定に当たって、地区代表議員が審議するのはにと
2 っての問題は、理事会の決定を支持するかどうかということだけである。ただし、事務総長が次に予定さ
3 れた規定審議会開催の前3カ月以内に提訴を受理した場合、理事会決定への提訴は、理事会決定を
4 維持すべきかどうかを決定するため、規定審議会に提出されるものとする。

5.040. 理事会の権限役員および委員会委員の解任

5.040.1. RIの業務の指示・管理

理事会は、次の方法によってRIの業務を指示・管理する。

- (a) 組織の方針を設定すること。
- (b) 事務総長による方針実施を評価すること。
- (c) 定款、細則、1986年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正によって与えられた権限を行使すること。

Commented [COL17]: 第 5.010.2.節へ移動。

5.040.2. 役員および委員会に対する総括的管理・監督

理事会は、RIのすべての役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員会に対する総括的管理および監督を行ふものとする。理事会は、然るべき理由がある場合には、聴聞を行った後で、役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員を罷免することができる。聴聞の行われる少なくとも60日前に、理事会は、問責書を含む通知を、は、聴聞の行われる少なくとも60日前に、罷免聴聞にかけられる人に届けられていなければならない。ず、このような通知には、聴聞の日時と、場所、および方法を明記し、郵便もしくは他の迅速な通信手段によって直接配達されるものとする。罷免聴聞にかけられる人は、聴聞において、弁護士を代理人とすることができる。役員、役員エレクト、役員ノミニー、委員対象者を罷免するには、理事会全員の3分の2の投票を必要とする。また、理事会は、第6.120.17.060.節のに規定されるさらなる権限を持つものとする行使することもできる。

Commented [COL18]: 第 5.010.2.節へ移動。

5.040.3. RI戦略計画実行の監督

各理事は、自分が選出されたゾーン、および交互に理事が選出されるもう一方のゾーン／組み合わせられたゾーンにおけるRI戦略計画の実行を監督するものとする。

Commented [COL19]: 第 5.010.3.節へ移動。

5.050. RI 会合

国際大会、国際協議会、規定審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないよう、あらゆる努力を払わなければならない。

Commented [COL20]: 第 9.160.、10.010.、20.010.2.節から移動。

5.050.5.060. 理事会の会合

5.050.1.5.060.1. 期日、場所、および通知頻度、通知、および方法

理事会の会合は、各年度に少なくとも2回会合を開くことを条件として、理事会が決定する時と場所時間、場所、および方法において開くか、もしくは会長の招集によって開くものとする。必要としない場合を除き、30日前までに、事務総長は理事会の全員に会合を通知する。会合は、通知を必要としない場合を除き、開会日の少なくとも30日前までに、事務総長から、理事会の全員に通知されなければならない。理事会は、各年度に少なくとも2回会合を開かなければならない。理事会の公式会合に直接出席する代わりに、公式会合および理事の参加は、直接出席、テレビ会議、インターネット、およびその他の通信設備によって行うことができる。を使って会議を開くことができる。理事会は、会合を開かないで、書面による一致した同意を得て議事を処理することができる。会長ノミニーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者であるものとする。

Commented [COL21]: 第 5.060.1.節から移動。

Commented [COL22]: 第 5.060.2.節から移動。

Commented [COL23]: 第 5.050.4.節から移動。

5.050.2.5.060.2. 定足数

RI 定款または細則によってより多くの投票が必要とされる案件を必要とする場合を除き、理事会のメンバーの過半数をもってすべての事項を処理するための定足数とする。

5.050.3-5.060.3. 年度の最初の会合

次期理事会の会合は、年次国際大会の終了直後に開催されるものとする。次期会長がこの会合の次期会長が定める時、と場所、および方法で開催するを定めるものとする。この会合における決定事項が効力を発するには、は、7月1日-6月30日以後に、理事会で、または本条第5.060.節第5.060.1.節に述べられている方法のうちのいずれかによって批准承認されなければならない。承認後に、その決定は、初めて効力を発するものとする。

5.050.4. そのほかの出席者

会長/メンバーは、理事会会合において、投票権を持たない出席者であるものとする。

Commented [COL24]: 第 5.060.1.節へ移動。

5.060. 通信による投票

5.060.1. 非公式の会合

理事会は、会合に参加している全員が互いに意見を交換できる電話、インターネット、または他の通信手段を使って、その会合で発言し、決定することができる。このような会合への参加は、参加している人(たち)が会合に直接出席しているものとみなされる。

Commented [COL25]: 第 5.060.1.節へ移動。

5.060.2. 非公式の決定

理事会は、会合を開かないで、書面による理事全員の一致した同意を得て議事进行处理することができる。

Commented [COL26]: 第 5.060.1.節へ移動。

5.070. 執行委員会

理事会は、職権上の委員を含め 5 名以上~7 名以下の委員により構成される執行委員会を任命することができる。執行委員会は、事務総長の業績の評価を少なくとも年に 1 度理事会に報告する。理事会は、この執行委員会に、理事会の会合と会合との中間期間中、理事会に代わって決定を行う権限を執行委員会に委任することができる。このような権限は、が、RI の確立された方針の範囲内にある事項に限られる。既に RI の方針が確立されている事項に限られる。理事会が定める執行委員会の職務権限は、理事会によって定められ、本節の規定に反しない職務権限によってその任務を遂行するものとする。

5.080. 理事の任期と資格条件

5.080.1. 任期

理事は、選挙された年の翌年の 7 月 1 日に始まる 2 年、またはその後継者が選挙されるまで在任する。

Commented [COL27]: 第 6.060.1.および 6.060.3.節から移動。

5.080.2. 資格要件

候補者は、理事会がこれより短い在職でも十分であると認めない限り、理事として推薦される以前にガバナーとしてその任期の全期を務めた者でなければならない。また、候補者がガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。候補者は、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間を務めた人は、会長または会長エレクトとなる場合を除いて、再度理事職に就くことはできない。

Commented [COL28]: 第 6.050.3.節から移動。

Commented [COL29]: 第 6.040.節から移動。

5.090. 理事の任務遂行不能

理事会のメンバーがその任務を遂行できない身体的状態になった場合、そのメンバーは、理事会の 4 分の 3 の投票で決定後、直ちにその職を失うものとする。

Commented [COL30]: 第 6.110.節から。

5.080. 理事会メンバーの空席 5.100. 理事の空席

5.080.1. 補欠

いかなる理由にせよ、理事に空席が生じた場合はいつでも、それがどのような理由であれ、理事会は、理事が選出された時点で同じゾーン(あるいはゾーン内のセクション)から選出された補欠を選出するものとし、この補欠が、残存期間を務める理事として選出するものとする。

5.080.2. 補欠が任務を果たせない場合

いかなる理由にせよ、補欠が任務を果たすことのできない場合には、その他の理事会メンバーが、空席の生じた当該ゾーン(あるいはゾーン内のセクション)から理事を選挙するものとする。選挙は、会長の決定に従って、次の理事会において、もしくは会長が設定した方法通信による投票によって、理事を選挙するものとする。行うものとする。

第 6 条 役員

6.010. 国際大会における役員の選挙

6.020. 役員の任務

~~6.020.6.030.~~ 副会長と財務長の選出

~~6.030.6.040.~~ 事務総長の選挙と任期

~~6.040.~~ 理事は再選されない

6.050. 役員の資格条件

6.060. 任期役員の任期

6.070. 会長の空席

6.080. 会長エレクトの空席

6.090. 副会長または財務長の空席

~~6.100.~~ 事務総長の空席

~~6.110.~~ 理事の任務遂行不能

~~6.120.~~ ガバナーの空席

~~6.130.6.100.~~ 役員の報酬

~~6.140.~~ 役員の任務

6.010. 国際大会における役員の選挙

年次国際大会において選挙される役員は、RI の会長、理事、ガバナー、および RIBI の会長、副会長、名誉会計である。

6.020. 役員の任務

6.020.1. 会長

RI の最高役員である会長は、

- (a) 全世界のロータリアンにとって前向きかつ意欲を引き出すリーダーとなる。
- (b) 理事会の議長となり、会合を主宰する。
- (c) RI の第 1 の代弁者とする。
- (d) すべての国際大会および RI のほかのすべての国際会合を主宰する。
- (e) 事務総長に助言する。
- (f) 理事会により割り当てられた、さらなる任務と責務を有する。

6.020.2. 会長エレクト

会長に選挙された者は、次の年度の 7 月 1 日から会長エレクトおよび理事会のメンバーとなる。会長エレクトは副会長に選ばれる資格はない。会長または理事会は、会長エレクトに、本細則に規定する任務および理事会のメンバーに伴う任務に加え、その他の任務を託す場合もある。

6.020.3. 事務総長

事務総長は、RI の最高執行責任者として、

Commented [COL31]: 第 6.140.1.節から移動。

Commented [COL32]: 第 6.060.2.節から移動。

Commented [COL33]: 第 6.140.20 節から移動。

Commented [COL34]: 第 6.140.3.節から移動。

- (a) 理事会の指示監督の下での RI の日々の管理に責任を負う。
(b) RI の財務運営を含め、方針の実施、RI の運営、管理について会長と理事会に責任を負う。
(c) 理事会によって定められた方針をロータリアンおよびクラブに知らせる責任を負う。
(d) 事務局職員の監督に単独で責任を負う。
(e) 理事会に対して年次報告を行うも責任を負う。その報告は、理事会の承認を経た上で、年次国際大会に提出されるものとする。
(f) 理事会の要求する金額の契約履行保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約する責任を負う。

6.020.4. 財務長

財務長

- (a) 事務総長から定期的に財務関連情報を受け取り、RI 財務運営について事務総長と協議するものとする
(b) 理事会に財務報告をし、また年次国際大会で報告する
(c) 本細則に規定する任務および理事会のメンバーに伴う任務に加え、会長または理事会から、その他の任務を託される場合もある。

6.020.6.030. 副会長と財務長の選出

副会長と財務長は、次期会長が理事会の第 1 回会合で、2 年目の任期を務めることになる理事の中から選任し、するものとする。この副会長と財務長は、7 月 1 日より 1 年間その職を務めるものとする。

6.030.6.040. 事務総長の選挙と任期

事務総長は理事会が理事会はロータリアンを事務総長として選出し、その任期は 5 年を超えないものとする。その選挙は、事務総長の任期の最終年の 3 月 31 日までに、または空席が発生した場合に行われ、理事会が異なる日付を設定しない限り、選挙後の 7 月 1 日に新しい任期が始まるものとする。事務総長は再選される資格を有するものとすることができる。

6.040. 理事は再選されない

理事として、細則の定める全期間または理事会の定める期間を務めた人は、会長または会長エレクトを務める場合を除いて、再度理事職に就くことはできない。

6.050. 役員の資格条件

6.050.1. クラブ会員一般

RI の各役員は、クラブの瑕疵なき会員でなければならない。選挙で選ばれる役員は、事務総長の役職を除き、クラブ、地区、または RI の職員であってはならない。

6.050.2. 会長

RI 会長候補者は、会長に就任するように指名される以前に RI の理事としてその任期の全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでないを除く。

6.050.3. 理事

RI の理事候補者は、理事として推薦される以前に RI のガバナーとしてその任期の全期を務めた者でなければならない。ただし、全期に足りない在職であっても、理事会がこの規定の趣旨に照らして差し支えないものと認めた場合はこの限りでない。また、ガバナーを務めてから少なくとも 3 年が経過していなければならない。理事候補者はさらに、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない。

Commented [COL35]: 第 6.140.4.節から移動。

Commented [COL36]: 第 6.100.節から移動。

Commented [COL37]: 第 5.080.2.節へ移動。

Commented [COL38]: 第 11.040.20.節から移動。

Commented [COL39]: 第 5.080.2.節へ移動。

6.060. 任期役員の任期

6.060.1. 役員

~~会長、理事、ガバナーを除き、各役員の任期は、選挙後の7月1日に始まるものとする。理事を除き、すべての役員は、1年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。理事は2年またはその後継者が選挙されるまで在任するものとする。本細則に別段の規定がある場合を除き、役員は7月1日に任期を開始し、1年またはその後継者が選挙されるまで在任する。~~

6.060.2. 会長エレクト

~~会長に選挙された者は、次の年度の7月1日から会長エレクトを務め、同時に理事会のメンバーとなるものとする。会長エレクトは副会長に選ばれる資格はない。会長エレクトは、会長エレクトとしての任期を1年間務めた翌年に会長を務めるものとする。~~

6.060.3. 理事

~~各理事の任期は、選挙された年の翌年の7月1日に始まるものとする。~~

6.070. 会長の空席

~~会長が空席となった場合は、副会長が会長の地位を継ぎとなり、その他の理事会のメンバーの中から新たに副会長を選任するものとする。新会長と新副会長の選出により欠員となった理事は、本細則第5.080.節に従って埋めるものとする。~~

6.070.1. 会長と副会長の同時空席

~~会長と副会長の両役職が同時に空席となった場合、理事会は、そのメンバー（会長エレクト以外のメンバー）の中から新会長を選挙し、次に新会長が新副会長を選出するものとする。新会長と新副会長の選出により欠員となった理事は、本細則第5.080.節に従って埋めるものとする。~~

6.080. 会長エレクトの空席

6.080.1. 次期国際大会前の空席

~~次の国際大会の閉会前が閉会する前に会長エレクトに空席が生じたが空席となった場合、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロタリー年度の会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、委員会の次の会合定例委員会か緊急委員会会合において行わなければならないで、会長が設定した方法で行われるものとする。このような会議を開くことができない場合は、郵便投票または他の迅速な通信手段によって選出を行うことができる。~~

6.080.2. 指名委員会手続による空席の補充

~~指名委員会は、第12.050.節と第12.060.節第11.050.節と第11.060.節に従って既に選出した人物を新しい会長ノミニーを、として選出し、繰り上げて指名することができる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めて別のノミニーを選出しなければならないことができる。~~

6.080.3. 空席を補充するに当たっての会長の任務

~~会長エレクトに生じた空席のを補充するための指名手続は、会長が決定するものとする。これらのその手続には、クラブに送付すべきへの委員会の報告の送付、およびクラブによる指名が含まれるものとし、に関する規定が含まれていなければならない。その規定は、時間的に可能な限り、第12.060.節、第12.070.節、第12.080.節第11.060.節、第11.070.節、第11.080.節に実質的に従ったものでなければならない。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、大会に先立ち、委員会の報告を全クラブに郵送し、クラブが対抗候補者を指名する時間的余裕がない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による対抗候補者の指名が許されるものとする。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、(i) 委員会の報告を全クラブに送付でき~~

Commented [COL40]: 第 6.020.2.節へ移動。

Commented [COL41]: 第 5.080.1.節へ移動。

ず、(ii) 大会前に対抗候補者を指名できない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、クラブ代議員が国際大会の議場で対抗候補者を指名できるものとする。

6.080.4. 就任直前の空席

国際大会の閉会と、その直後の会長就任との間に生じた国際大会が閉会した後だが会長に就任する前に会長エレクトの空席になった場合は、7月1日に空位になっているものとみなし、第6.070.節に従って補充するものとする。

6.080.5. 空席に関する不測の事態

本節に規定されていないで予想されていないような不測の事態が起こった場合については、会長が、取るべき手続を決定するものとする。

6.090. 副会長または財務長の空席

副会長または財務長の職が空席になった場合について、会長は、2年目の理事の中から選び、未了の任期を務めさせる者を選ぶものとする。

6.100. 事務総長の空席

事務総長に空席が生じた場合、理事会は、最高5年を任期としてロータリアンを選挙するものとする。その任期は、理事会が決定した日をもって効力を発する。

6.110. 理事の任務遂行不能

理事会のメンバーがその任務を遂行できないほどの身体的状態になったと理事会の4分の3の投票で決定した場合、そのメンバーは、その決定後、直ちにその職を失い、本細則の規定に従って後任が選出されるものとする。

6.120. ガバナーの空席

6.120.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出できる。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務の続行が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。いかなる指名も指名委員会によって成されなかった場合には、ガバナーエレクトが1名のパストガバナーを副ガバナーとして選出できる。

6.120.2. 理事と会長の権限

副ガバナーがいらない場合、理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンを選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンを、アクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

6.120.3. ガバナーの一時的任務遂行不能

副ガバナーがおらず、ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

6.130.6.100. 役員の報酬

事務総長は、理事会が定める額の報酬を受ける唯一の役員とする。理事会がその報酬額を定めるものとする。理事会が定めた経費支弁方針に従って認められている妥当かつ領収書を伴う経費の支払い以外、その他の役員や会長ノミニーに対しては、謝意、謝礼金、これに相当する支払いを含め、一切支払いが行われないものとする。

Commented [COL42]: 第 6.040.節へ移動。

Commented [COL43]: 第 5.090.節へ移動。

Commented [COL44]: 第 17.060.節へ移動。

6.140. 役員の仕事

6.140.1. 会長

会長は、RIの最高役員とする。会長は、

- (a) 全世界のロータリアンにとって前向きかつ意欲を引き出すリーダーとなる。
- (b) 理事会の議長となり、理事会の全会合を主宰する。
- (c) RIの第1の代弁者とする。
- (d) すべての国際大会およびRIのほかのすべての国際会合を主宰する。
- (e) 事務総長に助言する。
- (f) 理事会により割り当てられた、さらなる任務と責務を有する。

6.140.2. 会長エレクト

会長エレクトは、理事会のメンバーとして、また本細則に規定する任務および権限のみを持つものとする。ただし、会長または理事会から、その他の任務を託される場合もある。

6.140.3. 事務総長

事務総長は、RIの最高執行責任者とする。最高執行責任者である事務総長は、理事会の指示監督の下にRIの日々の管理に責任を負う。事務総長は、RIの財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長はまた、理事会によって定められた方針をロータリアンおよびクラブに知らせるものとする。事務総長は、RI事務局職員の監督に単独で責任を負うものとする。事務総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経た上で、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額の契約履行保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。

6.140.4. 財務長

財務長は、事務総長から定期的に財務関連情報を受け取り、RI財務運営について事務総長と協議するものとする。財務長は、理事会に財務報告をし、また年次国際大会で報告するものとする。財務長は、理事の職責に属する任務と権限のみ有するが、会長または理事会から、その他の任務を託される場合もある。

第7条 規定審議会

7.010. 立法案の種類

7.020. 立法案の提出者

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

7.040. 趣旨と効果の声明

7.035, 7.050. 制定案と見解表明案の締切日

7.037, 7.060. 正規の手続で提出された立法案制定案、欠陥のある立法案制定案と見解表明案

7.040, 7.070. 立法案の審査

7.050. 理事会での立法案の審査

7.080. 暫定的規定

7.060. の審議 7.090. 非常事態における立法案

7.010. 立法案の種類

規定審議会が審議される立法案は、制定案と見解表明案に限るを審議するものとする。制定案とは、組織規定を改正しようとする立法案である提案は、制定案と称する。見解表明案とは、RIの立場を表明しようとする立法案である提案は、見解表明案と称するものとする。

7.020. 立法案の提出者

制定案は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、規定審議会、およびまたは理事会が提案できる。理事会のみが見解表明案を理事会のみが提案できる。理事会は、TRF 管理委員会の事前の承諾なしには、ロータリー財団 TRF に関する立法案を提出しないものとする。

7.030. クラブ提出の立法案を地区で承認

クラブの制定案は必ず地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において、地区内のクラブの承認を受けなければならない。地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会に制定案を提出する時間的余裕がない場合、ガバナーの実施するクラブ郵便投票を通じて地区内クラブの票決を求めることもできる。この郵便すべてのクラブ投票は、第 14.040. 節第 13.050. 節の手續にできるだけ沿った形で行うものとする。事務総長に送達される制定案には、地区大会や地区立法案検討会や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するにより証明されるものとする。いかなる地区もは、1 回の規定審議会につき 5 件より多くの制定案を提案もしくは承認すべきではない。

7.040. 趣旨と効果の声明

すべての立法案は、その立法案が対処する課題を特定し、その立法案がどのようにその課題を解決するかを 300 語以内で説明する趣旨と効果の声明を含むものとする。

Commented [COL46]: 第 7.037.1. 節から移動。

7.035-7.050. 制定案と見解表明案の締切日

制定案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の事務総長は、規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の 12 月 31 日までに、制定案を受理しなければならない。理事会は、緊要性があると判断した制定案を、規定審議会の開催前の開かれるロータリー年度の 12 月 31 日までに、事務総長に提案、提出することができる。理事会は、の提出する見解表明案を、については、規定審議会が閉会するまでの任意の時期に提案することができるこれを受理し、その票決を行うことができる。

7.037.7.060. 正規の手續で提出された制定案、欠陥のある制定案および見解表明案

7.037.1-7.060.1. 正規の手續で提出された制定案

次の条件を満たしていれば、正規の手續で提出した決議案と見なされる。第 7.020. 節、第 7.030. 節、第 7.040. 節、及び第 7.050. 節に準拠してれば、正規の手續で提出した制定案と見なされる。

(a) それぞれ、細則第 7.035. 節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。

(b) 立法案の提案者に関する細則の第 7.020. 節の規定に合致していること。

(c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 7.030. 節の規定を満たしていること。

(d) 提案者は、立法案が検討を求める課題あるいは問題を明記し、その立法案がどのようにその課題あるいは問題に対処または解決するかを説明する趣旨および効果に関する声明文を、300 語以内で提出すること。

Commented [COL47]: 第 7.040 節へ移動

7.037.2-7.060.2. 欠陥のある制定案

次の場合、制定案は欠陥があると見なされる。

(a) 二つ以上の異なる意味に解釈できる場合。

(b) 組織規定の関係箇所をすべて改正していない場合。

(c) その採択が法令に反する場合。

(d) RI 細則または RI 定款に抵触するような形で標準ロータリークラブ定款のを改正を行うする場合。

(e) または RI 定款に抵触するような形で RI 細則のを改正を行う場合。

(e) (f) 管理または施行が不可能な場合。

7.037.3-7.060.3. 欠陥のある見解表明案

見解表明の形式をとっているが、RI の見解案を言明していない場合、見解表明案は欠陥があると見なされる。

1 **7.040.7.070. 立法案の審査**

2 定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、決議審議会に回付するものと
3 する。また、以下に関する判断を理事会に推奨できる。立法案の趣旨と効果の声明を公開前に承認す
4 るものとする。

5
6 7.040.1. 理事会に代わって、欠陥のある立法案を訂正するために適切な修正を提案者に提言する。

7
8 7.040.2. 理事会に代わって、実質的には同種の立法案の提出者に、その提案に代わる折衷案を提言
9 する。

10
11 7.040.3. 提案者たちが折衷案に同意しない場合、同種の提案の趣旨を最もよく表現するような代案を
12 事務総長から審議会に回付するよう理事会に提言する。

13
14 7.040.4. 正規の手続きで提出された立法案であるか否か、欠陥のある立法案であるか否かを理事会に
15 提言する。

16
17 7.040.5. 委員会が欠陥のある立法案であると決定した場合、事務総長が規定審議会に回付しないよう
18 理事会に提言する。

19
20 7.040.6. 第 9.140.2.項に定義される他の任務を遂行する。

21
22 **7.050. 理事会での立法案の審査**

23 理事会は、~~(理事会に代わって定款細則委員会に、理事会に代わってによって)~~はすべての立法案本
24 文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言する権限を与えるもの
25 とする。

26
27 **7.050.1.7.070.1. 同種の立法案**

28 実質的に同種の立法案が提出されている場合、理事会は、~~(理事会に代わって定款細則委員会に、~~
29 ~~理事会に代わって)~~は、提案者たちに折衷案を提言する権限を与えるできる。提案者たちが折衷案に
30 同意しない場合、理事会は、定款細則委員会は、の助言に基づき、事務総長に対し、同種の提案の趣
31 旨を最もよく表現するような代案を規定審議会に回付するよう指示できる。このような折衷案および代案
32 となる立法案は、そのようなものとして別個に指定され、所定の締切日に拘束されないものとする。

33
34 **7.050.2.7.070.2. 規定審議会に回付されない立法案**

35 定款細則委員会の助言に基づき、第 7.040.4.項に従い、立法案が正規の手続きで提出されていない、
36 または正規の手続きで提出されたが欠陥があると理事会が決定した場合、~~理事会は、その立法案はを~~
37 ~~審議のため規定審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長~~
38 ~~が提案者にこの旨通告するものとし、提案者は、する。いずれの場合も、規定審議会がこの立法案を審~~
39 ~~議するには、その提案者は、規定審議会議員の 3 分の 2 の同意を得なければならない。~~

40
41 **7.050.3.7.070.3. 立法案に対する審議会に提出する修正案および立法案の回付**

42 立法案の修正案はすべて、~~理事会(理事会に代わって定款細則委員会を通じて)~~理事会によって提出
43 ~~の締切日が延期されない限り、規定審議会が開かれる前のロータリー年度の 3 月 31 日までに、提案者~~
44 ~~から事務総長に提出しなければならない。~~

45
46 **7.070.4. 立法案の回付**

47 第 7.050.2.項の規定に従い、~~事務総長は、~~期日通りに提出されたすべての修正案を含め、正規の手続
48 きで提出された欠陥のない全立法案を規定審議会に回付しなければならない。

7.050.4.7.070.5. 立法案の公表

事務総長は、規定審議会のが開かれるロータリー年度の9月30日までに、定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続きで提出された欠陥のないすべての立法案の写しを、各地区ガバナーおよび、規定審議会の全構成員、希望したクラブの幹事に提供する。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも入手できるようにしなければならない。

7.050.5.7.070.6. 審議会における立法案の審議

規定審議会は、正規の手続きで提案された欠陥のない立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

7.080. 暫定的規定

暫定規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

Commented [COL48]: 第 9.180.節から移動。

7.060.の審議 7.090. 非常事態における立法案

理事会は、理事の90パーセントの投票3分の2の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のように立法案を審議する権限を有する。臨時審議会を、RI定款の第10条第5節に従い、招集することができる。

Commented [COL49]: RI定款第10条第5節の表記と一致するよう変更。

7.060.1. 審議会で審議される非常時立法案

臨時審議会に提出された立法案は、各組織規定に定められている提出締切日を過ぎてもそのような審議会で審議できる。臨時審議会は、組織規定に定められている提出締切日を過ぎた立法案を審議できる。ただし、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

7.060.2. 立法案の採択

臨時審議会での非常時立法案の採択は、非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会で立法案を採択するには、出席者の投票の3分の2の賛成票を要するものとする。

第8条 決議案審議会

8.010. 決議審議会の会合

8.020. 決議案

8.030. 決議案の提出者

8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認

8.050. 決議案の締切日

8.060. 正規の手続きで提出された決議案、欠陥のある決議案

8.070. 決議案の審査

8.080. 理事会での決議案の審査審議会に回付されない決議案

8.090. 審議会における決議案の審議

8.100. 決議案の採択

8.010. 決議審議会の会合

決議審議会は、毎年、開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを通じて招集されるものとする手段によって決議を審議するため招集される。

8.020. 決議案

決議案とは、決議審議会の意見の表明である案件は、決議案と称するものとする。

8.030. 決議案の提出者

決議は、クラブ、地区大会、RIBI 審議会または大会、および理事会が提案できる。

1 **8.040. クラブ提出の決議案を地区で承認**

2 クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、またはRIBI 地区審議会、またはクラブ投票に
3 おいて、地区内のクラブの承認を受けなければならない。事務総長に送達される決議案には、地区大
4 会や地区立法案検討会や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたこと
5 を明記したガバナーの証明書を添付が証明するものとする。
6

7 **8.050. 決議案の締切日**

8 決議案は、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度 6 月 30 日までに、事務総長は決
9 議案を受理しに書面で提出されなければならない。理事会の提出する決議案については、決議審議会
10 が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。理事会は、審議会が閉会するまでいつでも
11 決議案を提出できる。
12

13 **8.060. 正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案**

14
15 **8.060.1. 正規の手続で提出された決議案**

16 次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。第 8.030.節、第 8.040.節、お
17 よび第 8.050.節に準拠していれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。

- 18 (a) それぞれ、細則第 8.050.節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
19 (b) 決議案の提案者に関する細則の第 8.030.節の規定に合致していること。
20 (c) クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 8.040.節の規定を満たしていること。
21

22 **8.060.2. 欠陥のある決議案**

23 次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- 24 (a) 組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。
25 (b) RI のプログラムの範囲内にない場合。
26

27 **8.070. 決議案の審査**

28 定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての決議案を点検し、決議審議会に回付するものと
29 する。また、以下に関する判断を理事会に推奨できる。
30

31 **8.070.1. 正規の手続で提出された決議案か否か、および**

32
33 **8.070.2. 委員会が欠陥があると決定した決議案を、事務総長が決議審議会に回付しないか否か。**
34

35 **8.080. 理事会での決議案の審査**

36 理事会は、(理事会に代わって定款細則委員会に、理事会に代わって)はすべての決議案本文
37 を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告するものとする権限を付与する。委員会は、決議案が
38 正規の手続で提案された欠陥のないものである場合は、理事会に推奨する。
39

40 **8.080.1. 8.080. 審議会に回付されない決議案**

41 定款細則委員会の助言に基づき、決議案が正規の手続きで提出されていない、または正規の手続き
42 で提出されているが欠陥があると理事会が決定した場合、理事会はその決議案を審議のため審議会に
43 回付せず、しない旨指示するものとする。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者に
44 この旨通告するものとする。
45

46 **8.080.2. 8.090. 審議会における決議案の審議**

47 決議審議会は、正規の手続で提案された決議案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

1 ~~8.080.3-8.100.~~ 決議案の採択

2 決議案の採択は、決議審議会で投票する代表議員の少なくとも過半数の賛成票を要するで、採択する
3 ことができる。

4
5 第9条 規定審議会と決議審議会の議員

6 9.010. 規定審議会と決議審議会の議員代表議員

7 9.020. 投票権を有する審議会代表議員の資格条件

8 9.030. 審議会地区代表議員の任務

9 9.040. 代表議員の任期

10 9.050. 役員とその任務

11 9.060.9.050. 指名委員会手続による代表議員の選出

12 9.070.9.060. 地区大会における代表議員の選挙

13 9.080.9.070. クラブ郵便投票による代表議員の選挙

14 9.090. 通知

15 9.080. 議員の氏名の報告と公表

16 9.090. 代表議員または補欠議員が務めを果たせない場合

17 9.100. 信任状委員会

18 9.110 審議会役員

19 9.110. 特別議員

20 9.120. 審議会運営委員会

21 9.120.9.130. 定足数と投票

22 9.130.9.140. 審議会手続

23 9.140. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務

24 9.150. 審議会の決定審議会後の手続

25 9.160. 開催地の選定

26 9.170.9.160. 審議会の臨時会合

27 9.180. 暫定的規定

28
29 9.010. 規定審議会と決議審議会の議員

30 規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成
31 される。

32
33 9.010.1. 代表議員

34 代表議員は規定審議会および決議審議会の投票権を有する議員である。地区は、第 9.050 節、第
35 9.060.節、および第 9.070.節、および第 9.080.節の規定により、地区ごとに 1 名の代表議員をが地区内
36 クラブから選挙されるものとする。各無地区クラブは、それぞれ、クラブにとって都合のよい地区を選び、
37 その地区の代表議員に、自クラブを代表させるものとする。代表議員は投票権を有する議員とする。

38
39 9.010.2. 議長、副議長、議事運営手続の専門家

40 審議会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選出し、3 年間ま
41 たは後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。議長および副議長は、議長席にあって可否同
42 数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員と
43 する。

44
45 9.010.3. 定款細則委員会

46 RI 定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員で、審議会運営委員を務める。同委員
47 会は、第 9.140.1.項と第 9.140.2.項に規定する任務と責務を負うものとする。

Commented [COL50]: 第 9.110.節へ移動。

Commented [COL51]: 第 9.110.5 節へ移動。

9.010.4. 会長、会長エレクト、理事、および事務総長

会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

Commented [COL52]: 第 9.110.6 節へ移動。

9.010.5. 元会長

すべての元 RI 会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

Commented [COL53]: 第 9.110.6 節へ移動。

9.010.6. 管理委員

管理委員会の選んだロータリー財団管理委員 1 名は審議会の投票権を有しない議員とする。

Commented [COL54]: 第 9.110.6 節へ移動。

9.010.7. 特別議員

会長が任命した場合、3 名まで規定審議会の投票権を有しない特別議員とすることができる。この特別議員は、後段の第 9.110.節に規定する任務と責務を負い、審議会議長の指示の下にその任務を遂行するものとする。

Commented [COL55]: 第 9.110.7 節へ移動。

9.020. 投票権を有する審議会代表議員の資格条件

9.020.1. クラブ会員

審議会の代表議員は、いずれも、

- (a) 代表する地区内のクラブの会員でなければならない。

9.020.2. 元役員

各代表議員は、

- (b) 選挙時に、RI 役員として全期務めたことがある者でなければならない。しかし、元役員が地区内で得られないということを当該ガバナーが証明し、RI 会長の同意が得られたときに同意した場合は、ガバナーとして全期務めていないロータリアンやガバナーエレクトを選んでも差し支えない。

9.020.3. 資格要件

審議会の代表議員となる資格を得るには、代表議員としての資格についてよく知っていなければならない。

- (c) 代表議員の資格要件、任務、責任を理解していることを記した署名入りの声明書を事務総長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意思、および能力を持ち備え、規定審議会にその会期全体を通じて出席し、決議審議会に積極的に参加していなければならない。

Commented [COL56]: 第 9.030. 節(f)と(g)に同文あり。

9.020.4. 9.020.1. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員、およびまたは、RI、もしくは地区、またはクラブの常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員を務めてはならないとすることができない。

9.030. 審議会地区代表議員の任務

代表議員は、次の任務を有する任務を果たすものとする。

- (a) クラブが立法案を提出する場合、そのによる制定案および決議案の作成を援助すること。
(b) 地区大会およびその他の地区の会合で、立法案と決議案を討議すること。
(c) 地区内のロータリアンの意向をよく知っておくこと。
(d) 審議会に提出された立法案と決議案のすべてに批判的検討を加え、を慎重に検討し、審議会に、それらの見解を的確に伝えること。
(e) RI の公正な立法当務者として行動すること。
(f) 審議会の会議に、会期の全部を通じ、出席すること。
(g) 決議審議会に参加すること。
(h) 審議会終了後、地区内の各クラブに、審議会の審議に関する報告をすること。

- (i) ~~地区内クラブが今後の規定審議会へ提出する立法案を作成するのを援助するために、いつでも地区内クラブの相談にのること。~~

9.040. 代表議員の任期

各代表議員の任期は、選出された年度の翌年度の7月1日に始まるものとする。各代表議員は、3年間、または後任者が選出、証明されるまで任期を務めるものとする。

~~9.050. 役員とその任務~~

~~審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(parliamentarian)、および幹事から成る。~~

Commented [COL57]: 第 9.110.節へ移動。

~~9.050.1. 議長~~

~~議長は、審議会の会議の司会者となり、この細則および会議運営手続規則の関係規定に掲げられている職務、ならびに通常その職責に属する任務を行うものとする。~~

Commented [COL58]: 第 9.110.1 節へ移動。

~~9.050.2. 副議長~~

~~副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務めるものとする。また、副議長は、議長の決定により議長を補佐するものとする。~~

Commented [COL59]: 第 9.110.2 節へ移動。

~~9.050.3. 議事運営手続の専門家~~

~~議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言、助言するものとする。~~

Commented [COL60]: 第 9.110.3.節へ移動。

~~9.050.4. 幹事~~

~~事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。~~

Commented [COL61]: 第 9.110.4 節へ移動。

9.060.9.050. 指名委員会手続による代表議員の選出

9.060.1. 選出

代表議員および補欠議員は、本節の規定に矛盾しない限り、第 13.030.節に準拠した指名委員会の手続によって選出されるべきである。地区が指名委員の選出方法を採用できなかった場合、指名委員会
は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパ
ストガバナーによって構成されるものとする。指名委員会の手続は、対抗候補者またはその結果として
の選挙を含め、規定審議会の開かれる2年前の年度に実施され、完了するものとする。指名委員会手
続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 14.020.節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠
するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないを務めないものとする。代表
議員は、規定審議会が開かれる2年前の年度の6月30日までに選出するものとする。

Commented [COL62]: 第 9.060.2.節から移動。

~~9.060.2. 指名委員会委員の選出方法を採用できなかった場合~~

~~指名委員の選出方法を採用できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのパストガバナーを指名委員会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。~~

Commented [COL63]: 第 9.050.節へ移動。

~~9.060.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合~~

~~代表議員およびその補欠議員が務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員に指名することができる。~~

Commented [COL64]: 第 9.090.節へ移動。

9.070.9.060. 地区大会における代表議員の選挙

9.070.1-9.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会にて、また RIBI 内の地区の場合には地区審議会にて、代表議員および補欠議員を選挙してもよい。選挙は規定審議会が開かれる 2 年前の年度の 6 月 30 日までに行うものとする。RIBI 地区においては、規定審議会の開かれる年度の 2 年前の 10 月 1 日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙されるものとする。

9.070.2-9.060.2. 推薦

地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している者で、審議会議員となる資格のある地区内のクラブ会員を代表議員の候補者として推薦できる。クラブ会長と幹事は、その推薦書を作成し、ガバナーに提出する文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなければならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、推薦が認められるには、候補者の所属クラブの会長と幹事も推薦を認定するものとする。

Commented [COL65]: 第 9.070.5.節から移動。

9.070.3-9.060.3. 代表議員と補欠議員の選出

地区大会にて過半数の投票を得た候補者を規定審議会と決議審議会の代表議員とする。候補者が 2 名しかいない場合、過半数が得られなかった候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たせない場合にのみその任に就くものとする。候補者が 2 名を上回る場合は、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。この単一移譲式投票方式による投票において 1 名の候補者が過半数を得た場合、第 2 位の票数を得た候補者が補欠議員となるものとする。各クラブは、そのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定するものとする。2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3 名以上の候補者がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補者に投じられるものとする。投票手続はできるだけ第 13.050 節および第 13.050.1.項の規定に従うものとする。

9.070.4-9.060.4. 代表議員の候補者が 1 名のみ

地区で候補者に指名された者が 1 名のみであった場合、投票は行わないものとし、する。ガバナーはその候補者被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。し、ガバナーはまた、地区内クラブの資格のある会員である適格なロータリアンを、補欠議員としてに任命するものとする。

9.070.5. クラブから代表議員を推薦

候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名するものとする。

Commented [COL66]: 第 9.060.2.へ移動。

9.080-9.070. クラブ郵便投票による代表議員の選挙

9.080.1.理事会による 9.070.1. クラブ郵便投票の承認

事情により必要のある場合、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票をクラブ投票によって選ぶことを認めている。あるいは、地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、代表議員および補欠をクラブ投票によって選出することができる。地区大会を認めた場合、クラブ投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。

Commented [COL67]: 第 9.080.2.節から移動。

9.070.2. 推薦

その場合ガバナーは、その代表議員候補者を推薦するよう公式の要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるように送付しなければならない。クラブ会長と幹事はこれらの推薦書をはガバナーの定める期日までにガバナーのもとに送付するものとする届いていなければならない。候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、候補者の所属クラブの会長と幹事もガバナーに対して推薦を認めるものとする。これらのすべての推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届いていなければならない。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載

Commented [COL68]: 第 9.080.3.節から移動。

1 せた投票用紙を作らせ、これを各クラブに郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナー
2 の定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。
3 各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、
4 または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票
5 の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI
6 の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガ
7 バナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

Commented [COL69]: 第9.080.3.節へ移動。

9.080.2.9.070.3. クラブ郵便投票による選挙

10 地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票に
11 よって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。
12 ガバナーは、有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を各クラブに送付し、クラブ投票
13 を実施するものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを要
14 請した候補者は除くものとする。1クラブの投票数は、第16.050.1.項に規定した計算式によって決定す
15 る。ガバナーは、実質的に本項に従って、クラブ投票を実施するために委員会を任命することができる。
16 この郵便投票は、第9.080.1.項に掲げられている規定に従って実施されるものとする。

Commented [COL70]: 第9.070.1.節へ移動。

Commented [COL71]: 第9.080.1.節から移動。

9.080.3. クラブから代表議員を推薦

18 候補者を指名するクラブがこの候補者の所属クラブでない場合、この指名が認められるには、候補者の
19 所属クラブが書面で明確に同意するものとし、また、この文書にはクラブの会長と幹事の両方が署名す
20 るものとする。

Commented [COL72]: 第9.070.2.節へ移動。

9.090.通知 9.080. 議員の氏名の報告と公表

9.090.1.9.080.1. ガバナーにより代表議員を事務総長に報告

25 ガバナーは、審議会の代表議員および補欠議員の氏名は、を、選出後直ちに、ガバナーが事務総長
26 に報告するものとする。

9.090.2.9.080.2. 審議会代表議員の氏名の公表

29 各審議会招集のが招集される少なくとも30日前までに、事務総長は、ガバナーから報告を受けている
30 審議会代表議員全員の氏名を代表議員に公表しなければならない。

9.090.3. 議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名の公表

33 議長、副議長、および議事運営手続の専門家の氏名は、事務総長からすべてのクラブに公表されるもの
34 とする。

Commented [COL73]: 第9.110.節へ移動。

9.090. 代表議員または補欠議員が務めを果たせない場合

37 代表議員が務めを果たせない場合、補欠が新しい代表議員となる。補欠が務めを果たせない場合、ま
38 たは誰も選出されていない場合、ガバナーは、地区内クラブの資格ある会員を新しい代表議員に選出
39 するものとする。

Commented [COL74]: 第9.060.3.節から移動。

9.100. 信任状委員会

42 会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開かれる前に会
43 合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。代表議員の信任状
44 は、委員会の決定はいかなる場合でも、規定審議会がこれを審査することができるものとする。

9.110. 審議会役員

47 審議会の役員は、議長、副議長、議事運営手続の専門家(parliamentarian)、および幹事である。審議
48 会議長、副議長、議事運営手続の専門家は、次期会長が審議会の直前年度に選出し、3年間または
49 後任者が選出されるまで任務を務めるものとする。事務総長は役員の氏名をすべてのクラブに公表す
50

Commented [COL75]: 第9.050.節から移動。

Commented [COL76]: 第9.010.2.節から移動。

るものとする。議長および副議長は、議長席にあって可否同数の場合、これを決定する投票を行うことができるが、それ以外の場合には、投票権を有しない議員とする。

Commented [COL77]: 第 9.090.3.節から移動。

9.110.1. 議長

Commented [COL78]: 第 9.010.2.節から移動。

議長は、審議会の会議の司会を務め、この細則、会議運営手続規則、およびその職責に属する任務を行うものとする。

Commented [COL79]: 第 9.050.1.節から移動。

9.110.2. 副議長

副議長は、議長の決定または他の事情によって、司会を務める。副議長は、必要に応じて議長を補佐する。

Commented [COL80]: 第 9.050.2.節から移動。

9.110.3. 議事運営手続の専門家

議事運営手続の専門家は、議事運営手続に関する件で議長と審議会に提言する。

Commented [COL81]: 第 9.050.3.節から移動。

9.110.4. 幹事

事務総長は、審議会幹事となる。ただし、会長の承認を得て、自分に代わって幹事を務める者を任命することができる。

Commented [COL82]: 第 9.050.4.節から移動。

9.110.5. 定款細則委員会

定款細則委員会の委員は、審議会の投票権を有しない議員である。審議会議長は、立法案および決議案の各案件を各委員に割り振り、委員は、案件を研究し、その趣旨、背景、効果について審議会に報告する。

Commented [COL83]: 第 9.010.3.節から移動。

9.110.6. 投票権のない議員

会長、すべての元会長、会長エレクト、他の理事会のメンバー、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員である。管理委員会の選んだ TRF 管理委員 1 名は審議会の投票権を有しない議員とする。

Commented [COL84]: 第 9.140.2.節から移動。

9.110.7. 特別議員

会長は、規定審議会の投票権を有しない特別議員として特別議員を 3 名まで任命することができる。この特別議員は、審議会議長の指示の下にその任務を遂行する。

Commented [COL85]: 第 9.010.4., 9.010.5., 9.010.6.節から移動。

Commented [COL86]: 第 9.010.7.および 9.110.節から移動。

9.110. 特別議員

立法案の公表直後に、規定審議会議長は、直ちに、一定の立法案件を指定して、これを各特別議員に割り当てる付託するものとする。各特別議員は、その割り当てられた立法案件すべてを検討し、各案件について、審議を容易にし、十分討議されなかった立法案件の採択に対する賛否の意見について規定審議会に情報を提供する用意をしておかなければならない。

9.120. 審議会運営委員会

審議会運営委員会(審議会議長が議長を務め、議長および副議長、定款細則委員会をもって構成される)は、規定審議会の立法案の審議順序を推奨し、決議審議会の立法案の審議順序を採択するものとする。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が立法案またはその修正案の中に見つけた欠陥を直すために、修正を起草、改訂することができる。審議会運営委員会は、採択された制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成するものとする。さらに、関連個所の修正に関する規定審議会報告書を作成するものとする。

Commented [COL87]: 第 9.140.節から移動。

9.120.9.130. 定足数と投票

投票権を有する各審議会の議員の 2 分の 1 を定足数とする。投票権を有する各議員は、投票に付せられた各案件につき 1 票のみを投じる権利を有することができる。議会においては、委任状による代理者の投票を認めないものとする。

9.130.9.140. 審議会手続

9.130.1.9.140.1. 会議運営手続規則

~~審議会運営委員会は規定審議会の会議運営手続規則を推奨し、決議審議会の会議運営手続規則を採択するものとする。第9.140.節の規定に従って、各規定審議会はその都度、議事の運営に必要と考える手続規則を採用できるものとする。かかる規則は本細則に沿った抵触しないものでなければならず、次の規定後の審議会に変更されるまで新しい規則が採択されるまで有効とされるものとする。各決議審議会は、審議会運営委員会により採択された会議運営手続規則に従って実施されるものとする。~~

Commented [COL88]: 第 9.140.1.節から移動。

9.130.2.9.140.2. 異議の申し立て

~~議長の下したいかなる裁定にも、規定審議会には異議を申し立てることができる。議長による決定を覆すためには規定審議会の過半数の投票が必要とされるである。~~

9.140. 審議会運営委員会、定款細則委員会の任務

~~議長および副議長、定款細則委員会をもって構成される審議会運営委員会を設ける。審議会議長は、審議会運営委員会の委員長となる。~~

Commented [COL89]: 第 9.120.節へ移動。

9.140.1. 審議会運営委員会の任務

~~審議会運営委員会は規定審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を推奨し、決議審議会の会議運営手続規則と立法案の審議順序を採択するものとする。また、審議会運営委員会は、委員会または審議会が、立法案またはその修正案の中に欠陥を見つけた場合、できれば、それを直すために必要な修正を規定審議会のために起草、改訂する。審議会運営委員会は、審議会の採択する制定案が十分効果を発揮できるように、細則と標準クラブ定款の関連個所の修正文案を作成する。さらに、関連個所の修正を明示した規定審議会報告書を作成する。~~

Commented [COL90]: 第 9.120. および 9.140.1.節へ移動。

9.140.2. 定款細則委員会委員の他の任務

~~定款細則委員会は、立法案の公表前にすべての立法案の趣旨と効果を検討し、これを承認するものとする。立法案の公表直後に、審議会議長は、立法案件を定款細則委員会の各委員に割り振るものとする。各定款細則委員は、自分に割り振られた立法案をすべて研究し、立法案の各案件の趣旨、背景、効果について、また、案件の欠陥について規定審議会に報告する準備をしなければならない。~~

Commented [COL91]: 第 9.110.5.節へ移動。

9.150. 審議会の決定審議会後の手続

9.150.1. 議長の報告

~~議長は、審議会終了後 10 日以内に、規定審議会と決議審議会の決定に関する詳細な報告を事務総長に提出送付しなければならない。~~

9.150.2. 事務総長の報告

~~審議会閉会后 2 カ月以内に、事務総長は、各クラブの幹事に対し、規定審議会と決議審議会が採択した立法案または決議のすべてについて、審議会の行った決定に関する報告書を各審議会閉会后 2 カ月以内に送付するものとする。報告書には、規定審議会の行った決定に対し、クラブが反対の意思を表示しようとする場合クラブのために、その表示に用いる書式を添付しなければならない。~~

9.150.3. 審議会の決定採択に関する反対

~~クラブは、規定審議会によって採択された立法案に対して反対の意思を提出することができる。期日は、クラブが反対の意思を表示するための書式を送付後少なくとも 2 カ月後とする。立法案の採択に関する規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、反対表示の書式は、クラブ会長が証明しなければならず、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は事務総長の報告の郵送後少なくとも 2 カ月後とする。事~~

務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべてのこれらの書式を調べ、表にするものとする。

9.150.43. 審議会の決定採択の一時保留

立法案に関するに対する審議会決定の採択は、すべてのクラブの有効投票の少なくとも 5 パーセントに相当するクラブが反対の意思表示をしたから反対の意思表示を受けた場合、その効力は一時保留されるものとする。

9.150.54. クラブ郵便投票によるクラブの投票

承認された立法案の 1 件または数件が、クラブの反対のために、一時保留とされた場合、いずれのクラブも一時保留とされた立法案について投票できる。事務総長は、その一時保留後、1 カ月以内に、投票用紙を作成し、各クラブの幹事に配布するものとする。投票は一時保留とされた立法案を一時保留とすべきとするについて審議会決定の採択に賛成するか否かという質問を提起するものとするを問う。1 クラブの投票数は、第 16.050.1.項に規定した計算式によって決定する。各クラブは、少なくとも 1 票を投じる権利を有する。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、審議会開会に先立つ、直前のクラブ請求書の期日におけるクラブの会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブの投票は、クラブ会長の認証を要するものとし、かつ、事務総長の報告に明記されている投票用紙に記載された期日までに事務総長の許に届くように提出されなければならない。その期日は、投票用紙郵送後クラブが投票できるように少なくとも 2 カ月後とする。

9.150.65. 投票委員会の会合

会長が投票委員会を任命するものとする。し、投票委員会は、会長の決定する投票用紙を数える時、場所、方法を設定すると場所において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。一時保留とされた立法案に関するクラブの投票は、投票用紙を受理した最後の日からこれは投票の期日から 2 週間以内に投票委員会が集計するものとする。投票委員会は、委員会閉会の後 5 日以内に事務総長に投票結果を証明報告するものとする。

9.150.76. 投票結果

クラブが投じうる投票数の過半数が規定審議会の採択決定に反対した場合、このような立法案件に関する審議会決定その採択は一時保留の日より無効とされる。しかし、その他の場合については、一時保留とされた決定採択は、一時保留がなかったものとして復活するものとする。

9.150.87. 審議会決定採択の発効日

各立法案または決議案について規定審議会または決議審議会の行った決定審議会の採択は本細則第 9.150.4.3.項の下にクラブ決定反対により一時保留とされない限り、審議会閉会直後の 7 月 1 日にその効力を生じるものとする。

9.160. 開催地の選定

RI 定款第 10 条第 2 節の規定に従って、規定審議会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないよう、あらゆる努力を払わなければならない。

9.170-9.160. 審議会の臨時会合

9.170.1-9.160.1. 通知

規定審議会の臨時会合は、RI 定款の第 10 条第 5 節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の 60 日前までにガバナーに郵送送付されるものとする。ガバナーは、直ちに速やかに地区内クラブに各自のクラブ、審議会代表議員、および補欠に知ら

Commented [COL92]: 第 5.050.節へ移動。

Commented [COL93]: 第 7.090.節へ移動。

1 せた上、地区の代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告す
2 るものとする。

3 ~~9.170.2.~~ 制定案の採択

4 ~~規定審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の3分の2の賛成投票が必要~~
5 ~~とされるものとする。~~

Commented [COL94]: 第 7.090.節へ移動。

6 ~~9.170.3.~~ ~~9.160.2.~~ 手続

7 通常の直近の規定審議会のために定められた会議運営手続規則が、臨時会合にも適用される。た
8 だし、以下は次の二つは例外とされる。

9 (a) ~~9.170.3.1.~~ 決定の報告

10 第 ~~9.150.2.~~ ~~9.150.1.~~ 項に規定される決定における採択の報告は、臨時会合終了後 15 日以内に、
11 各クラブに送付するものとする。

12 (b) ~~9.170.3.2.~~ 決定に対する反対の意思表示

13 クラブが規定審議会臨時会合の決定採択に反対するには、報告がクラブに送付されてから、た
14 後 2 カ月以内にその意思表示をしなければならない。

15 ~~9.170.4.~~ ~~9.160.3.~~ 決定採択の発効日

16 クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、規定審議会
17 の臨時会合の決定立法案の採択は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから 2 カ月後に効
18 力を発する発効するものとする。第 9.150.2.節と第 9.150.3.節の規定に沿って、クラブの所定数が反対
19 の意思表示を提出した場合、その決定採択は、第 9.150.節の規定にできる限り沿って、第 9.150.4 節に
20 実質的に従って、郵便クラブ投票にかけられるものとする。

21 ~~9.180.~~ 暫定的規定

22 暫定規定は、適用できなくなった時点で無効となるものとする。

Commented [COL95]: 第 7.080.節へ移動。

23 第 10 条 国際大会

24 10.010. 国際大会の時期および場所

25 10.020. 国際大会の招集

26 10.030. 国際大会役員

27 10.040. 選挙人

28 ~~10.040.~~ ~~10.050.~~ 国際大会代議員

29 ~~10.060.~~ 委任状による代理者

30 ~~10.050.~~ ~~10.070.~~ 代議員の信任状

31 ~~10.060.~~ ~~10.080.~~ 特別代議員

32 ~~10.070.~~ ~~10.090.~~ 登録カテゴリと登録料

33 ~~10.080.~~ ~~10.100.~~ 国際大会の定足数

34 ~~10.090.~~ ~~10.110.~~ 信任状委員会

35 ~~10.100.~~ 選挙人

36 ~~10.110.~~ ~~10.120.~~ 投票委員会

37 ~~10.120.~~ ~~10.130.~~ 役員選挙

38 ~~10.130.~~ ~~10.140.~~ 国際大会プログラム

39 ~~10.140.~~ ~~10.150.~~ 代議員の座席

40 ~~10.150.~~ ~~10.160.~~ 特別協議会

10.010. 国際大会の時期および場所

理事会は、国際ロータリーのRI年次国際大会が開催される年の10年前より国際大会の候補日、および(または)場所、および方法を決定し、その開催のためにあらゆる準備手配を行うことができる。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。

Commented [COL96]: 第 5.050.節へ移動。

10.020. 国際大会の招集

国際大会の少なくとも6カ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を発表し、事務総長がこれを各クラブに郵送送付しなければならない。臨時国際大会の招待状は、開催日の少なくとも60日前に発行され、郵送送付されなければならない。

10.030. 国際大会役員

国際大会の国際大会役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総長、国際大会委員長、ならびに主任会場総監督であるとする。会長が主任会場総監督を任命するものとする。

10.040. 選挙人

信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。各選挙人は、選挙される各役員に対して1票を投じる権利を有する。国際大会における投票の手順と規則は理事会によって規定されるものとする。

Commented [COL97]: 第 10.100.節から移動。

Commented [COL98]: 第 10.120.節から移動。

10.040.10.050. 国際大会代議員

10.040.1.10.050.1. 代議員

すべての代議員およびその補欠者は各代議員とすべての補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブを代表するものでなければならない。所属するクラブにより、クラブ細則に定められた通りに選出されるものとし、規定がない場合は、クラブ会長により選出されるものとする。

10.040.2. 補欠代議員

クラブは、その代議員を選任する場合に、代議員ごとに1名の補欠代議員を選ぶことができる。さらにその補欠代議員が必要な場合の任務を行うことができなくなったときには、第2の補欠代議員を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができる。第2補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりを務めることができる。補欠者が代議員に代わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票する票数と同数の投票を行うことができる。

10.040.3.10.050.2. 代議員の交替手続

補欠者が代議員に代わる場合は、信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合、その補欠者は、その大会が終了するまで引き続き代議員を務めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、補欠者が代議員に代わる場合を一つまたはいくつかの本会議について認めることができる。ただし、その代議員が大会の運営に関する仕事に携わっていて、大会の会議に出席することが不可能なできない場合に限られる。信任状委員会は、事前にこのような交替について正式に通知を受け、それを承知していなければならない。

10.040.4.10.060. 委任状による代理者

国際大会でクラブを代表する代議員またはその補欠者を持たないクラブは、RI定款第9条第3節(a)項に基づく数の投票権の行使を代理者に委任することができる。その委任状による代理者は、同一地区内のどのクラブの会員であっても差し支えない。無地区クラブの場合は、いずれかのクラブの会員を委任状による代理者に指定することができる。

1 **10.050.10.070. 代議員の信任状**

2 すべての代議員、補欠者、委任状による代理者の権限は、自分が代表することになるクラブの会長およ
3 び幹事の署名した証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、および委任状による代理者
4 が投票するには、これらの証明書は、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない
5 い。

7 **10.060.10.080. 特別代議員**

8 ~~RIの各役員および現在もクラブで会員身分を有するRIの各元会長は、これを特別代議員とし、各特
9 別代議員は国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有する。~~

Commented [COL99]: この情報は RI 定
款第 9 条第 4 節にある。

11 **10.070.10.090. 登録カテゴリと登録料**

12 国際大会に出席する 16 歳以上の者は、すべて登録して登録料を支払わなければならない。登録カテ
13 ゴリと登録料は理事会が定めるものとする。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払う
14 までは、国際大会において投票する権利を有しないものとするできない。

16 **10.080.10.100. 国際大会の定足数**

18 **10.080.1. 定足数**

19 全クラブ数の 40 分の 410 パーセントを代表する代議員および委任状による代理者がをもって、国際大
20 会における定足数とするである。

22 **10.080.2. 定足数の不足**

23 本会議において定足数の有無が問題となった場合、議長の定めた時間内は、票決を要する決定を行う
24 ことができない。ず、この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、その後、定足数
25 にかかわらず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。

27 **10.090.10.110. 信任状委員会**

28 会長は、国際大会閉会まで開始前に、少なくとも 5 名の委員による信任状委員会を任命するものとする。
29 同委員会は、5 名より少ない委員会であってはならない。

31 **10.100. 選挙人**

32 正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成
33 するものとし、これらを選挙人と称す。

Commented [COL100]: 第 10.040.節へ
移動。

35 **10.110.10.120. 投票委員会**

37 **10.110.1. 任命と任務**

38 会長は、国際大会において選挙人の中から少なくとも 5 名の選挙人から成る投票委員会を任命するも
39 なければならない。この委員会は、投票用紙の配布、集計を含め、その国際大会におけるすべての投
40 票を司るものとする監督する。この委員会は、会長の定める少なくとも 5 名の選挙人から成るものとする。
41 事務総長は、すべての投票用紙印刷の責任を負うものとする。委員会は、投票の結果を速やかに大会
42 に報告する。その報告は、委員会の過半数によって署名される。委員長は全投票用紙を保持するもの
43 とし、大会が別段指示した場合を除き、報告が採用された後に限り投票用紙を破棄するものとする。

Commented [COL101]: 第 10.110.3.節
から移動。

45 **10.110.2.10.130. 役員の選挙の通知**

46 会長は役員の指名および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなければならない。この
47 ような通知は、国際大会の第 1 回本会議で行うものとする。過半数の票を得たノミニーが当選者として
48 宣言されるものとする。

Commented [COL102]: 第 10.120.3 節
から移動。

~~10.110.3. 委員会の報告~~

~~投票委員会は、投票の結果を速やかに大会に報告しなければならない。その報告は、委員会の過半数によって署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、大会が別段指示した場合を除き、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。~~

Commented [COL103]: 第 10.120.節へ移動。

~~10.120. 役員の選挙~~

~~10.120.1. 投票権を有する選挙人~~

~~選挙人は、選挙される各役員に対して 1 票を投じる権利を有する。~~

Commented [COL104]: 第 10.040.節へ移動。

~~10.120.2. 投票~~

~~すべての役員の選挙は無記名投票によるものとし、3 名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。一つの役職に対してノミニーがただ 1 名の場合、選挙人は、口頭による投票によって、事務総長に意思表示してそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。~~

Commented [COL105]: 第 10.040.節へ移動。

~~10.120.3. 過半数の投票~~

~~前述の役職ごとに投じられた票のうち、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者として宣言されるものとする。必要な場合には、第 2 選択以下全選択投票をも計算に入れるものとする。~~

Commented [COL106]: 第 10.130.節へ移動。

~~10.120.4. 国際大会へのノミニー名の提出~~

~~正規の手続を経て RI 会長、理事、ガバナー、RIBI 会長、副会長、名誉会計に指名されたノミニーの氏名は事務総長に証明され、事務総長から選挙のため国際大会に提出されるものとする。~~

~~10.130.10.140. 国際大会プログラム~~

~~国際大会委員会が報告し、理事会によって承認されたプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、理事会の 3 分の 2 の投票によって国際大会中に変更することができる。~~

~~10.140.10.150. 代議員の座席~~

~~投票が必要な本会議においては、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に各本会議場に確保されるものとする。~~

~~10.150.10.160. 特別協議会~~

~~国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または複数の国のグループのロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、どの国または国々のためにこのような特別協議会が開催されるかを随時決定し、大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この特別協議会においては、特にその国または国々関係国に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じると同様の手続規則を定めてこれを公表指定しなければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければならない。~~

~~第 11 条 役員の指名と選挙一般規定~~

~~11.010. 最適任のロータリアン~~

~~11.020. 役員の指名~~

~~11.030. 資格条件~~

~~11.040. 指名される資格がない人~~

~~11.050. 役員の選挙~~

~~11.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動~~

~~11.070. 選挙審査手続~~

~~11.010. 最適任のロータリアン~~

~~RIの被選役職における職務には、最適任のロータリアンが選ばれるものとする。~~

Commented [COL107]: 第 11.050.1.、12.020.15.、13.030.1.、13.030.4.節に同文あり。

~~11.020. 役員の指名~~

~~RI 会長、理事、ガバナーの指名は、指名委員会とクラブによって行うことができる。~~

Commented [COL108]: 第 11.050.、11.070.、12.020.、12.030.、13.020.節に同文あり。

~~11.030. 資格条件~~

~~RI 役職の候補者または被指名者は、すべて、瑕疵なきクラブの会員であるものとする。~~

Commented [COL109]: 第 6.050.1.および 17.010.節に同文あり。

~~11.040. 指名される資格がない人~~

~~11.040.1. 指名委員会~~

~~現実に指名委員に選ばれる選べないにかかわらず、指名委員会の委員となることに書面で同意した者、その補欠者、指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者、また、その配偶者、子供、親は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はないものとする。~~

Commented [COL110]: 第 14.020.節へ移動。

~~11.040.2. ロータリー職員~~

~~クラブ、地区、または RI の常勤、有給の職員は、事務総長の役職を除き、選挙を要する RI のいかなる役職にも就けないものとする。~~

Commented [COL111]: 第 6.050.1.節へ移動。

~~11.050. 役員の選挙~~

~~RI の役員は、本細則第 6.010.節と第 10.120.節に規定するように年次国際大会で選挙されるものとする。~~

Commented [COL112]: 第 6.010.節へ移動。

~~11.060. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動~~

~~ロータリーの被選役職における職務に最適任のロータリアンが選ばれるようにするため、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動、あるいは別の活動によって、肯定的、否定的を問わず選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も禁止されている。ロータリアンは、選挙によって任命される RI の役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動を行ってはならないし、自分の代わりに人に、または他の人の代わりにこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めたもの以外に、パンフレット、印刷物、書状その他(電子メディアや電子通信手段を含む)を、クラブまたはクラブ会員に、ロータリアン自身あるいはこれに代わる他の人々が配布もしくは回覧してはならない。候補者が、自分に代わって、このような禁止されている活動が実施されているのに気付いたなら、直ちに、その関係者に非難の意を表明し、このような活動を中止するよう指示するものとする。~~

Commented [COL113]: 第 14.010.節へ移動。

~~11.070. 選挙審査手続~~

Commented [COL114]: 第 14.030.節へ移動。

~~11.070.1. 不服申し立て~~

~~RI 被選役職の選出手続きまたは RI 選挙の結果について疑いがある、という申し立ては、クラブが書面で申し立てない限り考慮されないものとする。この申し立ては、少なくとも他の五つのクラブまたは RI 現役員の同意を得なければならない。すべての申し立ては、投票結果の発表後 21 日以内に証拠書類を添えて事務総長に提出するものとする。違反したとの十分な証拠が存在する場合、地区またはゾーンの会合における会長代理も申し立てを開始できる。この代理はその証拠を事務総長に回付するものとする。事務総長は、公表されている理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。~~

Commented [COL115]: 第 14.030.1.節へ移動。

~~11.070.2. 理事会の審議~~

~~理事会は、このような申し立てを十分に審議するものとする。理事会は、申し立てを却下するか、当該被選役職または将来の RI 役職、あるいは、その両方について候補者を失格とするか、または、理事会が公正かつ正当とみなす他の措置を講じるものとする。候補者を失格とするには3分の2の投票を必要とし、その失格は、理事会の定める RI 役職に一定期間適用される。理事会は、第 11.060 節に反したロ~~

Commented [COL116]: 第 14.030.2.節へ移動。

ロータリアンに対し、公正とみなされる措置を講じることができる。理事会の決定は速やかに、全関係者に通知されるものとする。

~~11.070.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て~~

~~細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。~~

- (a) 過去5年以内に、第11.070.1.項に基づく不服申し立てが1地区から2件以上あり、RI理事会が過去5年以内に2件以上の不服申し立てを支持し、RI細則あるいは選挙への申し立て手順に違反するとみなすに十分な理由がある場合、理事会は次の措置を取ることができる。
 1. ~~メンバーと一部またはすべての候補者を失格とし、地区内のクラブに所属する資格条件を備えている人1名を選出する。~~
 2. ~~選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った人を解任する。~~
 3. ~~選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現RI役員または元RI役員は、現RI役員または元RI役員とみなされなくなるものとする。~~
- (b) 過去5年以内に、1地区から3件以上、第11.070.1.項に基づく不服申し立てが出ており、RI理事会が過去5年以内に3件以上の不服申し立てを支持した場合、理事会は当該地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。第16.010.1.項の規定は本項に適用されないものとする。

Commented [COL117]: 第14.030.3.節へ移動。

~~11.070.4. 選挙運動禁止規定に対する候補者の申告~~

~~選挙による役職に候補者を推薦するために使う所定の書式がある場合、このような書式には、候補者が本細則の規定を読み、理解し、受け入れ、本細則の規定に拘束されることに同意したと署名する申告欄が含まれていなければならないものとする。~~

Commented [COL118]: 第14.030.4.節へ移動。

~~11.070.5. 選挙審査手続の完了~~

~~ロータリアンとクラブは、選挙によって役職に選任される権利を主張し、またはRI選挙結果に異議を唱える唯一の方法として、細則に定める選挙審査手続に従う義務がある。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失い、将来、理事会により定められた期間、RIにおけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。クラブまたはロータリアンが、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を求める前に選挙審査手続に従い、かつ完了することを怠った場合、理事会は第3.030.4.項に従い適切な措置を取ることができる。~~

Commented [COL119]: 第14.030.5.節へ移動。

第12条第11条 会長の指名と選挙

12.010.11.010. 会長の指名

12.020.11.020. 会長指名委員会

12.030.11.030. 会長指名委員の選挙

12.040.11.040. 委員会の職務遂行手続

12.050.11.050. 委員会による指名

12.060.11.060. 委員会の報告

12.070.11.070. クラブによる追加指名

12.080.11.080. 第12.070.11.070.節に規定されていない不測の事態

12.090.国際大会への指名の提出

12.100.11.090. クラブ郵便投票

12.010.11.010. 会長の指名

元会長または理事会の現メンバーを会長に指名することはできない。

12.020.11.020. 会長指名委員会

~~12.020.1.~~11.020.1. 組織方法

会長指名委員会は、RI 理事指名のために設けられた 34 のゾーンから選挙された 17 名の委員によって構成されるものとする。これらの委員は、以下のように選挙されるものとする。

- (a) 偶数の年には、各奇数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。
- (b) 奇数の年には、各偶数ゾーンが委員会の委員を選ぶものとする。

~~12.020.2.~~11.020.2. RIBI からの委員

ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーン内の委員 1 名は、RIBI 審議会で定められたクラブ投票によって委員を選挙するの定める方法および時期で郵便投票を行い、選挙されるものとする。このような委員の氏名は、RIBI の幹事が RI 事務総長に対して委員の氏名を正式に伝える書面で証するものとする。

~~12.020.3.~~ゾーン内のクラブの会員

各委員は、本人が選挙されるゾーン内にあるクラブの会員でなければならない。

Commented [COL120]: 第 11.020.3 節へ移動。

~~12.020.4.~~指名される資格がない人

会長、会長エレクト、元会長は、いずれも指名委員となる資格がないものとする。

Commented [COL121]: 第 11.020.3 節へ移動。

~~12.020.5.~~11.020.3. 資格要件

この指名委員会の委員はいずれも

- (a) 本人が選挙されるゾーン内にあるクラブの会員でなければならない。
- (b) 会長、会長エレクト、元会長であってはならない。
- (c) 選挙の時点において RI の元理事でなければならない。また、委員会委員の候補者は、選挙の時点において、元理事でなければならない。ただし、指名委員会の委員として選挙または任命することのできる元理事がゾーン内から得られない場合は、この限りでない。このような場合、元ガバナナーであっても、本細則第 47.18 条に規定する委員会の委員またはロータリー財団 TRF 管理委員を少なくとも 1 年以上務めたことのある者であれば、選挙または任命することができるものとする。

Commented [COL122]: 第 12.020.3 節から移動。

Commented [COL123]: 第 12.020.4 節から移動。

~~12.030.~~11.030. 会長指名委員の選挙

~~12.030.1.~~11.030.1. 資格のある候補者への通知

3 月 1 日から 15 日までに、事務総長は、次年度に会長指名委員を務める資格のある元理事一人一人に書簡を郵送するものとする。その書簡は 3 月 1 日から 15 日までに郵送されるものとする。書簡で、資格のある元理事全員に対して、元理事に対して、指名委員として考慮されるのを望むかどうか尋ねる。元理事は、指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことができるか、または委員として検討されることを望まないかを自ら自分の氏名をリストに載せてほしいと 4 月 15 日までに事務総長に通知しなければならないように要請する。4 月 15 日までに何の応答もない理事は、会長指名委員を務める意思がないものとみなされる。

~~12.030.2.~~11.030.2. ゾーン内に適格の理事が 1 人のみの場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事がゾーンから 1 人しかいない場合、会長は、その元理事を、ゾーンの指名委員として宣言するものとする。

~~12.030.3.~~11.030.3. ゾーン内に適格の理事が 2 人以上いる場合

指名委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる適格な元理事が 2 人またはそれ以上いる場合、指名委員と補欠委員が郵便クラブ投票で選ばれるものとする。郵便投票の手続は次の通りである。

~~12.030.3.1.~~11.030.3.1. 投票用紙の準備手順

事務総長は、投票用紙を準備する。該当する場合は、単一移譲式投票の投票用紙を準備し、する。投票用紙には適格の元理事全員の氏名をアルファベット順に記載するものとする。

12.030.3.2.投票用紙の書式

事務総長は、5月15日までにゾーン内の各クラブに投票用紙を郵送させなければならない。投票用紙に元理事一人一人の写真と履歴書を添えて送付するものとする。投票用紙に、元理事一人一人の写真と履歴書を添える。履歴書には、氏名、所属クラブ、これまでのRI役職と就任した国際レベルの委員会の名称ならびに就任年度を明記するものとする。この投票用紙は、記入の上、6月30日までにRI世界本部の事務総長に必着するよう返送されなければならない旨指示して郵送するものとする。

12.030.4.クラブの投票

1クラブの投票数は、第16.050.1.項に規定した計算式によって決定する。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

12.030.5.11.030.4. 投票委員会の会合

会長が会長によって任命された投票委員会を任命するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所、および方法において会合し、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。この会合は、7月10日までに開かれるものとする。会合から5日以内に、投票委員会は、開票結果の報告を、その後会合から5日以内に事務総長に対して書式で証するものとする。

12.030.6.11.030.5. 委員と補欠委員の公表

過半数の投票を獲得した候補者が、指名委員会委員として公表されるものとする。ゾーンで第2順位の票数を得た者は、選出された委員が務めを果たせない場合にのみその任に就く、会長指名委員会の補欠委員として公表されるものとする。委員と補欠委員の投票手続では、必要であれば第2選択以下の選択票を加算するものとする。補欠委員は、選出された委員がその任務に当たることができない場合にのみ、その任務を行う。いずれかのゾーンにおいて、最高得票が同数となった場合、同数となった候補者からの1人を理事会が委員と補欠に指名委員会委員または補欠委員に任命するものとする。

12.030.7.11.030.6. 欠員

ゾーンから出た委員に欠員が生じた場合は、新しい委員は、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできる、1月1日現在にそのゾーンの委員を務める資格を備えている元理事で、最も新しい資格を備えている元理事が、そのゾーンからの指名委員会の委員となるものとする。

12.030.8.11.030.7. 任期

委員の1年間の任期は、委員の選挙が行われた暦年の7月1日に始まるものとする。委員の任期は1年間とする。委員の補欠者が委員会委員に代わった場合は、その補欠者は委員会委員の残存任期中その委員を務めるものとする。

12.030.9.11.030.8. 細則に規定されていない欠員

前述の規定に本項に定められていない場合の委員の欠員については、理事会が、その欠員を補充する委員を任命するものとする。し、委員は、なるべく欠員が生じたそのゾーン内のクラブから任命されるものとする。

12.040.11.040. 委員会の職務遂行手続

12.040.1.11.040.1. 委員の氏名の通知

事務総長は、委員会委員の選出後1カ月以内に、委員会委員の氏名を理事会およびクラブに通知するものとする。

12.040.2.11.040.2. 委員長の選出

委員会、委員の中から委員長を選挙するものとする。し、その選出は委員会を開いたときに行うものとする。

12.040.3.11.040.3. 指名委員会への氏名の提出

事務総長は、毎年、5月1日から5月15日の間に、会長を務める資格を有するロータリアン全員に対し書簡を郵送するに通知し、ものとする。書簡で、かかるロータリアンに対して、会長の被指名者として考慮されることを希望するかどうか尋ねるものとする。、会長を務める意思と能力があるものとして自分の氏名をリストに載せることを希望する旨を事務総長に通知する期限は、6月30日までに事務総長に通知するように要請するものとする。6月30日までに事務総長に返答しないこれらのロータリアンは、指名委員会によって考慮されない。事務総長は、指名委員会会合の少なくとも1週間前までに、会長を務める意思のあるロータリアンのリストを同委員会、およびこのリストを要請したすべてのロータリアンに提出するものとする。

12.050.11.050. 委員会による指名

12.050.1.11.050.1. 最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。

12.050.2.11.050.2. 委員会

委員会は、8月15日までに、理事会の定める時と場所、および方法において開かれるものとする。すべての候補者は、に、理事会が定めた手続きに従って、委員会による面接の機会が与えられるを得るものとする。

12.050.3.11.050.3. 定足数と投票

委員会の委員12名をもって定足数とする。委員会のすべての議事の処理は多数決によるものとする。ただし、委員会の行う会長ノミニーの選出についてはを選出するには、委員会委員のうち、少なくとも10名の投票がそのノミニーを支持する票であるに投票することを要する。

12.050.4.11.050.4. 会長ノミニーの辞任と新ノミニー選出手続

会長ノミニーが就任できなくなった場合、または会長に辞表を提出した場合には、以後そのノミニーを当該その年度の会長に指名または選挙することはできないものとする。会長はこれを委員会の委員長に通知するものとし、委員会は被選資格を有する他のロータリアンを会長ノミニーとして選出するものとする。このような場合、が、次の手続を踏むものとする。：用いるものとする。

12.050.4.1.11.050.4.1. 委員会手続

委員会は、このような不測の事態が生じた場合に備えて、委員長は、に、委員会に代わって直ちに会合の手続を開始する権限を与えられるものとする。

12.050.4.2. 委員会の投票手続

このような手続には、郵便もしくは他の迅速な通信手段、または会長が理事会に代わって定める委員会の時と場所および方法を定めるにおける緊急委員会の開催などがある。

12.050.4.3.11.050.4.2. 対抗候補者

前述の、指名委員会が改めて会長ノミニーを選出しなければならないような場合には、クラブは、対抗する会長ノミニーを選ぶための期間としてできる限り十分な日数を、理事会により与えられるものとする。し、対抗候補者の指名については、書類の提出期限に関するものを除き、第12.070.11.070.節の規定に従うものとする。

~~12.050.4.4;11.050.4.3.~~ 細則に規定されていない不測の事態

委員会があらかじめ取り決めておかなかったような予期できない不測の事態が生じた場合には、理事会が、取るべき措置を決定するものとする。

~~12.060;11.060.~~ 委員会の報告

クラブ宛の委員会報告は、委員会の閉会后 10 日以内に、委員長が事務総長に対して書式で証されなければならない。事務総長はこの報告を受けてから、財政的に実行可能な限り早急に、しかしいかなる場合でも 30 日以内に、その報告書の内容を各クラブに通知するものとする。30 日以内に、事務総長は報告書を各クラブに送付するものとする。

~~12.070;11.070.~~ クラブによる追加指名

指名委員会によって行われる指名のほか、以下の方法で対抗候補者を指名することができる。

~~12.070.1;11.070.1.~~ 以前審議され、同意を得た候補者

クラブは、第 ~~12.040.3;11.040.3.~~項に準拠し対抗候補者として会長に指名されることを考慮される意思があることを事務総長に正式に通知したロータリアンの氏名を提案できる。対抗候補者の氏名は、例会上において正式に採択されたクラブ決議に従って提出される提案できるものとする。その決議は、地区大会またはクラブ郵便投票によって、地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得なければならない。同意は、地区ガバナーが事務総長に対し書式で証さなければならない。このような決議には、被推薦ロータリアンがクラブの承認を得るために自己の氏名がクラブに提出されてもよい旨したためたされることに同意した対抗候補者の書面を添付しなければならない。前述のこの条件は当該年度の 10 月 1 日までに完了し受理されなければならない。

~~12.070.2;11.070.2.~~ 対抗候補者をクラブに通知

10 月 1 日以降、事務総長は、このように推薦された対抗候補者の氏名をクラブに通知し、このような対抗候補者を支持したいクラブが使う公認の書式を用意支持書を用意するものとする。事務総長は、このような通知と書式を 10 月 1 日直後に用意するものとする。

~~12.070.3;11.070.3.~~ 対抗候補者がいない場合

対抗候補者がいない場合、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。

~~12.070.4;11.070.4.~~ 対抗候補者が支持された場合

11 月 15 日の時点において、このような対抗候補者が、直前のクラブ請求書の時点で RI に加盟しているクラブの少なくとも 1 パーセントの支持（支持の少なくとも半分は対抗候補者の所属ゾーンのクラブ以外から寄せられなければならない）を受けたなら、このような対抗候補者および指名委員会選出のノミニーは、第 ~~12.100;11.090.~~節の規定に従って投票に付されるものとする。11 月 15 日の時点において、対抗候補者が、所定の支持を受けていなければ、会長は、指名委員会選出のノミニーを会長ノミニーと宣言するものとする。

~~12.070.5;11.070.5.~~ 支持の有効性

第 ~~12.100.1; 11.090.1.~~項に規定されている投票委員会は、返送されてきた支持書が正当なものかどうか調べ、数え、証明し、会長に報告するものとする。この投票委員会は、対抗候補者に対する支持書が十分集まったものの、その支持書の正当性に疑義を抱く然るべき理由があると思ったなら、その旨、会長に報告するものとする。会長は、何らかの発表をする前に、RI 選挙審査委員会を招集し、この支持書の有効性を判定させるものとする。その判定後に投票委員会が会長に報告するものとする。

~~12.080;11.080.~~ 第 ~~12.070;11.070.~~節に規定されていない不測の事態

第 ~~12.070; 11.070.~~節の規定に定められていないような不測の事態が生じた場合には、理事会が委員会の取るべき措置を決定するものとする。

12.090.国際大会への指名の提出

~~12.090.1.会長バーニーの氏名を選挙のため国際大会へ提出~~

~~事務総長は、指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出するものとする。このようなバーニーは、郵便投票が行われない場合、選挙後、次の暦年の7月1日に就任するものとする。~~

Commented [COL124]: 第 6.010.および 6.060.節に同文あり。

~~12.090.2.会長エレクトの空席~~

~~会長エレクトに空席が生じた場合、事務総長は、その空席を埋めるために指名される者の氏名を選挙のため国際大会に提出するものとする。指名される者には、指名委員会が指名した者およびクラブが正式に指名した対抗候補者が含まれる。事情により必要な場合は、第 12.080.節の定めるところにより、国際大会の議場においてクラブ代議員が対抗候補者を指名することができる。~~

Commented [COL125]: 第 6.080.節に同文あり。

12.100.11.090. クラブ郵便投票

会長選挙が第 12.070.11.070.節で規定されるように郵便投票で行われることになった場合クラブ投票による会長選挙の手順は、その手続は次のように行われる。

12.100.1.11.090.1. 投票委員会

会長は、投票用紙の準備を監督するために、また、クラブの行った投票を受理し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

12.100.2.11.090.2. 投票用紙の書式

投票委員会は投票用紙を用意し、単一移譲式投票による場合には、その様式の投票用紙を準備する。投票用紙には、正式に推薦された全候補者の氏名を列記する。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記する。

12.100.3.11.090.3. 投票用紙の郵送配布

投票委員会は、次の2月15日までに、投票用紙がを各クラブに送付郵送されるようにしなければならない。ず、この投票用紙は、投票を記入して4月15日までにRI世界本部内の投票委員会に必着するよう返送する旨指示して郵送されるを添えるものとする。投票用紙に候補者の写真と履歴書を添えるものとする。

12.100.4.11.090.4.クラブの投票

1クラブの投票数は、第 16.050.1.項に規定した計算式によって決定する。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに1票、または端数が 13 名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

12.100.5.11.090.5. 投票委員会の会合

投票委員会は、4月20日までに会長の決定する時と場所、および方法において会合を開くものとする。委員会は、投票用紙を審査し、これを数える。会合は4月20日までに開かなければならない。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書面で証さなければならない。

12.100.6.11.090.6. 投票の集計

過半数の票を獲得した候補者が、会長エレクトとして公表されるものとする。必要であれば、第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

12.100.7.11.090.7. 会長エレクトの発表

会長は、4月25日までに会長エレクトの氏名を発表しなければならない。

~~12.100.8.11.090.8.~~ **同数の場合**

郵便投票で得票数が同数となった場合、次の手続を踏むものとする。同数となった候補者の1人が指名委員会選出の人であった場合、この人が得票数が同数となった場合、指名委員会選出の候補者が会長エレクトとして公表される。同数となった候補者のいずれも投票数同数の候補者のいずれも指名委員会選出の人でない場合は、理事会が、その1人を会長エレクトに選ぶものとする。

第13条第12条 理事の指名と選挙

~~13.010.12.010.~~ **ゾーン制の理事の指名**

~~13.020.12.020.~~ **指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出**

~~13.030.12.030.~~ **クラブ郵便投票手続**

~~13.040.12.040.~~ **RIBI 役員の指名**

~~13.010.12.010.~~ **ゾーン制の理事の指名**

理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

~~13.010.1.12.010.1.~~ **ゾーンの数**

世界を 34 のゾーンに分割し、理事会が決定するように、ゾーン内のロータリアン数がおおよそ等しくなるようにする。

~~13.010.2.12.010.2.~~ **指名日程**

各ゾーンは、理事会の定める日程に従って、4 年おきにゾーン内のクラブ会員から 1 名の理事を指名するものとする。

~~13.010.3.ゾーンの境界~~

~~ゾーンの当初の境界は、規定審議会の決議によって承認されるものとする。~~

~~13.010.4.12.010.3.~~ **ゾーンの境界の定期的見直し**

理事会は、少なくとも 8 年に 1 度、ゾーン内のロータリアン数をほぼ等しくするために、ゾーンの構成を総合的に見直すものとする。理事会はまた、必要に応じて同じ目的のために臨時に見直すことができる。

~~13.010.5.12.010.4.~~ **ゾーンの再編成**

ゾーン構成の改正は、理事会がこれを行うことができる。

~~13.010.6.12.010.5.~~ **ゾーン内のセクション**

ゾーン内で公平に理事を指名するために、理事会は、ゾーン内にセクションを新設、変更、廃止することができる。セクション内のロータリアン数はほぼ同数となるようにし、理事会の定める日程に基づいて RI 理事を指名するものとする。RIBI のクラブを含むゾーンを除き、ゾーン内クラブの過半数の反対を押して、このようなセクションが新設、変更、廃止されることはない。

~~13.010.7.12.010.6.~~ **RIBI のゾーンからの理事**

ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクションの理事 1 名は、そのゾーン内またはゾーンのセクション内にあるクラブによって選挙されるか、または RIBI 審議会の定める方法および時期でクラブ郵便投票を行い、選挙されるものとする。このようなノミニーの指名は RIBI の幹事から事務総長に書式で証されるものとする。

~~13.020.12.020.~~ **指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出**

~~13.020.1.12.020.1.~~ **指名委員会手続の一般規定**

理事ノミニーと補欠は、ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクションを除き、指名委員会手続によって選出されるものとする。理事指名委員候補者を指名できるゾ

1 ー内内の区域を限定できるという細則の規定や非公式の了解事項があるが、指名委員は、RIBI 内の地
2 区と RIBI 外の地区の両方を含むゾーンを除き、ゾーン全域から集めるものとする。ただし、ゾーン内に
3 2 つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の地区の過半数が、それぞれの地区大会で採択した決議
4 によって、ゾーン全体内のすべての地区からの選出に同意しない限り、理事を指名するセクション内の
5 地区のみから指名委員を選出するものとする。この決定を行う方法は理事会によって定められるものと
6 する。

7
8 指名委員会の選出について、このような同意が効力を有するためには、選出前の年度の 3 月 1 日まで
9 に地区ガバナーが事務総長にこの旨書式で証さなければならない。ゾーンを構成する地区が変更され
10 た場合、このような同意は無効になる。しかし、ゾーン内の過半数の地区が地区大会の決議で、この同
11 意を撤回し、地区ガバナーが事務総長にその撤回を書式で証さない限り、この同意は効力を有し続け
12 るものである。

13 ~~13.020.2.12.020.2.~~ **RIBI 内のセクションと RIBI 外のセクションを含むゾーンの指名委員会手続**

14 RIBI 内にあるセクションと RIBI 外にあるセクションを含むゾーンにおいては、理事ノミニーとその補欠は、
15 RIBI 外のセクションで指名委員会手続により選出するものとする。RIBI 外のセクションの指名委員会は、
16 そのセクションから選ばれるものとする。

17 ~~13.020.3.12.020.3.~~ **指名委員会の構成**

18
19 指名委員会は下記に規定するように規定に従い、ゾーンまたはセクションに含まれる地区内クラブによ
20 って各地区から 1 名選挙された委員から構成されるものとする。各委員は、当該ゾーンまたはセクション
21 内のクラブの会員で、選出の時点でパストガバナーでなければならない。このような委員は、委員を務
22 める前の 3 年間に、(a)少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 2 回のロータリー研究会と(b)1 回の
23 国際大会に出席していなければならない。ただし地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人
24 の過半数によって採択された決議により、ロータリー研究会と国際大会への出席という要件(a)または(b)
25 の一部または全部を免除することができる(この決議はが次回の指名委員会のみに適用される場合)。
26 委員は 1 年の任期をもって選挙されるものとする。会長、会長エレクト、元会長、理事、または元理事は、
27 指名委員会の委員となることはできない。この委員を 2 回務めたロータリアンは、再びこの指名委員を 3
28 回以上務めることはできない。各委員はそれぞれ 1 票の投票権を有するものとする。

29 ~~13.020.4.12.020.4.~~ **選挙**

30
31 第 ~~13.020.9.項~~と第 ~~13.020.10.12.020.9.項~~と第 ~~12.020.10.項~~に規定されている場合を除き、指名委員会
32 の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

33 ~~13.020.5.12.020.5.~~ **推薦**

34
35 地区内のクラブは、代表議員を務める意思があり、実際に務めが果たせることを示している者で会員が
36 いる場合、審議会議員となる資格のあるクラブ会員を代表議員の指名委員会の委員候補者として推薦
37 できる。クラブは、その推薦を文書で行うものとする。し、この文書には、クラブ会長と幹事の署名がなけ
38 ればならない。この推薦書は、ガバナーに提出され、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるも
39 のとする。各クラブは、そのクラブが有するすべての票を投じる 1 名の選挙人を指定するものとする。2
40 票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられるものとする。3 名以上の候補者
41 がおり単一移譲式投票方式が必要とされる、または用いられる投票において、2 票以上を有するクラブ
42 が投じるすべての票は、同じ優先順位に従って候補者に投じられる対するものとする。

43 ~~13.020.6.12.020.6.~~ **指名委員と補欠委員**

44
45 過半数の票を獲得した候補者を指名委員とする。第 2 位の票数を獲得した候補者を補欠委員と公表し、
46 補欠委員は、委員が務めを果たし得ない場合に限り、指名委員を務める。

13.020.7.12.020.7. 指名委員として公表された候補者

地区で指名委員に指名された者が1名の場合、投票は必要とされない。このような場合、ガバナーは、この者を指名委員と公表するものとする。

13.020.8.12.020.8. 委員も補欠委員も務めを果たせない場合

委員も補欠委員も務めを果たせない場合、ガバナーは、地区内クラブの他の適格の会員を指名委員に指名することができる。

13.020.9.12.020.9. 指名委員をクラブ郵便投票で選挙

事情により必要のある場合は、理事会は、地区に対し指名委員と補欠委員をクラブ郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その委員候補者を推薦するよう公式の推薦要請書を作成し、その地区内各クラブの幹事に漏れなく郵送されるように送付しなければならない。推薦はすべて書面で行い、そのクラブの会長および幹事に署名しなければならない。これらの推薦書はガバナーの定める期日までにガバナーのもとに届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙を作らせこれを各クラブに送付する郵送させた上、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。候補者は、ガバナーの定めた期日までに要請が受理された場合、投票用紙から除外される。1クラブの投票数は、第16.050.1.項に規定した計算式によって決定する。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便クラブ投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

13.020.10.12.020.10. クラブ郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、指名委員および補欠委員をクラブ郵便投票によって選出することができる。このクラブ郵便投票は、第13.020.9.12.020.9.項に掲げられている規定に従って、該当年度の5月15日までに実施しなければならない。

13.020.11.12.020.11. 委員を事務総長に報告

指名委員会の委員および補欠委員の氏名は、選出後直ちに、当該年度の6月1日までにガバナーから事務総長に報告しなければならない。6月1日以降に報告された者は、指名委員会の委員を務めてはならない。

13.020.12.12.020.12. 第13.020.12.020.節に定められていない不測の事態

票決に当たって、本節の前述の規定に定められていない不測の事態が発生した場合について、理事会が、従うべき手続を決定するものとする。

13.020.13.12.020.13. 招集者、会合の日時と場所、議長選挙

理事と補欠が指名される年度の前の年度の6月15日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。理事会は、会合を開くべき場所をも指定しなければならない。このような会合は、次の9月15日から30日までの間に開かなければならない。委員会はその会合の際、委員の1人を議長に選ばなければならない。

13.020.14.12.020.14. 委員会へクラブの推薦

7月1日までに、事務総長は当該ゾーンまたはセクション内のクラブに、指名委員会の構成について報告しなければならない。し、事務総長は、そのゾーンまたはセクション内のクラブに対して、そのゾーンからの理事に関してクラブとしての推薦を委員会に提出するよう促すものとする。事務総長は、推薦書の送付先である招集者の住所をクラブに提出しなければならない。この推薦は、理事会が定めた承認した書式を用いて指名委員会招集者に提出しなければならない。そしてその推薦書には、候補者の

1 写真およびロータリーその他における活動に関するあらゆる背景情報および最近の写真を含めなければ
2 ならない。その推薦書が9月1日までに招集者によって受理されて気付で指名委員会のもとに届い
3 ている必要がある。

4 12.020.15. 委員会の指名

5 当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、クラブからその氏名が提出された人の中から理事と補
6 欠を指名するものとする。指名が3名未満の場合、理事指名委員会は、ゾーンまたはセクション内の他
7 の適格のロータリアンも選考対象として審議することもできる。委員会は、求め得る最も適格な人を指名
8 する責任を有する。

Commented [COL126]: 第 13.020.17.節
から移動。

9 13.020.15.12.020.16. 指名委員会の会合

10 委員会は、翌9月中に、理事会によって定められた時と場所において会合するものとする。委員の過半
11 数をもって定足数とする。し、議事はすべて過半数によって決する。ただし、委員会による理事の被指
12 名者の選出を除く。委員会が理事と補欠の被指名者を選出するには、委員会の少なくとも60パーセン
13 ト以上に相当するの票数を獲得しなければならない。指名委員会委員長は理事と補欠の指名を、選出
14 に当たって投票できる。しかし、委員会の他の議事については、または可否同数の場合を除いて投票
15 できないに限り投票できる。

16 13.020.16.12.020.17. 委員会がノミニーを選出できなかった場合

17 指名委員会が散会となり、委員会の60パーセントの票を獲得したにより理事ノミニー候補者を選出でき
18 ないがいなかった場合、理事ノミニーはクラブ郵便投票で選ばれるものとする。この郵便クラブ投票は、
19 第 13.030.12.030.節に定められたクラブ郵便投票の手續に基づき、委員会による選考に付されたすべ
20 ての候補者名を含めるものとする。

21 13.020.17. 委員会の指名

22 委員会は当該ゾーンまたはセクション内のクラブの会員で、クラブからその氏名が提出された人の中か
23 ら理事と補欠を指名するものとする。このように提出された指名が3名未満の場合、理事指名委員会は、
24 ゾーンまたはセクション内の他の適格のロータリアンも選考対象として審議することもできる。委員会は、
25 求め得る最も有能な人を指名する責任を有する。

Commented [COL127]: 第 12.020.15.節
へ移動。

26 13.020.18.12.020.18. 委員会の選出報告

27 委員会がゾーンから理事と補欠を指名するに当たっては、委員会会合後10日以内に事務総長にその
28 報告を提出しなければならない。10月15日までに、事務総長は指名委員会の選出についてゾーンま
29 たはセクション内の全クラブに通知しなければならない。

30 13.020.19.12.020.19. ノミニーが任務を果たせない場合

31 委員会の会合において選出された理事ノミニーが任に就くことができない場合、委員会は補欠が先に
32 選んだ補欠を自動的に任に就くよう指名される指名するものとする。

33 13.020.20.12.020.20. 対抗候補者の推薦

34 ゾーンまたはセクション内のクラブはも対抗候補者を推薦できる。対抗候補者は、既に指名委員会に対
35 して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、例会で正規の手續を経て採
36 択されたクラブ決議に従って提出するものとする。決議は地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得
37 ていなければならない。その地区が2つ以上のゾーンにまたがっている場合、理事を指名するゾーン内
38 の地区のクラブの過半数の同意を得なければならない。この同意は地区大会またはクラブ郵便投票で
39 得るものとする。同意は、地区ガバナーが事務総長に対し書式で証さなければならない。この決議には、
40 任務に就く意思があり、その用意があるという対抗候補者の書面による意思表示、経歴(理事会が定め
41 た書式に記入)および最近の写真の添付を含むことを必要とする。前述の手續手順は当該年の12月1
42 日までに完了しなければならない。完了しない場合、対抗候補者は選出において対象となる資格を持
43 たない。

13.020.24.12.020.21. 理事ノミニーの公表、クラブ郵便投票による選出

事務総長が12月1日までに所定の報告書を受け取ることができなかった適格な対抗候補がいなかった場合、会長は、指名委員会選出のノミニーをそのゾーンからの理事ノミニーとして公表するものとする。その公表は12月15日までに行わなければならない。12月1日までに、事務総長が対抗候補者の推薦と同意書要件となる書類を受理した場合、この対抗候補者と指名委員会の選出した候補者の中から1名の理事ノミニーを選ぶことは、第13.030.12.030.節に従ってクラブ郵便投票で行われるものとする。

13.030.12.030. クラブ郵便投票手続

第13.020.12.020.節の規定により、クラブ郵便投票によって理事ノミニーの選出をする場合、その手続は次に規定する通りとする。

13.030.1.12.030.1. 投票

ゾーン内のすべてのクラブが投票に参加するものとする。ただし、第13.020.1.項または第13.020.2.12.020.1.項または12.020.2.項の規定に従ってセクション内の地区から指名委員を選出するゾーンを例外とする。このようなゾーンは、RI理事を指名するセクション内のクラブだけが、投票に参加するものとする。

13.030.2.投票委員会

会長は、投票を審査し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

Commented [COL128]: 第12.030.5.節へ移動。

13.030.3.12.030.2. 投票用紙の書式

事務総長は、投票用紙(単一移譲式投票の投票による場合には、その様式の投票用紙)を準備する。各投票用紙には、理事会が承認した以下の書式を含めるものとする。

- (a) 指名委員会選出の候補者の氏名を投票用紙に明記する。
- (b) 指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、クラブが推薦した対抗候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。
- (c) 推薦クラブから提供された各候補者の写真およびに関する経歴資料を公平に要約して記入したものを添える。その要約は、理事会が定めた書式に記載するものとする。投票用紙には、クラブが正規の手続を経て推薦した対抗候補者全員の氏名を記載するものとする。指名委員会選出の候補者の氏名に次いで、他の候補者の氏名をアルファベット順に投票用紙に列記する。指名委員会選出の候補者の氏名には、指名委員会選出と投票用紙に明記するものとする。

13.030.4.12.030.3. 投票用紙の受理締切日

事務総長は、投票用紙に写真と履歴書を添えて含め、次の12月31日までに、当該ゾーンまたはセクション内の各クラブ宛に郵送送付しなければならない。この投票用紙は、投票を記入して3月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示とともに郵送送付しなければならない。

13.030.5.12.030.4. クラブの投票

1クラブの投票数は、第16.050.1.項に規定した計算式によって決定する。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。

12.030.5. 投票委員会

会長は、投票を審査し、これを数えるために投票委員会を任命するものとする。

Commented [COL129]: 第13.030.2.節から移動。

13.030.6.投票委員会と報告

投票委員会は、会長の決定する時と場所および方法において会合を開き、投票用紙を審査し、これを数える。この会合は、3月5日までに開催するものとする。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証するものとする。

13.030.7.12.030.6. 投票の集計

過半数を得た理事候補者がノミニーとして公表されるものとする。集計に当たっては、補欠を選出するために第2選択票および第3以下の選択票をすべて算入するものとする。

13.030.8.12.030.7. 理事ノミニーの発表

会長は、3月10日までにこのような郵便投票によって選出された理事ノミニーの氏名を発表しなければならない。

13.030.9.12.030.8. 同数の場合

理事ノミニーのクラブ郵便投票の結果、最高得票が同数の場合、再度のクラブ郵便投票が必要とされる。事務総長は投票用紙の準備と郵送を監督するものとする。送付をし、投票用紙には、第1次クラブ郵便投票で最高得票を得た候補者たちの氏名、を記載する。投票用紙に、候補者の写真と履歴書を添付する含むものとする。投票用紙その他の資料は、3月15日までに当該ゾーンまたはセクション内の各クラブに郵送送付するものとする。この投票用紙には、記入の上、次の5月1日までに世界本部内の事務総長に必着するよう返送する旨の指示を添えるとともに郵送するものとする。投票委員会は、会長の決定する時と場所および方法において会合して、投票用紙を審査し、これを数えるものとする。会合を、そのような会合は5月5日までに開くものとする。投票委員会は、開票結果の報告を、その後5日以内に事務総長に対して書式で証するものとする。会長は、5月10日までに当該ゾーン内の全クラブに対して、理事ノミニーを通知するものとする。

13.030.10.12.030.9. 期間の延長

特別な事情がある場合、理事会は、ゾーン内のクラブに適用される本節の期日を変更できる権限を有するものとする。

13.040.12.040. RIBI 役員の指名

RIBI の会長、副会長、および名誉会計のノミニーは、RIBI の細則に従って選ばれ、推薦され、指名されるものとする。

第14条第13条 ガバナーの指名と選挙

14.010.13.010. ガバナーノミニーの選出

14.020.13.020. ガバナーの指名手続

13.030. 指名委員会手続

14.030.13.040. クラブ郵便投票によるガバナーの選出

14.040.13.050. クラブ郵便投票の書式

13.060. 地区大会によるガバナーの選出

14.050.13.070. ガバナーノミニーの証明

14.060.13.080. ガバナーノミニーの拒否または一時保留

14.070.13.090. 特別選挙ガバナーおよびガバナーエレクトの空席

14.010.13.010. ガバナーノミニーの選出

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前24カ月以上36カ月以内24~36カ月前に選出するものとする。選出されたロータリアンは、「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩書を担いとなり、ガバナー____に就任する2年前の7月1日にガバナーノミニーの肩書を担うとなるものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。ガバナーノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるに出席するロータリー年度の直前ロータリー前年度に開

催される RI 国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナーエレクトとして 1 年の任期を務めてから、選挙後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

14.020.13.020. ガバナーの指名手続

RIBI 内の地区を除き、地区は、地区大会に出席し投票したクラブの選挙人の過半数によって採択された決議により、将来にガバナーノミニー・デジグネートを選出する手続きとして以下の 3 つの手続のうち 1 つを採択するものとする。

(a) 指名委員会

(b) クラブ投票

(c) 地区大会

地区が 7 月 1 日までに手続を採択しなかった場合、地区は指名委員会手続を使用するものとする。地区は、本項の残りの項により規定されているように、採択した選出方法のすべての手続に従わなければならない。

14.020.1.ガバナーノミニーの選出方法

RIBI 内の地区を除き、地区は、ここに規定されている指名委員会の手続き、あるいは第 14.030.節および第 14.040.節に規定されている郵便投票、あるいはその代わりに、第 14.020.13.項に規定されている地区大会のいずれかの方法によって、ガバナーノミニーを選出するものとする。その選択は、出席し投票しているクラブの選挙人の過半数票によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。

13.030. 指名委員会手続

14.020.2.13.030.1. ガバナーの指名委員会

ガバナーノミニーの選出に指名委員会の手続きを採用する地区においては、指名委員会は、ガバナーノミニーとして求めうる資格を有する最上の候補者を探し出し、推薦する任務を負うものとする。指名委員選出方法を含む指名委員会の職務権限は、地区大会に出席し、投票するクラブ選挙人が採択した決議により決定される。ただし、このような職務権限は、本細則と矛盾してはならない。

14.020.3.13.030.2. 指名委員会手続を採用できなかった場合

ガバナーノミニーの選出のために指名委員会の手続きを採用したにもかかわらず、指名委員を第 14.020.2.項に定める通りに選出できなかった地区は、現在も当該地区内のクラブ会員である、最近の 5 人のパストガバナーを指名委員として起用する選出するものとする。このように構成された委員会は、第 14.020.13.030.節に従ってその務めを果たすものとする。このようなパストガバナーが 5 名いない場合、RI 会長が、委員の数を 5 人とするために、その地区の適任者会員を指名委員に任命するものとする。

14.020.4.13.030.3. クラブからガバナーノミニーをクラブによるガバナーノミニーの推薦

指名委員会の手続によって、または、地区大会においてガバナーノミニーを選出する地区においては、ガバナーは、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとする。指名委員会の手続きが使われる場合、ガバナーが定め、通知した期日までに指名委員会で受理されたクラブからのガバナー候補者の推薦が審議されるものとする。この通知は、推薦書が指名委員会に受理される期日の推薦の期日は、指名委員会の会合の少なくとも 2 カ月前に地区内クラブに送付されるものとする。その通知には、推薦書の送付先が記載されているものとする。この推薦は、候補者を推薦するクラブの例会で採択され、幹事により証明された決議という形式でによって提出されるものとする。この決議は、クラブ幹事によって正式に証明されるものとする。クラブは、自クラブに所属する会員を 1 名だけガバナーノミニーに推薦できる。

14.020.5.13.030.4. 委員会による最適任のロータリアン指名

ガバナー指名委員会が委員会ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとし、その選出を行うに当たっては、その選出の範囲は地区内クラブによって推薦された

候補者に限定されるものではない。しかし、ガバナー職の任務を遂行するのに得られる限りの最適任の候補者を指名するものとする。

14.020.6.13.030.5. 指名の公表

指名委員会の委員長は、指名委員会の閉会后 24 時間以内に、選出した候補者をガバナーに報告する。通知を受けてから 3 日以内に、ガバナーは、次に、指名委員会委員長から通知を受けてから 72 時間以内に、そのノミニーの氏名と所属クラブを地区内クラブに書面で公表通知するものとする。この公表は、書簡、Eメール、またはファックスのいずれかの方法でガバナーから地区のクラブに送られるものとする。

14.020.7.13.030.6. 委員会がノミニーを選出できなかった場合

指名委員会が候補者選出において合意に達することができない場合、第 14.040.13.050.節に規定されているように、または第 16.050 節に従って地区大会において、クラブ郵便投票でガバナーノミニーを選挙するものとする。あるいは、いずれの場合も、指名委員会に推薦されている候補者のみが参加することができるの中から第 16.050.節に従って地区大会でガバナーノミニーを選ぶものとする。

14.020.8.13.030.7. 対抗候補者

当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過している地区内クラブは、前にクラブがガバナー指名委員会に対してガバナーノミニーの候補者を推薦した場合に限り、その候補者を対抗候補者として推薦することができる。年度初めの時点で設立からまだ 1 年が経過していないクラブは、対抗候補者が自クラブの会員であることを条件に、既に指名委員会に対して正式に推薦されている場合に、対抗候補者を推薦することができる。また、対抗候補者は、既に指名委員会に対して正式に推薦されている者でなければならない。対抗候補者の氏名は、クラブ例会で採択された決議に従って提出されるものとする。クラブは、ガバナーの定める期日までに、決議をガバナーに提出しなければならない。決議がガバナーに提出されるものとする。その期日は、ガバナーによるガバナーノミニー選出公表の通知から 14 日以内とする。

14.020.9.13.030.8. 対抗候補者の支持

前記のように対抗候補者が推薦された場合、ガバナーは、RI 所定の書式によって全クラブに対抗候補者の氏名を通知する。ガバナーは、し、この対抗を支持するかどうかクラブに尋ねるものとする。対抗者を支持するには場合、クラブは、例会で採択したクラブ決議を採択し、提出しなければならない。この決議書は、ガバナーの定める日までに、ガバナーに提出しなければならない。有効な対立候補者は以下のいずれかの方法で支持を得ることを要件とする。

(a) 地区内の少なくとも他の 10 のクラブ(当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブ)、もしくは

(b) 当該年度初めにおけるクラブ(当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブ)総数の 20 パーセントの

いずれも地区内において、当該年度の初めの時点で設立から少なくとも 1 年が経過しているクラブとし、いずれか多い方の数の支持を得た対抗候補者で、クラブの決議書がガバナーによって定められた通り、クラブ細則に従いクラブ例会で採択されたものである場合のみが有効とみなされる。クラブは、対抗候補者を 1 名のみ支持するものとする。

14.020.10. 対抗候補者がいない場合

定められた期限までにそのような対抗候補者の指名を受理しなかった場合には、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミニーと宣言するものとし、締切期限より 15 日以内に地区内全クラブにその旨宣言するものとする。

Commented [COL130]: 第 13.030.10 節と同じ。

14.020.11.13.030.9. 対抗候補者の指名

期限から7日以内に、定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取った場合、ガバナーはその期限から7日以内に、地区内の全クラブにその旨を有効な対抗候補者がいることを通達するものとする。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで有効であるなら限り、この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出したクラブとこれに同意しているクラブの名前が含まれ、候補者についてクラブ郵便投票または地区大会で投票が行われる選ばれる旨が明記されるものとする。

14.020.12.13.030.10. 対抗候補者の指名が有効でない場合

有効な対抗候補者の指名を受け取らなかったがいけない場合、ガバナーは地区指名委員会の選んだ候補者をガバナーノミニーと宣言するものとする。ガバナーは、15日以内にこのノミニーを地区内全クラブに通達するものとする。

14.020.13. 地区大会において投票でガバナーノミニーを選ぶ場合

地区大会における投票は、できるだけ郵便投票の規定に沿うことになる。2票以上の投票権を有するクラブの票は、そのようなクラブから無効票であると考えられる票がない限り、すべて同じ候補者に投じられるものとし、そうでない場合は、そのクラブが投じた票は無効とみなされるものとする。各クラブは、そのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定するものとする。

14.030.13.040. クラブ郵便投票によるガバナーの選出

第14.020.1項の下に必要とされる事情がある場合、もしくは理事会の許可を得た場合は、地区は、指名委員会の力を借りずに、ガバナーノミニーを郵便投票によって選ぶことができる。

14.030.1. 手続

ガバナーは、地区内クラブの幹事に対して、ガバナー候補者を推薦するよう公式な要請書を郵送送付するものとする。すべての推薦は書面によることとし、クラブの会長および幹事の署名があり、期日までにガバナーが受領していなければならない。期限は、公式要請発行日より少なくとも1カ月後であるものとする。クラブは、ガバナーノミニーの候補者として自クラブに所属する会員を1名のみ推薦することができるものとする。その書面は、ガバナーの定める期限までにガバナーのもとに届いている必要がある。ただしその期限は、公式要請発行日より少なくとも1カ月後であるものとする。クラブから推薦された候補者が1名のみ場合は投票を要しないものとし必要とせず、ガバナーはその候補者をガバナーノミニーとして公表するものとする。

14.030.2.2 人以上の候補者がクラブから推薦された場合

候補者が2名以上ある場合、ガバナーは、このような候補者一人一人の氏名と資格条件を地区内の全クラブに通知し、ガバナーノミニー候補者全員がクラブ郵便投票において票決に付されることになる。

14.040.13.050. クラブ郵便投票手続

ガバナーは、各クラブに単一移譲式の一枚の投票用紙を送付準備するものとする。投票用紙には、地区指名委員会の選出した候補者がいる場合はその候補者名を最初に記す。次にクラブからガバナーが受け取ったその他の候補者の氏名をアルファベット順に列記する。候補者が3名以上ある場合、投票は単一移譲式投票方式によるものとする。ガバナーは、その際、投票委員会の全委員が署名した投票用紙にクラブの投票を記入した上、ガバナーの定める期限までにガバナーのもとに届くよう返送する必要がある旨の指示を添付して各クラブに対して1部送付郵送するものとする。投票用紙は、ガバナーの定める期限までに返送しなければならない。その期限この期日は、ガバナーが各クラブに投票用紙を発送送付した日から15日以上30日以内15〜30日の間に定めるものとする。

14.040.13.050.1. クラブの投票

1クラブの投票数は、第16.050.1項に規定した計算式によって決定する。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、

Commented [COL131]: 第13.060.節へ移動。

さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが2票以上を投じるの権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、所定の封筒に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

14.040.2.13.050.2. 投票委員会

ガバナーが、投票集計の場所、期日、時間を決定、発表し、投票委員会を3人任命するものとする。委員会は3人の委員によって構成され、投票場の手配をし、その他、投票用紙の有効性の有無と集計の責任を負う。投票用紙の有効性の確認は、投票用紙の集計とは別個に行うものとする。投票委員会は、投票用紙の守秘等、必要とされる他の手配をする。また、候補者またはその代理人が、投票の集計に立ち合えるよう手配するものとする。各クラブからの票が入った封印された封筒はすべて、候補者あるいはその代理人の立会いのもとに、開封されるものとする。

14.040.3.13.050.3. 過半数または同数の投票投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得したら、直ちに、各候補者の得票数も含め、開票結果をガバナーに報告するものとする。過半数の票を得た候補者が、その地区のガバナーノミニーと宣言されるものとする。選挙で、2人の候補者がそれぞれ50パーセントの票を獲得し、そのうちの1人が指名委員会のノミニーである場合、同数の場合、指名委員会のノミニー候補者がガバナーノミニーとして発表されるものとする。かかる2人の候補者のいずれも指名委員会のノミニーでない同数の候補者のいずれも指名委員会の選出者でない場合、ガバナーが2人の同数候補うちいずれか一方をガバナーノミニーとして選出するものとする。

14.040.4.投票委員会の報告

投票委員会は、候補者の1人が過半数の票を獲得したら、直ちに、開票結果をガバナーに報告するものとする。報告書には、各候補者の得票数も記載するものとする。ガバナーは開票結果を各候補者とクラブに速やかに連絡するものとする。投票委員会は、ガバナーから候補者とクラブに開票結果が告げられてから15日間、投じられた票すべてを保管するものとする。そのこの間、クラブ代表者がいつでも点検できるようにするものとする。その後、同委員会の委員長が、この投票用紙を破棄するものとする。

13.060. 地区大会によるガバナーの選出

地区が地区大会においてガバナーノミニーを選出することを選択した場合、ガバナーは、クラブに対して、ガバナー候補者の推薦を提出するよう要請するものとする。推薦要請および地区大会における投票は、できるだけクラブ投票の規定に沿うことになる。2票以上を有するクラブが投じるすべての票は、同じ候補者に投じられた場合に限り集計されるものとする。各クラブは、そのクラブのすべての票を投じる選挙人を一人指定するものとする。

14.050.13.070. ガバナーノミニーの証明

ガバナーは、ノミニーの宣言の後10日以内に、ガバナーノミニーの氏名を事務総長に対して書式で証するものとする。

14.060.13.080. ガバナーノミニーの拒否または一時保留

14.060.1.13.080.1. 資格条件に欠ける場合

所定の資格条件に欠けるガバナーノミニーの指名は拒否されるものとし、第17.010.節および第17.020.節に従って理事会により免除されない限り、事務総長はこれを選挙のため国際大会に提出しないものとする。

Commented [COL132]: 第14.040.4.節から移動。

Commented [COL133]: 第13.00.3.節へ移動。

Commented [COL134]: 第14.020.4.節から移動。

Commented [COL135]: 第14.020.13.節から移動。

14.060.2.13.080.2. 指名の一時保留

ガバナー・ノミニーから署名のある声明書を受領したにもかかわらず、そのノミニーが細則に定める任務と責任を十分に果たすことができないと信じる理由が理事会にのであれば、理事会はその指名を一時保留することができる。理事会は保留の旨をガバナーとそのノミニーに通告しなければならない。ノミニーは、ガバナーとしての任務と責任を取り、忠実にこれを遂行できることに言及した申し立てを、ガバナーと事務総長を通じて、理事会に提出する機会を与えられるものとする。かかる申し立てを含め、すべての関連事情を審議したうえで、理事会は3分の2の多数をもってそのノミニーの指名を拒否するか、あるいは保留を解除するものとする。

14.060.3.13.080.3. ノミニーを拒否

ノミニーの指名が理事会によって拒否された場合、事務総長は関係地区のガバナーにその旨通告するものとする。事務総長は、その拒否の理由を述べ、ガバナーはこれを当該ノミニーに通告するものとする。そこで時間が許すならば、ガバナーは、細則の規定に従い、ガバナー・ノミニーをもう1度選ぶためにクラブ郵便投票を実施しなければならない。地区がガバナー・ノミニーとして理事会の満足するような適任者を選出する以上のことができなかった場合は、ノミニーは第 14.070.13.090.節の規定に従って選出されるものとする。

14.070.13.090. 特別選挙ガバナーおよびガバナーエレクトの空席

地区がガバナー・ノミニーを選出できなかった場合、もしくはガバナー・ノミニーが選挙される資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、そして国際大会における役員の年次選挙に先立っての前に、その地区が別のノミニーを選出できなかった場合、ガバナーが、第 14.020.節に従って指名手続を再度踏むものとする。同様に、国際大会において地区がガバナー・ノミニーを選出したが、またはノミニーが国際協議会の少なくとも3カ月前までに資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、別のノミニーを選出できなかった場合、ガバナーは、第 14.020.13.020.節から始まる指名手続を再度踏むものとする。いずれの場合も、理事会が、指名されたロータリアンをガバナーエレクトとして選挙するものとする。その後、ガバナーエレクトが資格を喪失した場合、もしくは任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合、理事会が、第 16.070.節の資格条件を備えたロータリアンを空席の役職に選挙するものとする。ただし、ガバナーエレクトもしくはガバナー・ノミニーが任務を引き受けることができなくなった、あるいは引き受ける意思がなくなった場合に、その後継者の選挙手続が地区により正式に完了している場合には、定められた通り国際大会または理事会によって選出されることを条件として、この後継者に引き受ける意思があれば、この者が自動的に空席の役職に就くものとする。後継者が選出されているが、任務を引き受けることができない、あるいは引き受ける意思がない場合、理事会が、第 17.010.節の資格条件を備えたロータリアンを選出するものとする。

14.070.1.13.090.1. 特別選挙空席の特例

ガバナーが第 14.070.13.090.節に従って指名手続を再び踏む際に、当初の指名手続において指名委員会に対して正式に推薦された者がいずれのクラブからもによってもなかった場合、ガバナーは、第 14.020.4.13.030.3.項により義務づけられたの手続きを再び踏む必要はないものとする。

第 14 条 選挙の実施と審査

14.010. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

14.020. 指名委員会 – えこひいきと縁者びいき

14.030. 選挙審査手続

14.010. 選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動

ロータリーの被選役職に最適任のロータリアンが選ばれるようにするため、選挙運動、投票依頼、当選を図るための活動によって、方法を問わず選挙手続に影響を及ぼすいかなる行動も禁止されている。ロータリアンは、選挙によって任命される RI の役職に就くために選挙運動、投票依頼、当選を図るための

Commented [COL136]: 第 11.060 節から移動。

活動を行ってはならないし、自分自身または他の人のためにこのような活動をさせてもならない。理事会が特に認めていない限り、この禁止事項には、パンフレット、印刷物、書状、資料、電子メディア、その他の電子通信手段の、ロータリアン自身あるいは他の人々によるクラブまたはクラブ会員への配布もしくは回覧が含まれる。候補者がこのような禁止されている活動を知った場合は、直ちに非難の意を表明し、活動の中止を指示するものとする。

14.020. 指名委員会

現実指名委員に選ばれる選べないにかかわらず、指名委員会の委員となることに書面で同意した者、その補欠者、指名委員候補者、また1度選ばれて、その後辞退した指名委員候補者、また、その配偶者、子供、親は、その指名委員会が選ぶはずだった年度の役職に指名される資格はないものとする。

Commented [COL137]: 第 11.040.1 節から移動。

14.030. 選挙審査手続

Commented [COL138]: 第 11.070 節から移動。

14.030.1. 不服申し立て

RI 被選役職の選出手続きまたは RI 選挙の結果について疑いがある、という申し立ては、以下の場合に限り、理事会によって考慮されるものとする。

Commented [COL139]: 第 11.070.1 節から移動。

- (a) 少なくとも他の五つのクラブまたは RI 現役員の同意を得たクラブ、あるいは地区またはゾーンの会合における会長代理により行われたもの。
- (b) 書面によるもの。
- (c) 投票結果の発表後 21 日以内に事務総長に提出されたもの。

14.030.2. 理事会の審議

事務総長は、理事会手続に従って、申し立てについて決定を下すものとする。理事会は、申し立てを却下するか、理事会が定める一定期間において、当該被選役職または将来の RI 役職（あるいは、その両方）について候補者を失格とするか、または、ロータリアンに対し理事会が公正かつ正当とみなす何らかの措置を講じることができる。候補者を失格とするには 3 分の 2 の投票を必要とする。理事会は決定を速やかに関係者に通知するものとする。

Commented [COL140]: 第 11.070.2 節から移動。

14.030.3. 地区から繰り返し提出される選挙の不服申し立て

細則あるいは標準クラブ定款の規定にかかわらず、以下を定めるものとする。

Commented [COL141]: 第 11.070.3 節から移動。

- (a) 過去 5 年以内に、理事会が第 14.030.1. 項に基づく 2 件以上の地区内の不服申し立てを支持した場合、理事会は、RI 細則あるいは選挙への申し立て手順に違反するとみなすに十分な理由があれば、次の措置を取ることができる。
 1. ノミニーと一部またはすべての候補者を失格とし、地区内のクラブに所属する資格条件を備えている人 1 名を選出する。
 2. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った人を解任する。
 3. 選挙手続きに不適切な影響を与えたり、妨害行為を行った現 RI 役員または元 RI 役員は、現 RI 役員または元 RI 役員ではないと公表する。
- (b) 理事会が過去 5 年以内に、第 14.030.1. 項に基づく 1 地区から 3 件以上の不服申し立てを支持した場合、理事会は、第 16.010.1. 項の規定に関わらず、その地区を解散し、各クラブを近隣地区に割り当てることができる。

14.030.4. 選挙運動禁止規定に対する候補者の申告

選挙による役職に候補者を推薦するためのすべての書式において、候補者は、本細則の規定を読み、理解し、受け入れ、本細則の規定に拘束されることに同意したという宣誓に署名するものとする。

Commented [COL142]: 第 11.070.4 節から移動。

14.030.5. 選挙審査手続の完了

細則の選挙審査手続は、選挙によって役職に選任される権利を主張し、または RI 選挙結果に異議を唱える唯一の方法である。候補者たるロータリアン、またはこのような候補者を代弁するクラブが、選挙

Commented [COL143]: 第 11.070.5 節から移動。

審査手続に従わず、また選挙審査手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は、当該役職に選挙される資格を失い、理事会により定められた期間、RIにおけるいかなる役職の候補者ともなる資格を失うものとする。クラブまたはロータリアンが、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を求める前に選挙審査手続に従い、かつ完了することを怠った場合、理事会は第 3.020.1.項 c 条項に従い適切な措置を取ることができる。

第 15 条 管理上の集団と管理上の地域単位

15.010. 理事会の権限

15.020. 監督

15.030. 管理上の地域単位 (RIBI)

15.010. 理事会の権限

正式に設立された地区において、クラブがガバナーの直接監督の下に管理される場合、理事会は理事会が必要かつ得策と考える委員会、審議会またはその他のガバナー補佐を認可することができる。

15.020. 監督

地理的に隣接する 2 つ以上の地区から成る区域内のクラブについて、ガバナーによる管理のほかに、他の管理方法を理事会が追加設定することができる。理事会は、そのような管理の設定に当たって、理事会が管理方法を設定する場合、理事会が適切と考える手続規則を定めるものとする。し、この手続規則は、関係地区内クラブと国際大会の承認を得なければならない。

15.030. 管理上の地域単位 (RIBI)

RIBI に所在するクラブは、RI の管理上の地域単位として組織、運営されるものとする。RIBI は、RI の規定審議会によって承認された定款の定めるところに従って運営するものとする。RIBI はまた、RIBI において、理事会に代わって、クラブの加盟を承認し、RI 地区編成委員会としての役割を務め、さらに細則の規定に従い、かつまた理事会の委嘱によって、RI の財務事項を処理するものとする。

15.030.1. RIBI の定款

RIBI の定款は、常に RI 定款・細則の精神および規定に合致しなければならない。RI と RIBI の定款・細則は、域内管理に関する特定の規定を含むものとする。

15.030.2. RIBI の定款の改正

その権限、目的、機能の遂行における域内管理について規定した RIBI 定款の規定は、規定審議会の承認を得て RIBI 年次大会の決定によってのみ改正することができる。域内管理に関する事項を除き、RI の規定審議会が RI 組織規定を改正した場合、RIBI の定款および細則を RI 組織規定と合致させるために必要な改正は、RIBI の定款および細則において、事実上自動的に発効するものとする。

15.030.3. RIBI の細則の改正

RIBI の細則は、RIBI の定款または RI の組織規定に定める通りに、およびこれらに合致するものとして、改正することができる。このような改正は、RIBI の定款および RI の組織規定と合致するものとする。

第 16 条 地区

16.010. 創設

16.020. 地区研修・協議会

16.030. 会長エレクト研修セミナー (PETS)

16.040. 地区大会および地区立法案検討会

16.050. 地区大会および地区立法案検討会での投票

16.060. 地区の財務

16.070. ガバナー・ミニーの資格条件

16.080. ガバナーの資格条件

1 **16.090.ガバナーの任務**

2 **16.100.RIBIのガバナーの任務**

3 **16.110.解任**

4 **16.120.地区の郵便投票**

6 **16.010. 創設**

7 理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。~~し、会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界ととも~~
8 ~~に公表するものとするを設定する権限を有する。このような決定は、理事会の指示によるものとする。~~
9 ~~理事会は、参加型の活動を実施しているクラブをいかなる地区にも割り当てることができる。~~

11 **16.010.1. 境界の廃止と変更**

12 理事会は、クラブ数が100を上回る地区、あるいはロータリアンの数が1,100名未満の地区の境界を、
13 廃止あるいは変更することができ、そのような変更と同時に、理事会はその地区のクラブを隣接地区に
14 編入させることができ、る。~~理事会はまた、そうしたこれらの地区をほかの地区と統合、または分割できる。~~
15 ~~関係地区内クラブの過半数の反対があるが反対する場合は、~~前述以外のいかなる地区の境界も変更し
16 てはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブ
17 が、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、
18 地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならび
19 に文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。地区の境界を廃止あるいは変
20 更する理事会決定は、少なくとも2年間効力をもたないものとする。理事会は、新たに編成される地区
21 や統合される地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手續を規定するものとする。

23 **16.010.2. 同一地域内のクラブ**

24 同一の市、区、自治体地域または都市部内のに数クラブが存在する場合は、この数これらのクラブの過
25 半数の承認なしに、これらのクラブが異なる地区に編入されることはないものとする。同一地域にあるク
26 ラブは、同一地区に編入される権利を有する。このような権利は、~~前述のクラブの過半数が~~理事会に申
27 請することによって、行使できる。理事会は、~~このような申請を受理後、この共存するすべてのクラブを2~~
28 ~~年以内に同一地区に編入するものとする。~~

30 **16.020. 地区研修・協議会**

31 ~~多地区合同で開催することもできる地区(または多地区合同)研修・協議会は、必要な技能、知識およ~~
32 ~~び意欲を持つロータリークラブの指導者を育成し、会員基盤を維持、および(または)増強拡大し、それ~~
33 ~~ぞれの地域社会をはじめ他の国の地域社会のニーズを取り上げたプロジェクトを実施して成功させ、プ~~
34 ~~ログラムへの参加と資金寄付を通じてロータリー財団TRFを支援するために、なるべく3月、4月、5月~~
35 ~~のいずれかの月に、毎年開催されるものとする。ガバナーエレクトが地区研修・協議会に対し責任を持~~
36 ~~つものとする。地区研修・協議会は、ガバナーエレクトの指示および監督の下に、計画、実施されるもの~~
37 ~~とする。ガバナーエレクトが地区研修・協議会を計画、実施、指揮、監督するものとする。特別な事情が~~
38 ~~あれば理事会は、ここに定める時期以外に地区研修・協議会を開催することを認可できる。地区研修・~~
39 ~~協議会に出席を要請されるのは、次期クラブ会長と次年度に重要な指導者の役割を務めるために次期~~
40 ~~会長により指名されたクラブの会員クラブリーダーである。~~

42 **16.030. 会長エレクト研修セミナー(PETS)**

43 理事会が決定した通り地区内のクラブ会長エレクトを指導し、研修を行うために、地区(または多地区合
44 同)PETSを開くものとするが、~~多地区合同のPETSでも差し支えない。~~PETSは、毎年、なるべく2月ま
45 たは3月中に開くものとする。~~ガバナーエレクトがPETSに対し責任を持つものとする。PPETSは、ガバ~~
46 ~~ナーエレクトの指示および監督の下に、計画、実施されるものとする。ガバナーエレクトがPETSを計画、~~
47 ~~実施、指揮、監督するものとする。~~

49 **16.040. 地区大会および地区立法案検討会**

16.040.1. 時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリーの地区大会を毎年開催するものとする。~~ガバナーノミニーは、選出され、事務総長に対して書式で証された時に、大会の計画を始めることができる。~~地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。RI 理事会は、2 つ以上の地区が合
同で大会を開催することを認可できる。また、地区は、21 日前までにすべてのクラブに通知した上で、
ガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することがもできるが、その場合は、21 日
までに地区内のすべてのクラブに明確な通知を行うことを条件とする。

Commented [COL144]: 第 16.040.2.節
から移動。

16.040.2. 開催地の選定

~~ガバナーノミニーが選出され、事務総長に対してこれが書式で証されれば、そのガバナーノミニーが、~~
~~ガバナーを務める年度のその地区の大会をあらかじめ計画することができる。~~その大会の開催地は、そ
のガバナーノミニーと地区内クラブのその時点におけるクラブ会長の過半数との合意によって決定す
ることができる。理事会の承認を得て、地区は、あるいは、理事会は、ガバナーノミニーと、同年にクラブ会
長を務める者の過半数との投票によって、大会の開催地を選定することができると承認することができ
る。当該ガバナーノミニーがガバナーを務める年度の地区大会の開催地を選定し、合意することができ
る。クラブがかかる会長を選出していない場合は、そのクラブの現在の会長がかかる大会開催地の投票を
行うものとする。

Commented [COL145]: 第 16.040.1.節
へ移動。

16.040.3. 地区大会および地区立法案検討会の決定

地区大会および地区または立法案検討会はその地区内のにとって重要な事柄について、RI 定款およ
び本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿う推奨案を採択することができる。ただしこのような推奨
は、定款および本細則と一致し、ロータリーの精神と理念に沿うものでなければならない。各地区大会
および地区立法案検討会は、理事会が当該大会の審議に付したすべての事項を審議、決定するもの
とし、また、これに関する決議を採択することができる。

16.040.4. 地区大会幹事

ホストクラブの会長と相談のうえ、ガバナーは大会幹事を任命するものとする。~~し、大会幹事の任務は、~~
大会の計画を策定し、大会記録の作成についてガバナーに協力するものとする。

16.040.5. 地区大会報告

地区大会終了後 30 日以内に、ガバナーまたは議長代行者は、大会幹事とともに、書面によって、大会
記録の報告を行う作成ものとする。し、~~そしてこの報告書は 3 部を事務総長に、1 部をそのと地区の各ク~~
~~ラブ幹事に送るものとする。~~

16.050. 地区大会および地区立法案検討会での投票

16.050.1. 選挙人

~~地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその地区の年次地区~~
~~大会および地区立法案検討会（開催される場合）において証明する送るものとする。~~会員数が 25 名を
超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を送る
権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名
から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3
人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直
前の最新のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、資格が停止されているク
ラブは投票権がない。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に
参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投
じるためには地区大会または地区立法案検討会に出席するものとする。

16.050.2. 地区大会および地区立法案検討会の投票手続

地区大会または地区立法案検討会に出席しているクラブの瑕疵なきクラブ会員は、すべての案件について投票権を有するが、以下の場合を除く。

- (a) ガバナー・ミニーの選出、
- (b) 理事指名委員会の委員と補欠委員の選出、
- (c) ガバナー指名委員会の構成および職務権限、
- (d) 規定審議会と決議審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙、ならびに
- (e) 地区の1人当りの賦課金の額の決定を除き、地区大会または地区立法案検討会に提出されたその他の案件のすべてについて投票権を有するものとする。

しかし、選挙人は、出席しているクラブの瑕疵なき会員は誰でも、大会または地区立法案検討会に提出されたいかなる案件についても、その案件について投票ができない会員でも、票決を求めることができる。ものとし、この場合の投票は選挙人に限りこれを行うことができるものとする。ガバナー・ミニーの選出、理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙、ガバナー指名委員会の構成および職務権限、規定審議会と決議審議会の地区クラブ代表議員および補欠議員の選挙上記(a)、(b)、(c)および(d)のために投票をする際に、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ候補者または提案に投じるものとする。候補者が3名以上おり、単一移譲式投票を必要とする、または用いるによる投票の場合、2票以上の投票権を有するクラブは、すべての票を同じ順番で候補者に投じるものとする。

16.050.3. 委任状による代理者

ガバナーが承認した場合、クラブは、そのクラブの欠席選挙人の委任状による代理者を指定することができる。このようなクラブは、このような委任状による代理者についてガバナーの承諾を得なければならない。委任状による代理者には、自分のクラブの会員もしくはクラブの所在するこの代理者は地区の他のクラブの会員を含めることができる場合がある。その代理は、当該クラブの会長および幹事によって証明されなければならない。その委任状による代理者は、既に持っている投票権のほかに、自分が代理する欠席選挙人に代わってその投票権も行使することができるものとする。

16.050.4. 地区クラブ投票

細則によって大会または研修・協議会において認可される諸決定や選挙は、クラブ投票を通じて行うこともできる。クラブ投票は、第13.050.節の手続にできる限り沿った方式で行うものとする。

Commented [COL146]: 第16.120.節から移動。

16.060. 地区の財務

16.060.1. 地区資金

各地区は、大会の決議によって、「地区資金」という基金を設けても差し支えない。その目的は、地区提唱プロジェクトおよび地区内におけるロータリーの管理・開発の資金を調達することである。地区資金は地区大会の決議によって設けるものとする。地区資金の不適切な管理または第16.060.4.項への違反を含め、財務上の義務を果たさなかつたいかなる人も、財務上の不正が地区内で解決されるまで、一切のRIまたは地区の役職に就くことが禁じられるものとする就いてはならない。

16.060.2. 地区賦課金の承認

地区資金は、地区内クラブの会員に均一の賦課金を割り当てるという方式によって、調達されるものとする。地区資金を調達するために、地区内の会員に均一の賦課金を割り当てるものとする。1人当たりの賦課金の額は、次のいずれかによって決定するものとする。

- (a) 地区研修・協議会に出席した次期クラブ会長の4分の3の承認。ただし、会長エレクトが標準クラブ定款の第13条第5節の(e)項に従ってガバナーエレクトによって地区研修・協議会出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わってあるいは地区の裁量で、投票する権利を有するものとする。
- (b) (a) 地区大会に出席し、投票する選挙人の過半数。

(e) (b) 地区の裁量により、地区の研修・協議会または会長エレクト研修セミナーに出席した PETS での次期クラブ会長の 4 分の 3 の承認。ただし、標準クラブ定款第 13 条第 5 節(c)において指定された代理を含む。従い、会長エレクトがガバナーエレクトから出席を免除されている場合は、会長エレクトの指定した代理が、会長エレクトに代わって投票する権利を有するものとする。

16.060.3. 地区の 1 人当りの賦課金

地区の 1 人当りの賦課金の支払は、地区内全クラブの義務である。そうした負担金の未払が 6 カ月以上に及ぶという証明書類をガバナーから受理した理事会は、直ちに、未納中のそのクラブへの RI 事務局のサービスを停止するものとする。

16.060.4. 地区の年次財務表および報告書

ガバナーは、各クラブに、ガバナーとしての年度の任期終了後 3 カ月以内に地区内全クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。この検査は、地区大会により決定された通りに、資格を備えた会計士あるいは地区監査委員会のいずれかが行うことができる。地区監査委員会による検査を行う場合、委員会は、

- (a) 少なくとも 3 人の正会員の委員から構成されなければならない。
- (b) ~~すべての委員は正会員でなければならない。~~
- (e)(b) 少なくとも 1 名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物でなくてはならない。
- (d)(c) 現職のガバナー、財務長、地区銀行口座の署名人、または財務委員会の委員がその就任年度に監査委員会に携わることを認めない。を含まない。
- (e) (d) 地区が定めた手続きに従い、地区により選出された者を委員とするでなければならない。

この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定されるものではない。

- (a) 地区のすべての資金源(RI、~~ロータリー財団 TRF~~、地区、およびクラブ)。
- (b) 募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金。
- (c) ~~ロータリー財団 TRF~~ から受領した補助金、または地区が使用すべく指定された ~~ロータリー財団 TRF~~ の資金。
- (d) ~~すべての地区委員会の金銭的取引。~~
- (e) 地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての金銭的取引。
- (f) 地区資金のすべての支出。
- (g) RI からガバナーが受け取ったすべての資金。

この年次財務表および報告書は、少なくとも 30 日前に通知した後に、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が 1 名出席するが、する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを 30 日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されるものとするまでに開催されるものとする。提出された財務表が採択されなかった場合、その地区大会の終了から後 3 カ月以内に、次の地区の会合において討議に付され、採択されるものとする。その会合は、少なくとも 30 日前に予告した後に、すべてのクラブから代表者が 1 名出席することができる権利があり、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを 30 日前に予告した会合でなければならない。そのような地区会合が 3 カ月以内に開催されないされる予定がない場合、ガバナーが大会後 60 日以内にクラブ郵便投票を実施するものとする。

第 17 条 ガバナー

17.010. ガバナーノミニーの資格条件

17.020. ガバナーの資格条件

Commented [COL147]: 第 16 条「地区」を分割し、ガバナーに関する条項を第 17 条とした。

1 **17.030. ガバナーの任務**

2 **17.040. RIBI ガバナーの任務**

3 **17.050. 解任**

4 **17.060. ガバナーの空席**

6 **16.070.17.010. ガバナーノミニーの資格条件**

7 理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適っていなければガバナーノ
8 ミニーに選ばれることはない。人物は、

10 **16.070.1. 瑕疵なきロータリアン**

11 (a) 本人が地区内の機能しているクラブの瑕疵なき会員であることを要する。

13 **16.070.2. 完全に会員資格を有する者**

14 (b) 会員規定の厳格な適用に照らして、職業分類の要件を含め、完全にクラブ会員資格を有する者で
15 あること~~でなければならぬ~~。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならな
16 い。

18 **16.070.3. クラブの元会長であること**

19 (c) クラブ会長を全期務めた経験があることまたは創立日から6月30日までの全期間(最低6カ月間)
20 を通してクラブの創立会長を務めた経験があること。

22 **16.070.4. ガバナーの任務を遂行できる能力**

23 (d) 第16.090.17.030.節に規定するのガバナーの任務と責任を果たす意思があり、身体的にもその他
24 においてもこれを果たすことができる者であること~~でなければならぬ~~。

26 **16.070.5. 資格条件を満たしていることを証明**

27 (e) ロータリアンは、細則に定められているガバナーの資格条件、任務および責任を熟知していることを
28 示し、

29 (f) 事務総長を通じてRIに、細則に列記されたガバナーの資格条件、任務および責任を明確に理解
30 している旨の声明書に署名して提出しなければならない~~していること~~。この声明書には、ガバナーとし
31 ての資格条件を備えており、ガバナーの任務と責任を引き受け、これを忠実に果たす意思を持ち、それ
32 ができる状態にあること~~ということ~~を明記するものとする。

34 **16.080.17.020. ガバナーの資格条件**

35 理事会によって特に許可されない限り、ガバナーは、就任の時点で時に、国際協議会に全期間を通し
36 て出席していて、通算1つまたは複数のロータリークラブで7年以上会員ロータリアンであり、さらに前
37 述の第16.070.17.010.節に述べる資格条件を、引き続き保持していなければならない。

39 **16.090.17.030. ガバナーの任務**

40 ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行うRIの役員である。~~ガ~~
41 ~~バナーは地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進する任務を課~~
42 ~~せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシ~~
43 ~~ップ・プランへの参加を奨励すべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。~~
44 さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任、次期地区指導者と協力して、地区
45 内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

46 (a) 新クラブの結成。

47 (b) 既存クラブの強化助成。

48 (c) 地区指導者およびクラブ会長と協力し、地区内各クラブのために現実的な会員増強目標を設定し
49 て、会員増強を推進すること。

Commented [COL148]: 第17.030. (d)
および(e)に移動。

- (d) 地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すること。
- (e) 地区内のクラブに対する指導および監督を行うことで、ロータリーの目的を推進すること。
- ~~(d) (f) プログラムへの参加と寄付に関してロータリー財団-TRFを支援すること。~~
- ~~(e) (g) クラブ間およびクラブとRIの間の良好な関係を促進すること。~~
- (f) (h) 地区大会を計画、主宰すること。会長エレクト研修セミナーPETSおよび地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- ~~(g) (i) 年度を通じて個々のクラブの例会あるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下の目的を果たすため、できる限り以下を行うため、ガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶようにする。~~
1. ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
 2. 弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
 3. ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる。
 4. クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は、特にこれを行う。
 5. 顕著な貢献をした地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- ~~(h) (j) 地区内の各クラブの会長、幹事に対して月信を発行すること。~~
- (i) (k) 会長または理事会の要請があればにより、速やかに RI に報告を提出すること。
- (j) (l) ガバナーエレクトに対して、選出後できる限り早く、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策を提案すること。
- ~~(k) (m) 地区における指名および選挙が、RI定款と細則組織規定文書、およびRIの既定のRIの方針に則って確実に実施されるを遵守するよう計らうこと。~~
- (l) (n) 地区内で運営されているロータリアンのグループ(友情交換、国際共同委員会、世界ネットワーク活動グループなど)の活動について定期的に尋ねること。
- ~~(m) (o) 地区で保存すべきの文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。~~
- ~~(n) (p) RI 役員としてその職責に属するその他の任務を遂行すること。~~

16.100.17.040. RIBIのRIBI ガバナーの任務

RIBIのガバナーの任務は、審議会の指示の下に、RIBI 定款および細則と一致するこの地域の伝統的慣行に従って、遂行されるものとする。また会長または理事会の要請があれば速やかに RI に報告しなければならない。またガバナーは、地区におけるRI 役員としての職責に属するその他の任務を遂行しなければならない。

16.110.17.050. 解任

ガバナーがその任務と責任を忠実に遂行しなかったと会長が決定した場合、会長が信じる十分な理由があるときには会長は、これを理由に、ガバナーをその職から解任することができる。このような場合、会長は当該ガバナーにその旨通告し当該ガバナーに対して、解任を不当と思うなら、30 日以内に釈明するよう 勧告するものとする。30 日以内に、当該ガバナーが、会長を納得させるだけの十分な理由を提出できなかった場合ときは、会長がガバナーを解任できる。本節の下に解任されたガバナーは、パストガバナーとみなされない。

16.120. 地区の郵便投票

細則に明記する諸決定や選挙は地区大会または地区研修・協議会で行うものではあるが、地区内のクラブが郵便投票を通じて行うこともできる。この郵便投票は、第 14.040.節の手續にできる限り沿った方式で行うものとする。

17.060. ガバナーの空席

Commented [COL149]: 第 16.090.節から移動。

Commented [COL150]: 第 16.050.4.節へ移動。

Commented [COL151]: 第 6.120.節から移動。

17.060.1. 副ガバナー

ガバナー指名委員会は、ガバナーエレクトが提案した1名のパストガバナーを、選出の翌年度に任期を務める副ガバナーに選出できる。指名委員会が選出をしなかった場合、ガバナーエレクトが1名のパストガバナーを副ガバナーとして選出できる。副ガバナーの役割は、ガバナーが一時的あるいは恒久的にガバナーとしての任務が不可能となった場合に、ガバナーの後任となることである。

17.060.2. ガバナーの恒常的空席

副ガバナーがいない場合、理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンを選挙することができる。理事会が決定を行うまで、会長は、資格条件を備えたロータリアンを、アクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

17.060.3. ガバナーの一時的任務遂行不能

ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができず、副ガバナーがいない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンをアクティングガバナー（臨時のガバナー）として任命することができる。

第1718条 委員会

~~17.040.18.010.~~ 定数と任期常任委員会

~~18.020.~~ その他の委員会

~~17.020.~~ 委員

~~17.030.~~ 会合

~~17.040.18.030.~~ 特別委員会

~~18.040.~~ 会員増強委員会

~~18.050.~~ 戦略計画委員会

~~18.060.~~ 監査委員会

~~18.070.~~ 運営審査委員会

~~18.080.~~ 委員会の委員

~~18.090.~~ 会合

~~17.050.18.100.~~ 任期

~~17.060.18.110.~~ 委員会の幹事

~~17.070.18.120.~~ 定足数

~~17.080.18.130.~~ 通信による議事の処理実施方法

~~17.090.18.140.~~ 委員会に対する権限

~~17.100.~~ 会員増強委員会

~~17.110.~~ 戦略計画委員会

~~17.120.~~ 監査委員会

~~17.130.~~ 運営審査委員会

~~17.040.18.010.~~ 定数と任期常任委員会

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクト・インタラクティブに関する常任委員会をはじめ、RIにとって最も有益であると理事会が折に触れ判断したその他の以下の常任委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。

(+) (a) コミュニケーション: 6名の委員から成りとし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。

(2) (b) 定款細則: 3名の委員から成りとし、毎年、任期3年で1名ずつ任命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成るとする。

(3) (c) 国際大会: 6名の委員から成りとし、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長を含むとする。会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、委員長に任命することができる。

(4) (d) 地区編成: 6名の委員から成りとし、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。

Commented [COL152]: 第17.050.節から移動。

- (5) (c) 選挙審査: 6名の委員から成りとし、毎年2名ずつ任期3年で任命される。
- (6) (f) 財務: 8名の委員から成りとし、うち6名は、毎年2名ずつ任期3年で任命される。また、さらに RI 財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。
- (7) (g) ローターアクト・インターアクト: 6名の委員から成りとし、毎年2名ずつ任期3年で任命され、最低少なくとも3名のローターアクト会員が含まれる。

18.020. その他の委員会

理事会はその他の委員会を設置することができ、第 18.100.節の規定に従って以下を決定することができる。

- (a) 常任委員会を除く委員の定数と
- (b) 委員の任期は、後述の第 17.050.節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、
- (c) すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、
- (d) 年々委員の継続性を図る。

17.020. 委員

本節に別段の規定ある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員および小委員会委員を任命するものとする。また、会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとする。会長は、すべての RI 委員会の職権上の委員である。

17.030. 会合

本節に別段の規定ある場合を除いて、委員会と小委員会は、会長の決めた時と場所で、通知を受けた上で、会合を開くものとする。委員の過半数で定足数を構成する。定足数を満たしている会合に出席している委員の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

17.040. 18.030. 特別委員会

第 17.010.節から第 17.030.節第 18.010.節、第 18.020.節、第 18.080.節、および第 18.090.節までの規定は、指名委員会または細則第 17.100.節から第 17.130.節第 18.040.節から第 18.070.節の下に結成された委員会には適用されない。

18.040. 会員増強委員会

理事会は、少なくとも8名の委員から成る会員増強委員会を任命するものとする。各委員が少なくとも3年の任期を務め、1年ごとにずらして任命され、委員を再任する資格を有するものとする。

18.050. 戦略計画委員会

理事会とロータリー財団管理委員会は、8名から成る戦略計画委員会を任命するものとする。委員は、4年任期を務め、1名が理事会により、1名が管理委員会によって、毎年2名が任命されるものとする。委員は、理事会メンバーでも、ロータリー財団管理委員でもない人とする。委員長と副委員長は、RI 会長と TRF 管理委員長により共同で任命されるものとする。委員を務めた期間が3年未満の委員は、再任されることができる。委員は、長期計画の立案、RI または TRF のプログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、理事会、TRF 管理委員長、TRF 管理委員会が決定する方法において、会合を開くものとする。

18.060. 監査委員会

理事会は、7名の委員による監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会には、毎年理事会によって任命される2名の現職の理事会メンバーと、毎年 TRF 管理委員会によって任命される1名の現職の管理委員を含めるものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される4名の委員を含めるものとし、これらの委員は、理事会のメンバーでも管理委員でもなく、6年任期を1期務める。委員会は、必要に応じて、RI と TRF の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。本委員会は、

Commented [COL153]: 第 18.080 節へ移動。

Commented [COL154]: 第 18.090 節へ移動。

Commented [COL155]: 第 17.100.節から移動。

Commented [COL156]: 第 17.110.節から移動。

Commented [COL157]: 第 17.120.節から移動。

理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に、理事会と管理委員会に助言を行う。委員会は、年に3回まで会合を開くものとする。会長、RI理事会、または委員会委員長が時、場所、方法、定例会合の通知を決定するものとする。追加の会合については、会長または委員会委員長が時、場所、方法、および通知を決定することができる。運営審査委員会委員長(または同委員長が指名した人物)が、委員会への連絡担当者を務めるものとする。

18.070. 運営審査委員会

理事会は、6名の委員による運営審査委員会を任命するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務め、常時6名の委員を維持するために、毎年1名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、現TRF管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かな委員でバランスよく構成できるように選出するものとする。会長または理事会が時、場所、方法、定例会合の通知を決定するものとする。理事会または会長によって必要とみなされた場合には、運営審査委員会は、運営、管理手続、経営基準の有効性と効率性など(ただしこれだけに限定されるものではない)の運営事項を審査することができる。本委員会は、理事会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に、理事会に直接報告するものとする。

18.080. 委員会の委員

本節に別段の規定がある場合を除いて、会長が、理事会と協議をした後で、委員および小委員会委員を任命するものとする。会長は、各委員会と小委員会の委員長を指名するものとし、すべてのRI委員会の職権上の委員を務めるものとする。

18.090. 会合

本細則に別段の規定がある場合を除いて、会長は委員会と小委員会のすべての会合の時、場所、方法、および通知を決定するものとする。委員の過半数で定足数を構成する。定足数を満たしている会合に出席している委員の過半数の決定を、委員会または小委員会の決定とする。

17.050.18.100. 任期

本細則によって別段の定めのある場合を除き、いずれの者も3年を超えてRIの同一RI委員会の委員を務めることはできない許されない。ある委員会に既に3年務めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、アドホック委員会または職権上の委員およびアドホック委員会の委員には適用されない。前述の規定にかかわらず、会長は、国際大会委員会の委員を2年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。

17.060.18.110. 委員会の幹事

本細則によって、あるいは委員会設置に当たって、理事会の別段の定めがない限り、事務総長がすべての委員会の幹事となる。事務総長は自分を代行する幹事を指名することができる。

17.070.18.120. 定足数

委員会委員の過半数をもってその委員会のあらゆる会合における定足数とする。ただし、本細則に別の規定のある場合、または、委員会設置に当たって、理事会でこれと異なる決定のあった場合は、この限りでない。

17.080.18.130. 通信による議事の処理実施方法

委員会は議事の処理を、理事会の定める手続規則に従って、適切な通信方法によって処理実施することができる。ただし、本細則によって別段の定めのある反する場合はこの限りでない。

17.090.18.140. 委員会に対する権限

すべての委員会の運営および活動は、5.040.2.項第5.040.節に準じて、理事会の管理と監督に従うものとする。会長指名委員会の会長マニーマーの選出に関する決定を除き、すべての委員会による措置およ

Commented [COL158]: 第 17.130.節から移動。

Commented [COL159]: 第 17.020.節から移動。

Commented [COL160]: 第 17.030.節から移動。

Commented [COL161]: 第 18.010.節へ移動。

び決定は理事会の承認によって初めて効力を生じるものとする。ただし、本細則第11.060.節および第11.070.節第14条に抵触するすべての措置および決定は、理事会がこれを管轄するものとする。

~~17.100. 会員増強委員会~~

理事会は、少なくとも8名の委員から成り、各委員が少なくとも3年の任期を務める会員増強委員会を任命するものとする。1年ごとにずらして任命され、委員を再任できるものとする。

第17.100.節に関する暫定規定

2016年規定審議会が制定案16-90によって採択した第17.100.節の改正は、理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

~~17.110. 戦略計画委員会~~

理事会とロータリー財団管理委員会は、8名から成る戦略計画委員会を任命するものとする。委員は、理事会メンバーでも、ロータリー財団管理委員でもない人とし、4年任期を務め、毎年2名が任命されるものとする。委員のうち4名は理事会により、残りの4名はロータリー財団管理委員会により任命されるものとする。毎年、1名が理事会により、1名が管理委員会によって任命されるものとする。委員は、元会長であってはならない。戦略計画の立案、RIおよび(または)ロータリー財団のプログラムと活動、および財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長、RI理事会、ロータリー財団管理委員長、ロータリー財団管理委員会が決定する時および場所において、通知の上、会合を開くものとする。戦略計画委員会は、理事会と管理委員会による検討のために戦略計画案を作成し、推奨し、また修正するものとする。任務の遂行にあたっては、戦略計画を見直し、理事会と管理委員会に提案を行うために、少なくとも3年に一度はロータリアンとロータリークラブを対象に調査を行い、また理事会と管理委員会が指定するその他の任務を遂行するものとする。本委員会の委員長と副委員長は、会長とロータリー財団管理委員長により共同で任命されるものとする。委員を務めた期間が3年未満の委員は、再任されることができる。

第17.110.節に関する暫定規定

2016年規定審議会が制定案16-93によって採択した第17.110.節への改正は、理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

~~17.120. 監査委員会~~

理事会は、7名から成る監査委員会を任命するものとし、各委員は独立した立場にあり、財務の知識を有する者とする。委員会委員には、毎年理事会によって任命される2名の現職の理事会メンバーと、毎年管理委員会によって任命される1名の現職のロータリー財団管理委員を含めるものとする。さらに同委員会には、理事会によって任命される4名の委員を含めるものとする。これらの委員は、理事会のメンバーでもロータリー財団管理委員でもないものとし、6年任期を1期務めるものとする。監査委員会は、必要に応じて、RIとロータリー財団の財務報告、外部監査、内部管理システム、内部監査、その他の関連事項について審査し、理事会に報告するものとする。委員会は、会長、RI理事会、または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、年に3回まで会合を開くものとする。また、会長あるいは委員会委員長が必要とみなした場合には、会長または委員会委員長が決定する時と場所において、通知後、その年に追加の会合を開くものとする。運営審査委員会委員長または同委員長が指名した人物が、委員会への連絡担当者を務めるものとする。本委員会は、理事会と管理委員会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会と管理委員会の定める本節の規定と矛盾しない職務権限の下に任務を遂行するものとする。

第17.120.節に関する暫定規定

2016年7月1日より、理事でも管理委員でもない委員が、2017年7月1日から1名加わって6年任期を務め、2018年7月1日からさらに1名加わって6年任期を務めものとする。

~~17.130. 運営審査委員会~~

Commented [COL162]: 第18.040.節へ移動。

Commented [COL163]: 第18.050.節へ移動。

Commented [COL164]: 第18.060.節へ移動。

Commented [COL165]: 第18.070.節へ移動。

理事会は、6名の委員から成る運営審査委員会を設置するものとする。各委員は、6年を超えない任期を1期務める。常時6名から成る委員会構成にするために、毎年1名の委員を任命する。委員は、元会長または現理事、ロータリー財団管理委員であってはならない。経営、指導力育成、財務管理などに経験豊かなロータリアンでバランスよく委員会を構成できるように選出するものとする。委員会は、会長またはRI理事会が決定する時および場所において、通知後、会合を開くものとする。また、理事会または会長によって必要とみなされた場合には、運営、管理手続、経営基準、その他必要に応じて運営上の事項の有効性と効率性など(ただしこれだけに限定されるものではない)の運営事項を審査することができる。本委員会は、理事会の顧問という役割だけを果たすものであり、理事会の定める、本節の規定と矛盾しない、職務権限の下に任務を遂行するものとする。運営審査委員会は、理事会総会に直接報告するものとする。

第18条第19条 財務事項

18.010.19.010. 会計年度

18.020.19.020. クラブ報告

18.030.19.030. 会費

18.040.19.040. 支払時期

18.050.19.050. 予算

18.060.19.060. 5カ年財務見通し

18.070.19.070. 監査

18.080.19.080. 報告

18.010.19.010. 会計年度

RIの会計年度は7月1日に始まり6月30日に終わるものまでとする。

18.020.19.020. クラブ報告

クラブは、毎年7月1日および1月1日、または理事会により定められたが定めたほかの期日に、各クラブは、同日におけるそのクラブの会員数を、理事会により指定された方法で理事会に証明しなければならない。RIに報告するものとする。

18.030.19.030. 会費

18.030.1.19.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のようにRIに人頭分担金を支払うものとする。

2016-17年度には半年ごとに米貨28ドル、2017-18年度には半年ごとに米貨30ドル、2018-19年度には半年ごとに米貨32ドル、2019-20年度以降には半年ごとに米貨34ドル。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

18.030.2.19.030.2. 追加会費人頭分担金

各年度に、各クラブは各年度に、会員それぞれにつき、さらに米貨1ドル、または次回に予定されている規定審議会および決議審議会の予測経費を賄うに足ると理事会が決定した額をRIに支払うなければならない。クラブがRIに支払うべき会費の最低額はないものとする。臨時規定審議会会合が招集された場合、その費用のために、会合後のできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。この追加会費は、理事会が定める通りに、厳密に規定審議会に出席するクラブ代表議員の費用、および審議会のその他の運営の費用に充てるために別個の資金として取っておくものとして別途指定され、制限される。その方法については理事会が定めるものとする。理事会は、この収支についてクラブに報告するものとする。審議会の臨時会合の場合、クラブはできるだけ早い時期に追加会費を支払うものとする。

~~18.030.3. 会費の返還または減免~~

~~理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブに返還することができる。所在地域が自然災害または同類の災害により重大な被害を受けたクラブから要請があった場合、理事会は、そのクラブの人頭分担当金を減免するか、支払いの猶予を認めることができる。~~

Commented [COL166]: 第 19.030.4.節へ移動。

~~18.030.4.19.030.3. RIBI の支払う会費~~

~~RIBI 内の各 RIBI クラブは、RI の代行者としての、RIBI を通じて第 18.030.1.19.030.1.項の規定する人頭分担当金を RI に支払うものとする。RIBI は、第 18.030.1 項に従って決定された RI 人頭分担当金の半分を保有し、その残りを RI に送金するものとする。~~

~~18.030.5.19.030.4. 支払額の調整~~

~~理事会は、必要と見なした場合、支払額の一部をクラブに返金することができる。所在地域が自然災害または同類の災害により重大な被害を受けたクラブから要請があった場合、または所在ある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブが、RI に対する債務を支弁するために、自国通貨を過剰に支払わなければならない場合、理事会はその国のクラブが支払う金額を調整することができる。理事会は、そのクラブの人頭分担当金を減免するか、支払いの猶予を認めることができる。~~

Commented [COL167]: 第 18.030.3.節から移動

~~18.040.19.040. 支払時期~~

~~18.040.1.人頭分担当金の支払期日 19.040.1. 支払期日.~~

~~毎年 7 月 1 日および 1 月 1 日、または理事会により定められたが定めたほかの期日を会費支払期日とし、第 18.030.1.19.030.1.項に定められた基準に基づいて支払うものとする。追加会費は、ただし、第 18.030.2. 19.030.2.項の下に支払う会費は、7 月 1 日または理事会により定められたが定めたほかの期日を支払期日とし、に支払うものとする。~~

~~18.040.2.19.040.2. 比例人頭分担当金~~

~~クラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、支払期日の間に、各クラブは、会費を支払う次の期間が始まるまで比例人頭分担当金を支払うものとする。会員となつてから丸 1 カ月ごとに支払うべき額は、新会員については、会員となつてから丸 1 カ月ごとに支払うべき年間人頭分担当金の 12 分の 1 とする。しかし、比例人頭分担当金は、第 4.030 節に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブの元会員のためにクラブが支払いを求められないクラブが支払うことはないものとする。比例人頭分担当金は 7 月 1 日と 1 月 1 日または理事会により定められたが定めるほかの期日に支払うものとする。この人頭分担当金は、規定審議会だけが変更できる。~~

~~18.040.3.19.040.3. 通貨~~

~~会費は米国通貨をもって RI に支払われるものとする。しかしながら、米国通貨をもって会費を支払うことが不可能であるか、实际的でない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可することができる。理事会はまた、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。~~

~~18.040.4.19.040.4. 新クラブ~~

~~クラブは、加盟が承認された日付後の、第 18.040.1.項に基づく人頭分担当金の支払期日まで、会費支払の義務を課せられないものとする。新クラブは、加盟後の支払期日に会費支払を開始する。~~

~~18.050.19.050. 予算~~

~~18.050.1.19.050.1. 理事会の採択~~

~~毎年、理事会は、次の会計年度に対する RI の収支予算を採択するしなければならない。予算の総支出の予算額は、総収入見積額を上回ってはならないものとする。~~

1 **18.050.2.19.050.2. 予算の改訂**

2 このような予算は、理事会がは、予算をいつでも改訂できる。ただし、総支出見積額は、総収入見積額
3 を上回ってはならない。

5 **18.050.3.19.050.3. 予算支出**

6 RI の資金は、いかなる費用であっても、理事会承認の予算の範囲内でなければ、支払ってはならない。
7 事務総長は、本項への準拠を施行する義務と権限を持つものとする。

9 **18.050.4.19.050.4. 総収入見積額を超える支出:非常事態と不測の事態**

10 理事会は、非常事態と不測の事態に限りにおいて、全理事の 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回
11 る支出を認める権限を有する。ただし、支出により理事会は、RI の純資産を上回る負債を生じるような
12 支出を招いてはならない。会長は、超過支出とそこに至るまでの経過をは、会長が 60 日以内に全 RI
13 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

15 **18.050.5.19.050.5. RI の年間予算の年次公表**

16 第 18.050.1 項の規定に従って採択した RI 予算は、理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー一年
17 度の 9 月 30 日までに全ロータリークラブに周知させるものとする。毎年 9 月 30 日までに、RI 予算は理
18 事会が決定した方法で公表し、全クラブに周知させるものとする。

20 **18.050.6.19.050.6. 収入見積額を超える支出:一般剰余金**

21 第 18.050.4 項の規定にかかわらず、一般剰余金が、一般剰余金で賄われた支出と国際大会および規
22 定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去 3 年間における年間支出最高額の 85 パー
23 セントを超えた場合、いかなる時でも、理事会は、その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支
24 出を認める権限を有する。ただし、その支出によって一般剰余資金がその 85 パーセントレベルの 100
25 パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が 60 日以内に全 RI 役
26 員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

28 **18.060.19.060. 5 カ年財務見通し**

30 **18.060.1.19.060.1. 5 カ年財務見通しを毎年見直す**

31 毎年、理事会は、5 カ年財務見通しを毎年審議するものとする見直し、その見直しには、RI の総収入、
32 と総支出、の予測を記載するものとする。その見直しには、RI の資産、と負債、と残高の予測をも記載
33 するものとする。

35 **18.060.2.19.060.2. 5 カ年財務見通しを規定審議会に提出おける 5 カ年財務見通しに関する説明発表**

36 理事会は、財務見通し 5 カ年財務見通しをは、財務に関する立法案の背景情報として理事会から規定
37 審議会に説明発表に提出されるものとする。

39 **18.060.3.5 カ年財務見通しの最初の年は規定審議会開催年**

40 財務見通し 5 カ年財務見通しの第 1 年目は、規定審議会が開かれているの年度とする。

42 **18.060.4.19.060.3. ロータリー研究会における 5 カ年財務見通しに関する説明発表**

43 5 カ年財務見通しは、討議に付すために各ロータリー研究会において理事または他の理事会の代理が
44 5 カ年財務見通しを説明発表するものとする。

46 **18.070.19.070. 監査**

47 理事会は、少なくとも年 1 回 RI の監査を行う。このような監査は、少なくとも年 1 回行うものとし、この監
48 査は、免許を持つ会計士、公認会計士または税理士、もしくは監査の行われる国、州または県におい
49 て一般にその権威を認められている監査人が実施する。事務総長は理事会の要求があればいつでも、
50 帳簿類と伝票類を提出しなければならない。

1 **18.080.19.080. 報告**

2 会計年度終了後の12月末31日までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。こ
3 の報告には、会長、会長事務局、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に弁済されたすべての経費、なら
4 びに会長、会長事務局、会長エレクト、会長ノミニー、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、
5 役職ごとに明記されるものとする。なお、この報告には、会長室に支払われたすべての経費、および
6 会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。この報告書にはさらに、理事会、RI
7 年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第 ~~18.050.1~~ 19.050.1 項
8 に従って採択した予算、また必要であれば第 ~~18.050.2~~ 項は第 19.050.2 項に従って改定した予算と各
9 費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と10パー
10 セント以上を超えて異なるとき支出は、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書
11 は、RIの現および元RI役員それぞれに配布されるものとする。クラブは請求すればこの報告書を入
12 手できるものとする。事務総長は規定審議会の直前の前年の監査報告はを、審議会開会の少なくとも
13 30日前までに事務総長から審議会議員全員に郵送送付するものとする。

14
15 **第19条第20条 名称と徽章**

16 ~~19.010.20.010.~~ RIの知的所有権の保全

17 ~~19.020.20.020.~~ RIの知的所有権の使用の制限

18
19 **19.010.20.010. RIの知的所有権の保全**

20 理事会はRIの名称、徽章、バッジその他の記章をもっぱら全ロータリアンのみの使用と、その利益のため
21 に確保し保全するものとする。

22
23 **19.020.20.020. RIの知的所有権の使用の制限**

24 RIならびにクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブまたはクラブの会員が商品の商標または
25 は特別銘柄として使用し、あるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。RIは、
26 RIまたはクラブこれらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用
27 することはRIのを認知または承認しないところである。

28
29 **第20条第21条 その他の会合**

30 ~~20.010.21.010.~~ 国際協議会

31 ~~20.020.21.020.~~ ロータリー研究会

32 ~~20.030.21.030.~~ 元会長審議会

33 ~~20.040.21.040.~~ 会議運営手続規則

34
35 **20.010.21.010. 国際協議会**

36
37 **20.010.1.21.010.1. 目的**

38 ~~毎年国際協議会を開催するものとする。~~国際協議会その目的は、ガバナーエレクトをに、ロータリー教
39 育を行い、運営上の任務を指導し、鼓舞激励し、さらに、出席しているエレクトや他の人に、次年度翌ロ
40 タリー年度のロータリープログラムや活動の実施方法を討議・計画する機会を与えることである。

41
42 **20.010.2.21.010.2. 時と場所**

43 理事会は国際協議会の会合する時と場所を決定するものとする。会長エレクトは、プログラム決定の責
44 務を負うものとし、国際協議会の手配を監督するために設置された委員会の委員長を務めるものとする。
45 国際協議会は毎年2月15日より前に開催されなければならない。理事会は、国際協議会開催地を選
46 ぶに当たり、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなけれ
47 ばならない。

Commented [COL168]: 第21.010.2.節
へ移動。

Commented [COL169]: 第5.050 節へ移
動。

1 **20.010.3.21.010.3. 参加者**

2 国際協議会に出席する権限のある参加者には次の人が含まれる:会長、理事、会長ノミニー、理事エ
3 レクト、理事ノミニー、事務総長、ガバナーエレクト、RIBI 役員ノミニー、RI 各種委員会委員長、およびそ
4 の他理事会の指定する者。

6 **20.010.4.21.010.4. 特別、または局地的、協議会**

7 非常事態または特別の事情に対応するために、理事会は二つまたはそれ以上のこのような特別協議会
8 もしくは局地的協議会を開催する手配をすることができる。

10 **20.020.21.020. ロータリー研究会**

11 会長は、情報提供のための年次会合であるとしてロータリー研究会の開催を許可することができる。ロ
12 ータリー研究会には、RI の元、現ならびに次期 RI 役員、また招集者によって招待されたその他のロー
13 タリアンや来賓が出席できるものとする。ロータリー研究会は、RI、ゾーン、ゾーン内のセクション、もし
14 くは複数ゾーンのグループで開催されるものとする。

16 **20.030.21.030. 元会長審議会**

18 **20.030.1.構成 21.030.1. 構成**

19 クラブの会員籍を有するである元会長をもって構成される元会長審議会を常設するものとする。会長は
20 本審議会の投票権を持たない職権上のメンバーとなるものとしであり、その会議に出席し、議事に参加
21 する特典を有するものとする。しかしながら、議事に関する投票権は持たないものとする。

23 **20.030.2.役員**

24 直前会長のすぐ前の元会長をは審議会の議長とし、さらに直前元会長はをその副議長、とする。事務
25 総長は、元会長審議会の幹事となるを務めるが、審議会のメンバーではない。

27 **20.030.3.21.030.2. 任務**

28 元会長審議会は、会長または理事会から付託された事項を通信によって考察するものとし、これにつ
29 て理事会に進言し勧告することができる。審議会はまた、理事会の要請に応じて、クラブ、地区、および
30 役員が関わる事柄の調停者としての役割を果たすものとする。

32 **20.030.4.21.030.3. 会合**

33 会長または理事会は、元会長審議会の合議とその進言が必要であると考える場合、元会長審議会を招
34 集することができる。このように招集された場合、会長または理事会が付託した事項を議題として審議
35 するものとする。審議会議長は、会合後、必ず理事会に報告するものとする。理事会が報告の一部また
36 は全部を発表しない限り、この報告を公表してはならない。

38 **20.030.4.1.国際大会および国際協議会での会合**

39 元会長審議会は、年次国際大会および(または)国際協議会において会合を開くものとする。こともできる。
40 審議会議長は、会合後、必ず理事会に書面で報告するものとする。

42 **20.040.21.040. 会議運営手続規則**

43 あらゆるロータリーの会議、協議会、大会または国際大会において、定款、細則、もしくは RI 採用の特
44 別議事規則によって特に定められていない手続上の問題は、当該会合の議長が決定するものとする。
45 このような手続上の問題については、すべての当事者に対して公正さを基本として配慮するものとし
46 るが、ただし、提訴は認められるものとする。

48 **第 21 条第 22 条 機関雑誌**

49 **21.010.22.010. 機関雑誌出版の権限**

50 **21.020.22.020. 購読料**

21.030.雑誌の購読

21.010.22.010. 機関雑誌出版の権限

理事会は、RI の機関雑誌発行の責任を負うものとする。を、機関雑誌は、理事会が認可する幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これを英語版はザ・ロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は、RI の目的とロータリーの目的の推進について理事会を助ける媒体としての役割を果たすことである。

21.020.22.020. 購読料

21.020.1 購読料

各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。

Commented [COL170]: 第 22.020.1 節へ移動。

21.020.2.22.020.1. 購読義務

米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌または理事会によりそのクラブに対して承認されたロータリー雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌を合同で購読する選択肢があることができる。各機関誌の購読料は、すべて理事会がこれを定めるものとする。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わって RI に送金しなければならないクラブは購読料を徴収し、RI に送金するものとする。各会員は、印刷版された雑誌を郵送で受け取るか、インターネットで(利用できる場合は)電子版のどちらか雑誌を受け取るかを選択できるものとする。理事会は、会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている言語を読めない場合は、そのクラブに対する本節の規定の適用を免除することができる。

Commented [COL171]: 第 21.030.1 節から移動。

Commented [COL172]: 第 21.020.1 節から移動。

Commented [COL173]: 第 21.030.2 節から移動。

21.020.3.22.020.2. 雑誌収入

現年度中の年度内の雑誌収入は、その一部といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的のために充当させてはならないのみに使用するものとする。年度末に、支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定がある理事会が別途規定する場合を除き、年度末に RI の一般剰余金に繰り入れられるものとする。

21.030.雑誌の購読

21.030.1 購読義務

米国およびカナダ以外のクラブの各会員が、RI の機関雑誌または RI の理事会が承認し、当該クラブに対して指定したロータリーの雑誌の有料購読者とならなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに対して指定したロータリー雑誌を合同で購読する選択肢がある。本人が会員である限り、その購読を続けなければならない。各会員は、郵送で送られる印刷版か、インターネットを通じた電子版のいずれかの選択肢を選べるものとする(電子版が発行されている場合)。

Commented [COL174]: 第 22.020.1 節へ移動。

21.030.2 購読義務免除

会員が機関雑誌およびクラブ用に定められた理事会承認の公式雑誌に用いられている言語を読めない場合は、理事会によって、そのクラブに対する本節の規定の適用が免除される。

Commented [COL175]: 第 22.020.1 節へ移動。

第 22 条 ロータリーのウェブサイト

理事会は RI のウェブサイトを開設し、維持する責任がある。このウェブサイトはロータリーのウェブサイトと称され、理事会が承認した複数の言語で開かれるものとする。このウェブサイトの目的は理事会が RI の目的とロータリーの目的を推進するのを助けることである。RI、地区、およびクラブは適切な言語によるウェブサイトを維持するよう強く奨励され、可能な場合、こうしたウェブサイトにもロータリーのウェブサイトへのリンクを設けるものとする。

Commented [COL176]: 第 22 条は組織規程文書として内容が古くなっているため削除。

1 第23条 ロータリー財団

2 23.010. TRF 財団の目的

3 23.020. 管理委員

4 23.030. 管理委員の任期

5 23.040. 管理委員の報酬

6 23.050. 23.030. 管理委員会の経費

7 23.060. 23.040. 管理委員会の報告

9 23.010. TRF 財団の目的

10 RIのロータリー財団TRFは、財団の法人設立定款および細則に従って、~~ロータリー財団~~管理委員会
11 が人道的、教育的目的のためにのみ運営するものとする。法人設立定款と細則は、管理委員会のみが
12 理事会の同意を得て改正できるが、~~その他の方法はない。~~

14 23.020. 管理委員

15 会長エレクトが推薦し、理事会が選出した15名の管理委員がいなければならない。各管理委員は就任
16 する前の年度に選出される。4名の管理委員のうち4名は、RIの元RI会長とする。すべての管理委員
17 は、財団TRF細則に挙げた資格条件を満たさなければならない。

19 23.020.1. 管理委員の空席

20 管理委員に空席が生じた場合、残存期間を埋める任期を全うする新しい管理委員を会長が指名し、理
21 事会が選出するものとする。

23 23.030. 管理委員の任期

24 管理委員の任期は4年とする。管理委員は再任できる。再選することができ、

26 23.040. 管理委員の報酬

27 管理委員は無報酬でその任を務めるものとする。

29 23.050. 23.030. 管理委員会の経費

30 管理委員会は、理事会の承認があった場合にのみ、TRF財団資産から支出する。ただし、次の2種類
31 の支出は、管理委員会の承認だけで差し支えない。

32 (1) 財団TRFの管理運営に必要な経費。

33 (2) TRF財団への贈与または遺贈の条件により定められた通り、収益または元金からの支出。

35 23.060. 23.040. 管理委員会の報告

36 管理委員会は、財団のTRFプログラムと財務について少なくとも年1度RIに報告するものとする。財
37 団の年次報告は、役職ごとに、それぞれの管理委員に弁済されたすべての経費、ならびに代わって行
38 われたすべての支払いが明確に記載されるものとする。

40 第24条 補償

41 理事会は、RI理事、役員、従業員、代行者の補償方針を設定、実施することができる。

43 第25条 仲裁および調停

44 25.010. 意見の相反必須調停または仲裁

45 25.020. 調停または仲裁の期限

46 25.030. 25.020. 調停

47 25.040. 25.030. 仲裁

48 25.050. 仲裁人または裁定人の決定

49 25.060. 25.040. 調停または仲裁の費用

25.010. 意見の相反必須調停または仲裁

理事会の決定に関すること以外で、ロータリークラブの現会員または元会員、ロータリー地区、RI、または RI 役員との間に意見の食い違いが起こり、友好的に解決できない意見の食い違いは場合、理事会の決定を除き、その問題は、論争当事者のいずれかが事務総長に要請し、調停によって解決されるか、または調停が失敗した論争当事者のいずれかによって拒否された場合は、仲裁によって解決されるものとする。調停や仲裁の要請は、論争が起きてから 60 日以内に書面にて行うものとする。要請を受理してから 90 日以内に、調停の日取り、場所、方法を決定するものとする。

Commented [COL177]: 第 25.020.節から移動。

25.020.調停または仲裁の期限

調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから 90 日以内に、調停または仲裁の日取りを決定するものとする。

Commented [COL178]: 第 25.010.節へ移動。

25.030.25.020. 調停

調停の手続きは、理事会により定められるものとする。論争当事者のいずれかが、事務総長または調停のために事務総長によって任命されたほかの者に、論争当事者が所属するクラブ以外のロータリークラブ会員で、適切な調停技能と経験を有する者を調停人として指名するよう要請できるものとする。理事会は、適切な技能と経験を有し、中立で独立したロータリアンを調停人として指名することを含め、調停の手続きを定めるものとする。論争当事者のいずれかが、論争当事者のクラブの会員ではないロータリアンを調停人として要請できる。調停人の決定は、両当事者および事務総長に書面にて配布されるものとする。結果を不服とする当事者は、更に調停を要請することができる。

Commented [COL179]: 第 25.030.1.節から移動。

25.030.1 調停の結果

調停によって当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を 1 部提出し、事務総長がそれを保管するものとする。両論争当事者への通知として、当事者が承諾できる結果に関する要約文を作成するものとする。当事者の一方が調停内容を十分に履行しなかった場合、もう一方は事務総長を通じて、更に調停を要請することができる。

Commented [COL180]: 第 25.020.節へ移動。

25.030.2 調停の失敗

調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第 25.040 節に定める仲裁に訴えることができる。

Commented [COL181]: 第 25.030.節へ移動。

25.040.25.030. 仲裁

仲裁が要求された場合、調停が失敗した場合、論争当事者は仲裁に訴えることができる。理事会は、仲裁の日時、場所、方法を定めるものとする。両当事者はそれぞれ 1 名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は 1 名の裁定人を指定するものとする。裁定人または仲裁人には、論争当事者の所属するロータリークラブ以外のロータリークラブ会員のみが指定されることができる。立場を同様とする複数の当事者は、理事会の決定により、1 人の仲裁人で同意するものとする。仲裁人は、適切な技能と経験を有し、中立で独立したロータリアンを裁定人として指名するものとする。

25.050.仲裁人または裁定人の決定

もし仲裁が要求され、仲裁人によって合意に達した決定もしくは、両仲裁人が意見の一致を見なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてを拘束するものとなり、提訴することはできない。

25.060.25.040. 調停または仲裁の費用

論争解決にかかる費用は、調停または仲裁の費用はにかかわらず、調停人、仲裁人、または裁定人による別段の決定がない限り、両論争当事者が等しく負担す支払われるものとするべきである。

第 26 条 改正

本細則は第 7.060.7.090 節の臨時審議会の規定を除き、規定審議会に出席しにおいて投票した人の過半数によって、または臨時審議会によってのみ改正することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

組織規定文書は審議会によって 3 年ごとに改正される。しかし、個々の項目が改正されるため、年月の経過とともに文章が断片化し、統一がなくなってきた。RI 細則の包括的改正は 1995 年に行われたきりで、RI 細則の明確化と再編成には見直しが必要であることは明白である。2016-17 ロータリー年度に、ジャーム会長は RI 細則の簡略化を推奨するため、組織規定文書審査委員会を任命した。

委員会は本立法案を作成し、RI 細則の実質的変更をせずに現行の規定を現代的にして合理化することを目指している。たとえば、委員会はガバナーの資格と任務を、地区の条項の中に含むのではなく、独立した条項にすることを推奨した。この方針は理事会およびロータリー役員に関する他の条項にも反映されている。文章の流れと読みやすさのための変更も行われている。たとえば、委員会の条項は順序が変更されている。節を移動した箇所には目印としてメモが追加されている。

さらに、重複箇所を削減する作業も行われた。たとえば、「第 11 条 役員の指名と選挙 一般規定」から複数の条項が削除されたが、これは別の条項に記載されているためである。また、クラブの票数や選挙人の数え方を何度も繰り返して記載するよりも、「地区」の条項にまとめられ、必要な場合は同条項を参照するよう変更されている。

全体的に、これらの変更は RI 細則を簡略化し、すべてのロータリアンにとって分かりやすい内容にすることを目的としている。

財務上の影響

本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ

号エグゼクティブ・サマリー(要旨)

19-116 標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

この制定案は、クラブ定款に対する非実質的変更を行うために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月 にわたり、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、クラブ定款は 6 分の 1 ほど短縮され、ずっと使いやすくなった。変更の例は以下の通りである。

- 例会への出席方法、例会時間の変更、例会の取り消しに関する第 8 条「会合」の文言を現代化する
- 第 10 条において会員種類の例外を RI に報告する方法を明確に説明し、名誉会員に関する詳細は RI 細則の第 4.050.節に規定されているため削除する
- 第 12 条の欠席のメイクアップ方法に関する部分を再編し、さまざまな欠席の種類について説明する条項を統合する
- 第 15 条の会員身分終結とクラブ復帰に関する条項を再編する
- 第 15 条第 6 節を、第 19 条(仲裁および調停)に沿ったものとする。また、これら 2 つの条を RI 細則第 25 条に沿ったものとする
- 第 17 条を、RI 細則第 21 条「機関雑誌」に対する変更と一致するよう、文言を修正する
- 「電子メール(E メール)」と「インターネットテクノロジー」に関する第 21 条を第 1 条「定義」に移動し、内容を更新する

2019 年規定審議会では採択されるほかの制定案による変更が、新しいテキストに盛り込まれ、全条項の最終的な文言とコンセプトを決めることとなる。

制定案 19-116

標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を行うことなく現代的かつ簡素化する

提案者： RI 理事会

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 87-99 ページ)。

第 1 条 定義

~~本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つものとする。~~

- 1. 理事会： 本クラブの理事会
- 2. 細則： 本クラブの細則
- 3. 理事： 本クラブの理事会メンバー
- 4. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
- 5. RI： 国際ロータリー
- 6. 衛星クラブ (該当する場合)： 潜在的クラブ。その会員は本クラブの会員でもある。
- ~~7. 書面： 文書化が可能なコミュニケーション。通信手段は問わない。~~
- ~~7.8. 年度： 7 月 1 日に始まる 12 カ月間~~

第 2 条 名称

本会の名称は、
ロータリークラブとする。
(国際ロータリー加盟会員)

(a) 本会の衛星クラブ(該当する場合)の名称は、
ロータリー衛星クラブ
(ロータリークラブの衛星クラブ)とする。

第 3 条 クラブの目的

本クラブの目的は、
~~(a) 「ロータリーの目的」の達成を目指すことと、~~
~~(b) 五大奉仕部門に基づいて成果あふれる奉仕プロジェクトを実施することと、~~
~~(c) 会員増強を通じてロータリーの発展に寄与することと、~~
~~(d) ロータリー財団を支援することと、~~
~~(e) クラブレベルを超えたリーダーを育成することである。~~

第 4 条 クラブの所在地域

本クラブの所在地域は、次の通りとする。
とする。

本クラブの衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

第 5 条 目的

ロータリーの目的は、意義ある事業の基礎として奉仕の理念を奨励し、これを育むことにある。具体的には、次の各項を奨励することにある：

第 1 知り合いを広めることによって奉仕の機会とすること；

Commented [COL1]: 第 13 条第 6 節から移動。

- 第2 職業上の高い倫理基準を保ち、役立つ仕事はすべて価値あるものと認識し、社会に奉仕する機会としてロータリアン各自の職業を高潔なものにすること；
- 第3 ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること；
- 第4 奉仕の理念で結ばれた職業人が、世界的ネットワークを通じて、国際理解、親善、平和を推進すること。

第6条 五大奉仕部門

ロータリーの五大奉仕部門は、本ロータリークラブの活動の哲学的および実質的な規準である。

1. 奉仕の第一部門であるクラブ奉仕は、本クラブの機能を充実させるために、クラブ内で会員が取るべき行動に関わるものである。
2. 奉仕の第二部門である職業奉仕は、事業および専門職務の道徳的水準を高め、品位ある業務はすべて尊重されるべきであるという認識を深め、あらゆる職業に携わる中で奉仕の理念を实践していくという目的を持つものである。会員の役割には、ロータリーの理念に従って自分自身を律し、事業を行うこと、そして自己の職業上の手腕を社会の問題やニーズに役立てるために、クラブが開発したプロジェクトに応えることが含まれる。
3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行うさまざまな取り組みから成るものである。
4. 奉仕の第四部門である国際奉仕は、書物などを読むことや通信を通じて、さらには、他国の人々を助けることを目的としたクラブのあらゆる活動やプロジェクトに協力することを通じて、他国の人々とその文化や慣習、功績、願い、問題に対する認識を培うことによって、国際理解、親善、平和を推進するために、会員が行う活動から成るものである。
5. 奉仕の第五部門である青少年奉仕は、指導力養成活動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

第7条 例会と出席に関する規定の例外

本定款の第8条第1節、第12条、第15条第4節に従わない、ならびにこれらに優先する規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に2回、例会を行わなければならない。

第8条 会合

第1節 例会。[本節の規定への例外は第7条を参照のこと]

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週4回、細則に定められた日および時間に、定期の会合を開かなければならない。
- (b) 会合の方法。例会は、直接顔を合わせるか、電話で、オンラインで、またはオンラインの参加型の活動を通じて開催することができる。オンラインでの例会、またはこれらの方法では例会に出席できない会員のために、オンラインでつながる方法を利用できる。あるいは毎週、もしくは前もって定められた週にクラブのウェブサイト上に参加型の活動を載せることによって例会を開くものとする。ウェブサイト上で開く場合、参加型の会合は、ウェブサイトに参加型の活動が掲載される日をもつて開かれるとみなされるものとする。
- (c) 会合の変更。正当な理由がある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から次の例会の前日までの間の前回から次の例会の間のいずれかの日または、定例日の他の時間、または他の場所に変更することができる。
- (d) 取消。例会日が以下にあたる場合、理事会は、例会を取りやめることができる。
 - (1) 一般に認められた祝日を含む国民の祝日に当たる場合、またはその週に一般に認められた祝日を含む国民の祝日が含まれる場合、または
 - (2) クラブ会員が死亡したの葬儀の場合、または

- (3) 全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または
(4) 地域社会での武力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、~~理事会は、例会を取りやめることができる。~~
理事会は、~~本項に明記されていないここに列記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。ただし、本クラブが3回を超えて続けて例会を開かないようなことがあっては取りやめてはならない。~~
(d) (c) 衛星クラブの例会(該当する場合)。細則により定められている場合、衛星クラブは、会員より定められた場所と日時において、毎週1回、定期の会合を開くものとする。例会の日、時間、場所は、本条第1節(b)(c)と同様の方法で変更できる。衛星クラブの各会合は、本条第1節(c)(d)に列記されたいずれの理由によっても取りやめることができる。投票手続は細則の規定通りである。

第2節 年次総会。

- (a) 役員を選挙するための年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年12月31日までに開催されなければならない。
(b) 衛星クラブ(該当する場合)は、衛星クラブの管理全般を担う役員を選挙するため、12月31日までに年次総会を開催するものとする。

第3節 理事会の会合。理事会のすべての会合後60日以内に、~~について書面による議事録をが提供されるべきである。この議事録は当該会合後60日以内に全会員が入手できるようにすべきである。~~

第9条 会員身分に関する規定の例外

本定款の第10条第2節と4～8節に従わない、ならびにこれらに優先する規定または要件を細則に定めることができる。~~そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先するものとする。~~

第10条 会員身分[本条の第2節および4～8節への例外は第9条を参照のこと]

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は正会員および名誉会員の2種類とする。第9条に従って、クラブは他の会員の種類を設けることができる。この会員は正会員または名誉会員としてRIに報告される。

第3節 正会員。RI定款第5条第2節に定められた資格条件を有する者は、~~これを本クラブの正会員に選ぶことができる。~~

第4節 衛星クラブの会員。本クラブの衛星クラブの会員は本スポンサークラブの会員でもあり、これは衛星クラブがロータリークラブとしてRIから加盟が認められるまで続く。

第5節 二重会員の禁止。いかなる会員も、同時に、

- (a) 本クラブと、本クラブの衛星クラブ以外の別のクラブにおいて、正会員になる所属することはできない。~~または~~
(b) いかなる人も本クラブにおいて、正会員であると同時に名誉会員の資格を保持するになることはできない。

第6節 名誉会員。本クラブは、理事会が決定した存続期間で名誉会員を選ぶことができる。名誉会員は以下の資格を満たすものとする。

- (a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理念を推進するために称賛に値する奉仕をした人、およびロータリーの目的を支援したことでロータリーの友人であるとみなされた人を本クラブの名誉会員に選ぶことができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。~~その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。~~
(b) (a) 権利および特典。名誉会員は、会費の納入を免除されるが、
(b) 投票権を持たない
(c) クラブのいかなる役職にも就くことができない。就かない
(d) 名誉会員は、職業分類を保持しないが、

(c) 本クラブのあらゆる会合に出席することができ、その他クラブのあらゆる特典を享受することができ
るが、本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいてはいかなる権利または特典も認められない持
たないものとする。ただし、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利は認めら
れていることはできる。

第7節 — 公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該その
公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しない。この制約は、学校、大学その他の教
育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の
任期をもった公職に選挙または任命された者は、その公職の任期中に在任中、以前の職業分類
の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。

第8節 — RI の職員。本クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。

第11条 職業分類

第1節 — 一般規定。

- (a) 主な活動。各会員は、その事業、専門職務、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとす
る。職業分類は本人の所属する会員本人の会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように
認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業
または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すもので示さなければならない。
- (b) 是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修
正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対しては然るべき予告と
が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 — 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。
ただし、このクラブの会員数が51名以上のクラブの場合、同一職業分類に属する正会員がクラブ
正会員の10パーセントより多くならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引
退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めてはならない。選出によってクラブ会員数が職
業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、またはロータ
ーアクターあるいはRI理事会によって定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出される
ことを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更したの職業分類が変更された場合、クラ
ブ会員は、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することがで
きる。

第12条 出席[本条の規定への例外は第7条を参照のこと]

第1節 — 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブ
の例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクト、およびその他の行事、およびその他のや活動に参加
すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、

- (a) その例会時間の少なくとも60パーセントに直接、電話で、またはオンラインのつながりを使ってで
出席するか、または、
- (b) 会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が退席が妥
当であると示す十分な理由をクラブ理事会が認める理由をに提示するか、または、
- (c) クラブのウェブサイトにて例会が掲載されてから1週間以内にその例会定例のオンライン参加型活
動に参加するか、または、次のような方法で例会の前後14日間以内に欠席をマークアップしなけ
ればならない。

(a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、

- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブ、または他のロー
タリークラブの衛星クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。また
は、

(2) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもって定刻に会場に赴いたとき、
当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。

- (3) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。
- (4) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。
- (5) クラブのウェブサイトを通じて、オンラインの参加型活動に参加すること。
- ~~(2) (6)~~ ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、
- ~~(3) (7)~~ RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

Commented [COL2]: (4)(5)(6)(7)から移動。

第 2 節 — 海外への長期旅行による欠席。 会員が 14 日以上にわたり国を離れている海外で旅行している場合、会員は、欠席のメークアップ期間に拘束されない。会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メークアップ期間に拘束されない。このような出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメークアップとして有効とみなされる。

Commented [COL3]: (2)(3)(4)(5)へ移動。

~~(b) 例会時において、例会のときに、~~

- (1) 本節 (a) 項の (3) に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。または、
- (2) RI の役員、委員、ロータリー財団管理委員がロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (3) 地区ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (4) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。または、
- (5) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、またはロータリー財団の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。または、
- (6) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

Commented [COL4]: 第 4 節へ移動。

第 2.3 節 — 転勤による遠方での勤務中の長期の欠席。 会員が転勤先で長期にわたって実際に遠方で業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば合意していれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第 4 節 — その他のロータリー活動による欠席。 欠席のメークアップが必要とされないのは、会合のときに、会員が

- (a) 第 (1)(c)(7) 節に挙げた会合の一つに出席するため、適切な直行日程による往復の途次にある場合。
- (b) 役員または RI 委員会の委員、TRF 管理委員として、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (c) ガバナーの特別代表として、新クラブ結成中、ロータリーの職務に携わっている場合。
- (d) RI に雇用されている者が、ロータリーの職務に携わっている場合。

(e) メークアップすることができないような僻遠の地で、地区、RI、または TRF の提唱する奉仕プロジェクトに直接かつ積極的に従事している場合。

(f) 理事会が正当に承認したロータリー職務に従事していて、例会に出席できない場合。

第 5 節 — RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

Commented [COL5]: 第 4 節から移動。

第 3 節 — 出席規定の免除。 次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。 理事会は、正当かつ十分な理由、条件、および状況による会員の欠席を認める権限を持つものを承認する。このような出席規定の適用の免除は、最長 12 カ月間までとする。ただし、健康上の理由あるいは子どもの誕生、養子縁組、または里親となることにより 12 カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の 12 カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。ただし、健康上の理由、子どもの誕生または養子縁組の後、または里親期間中に欠席となる場合は、理事会が当初の 12 カ月を超えて延長することができる。

(b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が 85 年以上であり、一つまたは複数のクラブで少なくとも 20 年の会員ロータリアン歴があり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

第 4 節 — RI 役員の欠席。 会員が現役の RI 役員または現役の RI 役員の配偶者／パートナーである場合、その会員に対する出席規定の適用は免除されるものとする。

Commented [COL6]: 第 5 節に移動。

第 5 節 — 出席の記録。 本条第 3 節 (a) 第 6 節 (a) の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に欠席した場合、その会員と会員の欠席は、出席記録に含まれないものとする。本条第 3 節 (b) または第 4 節第 6 節 (b) または第 5 節の下に出席規定の適用を免除された会員がクラブ例会に出席した場合、その会員と会員の出席は、本クラブの出席率の算出に使う会員数と出席者数に含まれるものとする。

第 13 条 理事および役員および委員会

第 1 節 — 管理主体。 本クラブの管理主体は、細則の定めるところによって構成されるに規定される理事会とするである。

第 2 節 — 権限。 理事会は全役員および全委員会に対して総括的管理権を持つものとし持ち、正当な理由がある場合は、そのいずれをも罷免することができる。

第 3 節 — 理事会による最終決定。 クラブのあらゆる事項に関するに関して、理事会の決定は最終的なものであって、クラブに対して提訴する以外にはこれを覆す余地はない。しかしながら、理事会が会員身分の終結の決定に関してはをした場合、会員は第 15 条第 6 節の規定に従って、クラブに提訴するか、調停または仲裁に訴えることができる。このような提訴の場合、提訴の対象となった決定は、理事会の決定を覆すための提訴は、理事会が指定した例会において、定足数の出席を得て、その出席会員の 3 分の 2 の投票を必要とするによってのみ覆すことができるものとする。そして、当該例会の少なくとも 5 日前に、幹事が当該提訴の予告が、幹事により、を各会員に対して与えられていなければならない。もし提訴が行われた場合は、に対するクラブの決定が最終決定となるである。

第 4 節 — 役員。 クラブの役員は、会長、直前会長、会長エレクト、幹事、会計とし、1 名または数名の副会長をも役員に含めることができ、これら全員を理事会メンバーとする。また、会場監督も役員であるが、細則の定めるところに従って場合、理事会のメンバーとすることができる。各役員と理事は、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ役員は定期的に衛星クラブの例会に出席するものとする。

Commented [COL7]: 第 5(c)節から移動。

第 5 節 — 役員の選挙

(a) 会長を除く役員の任期。各役員はクラブ細則の定めるところに従って選挙されるものとする。会長を除き、各役員は選挙された直後の 7 月 1 日に就任し、選挙された任期中または後任者が然るべく選挙されかつ適格となるまで在任するものとする。

(b) 会長の任期。会長会長ノミニーは、細則の定めるところに従って、会長として就任する日の直前 18 カ月以上 2 年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトの役職名が与えられる

ものとする。会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。

- (c) 会長の資格要件。各役員および各理事は、いずれも、本クラブの瑕疵なき会員でなければならない。クラブ会長の候補者は、ガバナーが1年未満であってもこの要件を満たしていると判断しない限り、指名に先立つ少なくとも1年間、本クラブの会員であるものとするなければならない。ただし、1年未満であっても、当該会員の奉仕がこの要件の趣旨を満たしていると地区ガバナーが判断した場合は例外となる。会長エレクトは、ガバナーエレクトから特に免除されない限り、会長エレクト研修セミナーと地区研修・協議会に必ず出席するものとするしなければならない。免除された場合は、所属クラブによって指名された代理を必ず派遣しなければならない。この代理人は会長エレクト本人に対し結果報告するものとする。会長エレクトが、ガバナーエレクトからの免除を受けずに、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会に出席しない場合、あるいは、免除されても指定の代理をこれらの会合に派遣しなかった場合、かかる会長エレクトはクラブ会長に就任できないものとするしてはならない。このようなことが起こった場合、会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会、もしくはガバナーエレクトが十分であるとみなした研修に出席した後任者が正式の手続きによって選挙されるまで、現会長が継続してクラブ会長を務めるものとする。

第6節 — 本クラブの衛星クラブの組織運営(該当する場合)。衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

- (a) 衛星クラブの監督。本クラブは、理事会が適切とみなす一般的な監督と支援を、衛星クラブに提供するものとする。
- (b) 衛星クラブの理事会。衛星クラブの日々の運営のため、衛星クラブ独自の理事会を毎年選出するものとする。この理事会は会員から選ばれ、細則の定めるところに従って、衛星クラブの役員および4〜6名のその他の会員により構成される。衛星クラブの最高役員は議長(chair)であり、その他の役員は、直前議長、議長エレクト、幹事、会計である。衛星クラブ理事会は、本クラブの指導の下、ロータリーの規定、要件、方針、目標、目的に従って、衛星クラブの日々の運営とクラブ活動の管理を担う。本クラブ内または本クラブに対して、いかなる権限も持たない。
- (c) 衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

第7節 — 委員会。本クラブは次の委員会を有すべきである。

- (a) クラブ管理運営
- (b) 会員増強
- (c) 公共イメージ
- (d) ロータリー財団
- (e) 奉仕プロジェクト

理事会または会長は、必要に応じて追加の委員会を任命できる。

第15条 会員身分の存続

第1節 — 期間。会員身分は、以下に次に定めるところによって終結しない限り、本クラブの存する間存続するものとする。

第2節 — 自動的終結。

- (a) 会員の資格条件例外。会員が、会員資格条件に欠けるようになったとき、会員身分は自動的に終結するものとする。ただし、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転するが、引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしている場合、理事会は
- (1) 会員が本クラブに留まることを許可する。または、
- (2) 理事会は、会員が本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する場合、新しい地域社会にあるロータリークラブを訪問して知り合いになってもらうために1年以内の期間に限って、出席義務規定の特別免除を与えることができる。ただし、この場合、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

Commented [COL8]: 第4節から移動。

Commented [COL9]: 第4節に移動。

(2) 理事会は、本クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外に移転する会員の会員身分を保持できる。ただし、同会員は引き続きクラブ会員たるすべての条件を満たしていることが前提である。

(b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、瑕疵なき会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、その人物は同じ職業分類または別の職業分類の下に、再度新たに入会申込をすることができる。

(c) 名誉会員の会員身分の終結。名誉会員の会員身分は、延長されない限り、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に終結する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間をさらに延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

第3節 — 終結 — 会費不払。

(a) 手続。所定の期限期日後 30 日以内に会費を納入しない会員に対しては、その分かっている最新の宛先に、幹事が、書面をもって催告しなければならない。催告の日付後 10 日以内に会費が納入されなければ、理事会は、その裁量に従って当該会員の会員身分を終結して差し支えない。

(b) 復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員が申請し、クラブに対するすべての負債を支払った場合、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第 11 条第 2 節に適用していない反する職業分類においては、場合は、いかなる元会員も正会員に復帰させることはできない。

第4節 — 終結 — 欠席。[本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

(a) 出席率。会員は、

(1) 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会または衛星クラブ例会の出席率が少なくとも 50 パーセントに達しているか、クラブのプロジェクトおよびその他の行事や、その他の活動に少なくとも 12 時間参加しているか、いなければならない。または、バランスの取れた割合でその両方を満たしていなければならない。

(2) 年度の各半期間に、本クラブまたは衛星クラブの例会総数のうち少なくとも 30 パーセントに出席、またはクラブのプロジェクトおよびその他の行事や、その他の活動に参加しなければならない(RI 理事会によって定義されたガバナー補佐は、この義務を免除されるものとする)。会員が規定通り出席できない会員は場合、その会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、終結する会員身分を終結されることがある。

(b) 連続欠席。会員の会員身分は、理事会が正当かつ十分な理由があると認めない限り、または第 12 条第 3 節もしくは第 4 節第 5 節もしくは第 6 節に従う場合を除き、連続 4 回例会に出席せず、またメイクアップもしていない場合、クラブ理事会は、その欠席がクラブ会員身分の終結を要請していると考えられる旨通知するものとする。その後、理事会が会員に通知した後、理事会は、過半数によって、会員の会員身分を終結することができる。

第5節 — 他の原因による終結終結 — その他の理由。

(a) 正当な根拠。理事会は、いずれの会員も、本クラブの会員としての資格条件に欠けるようになった場合、もしくは他に十分に認められる根拠があれば、特にその目的のために招集された理事会の会合において、出席し投票した全理事の 3 分の 2 を下回らない以上の賛成投票によって、その会員身分を終結することができる。本会合の指針となる原則は、第 10 条の第 1 節、「四つのテスト」、およびロータリークラブ会員として持つべきロータリアンの高い倫理基準とする。

(b) 通知。理事会が本節(a)項の下に会員身分を終結する決定する前に、当該会員は、かかる懸案案件について、少なくとも 10 日間の予告を書面によって与えられ、理事会に対して書面による答弁を提出する書面にて回答する機会を与えられなければならない。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。また、会員は、理事会に出頭して、自分の立場を釈明する権利を持つものとする。かかる予告の通達は、配達証明便または書留郵便によって、分かっている最新の宛先に送付されなければならない。

(c) 職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れてるか、本クラブの決定または仲裁人の決定が発表さ

れるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に関する理事会の決定が覆されても、新会員の入会によって同一職業分類に属する会員の制限を超えない場合はこの限りではない。終結に関する理事会の決定が覆された場合、終結会員の職業分類に対する新会員の選挙によって終結会員の再入会が阻害されない場合は、例外とすることができる。

第6節 会員身分の終結に提訴、調停または仲裁を求める権利。

- (a) 通知。幹事は、理事会決定後7日以内に、その理事会の会員身分を終結または保留させる決定を、書面をもって、当該会員に通告書面で会員に通知しなければならない。その会員は通告の日付後14日以内に、幹事に対する書面をもって、クラブに提訴するか、調停を要請するか、もしくは第19条に定める仲裁に訴えるか、いずれかの意思のあることを通告することができる。調停または仲裁の手続は第19条に規定されている。
- (b) 提訴に対する聴聞の期限。提訴する場合は、提訴を通告する書面を受理してから21日以内に行われるべきクラブの例会において、当該提訴の聴聞を行うために、理事会はその日取りを決定しなければならない。例会およびその例会で行う特別案件について、少なくとも5日間の予告が、書面をもって、全会員宛に与えられなければならない。提訴が聴聞される場合には、会員のみが出席するものとする。クラブの決定が最終決定であり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (c) 調停もしくは仲裁。調停もしくは仲裁に使用される手続は第19条に規定された通りである。
- (d) 提訴。もし提訴が行われた場合は、クラブの決定が最終決定となり、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、仲裁を要求することはできない。
- (e) 仲裁人または裁定人の決定。もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。
- (f) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、本節(a)項の規定に従い、会員はクラブに提訴するか仲裁に訴えることができる。

第7節 理事会による最終決定。もしクラブに対する提訴も行われず、仲裁も要求されなかった場合は、理事会の決定は最終決定となる。

第8節 退会。いかなる会員も、会員のクラブからの退会の申出は書面をもって行い(会長または幹事宛)、理事会が受理するものとする。理事会によって受理されなければならない。ただし、当該会員のクラブに対するすべての負債が完済されていることを前提とするが本クラブに負債がある場合を除く。

第9節 資産関与権の喪失。いかなる理由にせよ、本クラブの会員身分を終結された者は、すべて、本クラブに入会した時点で地元の法律の下でその会員がなんらかの権利を得ていた場合、本クラブに属するいかなる資金その他の財産に対しても、あらゆる関与権を喪失するものとする。

第10節 一時保留。本定款のいかなる規定にもかかわらず、理事会の見解において、

- (a) 会員が、本定款に従うことを拒否または怠った、あるいは会員としてふさわしくない振舞い、またはクラブに害をもたらすような振舞いをしたという信憑性のある告発があった場合、および、
- (b) これらの告発が立証された場合、当該会員の会員身分を終結するのに正当な理由となる場合、および、
- (c) 当該会員の会員身分に関していかなる措置も取るべきではなく、当該会員がその結果を待つ間、または理事会が適切と考える措置が最初に取りられるまでは、当該会員の会員身分に関していかなる措置も取らないことが望ましいとされるべきである場合、および、
- (d) クラブの最善の利益のために、当該会員の会員身分に対する票決を取ることなく、当該会員の会員身分を一時保留とし、当該会員が例会やその他の本クラブの活動への出席や、本クラブのいかなる役職や任務からも除外されるべきである場合、

理事会は、その3分の2以上の賛成票によって、理事会の決定する妥当な期間(ただし最大90日間以内)と追加理事会が定めたその他の条件に従い、前述の通り会員の会員身分を一時保留とすることができる。一時保留とされた会員は、第15条本条第6節に定められる通り、一時保留について提訴

Commented [COL10]: (c)から移動。

Commented [COL11]: (d)から移動。

Commented [COL12]: (a)に移動。

Commented [COL13]: (b)に移動。

する、または調停や仲裁を求めることができる。一時保留期間中、当該会員は出席義務要件を免除されるものとする。理事会は、一時保留期間が過ぎる終了する前に、一時保留となっているロータリアンの会員身分を終結する手続きを取るか、通常の会員身分に復帰させなければならない。

第 16 条 地域社会、国家、および国際問題

第 1 節 — 適切な主題。地域社会、国家および世界の一般福祉にかかわる公共問題の功罪は、本クラブの会員にとって関心事であり、会員の啓発となり各自が自己の意見を形成する上で、クラブ会合における公正かつ理解を深める研究および討議の対象として適切な主題というべきである。しかしながら、クラブは、いかなる係争中の公共問題についても意見を表明してはならない。

第 2 節 — 支持の禁止。本クラブは、公職に対するいかなる候補者も支持または推薦してはならない。またいかなるクラブ会合においても、かかる候補者の長所または短所を討議してはならない。

第 3 節 — 政治的主題の禁止。

(a) 決議および見解。本クラブは、政治的性質をもった世界問題または国際政策に関して、討議ないし見解を採択したり配布したりしてはならない。またこれに関して行動を起こしてはならない。

(b) 嘆願。本クラブは、政治的性質をもった特定の国際問題の解決のために、クラブ、国民、政府に対して嘆願してはならない。また書状、演説、提案を配布してはならない。

第 4 節 — ロータリーの発祥を記念して。ロータリーの創立記念日、(2 月 23 日)の週は、世界理解と平和週間と呼称するである。この 1 週間は、本クラブはロータリーの奉仕活動を祝い、これまでの業績を振り返り、地域内と世界中で、平和、理解、親善のためのプログラムに重点を置く。

第 17 条 ロータリーの雑誌

第 1 節 — 購読義務。~~RI 細則に従って、本クラブが RI 理事会によって、本条規定の適用を免除されていない場合、各会員は、会員身分を保持する限り、いずれかの RI の機関雑誌または RI 理事会から本クラブに対して承認ならびに指定されているロータリー地域雑誌を購読しなければならない。同じ住所に住む 2 人のロータリアンには、機関雑誌、または理事会が承認し、そのクラブに対して指定したロータリー雑誌を合間で購読する選択肢があるしてもよい。~~購読は、本クラブの会員となっている限り継続し、購読料は理事会が決定した人頭分担金の支払い日に支払われるものとする。

第 2 節 — 購読料。購読料は、クラブが、その前払金を各会員から徴収し、~~RI の事務局または RI 理事会の指定によって購読することとなった~~地域雑誌の発行所に送金しなければならない。

第 18 条 ロータリーの目的の受諾と定款・細則の順守

会員は、会費を支払うことによって、ロータリーの目的の中に示されたロータリーの原則を受諾し、~~本クラブの定款・細則に従い、その規定を順守し、これに拘束されることを受諾するものとする。そしてこれらの~~条件の下においてのみ、会員は、本クラブの特典を受けることができる。各会員は、クラブ定款・細則の文書を受け取ったかどうかにかかわらず、定款・細則の条項に従うものとする。

第 19 条 仲裁および調停

第 1 節 — 意見の相反。~~理事会の決定に関すること以外で、現会員または元会員と本クラブ、クラブ役員、または理事会との間に意見の食い違いが起こり、意見の食い違いは、理事会の決定を除き、このような場合のために規定されている手続によってはどうしても解決できない場合、その問題は、論争当事者のいずれかが幹事に要請し、調停によって裁定を行うかまたは仲裁によって解決を図るものとする。~~

第 2 節 — 調停または仲裁の期限。~~調停または仲裁の場合、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の要請を受理してから 21 日以内に行われるよう、理事会は論争当事者と協議して、調停または仲裁の日取りを決定しなければならない。~~

第 3 節 — 調停。~~このような調停の手続きは、以下のいずれかでなければならない。~~

(a) 国もしくは州に対し管轄権を有する関係当局によって認められたものであるか、または

(b) 代替の争議の解決方法を含む専門知識に定評のある優れた専門職団体によって推薦されたものであるか、または

(c) RI 理事会もしくはロータリー財団 TRF 管理委員会が定めた指針文書によっておいて勧められるものとする。

調停人にはロータリークラブの会員ロータリアンのみを指定するができる。クラブは、適切な調停技能と経験を有するロータリークラブの会員調停人を任命するよう地区ガバナーもしくはガバナーの代理人に要請依頼することができる。

(a) 調停の結果。調停によって後に論争当事者同士が合意に達した結果もしくは決定は、記録されるものとし、各当事者ならびに調停人がその記録をそれぞれ保管するものとする。さらに、理事会にも記録を1部提出し、幹事がそれを保管するものとする各当事者、調停人、および理事会に記録を1部ずつ提出するものとする。クラブへの報告のために、当事者が承諾できる結果の要約文を作成するものとする。論争当事者の一方者が調停内容を十分に履行しなかった場合、いずれの論争当事者ももう一方は会長または幹事を通じて、さらに調停を要請することができる。

(b) 調停の失敗。調停を要求したが、調停が失敗した場合、論争当事者は本条の第1節に定める仲裁に訴えることができる。

第4節 仲裁。 仲裁が要求された場合、両論争当事者はそれぞれ1名のロータリアンを仲裁人として指定し、両仲裁人は1名のロータリアンを裁定人として指定しなければならない。裁定人または仲裁人にはロータリークラブの会員のみを指定することができる。

第5節 仲裁人または裁定人の決定。 もし仲裁が要求され、仲裁人によって下された決定もしくは両仲裁人が合意に達し得なかった場合、裁定人による決定が最終であって、当事者すべてに拘束力のあるものとなり、提訴することはできない。

第20条 細則

本クラブは、RIの定款・細則、RIによって管理上の地域単位が認められている場合には、その手続規則、および本定款と矛盾しないと合致する細則を採用しなければならない。細則は、本クラブの管理のために、さらに追加規定を設けるものとする。同細則は、細則中に定められているところに従って随時その規定に従い、改正することができる。

第21条 解釈の仕方

「郵便」、「郵送」、および「郵便投票」という用語には、経費を節約し応答を頻繁にするために、電子メール(Eメール)およびインターネットテクノロジーの活用が含まれるものとする。

第22条 改正

第1節 改正の方法。 本条第2節に規定されている場合を除き、本定款は、規定審議会における投票者の過半数の賛成票によってのみ改正できる。その方式については、RI細則の改正について同細則で定めているものと同一とする。

第2節 第2条と第4条の改正。 定款の第2条(名称)および第4条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低3分の2の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議するは、その例会の少なくとも10日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出するものとし、してその承認を求めなければならない。その承認があつてされた時に初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

(本文終わり)

趣旨および効果

組織規定文書は審議会によって3年ごとに改正される。しかし、個々の項目が改正されるため、年月の経過とともに文章が断片化し、統一がなくなっている。標準ロータリークラブ定款の包括的改正は2001年に行われたきりで、クラブ定款の明確化と再編成には見直しが必要であることは明白である。2016-

Commented [COL14]: 第1条に同内容あり。

- 1 2017 ロータリー年度に、ジャーム会長はクラブ定款の簡略化を推奨するため、組織規定文書審査委員
2 会を任命した。
3
4 委員会は本立法案を作成し、クラブ定款の実質的変更をせずに現行の規定を現代的にして合理化す
5 ることを目指している。例えば、委員会は、「第 19 条 仲裁および調停」を RI 細則の変更を反映するよう
6 改正することを推奨している。文章の流れと読みやすさのための変更も行われている。例えば、「第 12
7 条 出席」は順序が変更されている。節を移動した箇所には目印としてメモが追加されている。
8
9 全体的に、これらの変更はクラブ定款を簡略化し、すべてのロータリアンにとって分かりやすい内容にす
10 ることを目的としている。

財務上の影響

- 11 本制定案は、国際ロータリーに大きな財務上の影響を与えることはないと思われる。

得票数

賛成 _____ 票

反対 _____ 票

結果

☐ 採択

☐ 理事会に付託

☐ 審議保留

☐ 修正して採択

☐ 否決

☐ 撤回

メモ